

平成 1 9 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

平成 1 9 年 6 月 1 5 日開会

平成 1 9 年 6 月 2 7 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 9 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 1 5 日

1. 議事日程

平成19年第2回北杜市議会定例会（1日目）

平成19年6月15日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

（日程第5 報告第1号 平成18年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件

日程第6 報告第2号 平成18年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第7 報告第3号 平成18年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第8 報告第4号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第9 報告第5号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第10 報告第6号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第11 報告第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第12 報告第8号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第13 報告第9号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第14 承認第1号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

日程第15 承認第2号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

日程第16 承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

- 日程第 17 承認第 4 号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の専決処分の報告及び承認を求めること
について
- 日程第 18 承認第 5 号 須玉町過疎対策のための固定資産税の免除に
関する条例等の一部を改正する条例の専決処
分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第 19 議案第 70 号 平成 19 年度北杜市一般会計補正予算（第
1 号）
- 日程第 20 議案第 71 号 平成 19 年度北杜市国民健康保険特別会計補
正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 72 号 平成 19 年度北杜市農業集落排水事業特別会
計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 73 号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の
公開に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 23 議案第 74 号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 75 号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 25 議案第 76 号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 26 議案第 77 号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 27 議案第 78 号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を
改正する条例について

までの 23 案件を一括議題として上程)

日程第 3 市長施政方針・議案説明
(常任委員会付託)

日程第 4 選挙第 3 号 大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	坂本伴和	企画部長	福井俊克
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	柴井英記
産業観光部長	植松忠	建設部長	相吉正一
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	藤原宝	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	原哲也	武川総合支所長	三枝基治
総務部参事	中澤卓夫	総務課長	赤岡繁夫
財政課長	平井敏夫	政策秘書課長	細川清美

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

開会 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成19年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

県下の米どころである市内の水田も田植え作業を終え、一段と緑を増しております。本市の基幹産業である農業は自然との調和の上に成り立ち、気象の影響を直接受けやすい産業であります。近年、世界的に異常気象が多発しており、このような異常気象による気象災害が発生しないよう、望むところであります。

議員各位におかれましては、慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待するとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は、41名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告9件、承認5件、議案9件、その他2件であります。

次に監査委員から平成19年2月分、3月分および4月分の例月出納検査および定期監査について、結果報告がありました。

次に4月13日、笛吹市において第237回山梨県市議会議長会定期総会が開催され、私と副議長が出席いたしました。総会において、会長に甲州市議会議長、廣瀬宗勝氏が就任されましたので、ご報告いたします。

また6月7日、茨城県水戸市において、第73回関東市議会議長会定期総会が開催され、私が出席いたしました。総会において、会長に埼玉県川越市議会議長、大河内衍氏が就任されましたので、ご報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月15日から6月27日まで13日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月27日までの13日間に決定いたしました。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、議長が指名いたします。

25番議員 篠原珍彦君

26番議員 内藤 昭君

27番議員 小林保壽君

以上、3名を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第5 報告第1号 平成18年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第27の議案第78号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例についてまでの23案件を一括議題といたします。

○議長（小澤寛君）

日程第3 市長から行政報告および提出案件に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

本日、ここに平成19年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

内閣府の5月の月例経済報告では、企業収益は改善し、設備投資は増加していると発表しております。また、日銀甲府支店が今月4日に発表した金融経済概観によりますと、県内経済は引き続き、製造業を中心に緩やかに回復しているとの判断が示されました。しかしながら、市内では、なかなか景気回復を実感として肌で感じるまでには至らず、元気な企業を誘致し、雇用機会の拡大などを図っていくことが必要であると考えております。

こうした中、課題となっております明野町の、畑地帯総合整備事業の永井原工区内へ農業生産法人等の誘致につきまして、先月、野菜の水耕栽培などを行っている広島県内の2つの農園を地元関係者とともに視察し、誘致について強く働きかけを行ってまいりました。

その結果、一昨日、サラダ菜の栽培を行っている株式会社日本農園の社長から、永井原工区へ進出したいとの意思表示を受けましたので、今後は日本農園と連携をとりながら、平成20年度に着工できるよう、国・県との協議を進めてまいりたいと考えております。

今月4日、山本有二金融・再チャレンジ担当大臣が北杜市を訪れ、高根クラインガルテン、道の駅南きよさとや八ヶ岳倶楽部を視察されました。

都市と地方を行き来して生活する2地域居住、暮らしの複線化とも言われている新しい生き方が実践されている事例として本市が選ばれたものであり、八ヶ岳倶楽部では2地域居住の住民の方々との意見交換が行われました。

山本大臣は「今回の視察により、政府が進めている再チャレンジができる社会の仕組みづくりのモデルとして、大いに参考になった」と感想を述べられました。また、大変喜んでいただき、高い評価をいただきました。

今月6日には、全国市長会議に出席してまいりました。本年4月から第2期地方分権改革がスタートしたことから、政府に対し、国から地方への税源移譲、国と地方の役割分担の明確化、地方共有税の導入などを求める決議がされました。また、地域住民に良質かつ均質な医療を提供できるよう、適切な医療体制を実現するため、医師等の確保対策を緊急要望することといたしました。

次に、市政の状況について申し上げます。

最初に、国際交流事業についてであります。

姉妹都市であるアメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡、ベリア市、リッチモンド市との交流は、旧高根町がベリア市と交流を始めてから、本年度で20年を迎えました。

本年度は5月7日から10日間、議会代表の林泰彦副議長をはじめ、各町から選出された18名の代表が親善訪問し、両地域の絆を深めていただきました。また、文化交流代表として保坂多枝子議員がホームステイをしながら、小中学校6校で押し花の授業を行い、生徒から大変歓迎されました。

夏休みにはベリア市、リッチモンド市と韓国抱川市の中学生がホームステイに、秋にはマディソン郡等と抱川市から訪問団が本市を訪れる予定であり、ますます友好が深まることを期待しております。

次に、市長と語る集いについてであります。

昨年度は、各総合支所単位に各種団体の皆さまを対象に意見交換を行い、地域の実情をふまえた貴重なご意見、ご提案を多数いただいたところであります。いただきましたご意見等は、できるだけ市政に反映しているところであります。

本年度は市内4カ所を会場に、テーマを設定した中で、自由に参加、意見が述べられるよう開催し、より有意義な集いとなるよう計画しているところであります。

開催にあたりましては、広報ほくとや防災行政無線および北杜ケーブルテレビ等で周知し、多くの市民の皆さまに参加していただきたいと考えております。

次に、妊婦健康診査についてであります。

国では、母体や胎児の健康確保と少子化対策の更なる充実を図るため、妊婦健康診査における公費負担を拡大することになりました。これに伴い、県市長会および県町村会において協議が行われ、その結果、7月から公費負担による妊婦健康診査の回数を、県下一律に現行の2回を5回に増やして実施することで了承されましたので、今回の補正予算に所要額を計上しております。

また、他市に先駆けて、これまで実施してきました市単独事業の妊婦健康診査助成事業につきましては、引き続き1回2千円を限度に、5回まで助成してまいります。

次に、少子化対策についてであります。

市では、平成16年度に北杜市次世代育成支援行動計画を策定し、さらに昨年度は北杜市次世代育成支援対策地域協議会を設立したところであります。この協議会から具体的な提案をいただき、これまで家庭における家事・育児への協力・推進、民間子育て支援施設等の紹介と情報提供、子育て中の親が働きやすい職場・環境づくりの啓蒙などを家庭や地域などと連携を図りながら推進してまいりました。

過日、平成18年の合計特殊出生率が発表され、全国では前年の1.26から1.32へ増加しましたが、北杜市では1.31から1.30と低下しております。こうした状況の中で、

若い男女が夢や希望を持って新たな家庭を築き、楽しく子どもを育てていける社会を築くためには、あらゆる面からの環境整備を進めることで、少子化対策だけでなく、誰もがより住みやすいと実感できるまちづくりにつながっていくことと考えております。

こうしたことから、重要課題である少子化対策に取り組むため、庁内少子化対策推進本部を設置し、北杜市次世代育成支援対策地域協議会と連携を図りながら、今後の方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究についてであります。

昨年9月の採択を受け、これまでに現地の調査測量および設計業務を行い、地権者の皆さまとの土地賃貸借契約を完了したところであります。現在、国で農地転用の協議が進められており、許可があり次第、造成工事に着手する予定であります。

また、本年度は第1期として600キロワットの実証研究を行うため、先進的な太陽電池パネルを年内に設置し、来年1月から研究を開始する予定であります。

なお、21年秋までの間に、第2期および第3期の太陽電池パネルの設置が進められ、第1期分と合わせて約2メガワットの太陽光発電システムを構築し、大型発電出力安定制御システムを開発するための実証研究が、総合的に進められる計画であります。

次に、村山六ヶ村堰水力発電所についてであります。

本年4月1日から稼動しておりますが、4月の総発電量は約13万3千キロワットアワーで、そのうち大門浄水場への供給量は約10万キロワットアワー、東京電力に売電した余剰電力量は約3万3千キロワットアワーでありました。

今後も適切な管理に努め、小中学生の地球温暖化防止のための環境学習などを計画し、環境創造都市をアピールできる施設として、活用してまいりたいと考えております。

次に、名水サミットについてであります。

環境省が選定した全国名水百選の所在市町村が参加して、毎年、名水サミットを開催しており、本年は北杜市大泉町で開催することが決定しております。

名水サミットは、国民の水質保全への認識を深め、優良な水環境を積極的に保護することなど、今後も水質の保全を図っていくことを目的としており、10月5日・6日の2日間、県内外から約500人を迎え、全国大会やシンポジウムなどを行う予定であります。また、今回は子どもたちの参加をお願いし、環境についての意識の向上を図ることとしております。

このサミットを通じて、豊かな水、日照時間日本一、美しい山岳景観や多くの観光、文化、芸術施設などを幅広くPRし、さらに北杜市の知名度が上がるよう努めてまいりたいと考えております。

次に昨年9月に開館した風林火山館につきましては、入館者が6月11日に23万人を突破いたしました。多くの観光客が風林火山館を訪れることによって、北杜市の知名度アップや他の観光施設などへの誘客および経済効果が見込めることから、積極的なPRに努めてきたところであり、予想を上回る人気は今後も続くことを期待しております。こうした状況の中、4月から5月の2ヵ月間における白州、小淵沢、高根の道の駅の利用状況を昨年同期と比較すると15.7%の増加となっており、周辺施設への波及効果としても大きなものがあったと確信しております。夏休みの時期には多数の来館者が見込まれるため、駐車スペースの拡張や交通渋滞の解消に万全を尽くすとともに、他産業の振興にも寄与できるよう、更なる誘客に努めてまいりたいと考えております。

なお、「風林火山」の観光キャンペーンの一環として、北杜市と山梨県などで構成する北杜市稲文字アート実行委員会が、5月25日に小淵沢町および長坂町内の水田で、色の異なる2種類の苗を植え、風林火山の文字を浮かび上がらせる稲文字アートの田植えを実施いたしました。

当日はあいにくの雨でしたが、小淵沢小学校の児童をはじめ、ボランティアの皆さん約100人に参加していただいた苦勞の成果が、6月末ごろには稲文字となって現れる見込みであります。7月に運行が開始される小海線の世界初のハイブリッド車両と同様に、観光客の目を楽しませるとともに、北杜市を大いに印象づけるものと思っております。

また、来年4月から6月までの3カ月間、山梨県大型観光キャンペーン推進協議会による山梨デスティネーションキャンペーンが実施されます。このキャンペーンに先駆けて、全国の旅行エージェント、旅行雑誌記者、JR関係者などに山梨県の観光の魅力を紹介し、山梨県向け旅行商品の開発を促進するための全国宣伝販売促進会議が、4月16日から18日にかけて開催され、北杜市も観光資源のPRを行いました。来年度には、こうした取り組みによる効果が着実に表れるものと、大いに期待しております。

また、都会の人々が求めている癒しの空間として、来訪者の長期滞在を可能とする観光基盤および観光資源の整備充実に取り組むため、去る6月2日に、議員各位をはじめ関係者のご出席をいただき、長期滞在型リトリートの杜宣言を行ったところであります。今後は観光に関する、さまざまな事業者による共同事業体の組織形成をはじめとして、民間主導による観光商品やサービスの開発、観光の基盤である農業・商業などとの連携強化を図ってまいりたいと存じます。

ひと休みを必要とする若年世代や、もうひと花咲かせたい団塊世代にとって、北杜市が魅力に満ちたリトリートの杜として光り輝くために、市と市民が協働して、その基盤整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画および景観計画についてであります。

両計画の策定に当たっては、市民の理解と参加が何よりも必要であり、市民と行政が協力することにより、はじめて豊かで住みよいまちづくりが可能となることと考えております。このため、本年度は両計画策定に向け、市民との協働による検討・協議を行うためのワークショップなどの組織を立ち上げ、共通認識を持ち、市と市民が同じ目的・目標に向かい、一体となり進めてまいりたいと考えております。

なお、両計画とも平成21年度策定を目標としております。

次に、市営住宅使用料滞納者への取り組みについてであります。

本市の市営住宅は、本年3月末現在で43団地あり、969戸が入居しております。入居者の中には、住宅使用料の納付が困難な方も見受けられるところであり、年々住宅使用料の滞納も増加し、昨年度末では総額2,900万円余の滞納となっております。

市では、各滞納世帯への電話や催告書による督促をはじめ、職員による訪問徴収や、滞納者に対する納入指導の強化に努めてまいりましたが、平成17年度と比べ滞納者数が21人増加、また、滞納額では800万円余の増加となっております。

こうしたことから、市営住宅の負担の公平と管理の適正を図るため、滞納解消に誠意の見られない高額滞納者に対しては、抜本的な滞納対策を講じる必要がありますので、提訴も含めた実効性のある滞納整理を進めてまいりたいと考えております。提訴に当たっては、市議会の議決をお願いすることとなりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、小淵沢中学校の改築工事についてであります。

昨年8月に着工いたしました校舎棟、屋内運動場の改築工事は、7月に完成する予定であります。8月中には新校舎への引っ越し作業を行い、2学期からは新校舎での授業が開始できるよう準備を進めております。また、8月にはプールの改築工事に着手する予定であります。

次に、給食センターの建設についてであります。

2月に設置いたしました給食センター整備検討委員会は、12月の市議会定例会で請願が採択となり設置したものであり、市議会をはじめ小中学校PTA連合連絡会、市調理場運営委員会における協議内容の説明や市内の既存施設の視察をしていただくとともに、数次におよび慎重に審議を重ねていただき、このほど、教育委員長に答申をいただきました。検討委員会の委員の皆さまには、大変ご苦労いただき感謝申し上げます。

この答申につきましては、過日、教育委員長から教育委員会の意見書とともに、報告を受けたところであります。私といたしましては、この答申を尊重するとともに、将来の北杜市の少子化や財政状況などを総合的に勘案する中で、議員各位のご理解を賜りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、囲碁美術館についてであります。

囲碁美術館は議員各位のご理解のもと、昨年8月に開館し、1年が経過しようとしております。その間、展示品の入れ替え、囲碁子ども教室、市民および教職員の囲碁指導員講習会、第1回北杜市地区対抗囲碁大会などを開催し、多数の皆さまの参加をいただきました。

市民の皆さまには、日頃から囲碁美術館に親しんでいただいておりますが、市外・県外からも多数の来館があり、全国的に珍しい囲碁に関わる展示品に感動された礼状が数多く寄せられております。本年度は、昨年度の事業を継続的に実施するとともに、囲碁グッズの作成、囲碁講座の開設、女性囲碁教室の開催などを実施してまいります。

また、開館1周年記念行事として、日本棋院の石田芳夫24世本因坊囲碁道場の門下生との親善囲碁対局を、明日と明後日の両日開催いたします。

今後も日本棋院と連携協力しながら、囲碁美術館が多くの市民に親しまれ、利用されるよう努めてまいります。

最後に旧須玉町の保育料および明野町、武川町の農業集落排水処理施設の使用料についてであります。

平成14年度から平成16年度の、旧須玉町の保育料の算定に誤りが判明したことから、再算定を行い、このたび額が確定しましたので、還付および追加徴収を行うことといたしました。

また、明野町および武川町の農業集落排水施設の使用料につきましては、合併前と同様に公共枡へ未接続の世帯からも基本料金を徴収しておりましたが、北杜市農業集落排水処理施設条例においては徴収できるものではないことから、未接続世帯へ合併後の基本料金を還付することとし、今議会にそれぞれの所要額の予算をお願いしております。

市民の皆さまには大変ご迷惑をお掛けし、申し訳なく思っております。心からお詫びを申し上げます。今後このようなことがないよう、適切な事務処理に努めてまいります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は報告案件9件、承認案件5件、補正予算案3件、同意案件1件、その他の案件7件となっております。

はじめに報告第1号から報告第9号までの9案件につきましては、地方自治法施行令第

145条第1項、第146条第2項および第150条第3項の規定により、議会へ報告するものであります。

次に承認第1号から承認第5号までの5案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、補正予算につきましてご説明申し上げます。

まず議案第70号の、平成19年度北杜市一般会計補正予算(第1号)の主なものにつきまして、申し上げます。

はじめに企画関係であります。コミュニティー助成事業を活用し、白州地区、神楽保存会が行う衣装、小道具などの整備に対し助成することとし、所要の経費を計上いたしました。

次に民生関係であります。平成20年4月からの後期高齢者医療制度の開始に向け、必要な機器を整備し、データの移行作業を行うための経費および旧須玉町の保育料について、還付を行う経費等を計上しております。

次に衛生関係であります。少子化対策として子育て世帯の経済的負担を軽減するため、一般妊婦検診にかかる経費の助成制度を見直し、助成額および助成回数の拡充に必要な経費を計上いたしております。

次に教育関係であります。明野小学校の特別支援学級の新設および高根西小学校のわくわくイングリッシュ小学生サポート事業に必要な経費等を計上いたしております。

以上、これらの内容をもって編成いたしました結果、その補正額は4,962万4千円となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ276億7,878万円とするものであります。

次に議案第71号の、平成19年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。平成20年4月からの後期高齢者医療制度の開始に向け、国民健康保険データの移行作業を行うための経費です。その補正額は498万8千円となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,203万2千円とするものであります。

次に議案第72号の平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。明野町および武川町において公共柵未接続世帯へ使用料を還付するための経費で、その補正額は667万3千円となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,391万4千円とするものであります。

続きまして、議案第73号の政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてであります。証券取引法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の規定中、証券取引法を金融商品取引法へ変更するなど、所要の改正を行うものであります。

次に議案第74号の北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例についてであります。平成20年4月1日から指定管理者制度に移行することに伴い、指定管理者が行う業務の範囲、管理の基準、利用料金等所要の改正を行うものであります。

次に議案第75号の北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。関係法令の施行に伴い、戸籍事項の証明の手数料を免除するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第76号の北杜市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。小淵沢町および武川町の体育施設について、平成20年4月1日から指定管理者制度に移行することに伴い、別表へ対象施設の追加を行うものであります。

次に議案第77号および議案第78号の北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例についてであります。利用者の利便性と集客力の向上を図るため、休園日を変更すること、ならびにリラクゼーションルームの使用目的を変更し、無料休憩室とするものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております承認第3号から承認第5号、議案第73号および議案第75号から議案第78号、以上の8案件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第3号から承認第5号、議案第73号および議案第75号から議案第78号、以上の8案件につきましては、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

15分間、休憩をとりまして、再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（小澤寛君）

日程第4 選挙第3号 大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に欠員が生じたため、同保護組合同規約第6条の規定に基づき、選挙を行います。

選挙を要する議員数は1人でございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に、藤原忠晴君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました藤原忠晴君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤原忠晴君が大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ただいま当選をされました藤原忠晴君につきましては、会議規則第32条第2項の規定により、文書による当選告知をいたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月25日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、誠にご苦労さまでございました。

散会 午前10時55分

平成 1 9 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 5 日

1. 議事日程

平成19年第2回北杜市議会定例会（2日目）

平成19年6月25日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 会派代表一般質問

北杜クラブ 茅野光一郎君

市民クラブ 小林元久君

北清クラブ 中村勝一君

政経会 渡邊陽一君

日程第2 一般質問

34番 中村隆一君

10番 植松一雄君

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	坂本伴和	企画部長	福井俊克
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	柴井英記
産業観光部長	植松忠	建設部長	相吉正一
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	藤原宝	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	原哲也	武川総合支所長	三枝基治
総務部参事	中澤卓夫	総務課長	赤岡繁夫
財政課長	平井敏夫	政策秘書課長	細川清美

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は41名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（小澤寛君）

日程第1 会派代表質問を行います。

ここで、各会派の質問順位および代表質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、140分。2番 市民クラブ、120分。3番 北清クラブ、70分。
4番 政経会、60分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、30番議員、茅野光一郎君。

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

私は格差社会につきまして、質問をさせていただきます。

最近、格差という言葉がだいぶ耳にするようになりました。一頃は民主党が、国会で格差を重点的に取り上げておりましたけれども、最近では自民党までが、こうした都市と地方の格差が非常に大きくなっていることを思っていることだと思っておりますけれども、骨太の方針の中に、その格差の問題を是正するようなことを織り込んできております。おとといのNHKでありましたか、3時間にわたりまして、この格差の議論がされてもございました。このように、非常に今、格差という問題があちこちでいわれております。そしてまた、世の中がだんだん歪んできたようにも思えるわけでありまして。

格差というのは、いろいろあるわけでありまして、大きな点では2つあるかと思えます。それは、1つは地域間格差であります。今、東京を中心に大都市では、豊かな税収に恵まれておりますけれども、一方、地方では交付税が減らされる、あるいは補助金が減らされる、また三位一体の改革で、税源移譲がなかなか進まなかったというふうなこともありまして、財政は悪化の一途をたどっているわけでありまして。加えて、地方は人口減少社会に入ってしまった。私たちの生活している農村では、耕作されない荒地が増えてきて、住民の高齢化が進んでいく、若者にはなかなかお嫁さんが来てくれない、企業誘致をしようにも地方への進出は難しい、残念ながら人口が減少に向かっています。このわが北杜市も合併して5万人になりましたけれども、残念ながら人口は、これから減っていくかざるを得ないと思えます。

また、所得格差について言えば、日本では1億総中流といわれるような、経済大国としては格差の少ない社会を形成しておりましたが、最近はどうでしょうか、中流が崩れてしまいまして、上層の人が、あるいは貯金がほとんどなくなって、下層の人の二極分化になってきているといわれています。

市の職員につきましても、800何名からの正職員と200何名からの臨時・パート、こういった方たち、この格差も、実は難しい問題もあるわけでありまして。このように格差社会の議

論が盛んにされるようになってきました。

格差の問題は、こうすればよいと答えることは難しいと思いますが、私たちが当面する、避けては通れない問題をあえて取り上げ、行政も住民もみんなで知恵を絞って対策を考えていく、そして弱い立場の人、小さい存在のところにやさしい光をあてていく、今そうした政治が求められていると思います。

そこで北杜クラブでは、北杜市に関わる各種の格差問題を中心に、代表質問をさせていただきます。

1つは、限界集落ということであります。

この限界集落というのは、65歳以上の人たちが集落で半分以上になってしまっていると。そして、その集落で、いろいろ共同でやろうという、集団的なものができなくなってきているような地域を指しております。

1カ月ほど前の山日新聞にも、社説の欄で2日にわたって、この限界集落のことが出ておりました。ことに南巨摩のほうの具体的事例でありましたけども、このことは北杜市にも当然、言えることだと思っております。

北杜市内でも高齢化が進んでおりまして、今は市の中では一番高齢化が進んでいる市であります。ひとつ、山村のほうへ入りますと、この限界集落はいくつか出てきているのではないかと、私は感じております。

1つの例を申し上げます。

須玉町に檜山という地域があるんだそうでありましてけれども、この地域は20戸ぐらい、かつてはあった集落であります。どうも最近、なくなっているのではないかと。1戸もないのではないかというふうにいわれています。そのまわりの集落も、おそらく、そこまではいっていないけれども、この限界集落になってきていると思います。こうして、旧町村のあそこはと思ひ浮かばれるようなところを、本当に調査してみると、私は結構、限界の集落がこの北杜市の中にあるのではないかなというふうにするわけでありまして。旧国土庁の調査によりまして、全国では今後10年間に500の集落が消滅し、さらにその後、1,500の集落が消滅するおそれがあるというところであります。

そこで質問であります。1.北杜市では集落の実態調査をしたことがありますか。

2番。また、すでに限界集落になっているところや、放置しておけば、やがては限界集落になるところの再生対策を考えておりますか。高知県では3年前に、あの有名な森林環境税を導入して、山村の再生に取り組んでいる事例もあります。

3番。嫁さんが来ない問題も大きいわけでありまして、最近の結婚の推移状況はどのようになっておりますか。本当に心配であります。対象を広げて、国際結婚にも力を入れられたらどうですか。

次に教育の格差について、お伺いしたいと思います。

自然の環境は都会と比べれば、今度は逆に都会のほうが悪くて、地方のほうが生地条件が非常にいい、そういう格差もあるわけでありまして、そのいい条件をさらに生かしたらどうだろうということについて、質問をさせていただきます。

そこで、命を何より大切にする教育について、自分の考えを述べたいと思います。

「命は大河の一滴である」と説いた人があるが、私は大自然の中にあらゆる命を生み育む不思議な力が宿っていると思う。植物はもちろん、動物も昆虫もあらゆる生物は、みんな太陽

や雨や風、つまり大自然の恵みをいただかなければ生きることができない。人間も、その例外ではない。私どもの命は、自然の中に生かされているのだと思う。

大昔から、私どもは宇宙の大自然の法則に従い、その恵みに感謝しながら謙虚に生きてきた。しかし最近、経済の豊かさを追うあまり、自然の教えを忘れ、心はすっかり貧しくなってしまった。人々があまりにも自分本位になり、いろいろな困った問題が次々に起きている。それを正すには、子どもたちからもっと自然に接する教育をすべきだと考える。でき得れば、命を育てる農林業を小中学校の教育の中に取り入れたい。

先日、小淵沢の小学校では八ヶ岳の登山をされました。野中議員も父兄と一緒に付いていかれたようでありますけども、おおぜいの父兄の方たちが参加をしておりました。また、小淵沢小学校5年生は、風林火山の形をかたどったお田植えをしておりました。大変、素晴らしいことであります。

親子で林の中を歩いたり、農業のお手伝いをする。都会の子どもたちよりも、大自然に接する環境には、農村は恵まれている。北杜市が唱えている原っぱ教育は、誇りを持って大いに進めるべきだと思う。調和のとれた健康な体と心は、自然に接する教育の中からこそ、生まれるのだと考える。私は、北杜市の原っぱ教育を評価したい。

そこで、質問をいたします。

1. 原っぱ教育を推進していますが、市内の学校で実践している内容について、お聞きいたします。せっかく原っぱ教育を進めていても、やっているところ、やっていないところの格差はないだろうかということであります。
2. 原っぱ教育を実践してきて、効果はいかがですか。教育というのは、すぐには効果がなかなか出てこないかと思えますけども、しかし、具体的にこんなことになってきましたと言えることがあれば、ご紹介もいただきたいと思えます。
3. 自然のフィールドは、都会には真似のできないものです。原っぱ教育をさらに推進して、都会の学校にも参加を呼びかけ、交流を進めたいかがですか。

病院の格差について、お伺いいたします。

今、都会の病院はますますだろうと思えますが、こうした地方の自治体の病院はどこも大変な状況であると報道されております。

1つは、財政の問題があるかと思えます。北杜市では甲陽病院、あるいは塩川病院、それに辺見の診療所、白州の診療所の4つを抱えておりますが、特に私の質問では、この大きな病院、甲陽病院、塩川病院を中心に質問していきたいと思えます。

この甲陽病院と塩川病院へは、毎年毎年、一般会計から繰入金をしているわけでありまして、今年予算でも3億8千万円から投入されているところであります。このように病院への繰り入れというのは、もう毎年毎年、行われている状況になっており、この対策をどのようにしていくか、頭の痛い問題でもあります。

2つ目の問題は、医師不足などによる医療の低下であります。特に甲陽病院は前々から医師不足が続き、病床稼働率、いわゆる空きベッドが出ている状況ではないかなと推測されるわけでありまして。全国では、お医者さんの数というのは、毎年5千人ずつ増やしているようであります。ところがなぜ、こうした地方は医師不足になるのか。1つには、開業医になるお医者さんが、収入も多いために開業に変わっていくお医者さんが多いということ。もう1つは、大学病院で中堅のお医者さんを今、引き上げている状況であります。

政府もようやく、この秋に法律で医師不足の解消にということで、対策を考えているようでもありますけれども、まだまだ時間はかかるかと思えます。そこで、北杜市の病院が財政面、医師不足で共倒れしないよう、思い切った対策が必要かと思えます。

次の何点かについて、お伺いいたします。

1. 病床利用率は、現在何%になっておりますか。
2. 一般会計からの繰入金、今後の推移をどのように予想されておりますか。また、医師の確保についての見通しについて、お伺いいたします。
3. これからの病院の改革については、目下、取り組んでおられるようでもありますけれども、現状の病院の姿でいくのか。あるいは合併、再編、民営化、いろいろ考えられますけれども、現時点でどのような考え方を持っているか、お答えをいただきたいと思えます。
4. 先日の山日新聞に「命に地域格差」という、大きな見出しで掲げられておりました。これは上野原市の事例でありますけれども、やはり県境がありまして、山梨県から一步出て、救急患者を搬送しようにも、受け入れる側が、県が違うためになかなか連携がうまくいっていないことが載っておりました。北杜市では、県境は長野県となります。その長野県との連携がどのようにされているかということについて、お聞きしたいと思います。

男女の格差についてであります。

男女間の不平等を感じている人が多く、男女平等の実現に向けて、なお一層の努力が必要かと思えます。社会のあらゆる分野における活動に参加するための男女の格差を改善しようと、北杜市でも「ほくと ほほえみ 夢プラン」を策定、男女共同参画推進条例を制定し、目下、推進活動を展開されております。

本年の2月でありましたか、高根ふれあいホールにおきまして、「ほほえみ ふぉーらむ」が開催され、イラスト劇や朗読、紙芝居が発表され、大変好評でした。私も、その会場にいましたが、会場へ出席していた人たちは、男性が半分おりました。

ところが、北杜市の各委員会等への女性登用率を調べて、その低さに驚きました。今、地方自治法でいう、180条の5に基づく委員会等、これは具体的には選挙管理委員であるとか、あるいは教育委員、また農業委員、監査委員、その他、おられるわけではありますが、こうした法律に基づいた行政の委員が69名中、女性はわずか2名であります。パーセントにすると、2.9%という実態であります。国では男女共同参画社会の実現を、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、2020年までに30%にする計画であります。山梨県におきましても、担当の課へ問い合わせましたところ、もうすでに現在30%以上になっているようであります。

市長、フランスの新しい大統領、サルコジ大統領がこの間、就任いたしました。まず言ったことは、閣僚を女性50%にしますと。あの大きな国が、そういうふうな宣言をされている。もう世界では、そういう姿になってきているように思います。

北杜市の男女共同参画の広報がまわってまいりました。その中身に目を通しましたら、市長への要望ということで、21年度までに、つまりあと2年後までに、男女の登用率が40%を超えるようお願いしますと、そういう記事が広報に出ておりました。

わが市の政策に、積極的に女性の声を反映させるため、女性の一定以上の割り当てをして、登用率を思い切って上げることが必要だと思えます。各種委員会や審議会への女性の登用を、国や県以上の高い目標を掲げ、登用率のアップを図るべきだと思えますが、市長の考えをお伺

いたします。

次、使用料等の格差についてであります。

合併して、2年半ほどが経ってまいりました。合併時点で、旧町村の各種使用料等はほとんど統一されていると思いますが、中には旧町村時代からの経緯や、あるいは特殊な事情もあって、まだ統一が図られていないものが見受けられます。例を挙げるならば、上水道、あるいは下水道、CATV等であります。水道の料金を旧村の段階で比較いたしますと、3倍以上の差があるわけでありまして、別荘においては、10倍の格差があるんです。下水道に至っても2.8倍の格差がついている現状であります。しかし、合併した現在、同じ市民でいながら使用料の格差がいつまでも、このようにあることは望ましいことではありません。統一に向けての検討がなされていると思いますが、お伺いいたします。

そこで、まだ統一されていない使用料というのは、どういうものがあるのかということ。そして今まで、なかなか統一できないという状況は、どうしてなんですか。それをいつまでにしようという目標を立てておりますか。このことについて、お伺いいたします。

最後の質問でありますけれども、財政についてであります。

代表質問でありますので、大きな問題について、1つに絞って質問をさせていただきます。

先にもふれましたように、国からの交付税や補助金が大きく減ったことにより、地方の市町村の財政は極めて苦しくなっております。市長もご承知のように、合併する前のときには、旧町村長とのいろいろの打ち合わせの中で、税収もそこそこ伸びていくだろうと、そしてそれぞれの建設事業も、こうした事業計画を立てていっていただろうというふうに踏んでいたかと思うわけでありまして。しかし、合併してから今日まで、このように交付税が減らされてくる、補助金がなかなかつかない、このことは誰しも想像つかなかったんではないかと思っております。

北杜市でも市の借金が、実は1千億円になってまいりました。その借り入れを年々返していかななくてはならないわけでありまして、最近困ったことに実質公債比率という指数が出てまいりました。これは簡単に言いますと、税収だとか、あるいは交付税の、自由に使える一般財源のうち、毎年返済する公債費の比率が何%ですかということでありまして、北杜市は18%です。この18%という数字は、公債費負担適正計画を県に提出していかななくてはならないわけです。そして、県の許可を取らないと、これからは借り入れができないわけでありまして。

18%というのは、私はイエローカードが出ているというふうに言っても過言でないと思っております。そして、もしワンマンの市長であれば、「いいや、そんなものは無視して、どんどん事業をやるよ」と、もし、そういうようなことを進めていきますと、これは夕張市のようになる。ある段階で、レッドカードが出るわけでありまして。そのレッドカードが出てしまいますと、今度は市長がこれをする、あれをするなんて自分ではできない。それこそ、国がそれぞれ指図してしまうことになってしまうわけです。このように、借金も限界にきている状況であります。収入は減ってきた、そして借金は多いというのが実態であります。しかし一方では、合併した市に共通している問題でありますけれども、旧町村からの継続事業や要望を多く抱えていることです。私ども北杜クラブでは、この課題を一生懸命勉強してまいりました。

旧町村からの要望は真剣に、それこそ応えなければならない。しかし、市の借金はこれ以上、増やせない。第2の夕張市になることは、絶対的に避けるべきです。この2つの矛盾に対しては、新たな税収の確保を図るとともに、支出を抑える必要があります。市の経常経費を思い切って減らし、今、計画している事業も聖域なく再検討すべきだと考えます。

そこで問題になるのは、合併に大きな期待を抱いてきた住民の方々にどう理解をしていただくかであります。率直に、丁寧に市の財政の現状を説明する必要があると思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

茅野光一郎議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

まず、限界集落について、いくつかご質問をいただいております。

最初に限界集落の実態調査についてであります。過疎化・高齢化の進行は地域における集落機能や社会活動の低下を招き、農地・山林などの地域資源管理の問題を深刻化することで、農業・農村の多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されております。

このような状況の中、北杜市としては実態調査をしておりませんが、昨年6月に国土交通省が全国775の過疎市町村を対象に実施した、過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査の中間報告が、今年1月に発表されました。報告では全国を10圏域に区分し、人口、世帯数、高齢者の割合や集落機能の維持状況等が報告されたものとなっております。北杜市においては明野、須玉、高根、白州、武川の集落の状況等について、アンケート調査の報告をしており、詳細については最終報告が待たれるところであります。

次に、すでに限界集落になっているところなどの再生対策についてであります。未調査の現段階では、市内のどの集落が対象になるか判断できない状況であります。しかしながら、地域の活性化の一助として、市内の空き家を利用した定住化対策を講じるべく、現在、地域委員の協力を得ながら、空き家の調査を実施しております。

現在までに72棟の調査を行い、そのうち別荘と判断できるものや住宅の傷みが激しい家屋を除いた13棟の所有者に、貸借に関するアンケート調査を実施する運びとなっております。空き家の活用には所有者の理解は当然であります。地域の理解も必要なことから、直ちに貸し借りが成立することは難しいと思っております。今後も調査を継続し、早期に空き家情報の発信を行い、限界集落対策にも活用して、地域の活性化を図られるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に最近の結婚の推移状況についてであります。北杜市では平成16年度、256件。平成17年度、201件。平成18年度、199件の婚姻届が提出されております。市では結婚相談員45名を委嘱し、毎週日曜日に地区を変えて結婚相談所を開設し、独身者の登録・相談に応じております。

社会情勢の変化等により、近年、男女ともに離婚率が上昇しております。結婚しない男女の増加が出生率の低下にもつながるため、全国的にも大きな問題であります。北杜市の昨年度の結婚相談員による成婚数は8件であり、山梨県結婚相談員連絡協議会に加入している県下16市町の中でも北杜市の成婚件数は高くなっております。今後も独身男女の交流の場や、自己啓発のためのスキルアップ講座などを設け、カップルの誕生に向け、鋭意、取り組んでまいりたいと考えております。

また、国際結婚への取り組みですが、先進事例等を調べ、研究したいと考えております。

次に教育の格差について、いくつかご質問をいただいております。

戦後60年余りが経過する中で、昨年末には教育基本法が改正され、これを受け、教育改革関連3法改正案が過日成立し、教育環境は大きく変化することになります。経済的な豊かさを達成した日本社会は、一方では格差が生まれ、殺伐とした状況も生まれつつあります。

こうした中で、命の大切さが薄れたと思えるような事件が多く発生しており、改めて命を大切に教育が求められています。このような状況の中、市では原っぱ教育において、自然環境等を通じて、命の営みや大切さを学ぶ教育を展開しております。

次に病院の格差について、いくつかご質問をいただいております。

病院の恒常的な赤字財政、医療スタッフ不足、中でも医師・看護師不足は深刻な問題となっております。こうした中で、市民にとって必要な医療の中核である2つの市立病院を安定的に運営するため、高度医療機器については市立病院間での共同利用を行うなど、改革を進めております。

最初に医師の確保の見通しにつきましては、全国的に医師不足の中、県内の各病院は医師の確保が厳しい状況であります。現在、医師確保のため、関係大学病院の医局長や教授へ直接、医師の派遣要請を行い、また近隣の複数の病院の医師へ個別に、病院医師の確保について要請を行っております。このような活動もあり、常勤医師は増員ができないものの臨時医師派遣につきましては、補われている状況であります。今後も、関係大学病院等をお願いする中で、医師不足の解消に努めてまいりたいと考えております。また、看護師の確保についても広報、ハローワークなどを利用して募集を行い、看護師の充足に努めてまいりたいと考えております。

なお、今月6日の全国市長会議においても、政府に対し、地域住民に良質、かつ均質な医療を提供できるよう、適切な医療体制を実現するため、医師等の確保対策を緊急要望することといたしました。

次に市立病院のこれからの運営についてであります。市民の医療の確保のため、経営基盤の安定のもとに、継続実施していく考えであり、そのためにさらなる医療サービスの向上と収入増加、費用削減等の改善努力を行っております。その成果も表われ、塩川病院では、昨年度は前年度に比べ収入は増加し、費用は軽減でき、経営の改善が進んでいるところであります。現場の職員が一丸となり、改善を行った成果であると評価しております。

今後も引き続き、改善を進めてまいります。市民が安心して医療を受けられる体制づくりのため、効率的な運営が期待できる指定管理者制度の導入や民営化など、経営のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に長野県との連携についてであります。本市を管轄とする峡北広域行政事務組合と隣接する長野県の佐久広域連合および諏訪広域連合との間において、消防相互援助協定を結んでおり、災害等緊急時に連携した対応を行うこととしております。また、緊急患者搬送につきましても、県境地域の格差はなく、甲陽病院と長野県の富士見高原病院などが相互に患者を受け入れる体制が整備されております。これからも命に地域医療の格差が生じないように、医療の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、男女の格差是正についてであります。

北杜市では、平成18年3月に男女共同参画社会を実現するため、「ほくと ほほえみ 夢プラン」を策定し、活力のあるふるさとを築くため、家庭・職場・地域などあらゆる場での男女共同参画の推進に向け、取り組んでおります。

北杜市で設置している地方自治法第180条の5に基づく委員会では公平委員、農業委員に

女性がそれぞれ1名選任されており、2.9%の女性登用率であります。この公平委員や農業委員69名中2名というご指摘がありましたけども、そのうち農業委員は1名。私がいまさら言うまでもなく、農業委員は選挙で選ばれてくるわけですから、なかなか数がそんな結果になっているわけですけども、後段でも述べますが、そういう農業委員も含めた社会参加を、あるいは立候補ができるような世論づくりの醸成も必要であるというふうに、承知をしています。

また市の委員会および審議会は24あり、女性は679名中184名で、その比率は27.1%であります。私を含めた任命者として、女性の登用は意を注いでいきたいと思っております。男女共同参画社会の推進にあたり、各委員会、審議会への女性の参加の拡大が重要であると考えております。

北杜市男女共同参画推進委員会からは、女性の比率を40%にするよう要望を受けておりますので、こうした数値目標による要望をふまえ、今後、女性の意見や感性が政策や方針決定に生かされるよう、また本市が目指す8つの杜づくりの実現に参画していただけるよう、登用率のアップを図ってまいりたいと考えております。

次に使用料等の格差についてであります。

使用料等につきまして、統一がされていないものは上下水道、CATVの使用料、バスの料金であります。

バス料金につきましては、昨年度、地域公共交通再編計画を策定し、本年10月から新たな体系で運行できるよう、準備を進めております。

上下水道使用料につきましては、施設の建設費、維持管理費および給配水人口等により設定されており、旧8町村の実情もあることから、どのように統一を図っていくか、地域的な課題もあります。

現在、料金統一につきまして、簡易水道運営委員会および下水道審議会に諮り、検討しているところであり、行財政アクションプランでお示ししたとおり、来年度を目途に原案をまとめたいと考えております。

また、市営のCATV使用料につきましては高根町、大泉町が月額1,500円、小淵沢町が月額3,150円となっており、その差は約2倍となっておりますが、来年度から指定管理者に移行することに伴い、市と選定された指定管理者とで協議し、平成23年度までに北杜市小淵沢合併協定および北杜市アクションプランに基づき、段階的に利用料をはじめ、サービス内容などを統一してまいりたいと考えております。

次に財政についてであります。

合併前後の財政状況を見ますと、平成14年度に8町村合わせて105億円あった普通交付税が、18年度には102億円と3億円減少し、普通会計の国県支出金も平成14年度の43億円が、17年度では33億円と約10億円減少しております。一方、地方債残高や昨年度から新たに導入された実質公債比率を考えますと、合併特例債をはじめとする起債に頼ることもかなわない状況であります。

こうしたことを受け、本年度の予算編成においては、税収確保に向けた積極的な取り組みを強化する一方、市債の発行額を当該年度の元金償還額の約8割に抑えたところであり、歳出面では厳しいシーリングを設定した総額を抑制するとともに、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査し、市単独補助金の見直しや公共事業費の削減を図ったところであります。

このように予算編成の都度、事業の必要性の精査はもちろん、財政状況をふまえた的確な予

算計上に努め、併せて行財政改革アクションプランに基づき、経常経費の着実な削減を進めております。しかしながら、予想を上回る厳しい財政状況を考えますと、新市建設計画に掲載した事業も含めて、聖域なく見直すなど、これまで以上に大胆な見直しを行う必要があると思っております。

さらに公債費負担適正化計画を達成するためには、公営企業の経営改善や市税をはじめとする一般財源の確保など、各般にわたる行財政改革の実現が不可欠であり、議員および市民の皆さんのご理解とご協力を賜る必要があります。このため、これまでも市の広報やホームページを通じて、財政状況等を市民の皆さんにお伝えし、ご理解をいただけるよう努めてきたところであり、ページ数を増やすなど、内容の充実に努めてきました。今後は市政報告会など、さまざまな機会を捉え、また広報などもより分かりやすくするよう、工夫を凝らし、一層的確な広報に努めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

茅野光一郎議員の北杜クラブの代表質問にお答えをいたします。

最初に原っぱ教育の実践についてであります。不屈な精神と大志を持った人材の育成を目標に掲げ、知性に富んだ心豊かな人づくり、徳性が高く人に迷惑をかけない温かい心を持った人づくり、体を鍛え汗をかくことの尊さが分かる人づくり、感性豊かで清く正しく協調性のある人づくり、自然を愛し心身ともにたくましく思いやりのある人づくりをテーマに掲げ、学校教育を進めております。

市内各小中学校では、各学校共通するものとして読書の奨励、体力づくり、総合学習や体験学習に取り組んでおります。

読書については、朝の始業前の時間や読書週間などを設けております。また、読み聞かせをとおして、地域住民との触れ合う機会を設けている学校もあります。

体力づくりについては、各学校で特色のあるメニューを作成して、基礎体力の向上に取り組んでおります。具体的には始業前や、授業と授業の間ですけれども授業間休み、あるいは昼休み、放課後などにマラソン、なわとび、体操、一輪車、竹馬、ボール遊びなどがあります。縦割り班の中で活動している学校もあり、協調性や指導力の学習にもなっております。

総合学習や体験学習では、各学年ごとに花作りや野菜作り。5年生では、稲の栽培などをしております。また地域文化や産業を探索する学習、キャンプやスキー、スケートなどの野外活動をとおして、自然に親しみ、知る学習などが実践されております。さらに特別な取り組みとして、マラソン大会の実施、登山、自転車クラブ、学校林の手入れ、縦割り班による地域文化や産業の調査、オオムラサキの生息調査などがあります。

次に原っぱ教育の効果についてであります。昨年度の体力テストの結果は平成17年度を上回るものとなりました。徐々にではありますが、原っぱ教育の成果が上がりつつあると考えております。また、朝の読書に取り組んでいる学校においては、児童に落ち着きが増してきたという報告もされております。原っぱ教育の理念のもと、地道ではありますが、日常的な活動を継続することにより、子どもたちの育成はより健全なものになると考えております。

次に都会の学校との交流についてであります。現在、北杜市の各小中学校で進めておりま

す、原っぱ教育の成果であります知・徳・体のバランスのとれた子どもたちが育つには、まだまだ時間が必要だと思います。じっくり時間をかけ、しっかりとした結果が出るのが大切であると考えております。都会の学校において、北杜市の原っぱ教育に触れたいという希望があるならば、積極的に交流も深めたいと考えております。

茅野議員からも原っぱ教育を評価していただきました。これからも自然環境日本一の北杜市で、しっかりとした教育ができるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

茅野光一郎議員の北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

最初に病床利用率についてであります。昨年度、塩川病院では108床の病床に対し、利用率87.3%で、前年度対比1%の増加でありました。また、甲陽病院では122床の病床に対し、利用率72.3%で前年度対比3.7%の減少でありました。

次に一般会計から病院会計への繰り入れについてであります。昨年度は5億1,500万円でありましたが、本年度は経営の見直しのもとに3億8千万円とするところであります。今後、病院の経営状況の改善に努め、効率的な運営を進める中で繰り入れを縮小できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

茅野光一郎君の再質問を許します。

○30番議員（茅野光一郎君）

ただいまから再質問は各項目ごとに、一問一答で質問させていただきたいと思いますが、議長、お取り計らいをよろしくお願いします。

最初は限界集落についてでありますけれども、京都府の綾部市というところでは、この限界集落へUターンした人に生活資金を援助したり、あるいはバス路線の確保をするということ条例化しているということで、大変、全国で注目されているわけです。まだ、今からだと思いますけれども、今年、その限界集落の関係団体の全国サミットをそこで開くやに聞いておりますけれども、私はこれは大変、重要なことだと思いますので、これからどんどん高齢化が進んでいくわが市は、こうしたところに積極的に参加をされたらどうかということを思います。いかがでしょうか。

それから、もう一つ。今回、議会で言ってくれということ、ある区長から言われました。それは、こうした集落の中に、その区へ加入している人と加入していない人がいるわけであり、これは旧町村間においても、非常によく区へ入っているところと、もう自由にしているために、新しく来た方が区へは加入しないと。もっと困ったことに、今入っている区から脱退をしていくという話も聞いております。今日も、ある議員とも話したんですが、うちの区でもそういう状況が出てきているという話をしておりましてけれども、要は地方の時代と言われ、これから地域のことは地域でやっていく、自立していかなければならない、こうした時代に、その市として、区に加入しない人たちへの対応はどのように考えていくのか、お伺いいたしま

す。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

限界集落の全国サミットの話でありますけども、私も中山間地域振興対策協議会の、私は全国の副会長をさせていただいたんですけども、この協議会でも過疎の問題なるものが大きな課題になっているわけでありまして。そういう意味の限界集落という問題を、先ほど茅野議員からご質問をいくつかいただいたわけでありまして、参加につきましては、綾部市に問い合わせながら、参加する方向で検討してみたいと思います。こういった中で、限界集落、これから残念ながら、さらに進むと、見えてくるとお思いますので、関係自治体と連携をとりながら協調し合いながら対応していきたいと思っています。

それから、この区に入る、入らないとかのお話でありますけども、区に加入していただくことは、ぜひひとつ、原則、入っていただきたいと思っています。その中で、そういった個別の問題については、区長等々と相談しながら対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

教育の格差について、再質問をさせていただきます。

今年の4月でありましたか、全国の学力テストが実施されたわけでありまして。その結果は、まだ出てきていないようでありますけれども、また、この結果は前回の議会では公表しないというふうなことを答弁されておりましたけれども、これはこれとして、せっかく学力テストを実施されたわけでありまして、文科省がやれといったからやりましただけでは、ちょっと物足りないなど。その結果は、いずれ教育委員会や学校長に示されてくるわけでありまして、この北杜市内で学校間の格差が出てくることと思われまして。そうしたときに、低い学校はどうしてなのかなど。やはり格差が広がらないことを、ひとつお考えをいただきたい。どういう手を使ったかということをお考えいただきたいと思っております。教育長、よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

今年の4月の全国学力学習状況調査について、ただいま再質問をいただきました。

この調査の目的は、全国の義務教育の機会均等、それから水準向上のために児童生徒の学力、学習状況を把握・分析することにより、教育の結果を検証し、改善を図るものであります。各教育委員会、それから各学校等において、全国的な状況との関係において、みずからの教育の成果を把握し、改善を図ることに、この調査はあると思っております。教育委員会および各学校では、文科省から言われたからということではなくして、各学校の状況が全国との検討関係が確認できるものとして、参加をいたしました。

調査結果の公表につきましては、基本的には個人学校、格差の比較をするものではございま

せん。国全体の状況、都道府県ごとの公立学校全体の状況を把握して、公表することとされており、学校間や個人間における比較は、できないことになっております。教育の成果を把握して検証するためにも、必要な指導は各学校と協議をしながらしていきたいと思いますが、学校間の格差、比較、そうしたもので公表するということは考えておりませんし、公表もされませんから、それぞれの学校におきまして、今回の調査の結果に基づいたものを、できる範囲の中で把握をして、今後の学習指導に生かしていきたいと、こんなふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

今、答弁で分かりました。

今までの歴史的なことを聞いておりますと、山梨教育といったら、これは北巨摩のことですよ。北巨摩の教育レベルというのは、非常に高かったということを年配の人たちから聞いているわけです。私も、今現在どうかなのということが気になるところでありますが、県内ではまあまあ、北巨摩は成績がいいというふうに、感じとしては伺っております。これはちょっと公表の問題もあるかもしれませんが、答弁は結構ですが、病院の格差につきまして、再質問をさせていただきます。

合併前の町村長の話し合いでは、この塩川病院と、あるいは甲陽病院、2つあるけども、この市に2つ病院は難しいことだと。いずれは1つの方向にすべきではないかと、これが1つ。

それから、もう1つは甲陽病院と塩川病院、それぞれ病院の特徴を出した病院にしていきたいという申し合わせ事項があったやに聞いておりますけれども、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

基本的には、先ほども答弁したとおりの流れですけども、病院の格差についてでありますけども、合併協議の中において、将来的には2つの病院を統合し、より高度な病院として整備する必要があるとの意見があったことは、引き継いでいるわけであります。市民の医療の確保のため、これからも市立病院は経営基盤の安定と、さらなる経営改善に努めるとともに、経営のあり方についても抜本的な見直しを行い、市民が安心して医療を受けられる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

2つの病院と2つの診療所があるわけですから、ある面では役割分担をとということもあろうかと思っておりますけども、そのへんを含めて、できるだけ早く検討してまいると。そしてまた、先ほども答弁したとおり、民営という問題は、非常に地域医療を守る上においては課題があるような気がしますが、指定管理を含めた経営のあり方については、これからいろいろの機会を通じるごとに、市民の意見や関係者の皆様のご意見を聞いていきたいと思っています。

医師確保が困難な状況の中で、甲陽病院では週2回ではありますが、小児科医の診療を行ったり、また消化器、外科は毎日の診療を行うなど、塩川病院にはない、特色ある専門外来診療の充実を行っておりますし、塩川病院ではリハビリの関係等々でも、苦心をしておるところであります。

また、先ほども答弁しましたが、高度医療機器につきましては、手術の医療機器の間で共同利用を行うなど、効果・効率的な分担にも努めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

男女の格差について、再質問をさせていただきます。

武川町に男女共同参画推進センターの設置をするということで、計画していたわけですが、前回の市長の答弁で、それは2、3年後、延期するという考えが生まれました。そこで市内には合併によりまして、空いている建物、あるいは部屋等も出ているかと思ひます。そこで、センターが設置されるまでの間、男女共同参画推進の専用場所を設けてやったらいかがですか。これが1つです。

それから2つ目は、今、女性を幹部に登用する動きが全国で広がってきているわけであります。男女雇用均等法が施行されまして、20年が経過してまいりました。女性が幹部に昇格する年齢になってきたということも言えるかと思ひますが、おとといの朝日新聞ですか、民間では、例えば全日空だとか松下、あるいは日本IBM、資生堂、トヨタ、こうした一流の会社は数値目標を掲げて、そして女性の幹部を増やす取り組みをしてきております。市の管理職職員のうち、女性が占める割合が分かりましたら、どのくらいになっているか、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

男女共同参画推進のお話でありますけども、ご承知のとおり、県も峡北地域に女性センター、また女性プラザなる構想があったわけであります。そして私どもも北杜市として、武川町から言ってみれば地域交流プラザなる課題も引き継いだわけであります。この抱き合わせ事業を一時考えまして、議会でもご説明したわけでありますけども、財政事業をはじめとして、大変厳しい状況であるから、平成22年度以降、延ばしてほしいと、こういう経過があるわけであります。総合支所には議場とか空き部屋とか、分かりやすく言えばですね、あるわけでありまして、男女共同参画推進員の皆さんと相談して、そのような空き部屋等々が代用的にできるかどうかは、今後、検討していきたいと思ひます。あとのことは、部長のほうから答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

女性職員の幹部への登用率というご質問でございますが、誠に申し訳ありませんが、登用率につきましては、現在、数字を持ち合わせておりません。ただ本庁・支所の課長、それから保育士の保育指導監、それから保健師の保健指導監、それから等々、約20名ぐらいではなからうかと思ひますが、数字、率につきましては、後日、お示しをさせていただきたいというふう考えております。ご理解をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

急な質問ですから、のちほど調べておいていただきたいと思います。

使用料の格差について、再度質問させていただきます。

先日、市長はここで所信表明をされたわけであります。そのとき、市営住宅の家賃を1年以上滞納している人、それからまた支払う意思を示さない悪質な入居者には、訴訟に踏み切る考えを示しました。税金と違って滞納処分とか、あるいは退去の強制執行はできないので、訴訟はやむを得ないと思いますけれども、ただ、これに類する上水道や下水道、そういった使用料の滞納、あるいは保育料、給食費、医療費のそうした滞納の、何度督促しても入れてくれないというものについてはどのように考えているか、ご答弁をお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

茅野議員さんの、上下水道使用料の滞納の関係のご質問でございます。

現在の対応につきましては督促状、ならびに催告状の対応は当然しているわけですが、滞納額も年々増えている状況でございます。そんな中で担当、総合支所、本庁、共同しまして滞納整理課を設けて対応しているところでございますが、今後につきましては、北杜市の簡易水道給水条例35条の中にも給水を停止することができると、できる規定もございまして、今後につきましては、給水停止処分を行う場合の取り扱い要綱を定めて、対処していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

上水道の回答はいただきましたが、さっき言った、それらの問題につきましては、ひとつご検討もいただきたいと思います。

財政についてでありますけれども、大都市と地方の格差を少しでも縮小しようと、ふるさと納税制度が今、話題になっております。これは個人の住民税の一部を、その人が育ったふるさとに納税する制度でありますけれども、ご承知のように大議論が起こっているわけでありまして、わが市長は、この制度をどのように考えられているか、お伺ひしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ふるさと納税制度でありますけれども、議員ご指摘のとおり、自治体の税収格差の是正策として、今の菅総務大臣が提唱しているわけでありまして。個人住民税の一部を生まれ育ったふるさとに納めることができる制度で、都市部に住む地方出身者の思いを表現する制度であり、私も個人的にはぜひ実現してほしいと思います。

併せて、やはり日本は絆社会だと思います。だから、ときにふるさとを愛する、ふるさとを思う気持ちを税で取るというのも、ある面では日本人的でおもしろいではないかというふうに

思っています。また総務省は、6月1日にふるさとに対する納税者の貢献等が可能となる制度の実現に向け、ふるさと納税研究会を立ち上げて、ふるさとの定義および納税率など、寄附金税制の拡充を求め、検討に入ったところでありますので、今後の研究会の推移を注意深く見守っていきたいと思います。

先ほど来から、茅野議員が北杜クラブを代表して、格差という問題を中心に質問していただきました。私の格差の思いを、ちょっとせっかくだから、急いでお話しさせていただきたいと思いますが、戦後の民主主義は、日本はやっぱり弱者救済が原点であったと思います。だから国土の均衡ある発展だとか、あるいはまた地域間格差をなくすということが、政治の原点であったような気がします。そういう意味からすれば、格差のない社会をつくる、隔たりのない地域をつくるということは、非常に大切なことだと思いますし、議員もそういう角度で、ずっと質問していただいたわけでありまして。しかし、現実には昨今、永田町や霞ヶ関でも平気で格差という活字が見え隠れしているわけですから、私ども地方としても、北杜市としても、合併した北杜市、全力で地域力を高める必要があると、そんな思いで頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

今の格差の問題、あるいは再生の問題、いずれも難しい課題でありまして、ご親切にご答弁をありがとうございました。

私は、体に例えるならばスリムで筋肉質の市の運営、また財政構造をつくり上げていただきたいと思います。そんなお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

茅野光一郎君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

格差についてと財政についての2問を、関連で質問させていただきます。

先ほどの茅野議員の質問の中にも、使用料という形で出ておりましたが、私は別荘と一般住民、ここで取り上げますのは、高根町の水道料金の裁判の結果、皆さんが知るところでございますが、過日、環境課でのお話を伺いますと、還付する対象が2,092人、2,092口とでもいうんでしょうか、還付対象が、僕は驚いているんですが、高根町の戸数が全体で3,600何がしたと思うんですよね。そのうちの2,092口というのが、私には理解できないわけでございますが。そして平成10年、11年ごろですから、移転してきた、住民票さえなければ、これは別荘というカウントをしているんじゃないかなという気もするんですが、そして住民が還付を受けるということでございますので、還付をもらった人は異議の申し立てはしないわけございまして、そこのところの、要は2,092という、この数字が合っているのか、合っていないのか。それから、本当にこれが別荘で、5千円もらっていたのかという、その判断が分からないから、私どもも計算しようにも、分母と分子が分からないものでやりようがないんです。

これはあとでちょっと、お答えいただきたいと思いますので、それからあと1点、財政につき

まして、お聞きいたしますが、非常に厳しい状態の北杜市でございますが、財政的に見て合併特例債、平成16年度から使っておるわけでございますが、今、平成19年度の末になりますと、35億円からの合併特例債を使うことになるわけです。これに対しても特例債、3年の据え置きですから、今年度から支払いが出てくるわけでございますが、先ほどもおっしゃいましたように、非常に経常経費というものを削っていかなければならない北杜市でございます。そして見るからに、物件費を見れば横ばい、ただ問題があると思うのは、人件費というものに対して、市ではどのような方策をとっているのか。あるいは、とろうとしているのか。その点で結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

議員さんの、高根町の水道裁判の還付に関わるご質問でございます。

対象世帯の把握についてでございますが、把握につきましては、対象者の過去8年間の収納状況調定一覧表を収納簿およびシステム管理で確認して、対象者の把握をしているところでございます。住民基本台帳に登録されていない住民ということで、カウントしているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

後段の答弁をお願いします。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

鈴木議員ご指摘のとおり、合併した北杜市も財政が厳しいことは、いまさら言うまでもないわけでありまして、経常経費の削減等々にも全力で当たっていますし、物品購入等々についても十分意を注いでいるところであります。また、人事的においても合併した北杜市が、ときに120人、130人多いというお話しについても、適正化計画で着実に減らしておりますし、こういう機会と言っていいかどうか分かりませんが、職員も58歳役職停止という厳しい人事も行っているところであります。

また、いろいろの機会あるごとにやっておるわけでありまして、ただ、ご理解していただきたいのは、北杜市が120人、130人多いぞいといっても、市役所が1個になった姿として120人、130人多いということでありまして、現実の北杜市は、合併した北杜市が役場を9つ持っているというのが実際の姿でありまして、職務的には相当、職員の過労になっていることも確かであるわけでありまして、職員飽くことなく、全力で市民の期待に応えているわけでありまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

人件費につきまして、現在、実施している方策等につきまして、お話をさせていただきます。

まず行政職の給料表の見直しをいたしまして、現在、平均で4.8%の減額ということになっております。また17年度には、9級制の給料表を7級制に変更してございます。それに伴いまして、昇給時期が今まで、まちまちだったわけでございますが、年1回、1月1日というこ

とで昇給時期を統一しております。また、平成18年から21年までには一号法抑制するという形の中で、職員の皆さまにご理解をいただくというところでございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

環境部、あとで結構ですから、資料だけいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

北杜クラブの代表質問の茅野光一郎議員の代表質問の関連で、質問をいたしたいと思っております。

どのような例えをとって説明をしたらと思ひまして、今朝ほど新聞を見ましたところ、ゴルフが出ておりましたので、私の一番得意な分野ということで、ゴルフの点から説明をさせていただきます。

先週末に、メジャーでございます、全米オープンというものがございました。ここで優勝したのはアルゼンチンのカブレラという選手でございますが、これは5オーバーという、パー72を4回ある、288からいくつオーバーを出すか、アンダーを出すかというのが、このパーということですが、これはペンシルベニアのオークモント・カントリーという、世界でも屈指の難コースです。ここで、5オーバーで優勝をしたということなんです、これは2年連続5オーバーなんですね。それまで過去30年間、このオーバーパーというのはなかったんです。つまり、コースが非常に難しくなってきた。このゴルフから何をという疑問ではありましようが、難コースというのは現在の北杜市の財政、そしてプレイヤーが市長であり、われわれ市民であるわけです。つまり、どのような素晴らしいプレイヤーでも、カブレラ、タイガー・ウッズ、素晴らしいプレイヤーでも、これはオーバーパーになるんだという難コースを今、北杜市はプレイをしていると、このような状況にあるのではないかと思うんです。

つまり、北杜市7カ町村の合併協で検討いたしました決定事項、3、4年経っていますよね、その合併協からは、その場で現在、どのように違ってきているのか。つまり補助金交付金、税收等、すべてが減収しているわけです。この中で、どのようにプレイをしていくかということが、現在の課題なんですね。北杜市の職員が、毎日のように残業問わず頑張っていることは、私ども議員もよく知っております。しかし、このことを5万人の市民に知らせ得る手段を、もうちょっとはっきり、現在8カ町村ですが、7カ町村の合併協の先人たち、つまり先代市町村長たちへの配慮もあろうかと思ひますが、はっきりとした示し方が必要だと思ひます。

現在、若者の間の言葉で「ぶっちゃけ」という言葉があるんですね。これはうそ隠しごとなく、つまりありのままを伝えようではないかということが「ぶっちゃけ」だそうです。市長は、先代市町村長への配慮が非常に深く、つまり現在の北杜市のありのままの状況をしっかりと伝えるということに遠慮をしているのではないかと思ひます。これは、現在の置かれた立場を、北杜市5万人の市民に伝えて、この難コースに北杜市の市民を連れ込むことが必要ではな

いかと思うんです。つまり、私ども北杜クラブでは、以前にも千野秀一議員が広聴広報ということについて、質問いたしました。つまり、市民に知らしめる、その方法、このことが必要ではないかと思うんですね。合併協で非常に、ニンジンをごら下げて馬を走らせる、飴をくれてというような形のものが多かったわけなんです。みんな夢を見て合併をして、今、落胆をしている。合併しないほうがよかったのではないかというのが市民の声なんです。白倉市長が悪い、拳句の果てには議会が悪い、こういった形の声が聞こえてくるんです。つまり、これは現在の状況を、ぶっちゃけ説明する必要があるのではないかと思うんですね。

つまり貸借対照表、バランスシートではありませんが、合併協のときはこうでありましたよ、しかし現在の北杜市はこうですよという対照表みたいなものを、はっきりと発行して、これからこうしていきますよというような位置づけが、必要ではないかと思うんです。この広報活動について、これから力を入れていっていただけるのか。そうではないと、やっぱり北杜市民は、まだ知らない部分がたくさんあるんですね。そういったことを、はっきりと市民に知っていただく、深く知っていただく。

先ほど、茅野光一郎議員の質問にもありましたように、聖域なく大検討をという、この聖域なくという部分を強調し、やはりできないものはできない、やるべきものはやるという、しっかりした方向が必要ではないかと思うんです。このことについて、やはり北杜市民を、この難コースに引き込む、こういったことについて、どのように考えているか。これからどうしていくのか、いわゆる対照表みたいなものが出たら、市民に分かりいいんではないかと思うんですが、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

合併した北杜市がいろいろな意味で評価されるのは、それぞれの角度であろうかと思います。ただ、この合併しなかったほうがよかったという議論に対しては、合併して苦しいかもしれないけども、合併しなかったならば、もっと先が見えないという現実だけは確かだと思います。そのへんをまず大前提に、いろいろな意味で議論してほしいなと思っています。

別に、前の町村の時代の配慮とかなんとかということでは決してないわけでありまして、私も合併した市長として、私なりに先に見える北杜市を、そしてまた、合併した北杜市の礎を築けるよう、これからも全力で頑張っていきたいと思っておりますし、今、議員ご指摘のような内容については、これから機会あるごとにご説明もし、市民の理解を得ていきたいところであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

男女の格差というところで、ご質問させていただきたいと思っております。

先ほどのご答弁の中で、行政で直接関与ができる部分の格差是正については、しっかりとしたご答弁をいただきましたが、地域社会、もっと身近なところにおいては、女性の果たす役割というのが、非常に限定されております。例えば組長だとか、それから班長、それから公民館の主事だとか公民館長、また学校関係のPTAの会長とか、体育後援会の会長といった、そう

いったところの役職も、非常に女性という姿が少ない。その中で、また地区の総会といったふうな、本当に身近なところでも男性がほとんどでありまして、女性の不参加というところもあるんですが、その中でも代理で出席する、「私はちょっと、今日は代理で来ているんです」というふうな雰囲気もございまして、そういった住民の中のイメージづくりとか、きっかけづくりに対して、行政としても働きかけていただければということも必要ではないかと考えております。

そこで、先ほどから出ております、この男女共同参画推進員への活動のバックアップ、そしてまた支援体制をもう少し強化していただきたいということで、質問をさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

保坂議員の地域における女性の進出が非常に少ない、男女共同参画推進員のバックアップをする中でというご質問でございますが、各地域におきましては、非常に女性が少ないという現実がございます。また女性の方も、先ほど申されましたように、例えば積極的に区の役員さんですとか、そういうところへ出ないという方も現実にはいらっしゃるわけでございます。この件につきましては、男女共同参画推進員の皆さまにもいろいろなご意見をいただき、また区長会等々でもいかがでしょうかというようなご提言をさせていただく中で、より多くの女性の方々が地域に貢献できるような形を考えてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

地域のことで、とても関与が難しいかなとは思いますが、市としてのそういう雰囲気づくり、バックアップの体制というのをぜひお願いしたいというところで、お話をさせていただいたんですが、あと女性が社会参加をするにつけては、資質だとか能力を高めるということも非常に大事なことでございまして、県だとか女性センターだとか、いろいろな機関で女性のそういう能力アップ、パワーアップを図っているという学習の機会がございます。そういったものに対しての市の事業とか、市のなんらかの関係で、連携を持っていくということも大切ではないかと考えます。その連携体制について、ご答弁いただけたらと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

市と、そういう関係の連携体制ということでございますが、ちょうど、私どもの今の現状といたしましては、男女共同参画推進員さん方との連携が一番太いといいますが、多いわけでございますが、その点につきましても、そういう席でご相談をさせていただく中で、どのように行政がバックアップしたり、連携ができるかということのご意見をいただく中で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

時間は少々早いわけですが、次の議事運営の都合上、ここで昼食のため、休憩をいたしたいと思ひます。

午後は、1時から再開をいたしたいと思ひます。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

ここで、先ほどの30番、茅野議員の再質問であります女性の管理職の登用率等について、総務部長から答弁の申し出がありましたから、ここで答弁を許します。

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

先ほどの再質問の中で、女性の管理職への比率ということでございますが、本庁・支所におきましては、管理職95名のうち18名で18.9%。それから病院ですが、32名中15名で46.9%。トータル127名のうち33名で、26%でございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

以上、ご了解をいただきたいと思ひます。

次に、市民クラブの会派代表質問を許します。

市民クラブ、22番議員、小林元久君。

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

市民クラブの代表質問を行います。

6月定例会にあたり、市長は定例会所信表明の中で農業振興を図るため、明野の畑地帯総合整備事業の永井原工区内へ、株式会社日本農園の誘致に働きかけ、その目処が立ってきたとの明るいニュースを届けてくれました。また、市長と語る集いについては、市民の声を広く市政に反映させるべく、市民も自由に参加し、意見・発表できるような改革を検討していることも併せて表明されました。そのほかにも少子化対策、観光振興などの諸施策のほか、増え続ける市営住宅使用料滞納者対策として、負担の公平と管理の適正を図るため、抜本的な滞納整理に取り組む姿勢を示しました。

一方、最近、新聞やテレビで大きく取り上げられた保育料や農業集落排水処理施設の使用料の誤徴収問題、旧町村の問題ではありますが、発覚から今回の発表までに長い時間を要し、事務処理のずさんさや職員のモラル低下も疑わざるを得ない、極めて残念な出来事です。今、大騒ぎになっている年金問題同様、同じようなミスを再発させないためにも、組織改革を急ぎ、市民の信頼を回復しなければなりません。市長には難しい舵取りを求められる市政運営ですが、本日は市民クラブを代表して、5項目について質問します。

はじめに北杜市の財政について、いくつか伺います。

まず、三位一体改革が本市の財政に与えた影響について伺います。

平成16年度から平成18年度にかけて、三位一体改革により国全体として国庫補助負担金については4.7兆円を廃止・削減し、そのうち国から地方へは3兆円を税源移譲しました。また、同時に5.1兆円の地方交付税を削減しています。

ところで、地方に税源移譲された3兆円は、18年度までは所得譲与税として国から地方に譲渡されています。19年度からは、所得税から個人住民税へ税源移譲されました。ちなみに、本市の所得譲与税は3年間で5億9,200万円余でした。また廃止・削減された国庫補助金4.7兆円と税源移譲される3兆円との差1.7兆円については、交付金という新しい形で国から地方へ交付されるものが0.8兆円、廃止されたものが0.9兆円となり、スリム化の名の下に、今まで地方へ交付された国庫補助負担金が削減される結果となりました。

さてそこで、三位一体改革が本市にもたらした影響を本年度予算ベースで伺います。

- 1.本年度からスタートした税源移譲により、本市の個人住民税はいくら増えたのか。また、国庫負担金のうち児童手当、児童扶養手当、義務教育国庫負担金等の国負担率の低下に伴う、本市の負担増はいくらぐらいでしょうか。
- 2.本年度から導入された新型交付税算定により、本市の普通交付税は従来の算定による交付税額と比較して、どのように変わるのか、試算があれば示してください。
- 3.上記1、2のトータルで、三位一体改革が本市の今年度財政収支に与えた影響は、金額にしていくらぐらいと見込まれるのか、伺います。

次に、本市は平成18年度実質公債費比率が18.0%となり、新たな地方債の発行に際して、県知事の許可が必要になる許可団体となりましたが、それに伴い、北杜市が山梨県に提出した公債費負担適正化計画について、いくつか伺います。

- 1.計画期間を平成18年度から平成24年度の7年間とし、また地方債の発行にかかる実質公債費比率が18.0%を下回る目標年度を平成25年度としているが、期間中発行する新規の地方債はいくらぐらいを想定しているのか。また、最終年度である平成24年度末の地方債残高は、どのぐらいを予定しているのか、伺います。
- 2.平成18年3月に策定された北杜市財政改革アクションプランに掲げられた、北杜市の硬直化した財政構造の抜本的な改革を図り、弾力性を回復するための財政健全化計画の策定が進められているが、健全化計画と適正化計画の整合性をどのように考えるのか。また、一日も早い策定が求められている、健全化計画の策定作業の進捗状況と策定期間も併せて伺います。
- 3.昨年12月に議決された北杜市第1次総合計画は、多くの市民参加のもと、また市民の意識調査結果も反映する形で策定されました。したがって、市民の期待する計画となっていると理解しております。

ところで、この大事な計画を絵に描いた餅とさせないためには、施策の具現化を裏づける財政措置が必要です。ところが、本市の財政状況は施策の絞り込みを最優先する緊縮財政であり、公債費負担適正化計画の実行が待ったなしであります。

そこで伺います。

総合計画に盛られた、さまざまな施策の実施に伴う資金需要の増加と、もう一方で適正化計画実施に伴う新規起債の抑制や繰上償還資金の確保など、財源の絞り込みという財政面で相反する2つの計画を抱えることになりませんが、財政運営上、整合性がとれるのか伺います。

次に大変厳しい財政運営が求められる本市であります。行政需要に基づき、優先順位の高

い事業は実施しなければなりません。そこで、これから事業実施に伴う事業資金の調達について、伺います。

これまで、国が国債を発行して調達した資金を、地方自治体は事業資金として借り入れていましたが、地方分権の推進により自力で調達することが求められるようになりました。ところで、平成14年から地方公共団体で発行が始まった地方債の一種に住民参加型ミニ市場公募債があります。発行の目的は、まちづくりに対する市民参加意識の高揚を図ることと、事業資金の調達です。地方分権が進展する中であって、地方公共団体が活用され始めていると同時に、その重要性が高まっています。

対象事業の制約は特にありませんが、市民の賛同を得られやすい環境保全や保健、医療、福祉等の施設整備事業に人気があります。償還は5年満期一括返還と短期ですが、借り換えにより10年の償還が一般的です。国が示す平成19年度の地方債計画の中でも、地方債資金の確保対策として、市場公募地方債の拡大などによる市場化の推進が疑われ、住民参加型市場公募債、発行目標額3,500億円と発行団体数、目標を平成18年度実績、110団体から130団体へと拡大を掲げています。

さて、本市でも資金調達手段の多様化として、この公募債へ取り組みを検討する必要があると考えますが、見解を伺います。また公募債の購入である、市民の理解を得るために、市の財政状況を分かりやすく、開示する必要があります。そのためには市が財政白書をつくり、公開することが近道であります。併せて、伺います。

財政問題の結びに、先般発覚した旧須玉町の保育料算定錯誤と明野町、武川町の農業集落排水事業における公共拵接続、先に使用料徴収問題について、市長は関係者をはじめ市民に対して説明責任を果たすとともに、再発防止に向けての対応を示すべきと考えますが、その見解をたします。

また、保育料の誤算定や条例にない使用料徴収など、行政に携わるものの緊張感を持った執務体制と相互のチェックシステムがあれば、防げた問題であります。大変な迷惑をおかけした保護者の皆さまや利用者の皆さまに、私ども議員もお詫び申し上げるとともに、失われた信頼を取り戻すべく職務に精励する所存であります。

その2、高齢化社会を迎えた福祉の現状と、その対応について伺います。

第1番目として、平成17年に改正介護保険法が施行され、介護予防重視の制度となりましたが、現状について、以下4項目について伺います。

1. 要支援を含め、介護制度の状況はどのようになっていますか。
2. 認定基準改正で要介護区分でより軽度、より重度に変更される傾向はありますか。
3. 介護認定率は、介護保険利用者全体に対して県全体では14.8%、北杜市では12.6%です。一方、高齢化率は県全体では平均21.3%、北杜市では平均28.1%と北杜市が高いにもかかわらず、認定率は北杜市のほうが低くなっています。この数字をどう分析しますか。
4. 介護認定を受けても、介護保険料を利用しない状況はどうなっていますか。

2番目として、介護予防の対応について、以下3点を伺います。

1. 委託事業で、介護予防として地域で支え合うボランティアの協力によるお楽しみ給食や配食、はつらつシルバーサロン事業などの状況はどうなっていますか。

2. 積極的に働きかけをしないと、要介護状態となる可能性の高い高齢者に実施している、ふれあい広場事業のプログラムの内容と参加状況はいかがですか。

3. 包括支援センターの運営状況と社会福祉士の活動実績はどうなっていますか。

3 番目として、介護報酬について、以下 2 点を伺います。

1. 訪問介護事業の最大手コムスンが事業所指定を不正に取得し、介護報酬を不正に請求した事件がメディアに大きく取り上げられていますが、北杜市の利用者に影響はありますか。あるとしたら、具体的にどのような内容でしょうか。

2. 請求審査について、北杜市として今後の対応に具体策はありますか。

4 番目として、地域密着型サービスについて、伺います。

市遊休地を借り受け、民間の力で小規模多機能型居宅介護施設が開所しました。このことは市民には喜ばれ、市にとっても有効な資産運用だと思いますが、今年度にも同様の計画はありますか。

最後に障害者自立支援法が施行後 1 年が経過しましたが、現状での問題点はありますか。

さまざまな障害を持った方と行政・地域、その他関係機関の相互協力なしには自立という本来の姿にはなり得ないと考えますが、関係機関により構成する地域自立支援協議会の開催状況はどうなっていますか。

次に給食センター建設計画について、市長、教育長に伺います。

北杜市学校給食センター整備計画委員会は、平成 19 年 2 月 7 日に北杜市教育委員会から諮問された 3 項目について、去る 5 月 22 日に答申をしました。

諮問された内容は、1. 北杜市立小中学校の給食センターの適正配置に関すること。2. 北杜市立小中学校の給食センターの建設候補地に関すること。3. 北杜市の地産地消に関することの 3 項目です。

1 年前の 3 月定例会で、突然 2,500 食の給食センターの設計業務費が計上されたことに端を発したこの問題は、はじめから給食センターありきでした。約 2,600 万円の設計業務費を文教厚生常任委員会で審議した際には、センター建設は 1 カ所に限らないことという注文が付いたことは、ご承知のとおりです。

その後、保護者を中心とした多くの市民が、2,500 食の給食センター建設には疑問があると考え、建設の中止を求めたり、2カ所にこだわらず、学校の統廃合も視野に入れながら、十分に時間をかけて検討すべきだとする請願が出され、また P T A から 2カ所の給食センターではなく、現施設の存続を強く希望する旨の意見書が出されるなど、教育委員会が進める給食センター計画への理解を得られたとは言えない状況が続きました。

文教厚生常任委員会では、昨年 8 月 23 日に開かれた北杜市学校給食調理場運営委員会を傍聴して、危機感を持った市民から出された請願を全会一致で採択するなど、議会でも教育委員会の進めには疑問を呈してきました。この北杜市学校調理場運営委員会では、それまでの教育委員会の説明に整合性がないということが明らかになっています。

例えば、現職の栄養士さんが、今の調理場でも 2 時間以内の喫食はクリアされていないことや 1カ所だけでなく 2カ所、3カ所にセンターを建設したらどうなるのか検討が必要だなど、さまざまな問題提起や提案をしております。また、この日の調理場運営委員会では、教育委員会の給食センター建設計画に対する考え方に、大きな欠陥があることも判明しました。

昨年 3 月 9 日に開かれた文教厚生常任委員会で、教育長は検討委員会を立てる気持ちはない、

北杜市学校給食調理場運営委員会で話していきたいと言っていますが、その調理場運営委員会で委員の1人が学校給食調理場運営委員会は、給食施設の建設に関する検討委員会なのかと確認したことに對して、教育委員会総務課長は明確に、あくまでも調理場の運営委員会だと答えています。教育長が検討委員会だと位置づけていた調理場運営委員会その委員会を、その部下が否定したということになります。教育委員会は、この検討委員会を立ち上げざるを得なかった理由は、文教厚生常委員会が全会一致で採択した請願の内容に配慮したものにほかなりません。教育委員会の考え方には、一貫性がまったくないと言わざるを得ないことだと思いますが、このことを市長はどうお考えでしょうか。

北杜市学校給食センター整備検討委員会が、2月7日の第1回から5月16日の第7回まで、約3カ月半の間に7回の会議を重ねて出された答申は、この検討委員会が設置される以前に教育委員会が示した計画をそのまま踏襲したものとなっており、市民の疑問や懸念に対する十分な配慮がされているとは言いがたく、議会が採択した請願の内容もきちんと反映されているとは思えない内容だと言わざるを得ません。

また、この答申をまとめるのに参考にした建設費の試算は、都留市のものであるという報告が教育委員会からありましたが、答申そのものも今年2月2日に、都留市学校給食整備検討委員会が都留市長に提出した答申の文面と、学校数や生徒数など固有部分以外については一字一句までほとんど同じ内容となっており、およそ北杜市学校給食センター整備検討委員会が独自に考えられた文面とは思えないものです。

給食センター建設計画の根底には、児童生徒数の減少があるということは、今までの教育委員会の度重なる説明の中にも明白です。当然、小中学校の統廃合の検討と給食センター計画は密接にリンクし、少なくとも並行して議論すべきではないかと考えます。

こうした意見について、教育委員会は第4回の会議の中で、19年4月には小中学校適正規模審議会を立ち上げ、2年を目処に極力答申をもらいたいとしているにもかかわらず、今回の答申の中には、5年や6年で決着するとは考えにくくと決め付けています。ここにも教育委員会の考えに一貫性がないということが分かるばかりか、そもそも、これは検討委員会の判断ではなく教育委員会の見解で、ですから答申の中に教育委員会の見解が盛り込まれることはあってはならないことだと思いますが、市長の見解を伺います。そして、このような経緯を経て出された答申を、北杜市民はすんなりと受け入れることができるでしょうか。市長、教育長の見解を伺います。

市民クラブとして、議会が採択した市民からの請願に応えるためにも、今回出された答申を鵜呑みにすることなく、どういう結論が子どもたちの給食にとって、よりよい結果になるのか。そのためにはどうしたらいいのか。そういった議論を進めていく必要があると考えます。その過程において、小中学校の統廃合は視野に入れざるを得ません。高根や須玉の調理場の老朽化が進み、早急に手を打たなければならないというのであれば、将来の学校統廃合をある程度、想定したケースに対応できるような、必要最低限の調理場をまず整備し、残りは統廃合で、現実のものとして見えてきてから整備するのが、柔軟な対応をすべきだと考えますが、そうすればはじめに2千食の施設を造って、半分近くの施設や調理器具を遊ばせるような無駄をしなくて済むと思いますが、そうした考えはできないものでしょうか。市長、教育長にお尋ねいたします。

次に地域委員会について、伺います。

平成19年度の地域委員会の予算は合計1億3,950万円となっていますが、例えばある地域委員会では環境監視員巡回事業費50万円、学童安全パトロール費60万円、高齢者いきいき体力測定事業45万円など、本来行政が主体となって取り組むべき事業に対する予算が計上されています。他の地域委員会にも事業名は違うかもしれませんが、同じようなケースがあり、設置条例第4条の1から3項に定められた権限と、運営要綱2条のアからカまでの乖離が大きく、要綱で定められた内容だけが一人歩きをし、本来の任務が果たされていないのではないのでしょうか。

このような地域委員会の予算計上や事業計画に各支所がどのように関わり、どのような指導や助言がされているのでしょうか。また、委員の選出も公共団体を代表する者、学識経験者などの基準が今ひとつはっきりしていません。

こうしたことをふまえ、以下5項目について、市長の見解を伺います。

1. 設置条例4条と運営要綱2条との乖離をどう考えますか。
2. 各事業はどのような方法で決定していますか。諸団体や市民の要望などは、どのように扱っていますか。
3. 各事業の実施状況はどうなっていますか。行政の仕事との区別は、明確になっているのでしょうか。
4. 地域密着の委員構成になっていないとの指摘があるようですが、そういう声を把握していますか。地域委員会の予算の使われ方や、事業の進め方に対するチェック体制はあるのでしょうか。

最後に河川敷の管理および防災対策について、伺います。

北杜市は広い土地を有し、山あり川ありのまさに山紫水明です。昔は川原といえば、水の流れがきれい、石があり、砂があり、その水辺で子どもたちが遊んだり、小魚を獲って遊んだ姿があったものですが、最近の川原は雑木や雑草が背丈ほどに生い茂り、ゴミなどがあって、川原に入ることすらできなくなったところが増えています。こうした川原に対し、これから台風シーズンを迎え、いろいろな対策を考えていく必要があると思います。

昭和34年8月14日の台風による武川筋を流れる釜無川が氾濫し、住民が死亡し、家屋が流出するという災害がありました。また、昭和18年9月5日には長坂町小荒間地区を流れる高川の山津波による災害が起きましたが、これは川に雑木が茂ってダム化したものがやがて決壊し、土石流を引き起こしたものだと言われています。このような災害が周期的に起き得ることを後世に伝える碑が、三分一湧水の一画に建てられています。

北杜市は自然環境を誇り、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指しています。市長は以前、峡北漁業組合の組合長を務めたと聞いています。それだけに、川に対する思いは人一倍でしょう。そのようなことをふまえ、以下、見解を伺います。

1. 国・県の管理している河川に対して、市は防災対策も含め、どのような対応をしていますか。
2. 市で管理している準用河川が20河川、総延長3万4,200メートルあります。この中には地区で管理しているところもありますが、市は毎年どのくらい管理しているのでしょうか。河川に繁茂する膨大な雑木、雑草を一度に除去することは困難です。今後、計画的に除去作業をすべきと思いますが、その計画はありますか。

以上、市民クラブの代表質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小林元久議員の、市民クラブの代表質問にお答えいたします。

まず北杜市の財政について、いくつかご質問をいただいております。

最初に財政健全化計画の策定についてであります。財政健全化計画は公債費負担適正化計画との整合性を図りながら、今年度策定してまいります。しかしながら、その策定には病院の経営改善や上下水道事業の受益者負担の適正化など、ほかにも検討すべき多くの課題があります。できるだけ早期に、議員の皆さんのご協力をいただき、市民の皆さんにご理解を賜りながら解決の道筋をつけ、それらをふまえた計画を策定してまいりたいと考えております。

次に総合計画の財源的裏づけであります。実施計画に掲げた3年間の総事業費は必ずしも拡大しているわけではありません。したがって、その都度、予算編成の中で財政状況をふまえ、事業内容を精査し、創意工夫することで、十分、他の計画と整合性が図られるものと考えております。

次に事業資金の調達方法についてであります。住民参加型市場公募債は応募者の確保や発行コストがかかるなどの課題があり、資金調達的手段としては当面、考えてはおりません。公共施設の建設事業など、起債としての要件を満たした上で、市民の皆さんの賛同が得られる適当な事業があれば、行政への参加意識を高める観点から検討したいと考えております。

なお、市民への財政状況の開示につきましては、これまでも広報やホームページを通じて行っておりますが、今後もより分かりやすくなるよう工夫を凝らし、またその機会を増やしてまいりたいと考えております。

次に保育料算定錯誤と農業集落排水使用料徴収問題についてであります。平成14年度から平成16年度の旧須玉町保育料誤算定の今後の対応につきましては、補正予算議決後、該当する保護者の皆さんに謝罪文をお送りし、7月中には直接訪問して、保育料算定の誤りについて誠意を持って謝罪、ならびに内容をご説明し、ご理解いただけるよう努力してまいり所存であります。

先ほど、議員から厳しいご指摘もあつたわけでありまして、限られた職員数の中で、かつ通常業務に支障を来さないよう調査をしたため、時間を要したわけでありまして。

なお、保育料の算定には保育料決定の基準となる所得税額の調査、確認は複数職員が担当するなど、業務体制を強化してまいります。

また、明野町および武川町の農業集落排水施設の使用料につきましては、補正予算議決後、関係地区の下水道推進委員等にご説明し、ご理解をいただいた上で、該当する皆さんに経緯を十分ご説明し、還付を行ってまいり所存であります。今後このようなことがないよう、職員の意識改革を図り、適正な事務処理に努めてまいり所存であります。

次に高齢化社会を迎えた福祉の現状と、その対応について、いくつかご質問をいただいております。

最初に介護報酬についてであります。コムスの介護報酬不正請求については、本年4月末現在で、5名の方がサービス提供を受けておりました。事件発覚後、直ちに地域包括支援センターから担当ケアマネージャーに連絡し、利用者および家族の意向を聞きながら、今後の対

応について検討しておりますので、利用者への影響は少ないものと思われま

す。請求審査については、国民健康保険団体連合会から提供される介護給付適正化のための各種点検表等により請求内容を確認し、複数業者の請求内容をつき合わせえ、疑義のあるものについて一覧にし、請求内容の審査を行っております。

審査で誤りと思われるものは、保険者の権限として山梨県介護給付審査委員会へ過誤の申し立てをしております。昨年度の実績は12件で、約110万円の返還がありました。今後とも国・県と連携し、介護給付の適正化推進のため、積極的に取り組んでまいります。

次に地域密着型サービスについてであります。本年度は八ヶ岳南麓地域と塩川・釜無川地域の2圏域に小規模多機能型居宅介護事業所を各1事業所、整備する計画となっております。

次に給食センターの建設計画について、いくつかご質問をいただいております。

最初に北杜市学校給食センター整備検討委員会の答申についてであります。昨年12月の市議会定例会において、検討委員会の創設を求める北杜市学校給食施設整備にかかる請願が採択され、また代表質問においても市民および関係者のコンセンサスを得る努力が必要とのご意見をいただきました。このため市議会議員をはじめ、学識経験者や市民代表者など25名による北杜市学校給食センター整備検討委員会を本年2月に設置し、7回にわたる委員会を開催する中で、現状の給食センターや学校給食調理場を視察された上で、現在の給食施設を将来において修繕で運営していくことができないかなどの協議や、ウエット方式、ドライ方式など給食施設の運用方法、またセンター化になった場合の建設場所、配送時間、災害時、地産地消、食育、学校の統廃合などの問題点まで、さまざまな内容について、話し合われた結果が答申されたところであります。

私といたしましては、この答申を尊重するとともに、将来の北杜市の少子化や財政状況など、総合的に判断した中で、議員各位のご意見を賜りながら対応してまいりたいと考えております。

次に答申の中で、教育委員会の見解が盛り込まれているとのことについてであります。答申は検討委員会での質疑や意見に基づいて、まとめられたものと承知をしております。

次に小中学校の統廃合と給食センター建設計画とのリンクについてであります。小中学校の統廃合については、北杜市立小中学校適正規模等審議会条例を去る3月の市議会定例会で可決していただき、現在、審議会設置の準備を進めているところであります。

市内の調理場は長坂学校給食センター以外の施設は、ご承知のとおり築25年以上経過し、老朽化が著しい施設が多数であります。学校給食が児童生徒に徹底した衛生管理に基づいた安全な安心な食事を提供するため、本市の学校給食調理場の施設の改善と衛生管理の改善は急務と受け止めているところであり、喫緊に対応する必要があると考えているところであります。

次に必要最低限の調理場の整備についてであります。答申では本市の学校給食調理場は将来においても、現状の施設の存続を希望する意見、小中学校の適正規模等審議会の動向を見据えた中で配置の決定をとる意見、また複数のセンター建設との意見もあるが、老朽化の著しい高根学校給食センターおよび須玉の小中学校の調理場を一時統合と位置づけ、(仮称)北杜給食センターとされております。

現在、高根給食センターはおおむね950食であり、須玉小・須玉中の620食、また長坂学校給食センターからの配送が望ましい白州小の220食分と合わせると、合計約1,800食となっております。白州小の220食については、(仮称)北杜給食センターおよび長坂学校給食センターの現状の配送計画の見直しにより、対応してまいる考えであります。こうしたこと

から、2千食の施設整備が無駄となるようなことはないと考えております。

次に地域委員会について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に地域委員会設置条例第4条の実績と運営要綱との乖離についてであります。合併後北杜市は県内最大の面積になることで、住民の声が行政に届きにくくなり、これまで培ってきた地域の個性や特色をなくしてしまうのではないかと、懸念を払拭する必要がありました。このため市政が市民の身近にあることを保障し、住民の声を市政に反映するため、合併協定により地域委員会を設置しております。

実績といたしましては、現在まで諮問を行った事案はありませんが、市の総合計画基本構想の策定にあたり、地域委員会の意見を参考にさせていただきました。また、白州地域委員会からは市営バスや木質バイオマス等の地域活性化に対するご意見をいただき、今後の施策の参考にさせていただきました。今年度は市内空き家の所在調査を依頼し、地域活性化のための協力をお願いいたしましたところであります。

また、イベントにつきましても、地域委員や実行委員会等、関係の皆さんを対象にイベントアドバイザーによる研修を重ね、見直しに向けての協議を進めてまいりたいと考えております。

地域委員会運営要綱につきましては、同条例第4条第1項第3号の規定を補うために定めたものであります。これは地域委員会が、市長が定める予算の一定額の範囲内で、地域委員会にその予算の用途案を決定していただくために規定されており、この要綱により地域の実情に即した提案を期待したものとなっております。

次に各事業の決定方法についてであります。地域委員会への団体や市民からの要望は各総合支所でとりまとめたものを地域委員会において協議した上で、各事業や予算用途案を定めて、市長に提案しております。その提案に基づいて、予算案を編成し、議会の議決を受けて地域委員会の事業が実施できることとなります。

次に各事業の実施状況についてであります。地域委員会から提案された各事業は議会の議決を受け、市の予算として総合支所で決済を行うこととなり、地域づくりや祭りの補助と行政で執行する事業と、住民主体で実施する事業を確認しながら地域委員会と協議して進めております。

また、提案された事業の中には数町に共有すると思われる事業も見受けられますが、子どもの安全対策など、同じと思われる事業であっても対象年齢や実施主体、実施内容に違いがあることで統一は難しいと考えられることから、各地域で以前からの事業を継続するよう工夫を凝らし、実践することで、地域の要望に応えるよう努力したものとなっております。

次に地域委員会の委員構成についてであります。地域委員会の委員は条例で、20人以内で構成し、その区域に住所を有することを要件として、公共的団体等を代表する者、公募による者、学識経験者、その他、市長が適当と認めた者とされております。公共的団体等を代表する者については、現在、市全体で23団体の77人が地域委員として活動していただいております。今後も地域に即した委員の任命に配慮したいと考えております。

次にチェック体制についてであります。地域委員会提案事業の実施申請があった場合は、総合支所において補助金等の申請受付、書類審査を行い、市の規定に従い、確認の上、各地区や関係団体は事業を実施しております。また、事業の変更が必要となった場合は、改めて市長の承認を得ることとなっております。

提案された事業および予算の実績については、本庁と総合支所が連携しながら、適正に運営

されるよう、申請者や団体を指導するとともに、今後とも各事業が地域のことは地域で決めるという趣旨に基づいたものか判断してまいります。

次に河川敷の管理および防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に国、県の管理する河川に対する防災対策も含めた対応についてであります。毎年各地区から整備について、要望のあった個所や長年懸案となっている個所を国管理の1級河川については、現地確認を行った上で毎年7月に開催される富士川水系、砂防期成同盟会の会議において整備を要請しているところであります。また、県管理の1級河川については、市と県で現地確認を行い、緊急性の高い個所から順次、護岸整備、河床浚渫等の災害防止に努めていただいております。

なお、県では昨年度、市内2カ所で雑木の伐採、河床浚渫の施工をしております。

次に準用河川の管理についてであります。準用河川も1級河川と同様に、各地区から要望を受け、河床浚渫、河川敷の雑木、雑草の現地を確認の上、緊急性等を勘案する中で対応しております。

なお、河川改修につきましては、本年度も西泉川の護岸改修を施工する予定であります。

次に河川敷の雑木、雑草除去の計画についてであります。現在、河川敷には至るところで雑木や雑草が繁茂しており、管理者としては非常に頭を痛めているところであります。

県が管理する釜無川、塩川、高川等の1級河川については、洪水時に支障となる個所の雑木除去を本年度も計画的に進めるよう、要望しております。また、市が管理する河川についても、緊急性のある個所から順次計画性を持って、雑木除去に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、河川の整備につきましては、災害を未然に防ぎ、安心できる環境づくりのため、地域の皆さんと共同体制の強化を図りながら、美しい河川の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

その他の件につきましては、教育長および担当部長等から答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

小林元久議員の市民クラブの代表質問にお答えいたします。

最初に、北杜市学校給食センター整備検討委員会の答申についてであります。

教育委員会としても、北杜市学校給食センター整備検討委員会からのセンター化へ向けての答申については重く受け止め、併せて食育についても意を注いでまいりたいと考えているところであります。

また、独自に考えられた答申とは思えないとのことですが、検討委員会においては既存施設の視察、PTA連合会や調理場運営委員会の意見、経過の説明など、そして検討委員会委員の数次に及び会議を重ねた結果の答申であります。

答申には「はじめに」から「調理場の現況と課題」、そして「整備方針」とおおむね書式、順序があります。学校給食法の趣旨や衛生基準の改正等、一部の内容が先進例と同様であっても、北杜市学校給食センター整備検討委員会からの固有の答申であると認識しております。

次に、小中学校の統廃合と給食センター建設計画とのリンクについてであります。

北杜市立小中学校適正規模等審議会条例を去る3月の市議会定例会で可決していただき、現

在、審議会設置に向けて準備を進めているところであります。

また給食センター建設計画については、市長が答弁で申し上げたとおり、学校給食調理場の施設の改善と衛生管理の改善は急務と受け止めているところであり、喫緊に対応しなければならぬと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（小澤寛君）

福井企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、小林元久議員の市民クラブの代表質問について、お答えを申し上げたいと思いません。

最初に、三位一体の改革が本市の財政に与えた影響についてであります。

税源移譲により、本年1月から所得税が減り、それに相当する分、6月から個人住民税が増えます。その額を平成18年度の数値をもとに推計いたしますと、調定額ベースでおおむね2億6千万円となります。

次に児童手当、児童扶養手当の国負担率の低下に伴う負担増を、平成18年度の実績をもとに算出すると、児童手当3,849万3千円、児童扶養手当4,026万9千円となります。また、義務教育費国庫負担についてであります。小中学校の教員の給与は県費負担でありますので、市の負担増はありません。しかし、準要保護児童の就学援助費については、補助率の引き下げ等によって、633万2千円の負担増となっております。

国庫補助負担金の改革は、これ以外にもあり、年によって実施する事業が異なるため、影響額の判定はできませんが、平成17年度までの事業内容で調べた結果では、市全体で3億5,300万円に上っています。

次に、新型交付税の影響についてであります。

平成18年度の普通交付税の算定結果をもとにした県市町村課の試算では、本市の場合、交付税が4,400万円ほど増加いたします。しかしながら、普通交付税全体は、先ほど茅野議員の質問にもあり、ご答弁申し上げましたけども、大幅に減少しております。

次に、これらのトータルでどうなるかということですが、国庫補助負担金の改革と、それに対応する税源移譲だけでも1億円近い歳入減となり、さらに普通交付税の減少等を考えれば、大変厳しい状況にあるといえます。

次に、公債費負担適正化計画についてであります。

まず計画では、平成24年度までに発行する地方債を約312億円、また平成24年度末の地方債残高は853億円と見込んでおります。

以上、答弁をさせていただきました。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

小林元久議員の市民クラブの代表質問にお答えをいたします。

最初に介護保険法の改正後の状況についてであります。介護度別の認定者の状況は平成19年3月末現在、要支援1が153人、要支援2が257人、要介護1が206人、要介護2が387人、要介護3が351人、要介護4が263人、要介護5が195人、合計1,

812人となっております。

認定基準の改正により、改正前の区分で要介護1に該当する人のうち、予防給付サービスにより要介護状態の維持、または改善が見られる人を要支援2とし、引き続き状態の変わらない見込みの方は要介護1となります。ただし、予防給付相当に判定された方でも、心身の状態が安定していない方や認知機能の低下により、予防給付の利用にかかる適正な理解が困難である方は、要介護1に判定されます。

ご質問のより軽度、より重度に変更される傾向ではありますが、17年3月末時点で、要介護1の方は580人でしたが、18年3月末では軽度になった方が65%、重度になった方が35%となりました。

介護認定率についてであります。市内全域に介護予防意識が高いことや、昔から主に農業を営む人が多く、農作業が介護予防に役立っていることなどから、比較的元気老人が多く、介護が必要な人が少ないと分析をしております。

介護認定を受けても介護保険を利用しない状況についてであります。お守り申請をしている方、認定申請をしても地域支援事業の特定高齢者施策に移行する方、長期入院の方が更新申請を行っている等であります。

次に介護予防の対応についてであります。旧町村で行ってございました配食は、合併時に事業の見直しを行い、お楽しみ給食サービス事業に統一いたしました。18年度の状況は、社会福祉協議会支所単位で年4回、80歳以上の1人暮らしの方を対象に実施され、実人員620人に延べ2,406食を配食いたしました。また、はつらつシルバーの集い事業は65歳以上の高齢者を対象に年間350回開催され、延べ7,754人が参加されました。ふれあい広場事業は、昨年4月から介護認定を受けていない虚弱高齢者を対象に、市内6会場で週1回開催しております。

心身の機能の維持向上を目的に健康運動指導士による軽体操、体力測定、ふれあいスタッフによる室内ゲーム、小物づくり、季節の行事等を行い、1会場、20ないし30名が利用されております。対象者の参加状況は18年度、延べ利用人数6,171人となっております。

地域包括支援センターの運営状況につきましては、介護予防マネジメントは特定高齢者と要支援1、または2と判定された方のケアプランの作成が、本年5月末時点では432件となっております。

介護予防事業としては、これまでのふれあい広場事業に加え、本年度から高齢者の活動的な生活を継続していけるよう、新たにいきいき広場を実施しております。また、高齢化の進展に伴って、今後、大幅な増加が見込まれています認知症の予防対策として、本年7月に市内8カ所で認知症予防教室を開催いたします。

社会福祉士につきましては、高齢者の虐待事例への対応、成年後見制度活用支援、地域見守りネットワーク、構築のための各種団体との連絡調整等を開始しました。

本年4月から地区の民生児童委員定例会への参加、13件の虐待、困難ケースの担当、その他消費者被害や権利擁護などの総合相談を行っております。

次に、障害者自立支援法施行後の問題点についてであります。

この法律の施行により、障害がある方に対するサービスが国、県が全国一律の基準で実施する介護給付、訓練等給付などの自立支援給付と、市が実施する地域生活支援事業に大別されました。

地域生活支援事業には、法において市の責務として行う相談支援事業、コミュニケーション支援事業、地域活動支援センター等の5事業と任意事業である日中一時支援事業、生活サポート事業、身体障害者自動車改造費補助事業、障害者自動車運転免許取得費補助事業の4事業であります。

相談支援事業は日中の相談はもとより、緊急の相談等で心配される休日、夜間にも対応できる体制をとっております。

またコミュニケーション支援事業ではガイドヘルパー派遣、手話通訳派遣などを委託して実施しております。

地域活動支援センターでは、これまでの市内4カ所の小規模作業所を保護者会がNPO法人八峰会として活動を開始し、市では運営費補助と活動支援を行っております。

任意事業であります。日中一時支援事業は日中、施設などで一時的な見守り、介護サービスの提供を行い、また生活サポート事業は介護給付費の非該当となった在宅の方に家事支援のホームヘルプサービスを、最長3カ月を期限として行っております。身体障害者自動車改造費補助事業、障害者自動車運転免許取得費補助事業は、費用の一部を助成しております。施行後、1年が経過いたしました。市としての一番の課題は、地域自立支援協議会の設立と考えております。

地域自立支援協議会は障害のある人が抱える、さまざまなニーズに対応していくために、保健、医療機関をはじめ、就労関係者、サービス事業者、行政機関などが関わり、共通の認識を持ちながら、官民が共同する地域の関係者によるネットワークであります。

県内では、まだ協議会の設立はなく、県では本年度当事者の権利擁護支援、市町村支援を目的に国の補助を受け、地域自立支援協議会特別アドバイザー2名を委嘱し、各市町村の実情の聞き取りを8月末までに終え、その後、相談支援対策強化プロジェクトを発足。市町村には、今年度中の設立を促すこととなっております。

今後、県と連携する中で、当事者のニーズの把握に努め、関係機関との調整を図り、地域自立支援協議会の早期設立に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりましたが、議事の途中ですが、ここで暫時休憩をいたしまして、再開は2時20分といたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局の答弁が終わりました。

小林元久君、再質問を許します。

○2番議員（小林元久君）

3点ほど、お尋ねいたします。

須玉町の保険算定錯誤の件でございますが、17年度に監査で、当初発覚したということ、12月の定例会で国、県に返還する金は補正されています。その後、処理されてから

1年半の時間を費やしているわけです。この1年半というのは、長い時間だと思います。この間に、先ほどの市長が答弁の中で限られた人でとか、るいちゅう作業をやっているとか、そういうようなことを言われたわけですが、こういうことは当然、早く処理するのがちょうどだと思います。

これに、また新聞にも出ておられました、いろいろな件で、市長は新聞の中で管理職を含めた処分などをというようなことを記者会見でされていると思います。その中に旧保健部長が今年の1月、この重要な時期に、1月に退職されているわけです。そういったことで、引継書で引き継がれているかどうか。

それから、また明野、武川の農業排水処理施設の使用料徴収問題、これもいつ発覚して、そして、これが4月に部長が替わったわけですが、こういうことが引き継がれているか。引継書によって引き継がれているか。これは関係部長に伺います。

それから地域委員会の件でございますが、行政で委託している事業に社会福祉協議会とかシルバー人材センター、こういうところに、行政で委託している事業と同じ事業を、また地域委員会で同じように委託しているわけです。市長は、特によく言われているように、8つの特色を出してとか、格差をなくすとか言っています。そういうことであれば、一部の町村だけ、こういったことをやるのではなくて、8つの町、全体に、行政で平らに、同じように手厚くやるのが、ちょうどではないかと思います。各町村だけやればよいというものではないと思います。これは地域委員会の総括をやっています、総務部長に伺います。

それから今1つ、河川敷の草刈り、雑木の除去でございますが、これは地域と共同で、市民の力を借りてと言われたと思うんですが、こういうような雑木、草はボランティアで刈っても何も言わないと思いますが、木を切る場合に、太い木なんかを切ると、いろいろ問題が出ると思います。こういうふうなことも、ボランティアでできるように、ひとつ、木をほしい、今、薪なんかで大変、使っている方もおりますから、そういう方を市のほうで募って、そして地域を決めて、木を切ったら枝まで片付けていただけるような指導をしていただければ、ありがたいなと、こんなふうに思います。

また、河川敷には鳥獣なんかが大変住んでいるわけです。大武川とか塩川、それから山の奥のほうへ行くと、こういう水辺に鳥獣が住みついているわけなんです。そういうようなことも、早めに計画を立てて、そして管理をしていくべきではないかなと、こんなふうに思います。これも建設部長にお伺いしたいと思います。

以上3点、お願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

関連質問をいくつかいただいておりますけれども、旧須玉町の時代の保育料の問題について、会計検査員から指摘されてきて1年半経っているではないかという問題ですけども、先ほども答弁しましたとおり、この手の件をやるには、どうしても、先ほどお話ししましたとおり、限られた人数、人事と、そしてまた通常業務を怠ることなくやるということになると、どうしても、こういうふうな時間がかかってきたわけでありまして、ぜひひとつ、ご理解をいただきたいと思います。

また、合併した北杜市がいろいろな意味で、サービスの一致をすべきではないかという件については、サービスを高値で安定するでしたならば、これはご承知のとおり、できるわけであり、負担も底値で統一できるのであれば、20年度からでもできるわけであり、今、それをやれば、先ほど来の議論のとおり、いわゆる財政が厳しいぞということで、いろいろ苦心しているわけであり、いずれにしても、いろいろの事業の統一化だとか、あるいはまたサービスの整合性という問題は、合併した北杜市でありますので、できるだけ早く、急いでやりたいというふうに思っております。

それから、河川林という言いすぎですけども、河川の中に生えている木をほしい人があったら、薪といわず提供してもいいではないかという話がありましたが、これはもう、大変ありがたい話でありまして、むしろ河川の木を切ったあと、それまた、今日的に一般廃棄物として処理しなければならないというようなことですから、切っただけだったら安上がりだけでも、実際はどこへ片付けていくということで、大変、金がかかるわけですから、ある面でいうならば、私は薪がほしいよという人がくれば、大変ありがたい話ですし、もっと発展的には間伐を、北杜市は里山整備をやっているわけですから、間伐材のほうも、薪といわず、いろいろな意味でほしいという人があれば、どんどん現場へ来ていただければ、ほしい人にあげられるではないかというふうに思っているわけであり、

それから、いわゆる誤算定の処分の問題のご質問もありましたが、これは近日、処分する予定であります。

その他の件については、それぞれ担当から答えます。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

地域委員会におきまして、行政でやる事業等々、また社会福祉協議会、それからシルバー人材で行っている事業をバッチングする部分があるのではないかとご質問でございますが、例えば、社会福祉協議会で行っております食事サービスにつきましては、統一させていただきまして、年4回を実施しております。ただし、各地域委員会、すべてではございませんが、それらを一補完する意味で、例えば年11回、夏の、8月の傷みやすい時期を除きまして、年11回、ですから7回ですか、やりたいというような、やっておるとい地域委員会もござい。これは基本的にボランティアの方々に食事を作っていただいて、地域の一人暮らしの、そういうお年寄り等に民生委員さん等を通じて、毎月1回食べていただいているということがござい。

またシルバー人材センター等におきましても、いろいろな件でありますとか、いろいろなところで、例えば草刈り作業ですとか、いろいろなことをやっていただいておりますが、基本的に地域のことは地域でやろうという考えのもとに、各区等々で、例えば災害が行きそうで、基本的に行政がまだ手がまわらない準用河川などの草刈り、それからアカシア等々の立ち木の除去ですとか、そういういろんなことを、地域ごとにアイデアを出し合いながらやっております。それについて、地域委員会として、やっていただいている集落等々に対しまして、なんらかの補助をしているということもござい。また、今までまちまちに実施をして、そういうボランティア活動などの集落活動も含めまして、そういうものに対する保険等につきましては、地域創造課のほうで傷害保険を統一して掛けているという状況がござい

ます。

市長が答弁の中で申し上げましたように、基本的に地域のことは地域でやろうという趣旨のもとに、地域委員会の皆さま方もいろいろなアイデアを出しながら、地域でやっていこうという考えのもとに、一部、バッティングと申しますか、同じ事業があるわけですが、そういう形で、その事業を補完しているという意味合いのことをやっているところがございます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（相吉正一君）

小林元久議員の再質問にお答えいたします。

最初に、河川内の地域ボランティアの皆さんによる雑木の除去についてのご質問でございますが、万が一、事故等が発生した場合、個人の責任となりますので、道路河川課もしくは関係機関、国、県、1級河川の関係機関に連絡し、使用届を出していただいた上で伐採処理をしていただきたいと思います。

次に市内には薪がほしい方がたくさんいるという、ご提言をいただきました。今後、広報をとしまして、市内の薪のグループの皆さんに呼びかけていきたいと考えております。

なお、今年度、県で白州町地内の河川敷の林を150メートルばかり伐採します。その薪をほしい方に供給できるというお話も聞いています。

また、河川敷は鳥獣のすみかということで、計画的に管理をしていただきたいと思います。ですが、地域と関係機関と連携を密にして、しっかりとした管理体制を構築していきたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

ご質問の中で、事務の引き継ぎがあったかと、そういうお話でございます。

前福祉部長につきましては、1月末日をもって退職をされました。内示が出ました1週間の間に事務の引き継ぎを行いまして、その中で、るる懸案の事項等の引き継ぎを受けました。その中で、旧須玉町保育料の誤算定の件につきましても、引き継ぎを受け、その説明に従って事務を進めてまいりました。よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

未接続世帯からの使用料徴収につきましては、市民の皆さんに大変、ご迷惑をお掛けいたしました。お詫び申し上げます。

議員のご質問であります、引継事項等についてでございますが、合併時の合併協議におきまして、下水道の使用料等につきましては、当面、現行のとおりとするが、新市においてできる限り、早期に統一を図るとしてあり、使用料の徴収事務につきましては、合併前の徴収体系のまま、徴収をするということの認識でありました。

北杜市の新条例の中で、未接続世帯からの経過措置等を盛り込んでおけば、このような事態にはならなかったわけでございます。大変、ご迷惑をお掛けしました。

また、いつ協議をしてきたかということでございますが、武川町内においては、この4月から公共下水道が供用開始することから、同じ町内においての不均衡を是正する必要があるということで、徴収しないことの検討をということで、口答での引き継ぎはございました。

また、現行の条例規則等を照らし合わせたところ、合併後の条例規則に規定がないということから、合併時にさかのぼって、徴収していた使用料を返還することについては、4月になってから検討した状況でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林元久議員、再々質問。

○22番議員（小林元久君）

今の答弁を聞いていますと、新しい部長になってから、どちらもやっているようで、今までの古い部長については、どうも、今の答弁を聞くと。

こういうことのないように、ひとつ、分かったら・・・そうではないですか。やっぱり、その当時にやっていれば、そんなことはなかったでしょう。どうですか。市長。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

引き継ぎを受けたということを上申したわけですが、前任者もそれにつきましても、誠心誠意、対応をしまいたと。そこに、先ほど市長がお答えを上申したように、通常の事務と併せて行われなければならないということがございましたので、時間を要したということでございます。そこに空白の時間があつたものでは、決してございません。よろしくお願ひをいたします。

○議長（小澤寛君）

小林元久君。

○22番議員（小林元久君）

今ので、分かりました。どうも失礼しました。

それで地域委員会の件ですが、社会福祉協議会とシルバー人材センターに同じ名目でもって、同じようにやっているわけなんです。そういったのは、市でもって、行政でもって、一方に偏らせたらどうかと。地域のことであれば、地域に任せるとのことだったんですが、であれば、市のほうで、行政のほうで手を引いて地域委員会へ任せるとか、そういうふうにしたほうがいいのではないかなと、こんなふうに思ひますが、今一度、答弁をお願いします。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

ただいまの食事サービスでございますが、これを行政で一本化したらいかがかと。基本的に、社会福祉協議会の委託をというご意見だろうと思ひますが、基本的に社会福祉協議会も限られた職員の中でやっておるわけございまして、年4回が適当であろうという結論で統一をしたところでございます。

各地域委員会におきましては、以前にやっておりました、例えば食事サービス等は、私たちの地域委員会として、もうちょっと回数を増やしてやりたい、実際に食事サービスをしていな

い地域委員会もごさいます。基本的に地域委員会として、地域委員会がもうちょっと増やしたいということで、地域委員会の中で意見を統一した中で、こういうことになっておるわけでごさいます。また、これにつきましては市長査定を受けまして、今まで地域がやっていた特徴がある事業であるから、継続していただいて結構ですというお話で査定が終わっておりますので、ぜひ、地域委員会の皆さまの思いも汲んでいただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、小林元久君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

ただいまの市民クラブの代表質問の中で、財政の問題、それから給食センター建設問題、この2点につきまして、関連質問をさせていただきます。

まず、冒頭ですが、今、私どもの代表質問を行いました小林元久議員と執行の間でやりとりがございましたが、真意を執行の皆さんにもぜひ知っておいていただきたい。なぜ、小林議員がそこまで言ったかということをお分かりいただきたいという意味で、1点だけ申し上げさせていただきます。

この須玉の保育料に関しましては、私ども議会が説明を執行から受けている内容は、平成17年のはじめに会計検査員の指摘を受けたという報告をいただいています。そして国、県への還付は、その年の平成17年の12月の議会補正として、かかっております。審議を、私たちはしたわけでごさいます、議会は、ところが、その時点で一切、この誤算定があったという事実は、文教厚生常任委員会の審議の中にも報告がされておられませんし、たまたま、私はその当時、監査委員をやっておりました。監査委員の監査の中にも、一言も、その報告はありませんでした。ですから、私たちは何事もなく、間違いなく算定が行われているという理解の中で、その17年の12月の補正も原案どおり可決をさせていただいております。そして今になって、こういう事実が発覚したんです。私たち議員からすれば、本来であれば、チェック機能を果たさなくてはいけないものが、説明がされないために、チェック機能が果たせなかったと。だからこそ、私たちの会派は冒頭の、今回の代表質問の中で、私たち議員としても謝罪をせざるを得ないということでの一文を入れさせていただいた経過がございます。そのことを、もっと執行の皆さんは真摯に受け止めていただかないと、私は困ると思います。このことだけは、申し上げておきます。

次の質問へ移らせていただきます。

財政に関してでございますが、先ほど来、ご答弁をいただきました。この財政に対する私ども市民クラブの質問は、私たちの北杜市が抱える最大の課題でございます、県下で例を見ないような公債残高、それをどうするかという問題について、執行側のお考えをお聞きする立場で質問させていただきました。

ご案内のように、地方自治体財政健全化法が去る6月15日、国会で成立いたしました。この内容は報道によりますと、自治体本体の収支だけをチェック対象としていた現行の財政再建団体制度を改め、病院など特別会計や第三セクターを含めた連結ベースで、財政状況を把握するものであり、見えにくい借金や赤字を早期に発見し、健全化を促す効果を狙っているもので

あります。

具体的には、1として実質赤字比率。2．連結実質赤字比率。3．実質公債費比率。4．将来負担比率の4つの基準指標で、自治体の財政常用を把握し、公表するよう義務付けています。また、この1から4の基準数値が早期健全化基準以上になると、イエローカード状態とみなされ、健全化計画の作成が義務づけられます。また、さらに深刻な財政再建基準以上になるとレッドカード、いわゆる破綻とみなされ、再生計画が義務付けられます。夕張市の状況となるわけでありませぬ。

今年の12月までに、その基準数値の算式が各自治体に通達されてくるということでございますし、来年度の予算編成は、この基準をしっかりと見据えながらの編成をせざるを得ないのかなというふうにも思えるわけでありませぬ。それらもふまへ、私たち北杜が今、取り組まなくてはならないことは、申し上げるまでもなく、この公債残高の大幅な削減、ならびに昨年成立した行政改革推進法の中で、国の方針として債務と資産の一体的な圧縮というものが打ち出され、これが各地方の自治体でも、その方針に則って、資産と債務を削減していく、具体策を目に見えるような形で取らざるを得ない状況が出てきております。何回も申し上げます。北杜市は、そういう厳しい状況にあるわけでありませぬ。

ご答弁をいただきました、地方債、先ほどのご答弁で、適正化計画の中での数字も出ました。これを単純に計算しますと、年間、毎年60億円から元金を返済していかななくてはならない状況でございます。今年度の公債費関係予算60数億円、これは利息も含めての計算でございますが、大変厳しい数字になると思ひます。これらをなんとしても実行していかななくてははいけなぬ。そして、それらを市民に分からせる意味において、分かっていたく意味において、分かりやすい内容での財政白書、その中へは市の考えが明確に謳えるわけでございます。一番、市民には分かりやすいものになっていると思ひます。ぜひ、そのへんの取り組みをお願いして、再度、検討していただきたいというふうに思ひます。ご答弁をお願いいたします。

それから続いて、給食センター建設問題でございますが、私どもはこの検討委員会が、委員の皆さんが真摯に検討され、その成果として答申が出されたという意味で、尊重すべきものと考へていることには間違いはございませぬ。しかしながら、その検討内容のとりまとめ方にいささか疑問がありますので、関連質問として取り上げさせていただいたわけでございます。事務局を担当いたしました教育委員会、教育長のご答弁をお願いしたいと思ひます。

検討委員会は、第5回の会議で各委員の意見を出させています。その結果は、現在の施設を有効に利用すればいいという反対論、センター化はやむを得ないなど、その前に現施設の再チェック、あるいは学校の統廃合を見ながら、1千食規模は2カ所がいい、あるいは2千食センター建設容認、いろいろなご意見が出ております。その意見のとりまとめとして、反対意見をどう扱うかということの中で、委員長判断で第5回の議事録が添付されるということが表明され、とりまとめとなっております。

そこで、教育長に伺ひます。

今回の答申は、答申書と第5回議事録がセットの答申と理解してよろしいでしょうか。お答えをいただきたいと思ひます。

また、次にこの答申が今年2月2日、都留市学校給食整備検討委員会が都留市に提出した答申の文面と酷似しているということについてのお伺ひでございます。答申は委員会の中で、委員みずからの手でまとめるべきだと思ひましたが、そうすることなく、委員長と事

務局でまとめあげた答申、これがよその自治体の答申と固有の部分を除いて、ほとんど同じような内容であったということになれば、一般の市民から見れば、検討委員会は一体何を検討されたのだろうか。あるいは検討委員が、この事実を知ったとしたならば、非常に心配をするところではないかなというふうに思います。

そこで、教育長に2点、伺います。

今回の答申のとりまとめに疑念を持たれたことで、その信頼性、あるいは説得力が損なわれるおそれはないのかを伺います。

次に、この事実を検討委員会の各委員にどのように説明されるおつもりか、お考えをお聞きしたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原議員には、北杜市の抱えている借金の問題について、きめ細かくご指摘していただいて、ありがたく思います。

それぞれの議会の会派も市民に向かって会報を出しておりますから、私がいまさら説明するまでもないわけでありまして、北杜市の合併話が始まったときの北杜市の借金が7カ町村で約800億円でありました。3年、4年経ったならば、ご承知のとおり借金が1千億円を超してしまったということでありまして、それに対して、基金はどうか、貯金はどうかといえば、おおむねでありますけれども、記憶の範囲で恐縮ですけれども、120億円あった貯金が50億円になってしまったと。瞬間的には、3年くらいで60億円、70億円使ってしまったと。そして、また、それらの事業は一言で言えば、それぞれの旧町村の住民ニーズに応えてくれたわけでありまして、一言で言えばランニングコストがかかるものが大変だったということでありまして、聞きようによっては借金が増えて、貯金がなくなって、維持費がかかるということですから、財政的にはヘレンケラー、三重苦であるというのが、実際の姿であるわけでありまして。

だから、今日の、先ほどの議論で、私もちょっと言いましたとおり、北杜市のいろいろの統一化を図れといっても、サービスを高いところで統一はできません。負担は低いほうがいいなんてことは、合併のときのお話のとおり、そのとおりであります。だから、そのような財政のときに、サービスを高値で安定させようと、負担は底値で安定させようという統一、整合性もなかなか図りにくいことも確かであります。

3月議会のときにもお話をさせていただきましたが、合併した北杜市建設計画をしっかりと守れという議員のご指摘も、確かに分かります。着実にはできませんけれども、合併のときの約束事だから、順次やりたいとは思いますが、合併建設計画を守れといえば、計画そのものだったならば、1,300億円ということになるわけでありまして。

参考までに、合併特例債は、確か270億円くらいということでありまして、私ども今、北杜市が合併して、たぶん公共事業をやっているのが40億円、50億円という金でありますので、1,300億円を消化するには何年かかるかということは、誰しも計算できる話でありますけれども、この計算が10年計画ということでありまして、さらに大変になってくるわけがあります。それよりこれより、少子化で先が見えないというのが現実ということで、ワンパター

ンのように、私も説明させていただいておるわけでありませうけれども、ぜひひとつ、議会ともども、市民ともども、公債残高を減らしていかなければ、大変なことになるぞということだけは、ぜひひとつ、金の使い道はともかくとして、一致してほしいなというふうに思っているところでもあります。

その他、給食センターのこと等々は、関係からお答えします。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

先ほどの篠原議員さんの財政関係につきまして、市民にできるだけの情報を流せと、こういうご質問であります。

この件、それから現在、公債費負担適正化計画を進めているところ、それから、さらには今年度、財政健全化計画を進めてまいるといような状況であります。したがって、これらにつきまして、やはり、市民の皆さん方の特段のご理解をいただきながらということでありまして、財政状況は細かい内容で、市民の皆さん方にご周知をしていかなければならないし、ご理解をしていただかなければならないと、このように思っております。

そういう中で、本年度におきましては、できる限り、広報等を利用しながら、現在置かれている財政状況等について、きめ細かくシリーズ等をつくりまして、市民の皆さんに周知をしてみたいと、このように思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

給食センターの整備検討委員会の答申について、3点ほどご質問をいただいております。

最初の答申の、検討委員会の手法でございますけれども、これについて、この中で、括弧で別添付付ということで、第5回の資料を付けてございます。これはあくまでも答申ということではなくして、議論をそれぞれ委員の皆さんが、一生懸命やってくれた、そのいろいろの意見があるわけですが、それに基づく、こういう意見があったということを知っていただきたいという意味合いの中から、資料として付けたものでございます。ですから答申の1ページということではなくして、あくまでも委員さんから出た意見のものを知っていただきたい、こういう意見が、議論が交わされましたというものを、委員のほうから添付してほしいということで要求があったものですから、それを添付したものであり、答申の表という理解でなくして、参考資料という理解でございます。

それから答申の様式、書式がほとんど先進例、都留市と同じだと、同じ文言だというご指摘でございますけれども、それは当然、答申ですから、給食センター、都留市もそうでございますけれども、私どもも給食センターについて、いろいろの議論をしているわけですから、そうした部分の中で、おおむね、やはり同じ書式、様式、先進例のものを参考にはさせてもらっております。それが必ずしも、ただ都留市のもの、先進例のものをただやったということではなくして、先ほども答弁をさせていただきました、答申についてははじめから、あるいは現場の現況だとか、課題だとか、そうしたものを記述し、そして整備方針ということでまとめたもので答申が出ているわけですから、書式についてはおおむね、そうした様式、書式の順序があります

もので類似していると思いますが、これはあくまでも固有の答申だということでご理解をいただきたいと思います。

それから検討委員のまとめたものということでございますけども、これは私どもとすれば、あくまでも検討委員25人の委員さんが、おおむね7回の会議の中で、それぞれの立場で一生懸命議論していただいたものだとして尊重しております。そうした部分ですから、この委員さんたちには、正直言ってお礼を申し上げながら、この答申は重く受け止めていかなければいけないと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

篠原眞清議員。

○4番議員（篠原眞清君）

再度、質問させていただきます。

財政に関しては、先ほど市長の答弁でございましたが、総合計画と適正化計画の整合性についてのご答弁の中で、財政状況をその都度見据えて、総合計画の施策を実施していくというふうなご答弁がございまして、まったく、そのとおりであります。

ただ、私が申し上げたいのは、そういう市長の姿勢が、もっと市民の目に見えるように、具体的な施策として示せない、その思いだけ、そのお話だけだと、なかなか市民が理解してくださらない。だからこそ今日も、いくつもの代表質問にありました、合併のときの条件をそのまま理解している市民の皆さんにはどうするんだという話がございました。これは、皆さんがいくら財政の情報を流していると言ったって、伝わっていないことの証左ではないでしょうか。だからこそ、財政一本に取り上げての白書で分かりやすい言葉でいくらでも書けると。厚くつくらなくてもできます、十分に。それが一番、市民の皆さんに北杜が今、何をしなくてはいいかということを知っていただけることだと思いますから、ぜひ真摯にお取り組みをいただきたい。お忙しいということは十分分かりますが、取り組んでいただきたいと思っております。

それから給食センターの問題について、重ねて質問させていただきますが、この経緯をよく教育長にも改めてお考えいただきたいと思っております、この問題の。昨年の3月、予算が計上されました、設計の。そのときに文教厚生常任委員会は委員長報告で、この予算は賛成をいたします。しかし、新設1カ所ということでは困るということが文言として、載せられているはず。それ以降の関係者の、保護者の皆さん、あるいは調理場委員会の委員の皆さん、皆さん新設1カ所ということについては疑念を申し上げております。議会も、それに基づいて慎重な審議をしてほしいと、もっと多くの皆さんの意見を聞いてほしいということで、委員会の検討委員会の設置も、請願の中で謳われたものを採択しているわけでございます。それに基づいて、この委員会が開かれたとするならば、この委員さんたちの幾多の意見が出ている、この意見を尊重しないで、一方づいた答申だけで、この答申にするという考え方は、この経過をふまえていない受け止めだと私は思いますので、ここは見解が違ってもかもしれませんが、経緯をふまれば、おおぜいの委員さんがいくつもの意見を言ったとすれば、それが答申に反映されなくて、なんのための検討委員会だったんだというふうには私を感じますので、その点は改めてお聞きをして、私の関連質問を終わりたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろんな意味で、市政を市民によく理解してもらおうということは、非常に大切なことだと思います。財政問題然りだと思います。私の記憶でも、八王子だか等々にも、今日的に財政白書を発刊というか、市民に理解を求めているところもあるようであります。なんか政治的な表現になるかもしれませんが、前向きに検討していきたいと思っています。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

給食センターの計画、それらについて、また説明を求められました。

昨年の3月、予算計上のときからということでございますけども、それからの月日の移動に伴いまして、いろいろの諸状況がそれぞれ変わっております。そうした経過の中で、議会の請願の採択、あるいはPTA連合会の意見、それから先ほどご指摘があったように、調理場運営委員会の会議の経過とか、そうしたものを尊重した中で、最終的に調理場運営委員会、整備検討委員会を創設するよということですから、それを立ち上げて、意見を求めてまいりました。

そうした経過をふまえてきて、先ほど、第5回目の議事録の少数意見というお話もございましたが、それらのそれぞれ委員さんの意見があったということ復唱しながら、添付しながら、理解を求めて、いろいろな意見を尊重してまいりました。最終的には第6回、第7回で検討委員たちが、総意でこの答申を出してくれたという認識を持っております。

また、この整備検討委員会の人たちの答申というものは、やはり、いろいろの意見があったことは事実でございます。篠原議員もご存じのように、ここへ付けてある資料に基づいても、そうした意見がいろいろありました。当然、委員さん、25人の中には考え方、立場、それぞれ違っておりますから、いろいろの意見があったんですけども、最終的には25人の委員が最後の答申ということを確認をして、総意の中で答申を出されたという理解をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小林忠雄議員。

○12番議員（小林忠雄君）

関連質問として、高齢化社会の中で福祉の状況につきまして、保健福祉部長から詳しく説明がございました。大変、いろんな事業をしているんだと、改めて分かったわけなんですけど、こういったことを、ぜひ今の話ではございませんが、市民にやっぱり、なんらかの形として、これは世間のニュースだとか、いろいろありますけども、ぜひ、こういうことは、北杜市は高齢化社会を迎えて、もうまもなく30%に高齢化率がなろうというときに、非常に力を入れているんですよということは、私は大いにPRすべき問題ではないかと、こんなふうに思っております。

それから社会保険福祉士の活動も、去年は予算がございましたが、今年、介護保険の

ほうから需用費として、相談事業で24万円、権利擁護で70万円という予定がされておりますが、いよいよ社会福祉士の出番が始まったかなと、こんなふうに思っているところですが、大変、これから弱者の相談相手として、ぜひ、この社会福祉士の活躍をお願いしたいなと、こんなふうに思っているところであります。

それから、ちょっと私、その中で、ボランティアの話でございますが、ボランティアが17年と18年を比べますと、団体は2団体増えているんですよ。ところが、そのボランティアの活動人員が、前年度と比べて約160名減少しております。この原因は、おそらく高齢化によって、なかなか、今までボランティアに、主に福祉ボランティアに携わっていた方ではないかと私は思うんですが、これから、この北杜市と一緒に歩いていくには、やっぱりボランティアの力が、私は大変必要ではないかと。これはただ、福祉ボランティアだけではなくて、子育てのほうもございますし、その他、観光にもございます、いろいろございますが、やはり市民が一生懸命、北杜市のためにお互いに汗をかこうというふうなことが、一番大事ではないかと思えます。また、そういうふうな道筋がつけられれば、なお、よろしいかなと、こんなふうに思うところですが、ボランティアの減少がちょっと気になりますので、今後は、これを大いにもっと増やして、たくさんの方が携わるような形をしたらどうかと、こんなふうに思います。

最後に地域密着型サービスでございますが、先ほどの答弁にもございましたが、小規模多機能型の介護施設が、若神子の街中に出ました。大変、交通も至便で喜ばれていると思えます。こういった特別養護老人ホームの認可が、これからできないという状況の中では、やっぱりこれが中心になるということで、先ほどの答弁も2カ所という話が出まして、大変、そういう面では厚い福祉政策がとられているなと、こんなふうに思うところでございます。併せて言うならば、遊休の市の施設を大いにその中で活用してもらおうことが、なおよろしいのではないかと、こんなように思うところでございます。

私の関連質問の中で1点だけ、ボランティアの減少というのが、私、気になりましたので、このへんが分かっておりましたら、お答えいただきたいと、かように思います。よろしく願います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

いろいろとありがとうございます。

確かに、ここにきていろいろな制度が目まぐるしく変わっております。私ども行政に携わる者も、その制度をよく理解するのに時間がかかる、そういったことで、市民の皆さまにもこの制度の変更をよくお知らせをするというふうなこと、大切だと思えます。これからも制度を皆さまにご理解いただけるよう、PRに努めてまいりたいと、こんなふうに思うところでございます。

また、ボランティアのことでございますが、やはり高齢化が進んで、自助・共助・公助、皆さんでこの北杜市を支え合っていくということは大切だと思えます。この人数の減少につきましては、先ほど議員ご指摘のことではないかなと、ボランティアが減っているのかなというふうに私自身も思っております。このへんも皆さんに働きをかけながら、皆さんで安全・安心の明るい杜づくりに努めるよう、努力をしてまいりたいと、こんなふうに思います。よろしくお

願いたします。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

地域委員会についての関連をしたいと思います。

先ほども議論になっておりますけれども、18年度の使い方、それから19年度の使途案というのが載っていますけれども、地域委員会の、このお金の使い方の件ですが、それぞれの地区の特色を出したものを実行していくということで、そろそろ、本当にわれわれの地域の、例えば旧町村ごとでも結構ですけども、何が特徴かという部分を、もうそろそろ、このへんで戦略として考えてやっていかななくてはならない時期かなと思いますので、まず、この点について、ちょっと市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来の、小林議員の答弁にもお答えしているわけでありまして、合併した北杜市も行政の付属機関として、これが位置づけられまして、地域の特色を残したいと、地域のそれぞれの培ってきた、育ててきた、それぞれの個性を尊重したいと。そしてまた、先ほどまた、お話のとおり、市政が市民の身近にあってほしいと、市民の声を市政に反映してほしいと、こんな、合併した大きさの中で、それらの8つの特色を生かそうということで、先輩たちの町村長たちが地域委員会というのを定めていただいたわけでありまして。

そういう意味からすれば、2年半ではありますけれども、いささか不満はあります、でこぼこもあるかもしれませんが、イベント中心感だという批判もありますけれども、それなりに目的を守っているというか、推進していると思っています。仮に4年経って、5年目ぐらいは具体的に言うと、21年度ぐらいは相当見直しをする必要があるではないかというふうには、現状では思っているところであります。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

もう1つですね、本来、このボランティアというのは、文字通りボランティアで、お金をもらうべきものではないという、私は認識をしているんですが、この1点について、総務部長ですか、お願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

地域委員会の中で行われております、ボランティア団体等でございますが、主に食事サービスの関係がボランティア団体の方によって、運営をされております。

ただ、例えばジュースですとか、お茶ですとか、そのようなものは地域委員会の中で出しているかと思いますが、本当に自主的にやっていたらと。なんとか地域のためになろう

という形の中でやっていただいている方々ですので、そんな形の中でご理解をいただければと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

なぜ、そういうことを言うかという、ボランティアに賃金を出しているという、この項目が載っているんです、この中に。それがちょっと解せない。それと、この一覧表を見ると分かるんですが、先ほども代表質問の中にもあったんですが、本来、行政がやらなくてはならないことと、そうではなくて、住民も一緒に参加した中での事業、それは当然、それでいいと思うんですが、どうも、その縦分けが各町まちまちで統制がとれていないと。支所長が判断しているのか、それとも全体を見て、総務部長なり、地域振興課ですか、そこらへんが判断しているのか。どうも、この一覧表を見ると、それぞれまちまちで、こんな使い方いいのかなという部分がかかなりあります。ですから、このへんのところを今後、どうされるおつもりなのか、このままいくのか。見たときに、非常にこれはおかしい使い方ではないかなと私はと思いますが、見解を。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

この決済でございますが、基本的に本庁の部長、それから各総合支所長は、決済金額が同じでございます。ほとんどのものにつきましては、支所長決済という形になっております。

また、賃金が支払われているのではないかというご指摘がございますが、この点につきましては、ちょっと調査をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、北清クラブの会派代表質問を行います。

16番議員、中村勝一君。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

平成19年北杜市議会6月定例会にあたり、北清クラブを代表して質問いたします。

わが北清クラブは、会派の基本理念「執行機関とは、一步離れて二歩離れるな」を重視し、北杜市が誕生し3年目、軌道に乗りつつある本市の諸施策を行政とともに、市民との協働の形で実現に向けて取り組むことが夢や希望の持てる生活であり、何よりも肝要であると思うところで。

また、諸事業の進捗状況を冷静に見つめ、提言を重ねながら、常に是々非々の思いで対応することをモットーとしているところでもございます。

そういう観点から、行政課題である財政確保と財政健全化、第1次北杜市総合計画の平成

19年度実施内容と取り組み、生涯学習推進体制の整備充実、以上3点について質問いたします。

はじめに財政確保と財政健全化について、伺います。

もともと脆弱な財政基盤であった本市は、平成19年度当初予算約276億円を見ると、市税は税源移譲により、前年比いくらかの伸びはあったものの23.9%にあたる、65億9千万円であり、地方交付税は前年比4億5千万円減となり、35.5%にあたる98億円と、相変わらず財政が厳しい状況にあります。

歳入面では、国の三位一体改革による国庫補助負担金、臨時財政対策費や地方交付税の減額はあったものの、市といたしまして優良企業の誘致、中小水力発電などの建設による市単独事業を取り入れ、税収のアップや受益者負担の公平化、市税などの徴収率の向上に努めていることは承知しております。

また、歳出面においても公務員の定数適正化計画による人件費の削減、歳出削減として公共工事など、地方単独事業の縮減や指定管理者制度の導入など、市として財政健全化に向け、最大限の取り組みを行い、具体的には第1次北杜市総合計画を立て、その実現に努めていることも承知しているところです。

さまざまな方法で、歳入歳出での財政能力の向上を図っていますが、安全・安心で明るいまち、基盤が整備され豊かなまち、環境日本一の潤いのあるまちの形成、さらに住んでみたい、住んでよかったと実感する、人と自然の文化が躍動する環境創造都市の実現のため、さらなる財源確保と財政健全化は大きな行政課題であると考えているところです。

そこで財政健全化に向けて、次の3点についてお伺いいたします。

1つ、地方財源確保のため、常に地方六団体は強力に国へ働きかけることが必要であると思うが、地方分権を一層推進するために、国と地方の協議の場を定期的に持つことなど、折衝を重ねていると聞いておりますが、どのような動向になっていらっしゃるのか。

2点目、事務上、早く市の財産目録を整理し、市民の理解を得て、用途廃止地や遊休スペースの活用を考えるべきだが、財産目録の整理状況や活用について、どのように考えているか。

3点目、市の財産で用途廃止した普通財産、貸付や売却については、どのように考えているか。

以上、3点です。

次に、第1次北杜市総合計画の平成19年度実施内容と取り組みについて、お伺いいたします。

この第1次北杜市総合計画につきましては、3月定例会で北清クラブの坂本静議員が、市民に対し、夢や希望や活力を与えるものであり、大いに期待するものであるとの認識に立ち、どのようにして総合計画で示された具体策を推進していくのか、質問したところです。

この北杜市総合計画は、平成19年度より平成28年度までの10年間とし、また平成19年度より平成23年度を前期基本計画、平成24年度から平成28年度を後期基本計画としました。

なお、この総合計画は事業実施経過期間の3年間、すなわち平成19年度から平成21年度までの年度別事業実施計画表として、提示されました。毎年度、実施状況を把握しつつ、1年ごとの見直しをすることとなっております。

財政状況が厳しいことは、多くの市民は理解していることと思いますが、その中であって市

民に希望の持てる施策の実施と、実施状況を公表することが大切であると考えているところです。
そこで、本年度予算に計画されている次の項目につき、具体的な実施状況をお伺いいたします。

1つ、基幹産業である農業の推進。活力ある農業の推進状況について。

2つ目、企業立地の促進。企業立地の推進、雇用機会の拡大と地域産業の振興策について。

3番、観光振興。風林火山館を含めた誘客状況と、その働きかけについて。

4番目、里山整備事業。森林荒廃防止、森林機能の回復および振興事業の活用状況について。

5番目として、環境にかかるわけですが、中小水力発電、太陽光発電事業。村山六ヶ村堰設置の中小水力発電の稼働状況について。大規模電力供給用太陽光発電系列安定化事業の進捗状況について、お伺いいたします。

最後になりますが、3点目として生涯学習推進体制の整備充実について、お伺いいたします。

北杜市が誕生して3カ年、市が向かうべき目標として、昨年11月、市民憲章が制定され、その中の1項目として「教養を高め、文化のかおる杜を築きます」があります。これを施策として具体的に推進するためには、今後、市として市民協働による生涯学習の推進が必要であると考えます。

市民生活向上のために教育、福祉、健康保健、環境、産業など多くの課題に取り組み、施策を推進しているわけですが、これらの施策のほとんどは、より多くの市民の参加を得て、行動実践に移し、その実をあげることが臨まれるわけです。そのため、各部や教育委員会が協調し、市民の参加による生涯学習の総合的な推進が大切であると考えています。

そこで1つ、生涯学習については教育委員会、生涯学習課が中心となって取り組んでいますが、各部と統一した考えをもって実施しないと、断片的になることが多いと思われます。他の部局との連携が大切であり、市として総合的な生涯学習推進本部、市民と協働による（仮称）総合生涯学習推進協議会などを設置する必要があると考えますが、お伺いいたします。

2点目、生涯学習を推進する専門施設として、図書館、郷土資料館など、各地域の特色を持っているわけです。その地域住民の文化・教養を高め、また伝統を支える学習の場であると考えています。

これらの専門施設が充実した運営がされるよう、各町1つずつある地区公民館体制の再点検による機能強化をする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3点目、昨年12月議会で北清クラブの内藤昭議員がただしましたが、教育委員会、生涯学習課が中央公民館的役割を果たす、そういう考えではなくて、市で中央公民館を設置し、専任の公民館長、公民館主事を配置し、地区公民館や分館との連携、それから、それぞれの専門性を持った人々の発掘や活用、またリーダーの養成を行うなど、市として統一した社会教育の実践が図られるようにすべきであると考えますが、どうお考えでしょうか。

以上、大きく3点、11項目について、北清クラブを代表して質問とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村勝一議員の北清クラブの代表質問にお答えします。

誘致企業、ミニ水力、財政問題等、市政にご理解をしていただき、ありがたく思います。一

歩離れ二歩離れず市政をチェックするということがありますけども、私どもは一步も二歩も近づいて市政と一緒に推進したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず財政健全化に向けて、いくつかご質問をいただいております。

最初に地方財源確保のための動向についてであります。地方分権の推進のためには、国から地方へ権限と財源を移す必要があります。これまでも地方六団体が一丸となって、着実な税源移譲と地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を強く、国に求めてきました。その結果、今年度、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲が実施されたところであります。

さらに北杜市としても、山梨県市長会の平成20年度国の施策および予算に関する提案、要望事項の中で、地方交付税の財源保障、財政調整機能の充実・強化について、強く働きかけているところであり、これからもあらゆる機会を捉えて、要請してまいりたいと考えております。国と地方の協議の場については、地方六団体が強く求めておりますが、まだ具体的な設置の見通しは聞いておりません。

次に財産目録についてであります。市有財産の適切な管理のため、昨年度、公有財産管理システムを導入し、現在、入力したデータの状況や利用状況等の確認作業を行っております。できるだけ早く作業を進め、市民の皆さんに市有財産の状況を明らかにしたいと考えております。

次に用途廃止した財産の売却等についてであります。北杜市の厳しい財政状況を少しでも改善するため、収入の確保に努める必要があります。行財政改革アクションプランの中で活用予定のない普通財産については、民間等への売却や貸付等を積極的に推進し、平成22年度までに可能な限りの処分を進めていくこととしております。

平成18年度以降、その形態から隣接地の所有者しか活用できない土地1件を譲渡し、また譲渡困難な建物など、6件の貸付を行いました。

今後は、財産目録の整理を進め、一般競争入札や公募により普通財産を処分してまいりたいと考えております。

次に総合計画の中で、本年度予算に計画されている事業の実施状況についてであります。

まず基幹産業である農業の推進についてであります。平成16年度から国の米政策改革大綱に基づく需要に応じた米作り、担い手が生産の主体を占める米作りの本来あるべき姿の実現を目指す取り組みが平成22年度を目標に進められており、本年度は、その折り返しの年でもあります。

これらをふまえて、引き続き生産調整に対応するため、その推進母体となる北杜市水田農業推進協議会の事務局体制を整備いたしました。この協議会を中心として、市による県単および市単事業による転作作物の作付けへの支援、担い手集積支援、産地づくり対策補助金による大型農業機械導入への支援、鳥獣害対策支援、自給率向上対策経営安定対策による転作奨励助成等を行ってまいりたいと考えております。

また、土地改良事業のうち県営土地改良事業については、中山間地域総合整備事業をはじめ、広域営農団地農道整備事業等、引き続き市内8地区で実施しております。団体営土地改良事業については、元気な地域づくり交付金事業により、農道改良事業、用排水路改修工事、調査設計業務等、4地区を実施しております。さらに電源立地地域対策交付金事業は、市内6地区で引き続き農道および農業用水路の改良工事を実施いたします。

なお、本年度から国の交付金事業として、地域の農地や農業用施設、環境資源等を保全する

目的で、新たに導入されました農地・水環境保全向上対策事業については、事業要望のありました市内8地区で実施いたしますので、その保全活動に対して支援をしてみたいと考えております。

次に企業立地の促進についてであります。総合計画では企業誘致活動の促進、ならびに地域産業の活性化と企業振興を主要施策として掲げております。企業誘致活動においては、山梨県商工労働部、産業立地室などと連携し、情報収集などを行うとともに、みずから会社訪問を実施しながら促進を図っているところでありますが、現在、農業関連企業の数社と協議を重ねており、実現に向けて、大いに期待を寄せているところであります。

また、企業誘致を行うには、誘致が可能な複数の用地を確保し、企業側の用地選定の選択肢を広げることが重要なポイントであると思われることから、誘致可能な候補地の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に地域産業の活性化と企業振興の取り組みであります。その中で、本年度は北杜市産業立地事業費助成金交付要綱に基づいた助成金9,138万7千円を、武川町にある日東樹脂工業株式会社に交付いたします。また、平成18年3月に誘致企業として指定し、現在、建設工事を行っている株式会社明和電気も、この助成金の対象企業となっておりますので、予算補正を予定しているところであります。

雇用状況につきましては、北杜市となってから、すでに6つの企業誘致が行われたところでありますが、6社が雇用した社員の合計は297人であり、そのうち北杜市内からの雇用者は172人で58%の割合となっております。4月から、新に北杜市企業等振興支援条例を施行し、支援企業の業種の拡大と市内企業にも支援ができる環境を整えたところでありますが、これからもさらに、本市の産業基盤の確立や安定的な雇用の確保増大を図るため、商工会などと連携しながら、企業ガイダンスの実施や北杜市産業まつりの開催などにも取り組んでまいりたいと思います。

また、ちょっと角度を変えて、経済的・産業的に関する講演会も開催してみたいと思っております。

次に観光振興についてであります。風林火山館につきましては、昨年9月に開館して以来、ゴールデンウィークには2万6千人を超える来館者があり、6月20日には25万人を突破いたしました。風林火山館を訪れた観光客の大多数は、市内にある他の観光施設等にも立ち寄っているものと思われるので、風林火山館の経済効果は市内の商業や宿泊施設、そして農業等々にも及んでいるものと考えております。また、風林火山館内では市内の観光施設が掲示板やパンフレットにより紹介されており、有効に活用されております。

4月と5月に市内3カ所の道の駅を利用されたお客さんの延べ人数を、昨年同期の数値と比較しますと、人数では15.7%、売上額では6.1%の伸びがありました。また、過日の県の発表によりますと、ゴールデンウィーク中の峡北地域の観光客の対前年伸び率が、風林火山館効果もあって13.7%増と、県下で一番の伸びを示したところであり、さらなる誘客策として、夏休みシーズンの8月1日から20日までの間、開館時間を午後9時30分まで延長して、来館者の皆さんに夏の宵を楽しんでいただけるよう、イベントを計画しております。

より多くの人々に北杜市へ来て、見て、触れていただくことは、長期滞在型リトリートの杜づくりの礎にもなるものであり、他の観光施設等への波及効果も期待できることから、広報やマスコミを通じて、さまざまな情報発信に努めてまいります。

また、来年4月から6月にかけて実施される山梨デスティネーションキャンペーンに先駆けて行われた全国宣伝販売促進会議をはじめ、今月の17日には圏央道のあきる野インターチェンジから八王子ジャンクションの開通イベントにも参加するなど、さまざまな観光キャンペーンを活用するとともに、新聞、雑誌などへの広告掲載などを積極的に行う中で、北杜市観光の全般にわたるPRに努めております。

北杜市には冷涼な夏、恵まれた自然、豊かな文化施設を求めて訪れる観光客が多いため、これらの観光資源の商品化と販売促進に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に里山整備事業の実施状況についてであります。平成17年度の導入以来、現在までに累計で約200ヘクタールの交付決定を行ったところであり、着実な森林整備を進めているところであります。

また、事業導入を契機として、市内の森林整備に対する意欲は徐々に高まっているものと考えており、平成18年度の関係補助事業等を活用した民有林整備面積は165ヘクタールで、平成16年度の2倍に達しております。

市としましては、健全な森林の育成をより一層推進していくため、本年度は里山整備事業に加え、県の事業である環境公益林整備支援事業を導入し、単年度で200ヘクタール程度の森林整備を予定しているところであります。今後とも着実な事業実施により、森林の荒廃防止、森林機能の回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、中小水力および太陽光発電事業についてであります。

まず村山六ヶ村堰水力発電所の稼働状況につきましては、この事業を進めるにあたり、村山六ヶ村堰土地改良区や地権者の皆さんをはじめ、多くの関係者の方々のご支援とご協力をいただく中で、本年3月に完成し、4月1日から稼働しております。

4月の総発電量は13万3,500キロワットアワー、5月は14万1,200キロワットアワーでありました。また、総発電量のうち大門浄水場への電力供給量は、4月が10万44キロワットアワー、5月が11万96キロワットアワーの実績でありました。年間の総発電量は約200万キロワットアワーを計画しており、月平均にしますと発電量は16万8千キロワットアワーになりますので、4月、5月の発電量を月平均と比較すると、それぞれ79%と84%であります。若干、予定より少ないわけですが、この原因としては、今年の冬は暖冬により雪が少なく、水量が減ったことや堰の草刈り清掃、落雷による発電の停止、落ち葉などが取水層に蓄積することによる稼働時間の低下などでありました。

このこまめな点検により、稼働時間の向上に努めるとともに、落雷等の予期できない事故には迅速な対応を行うなど、安定的な稼働と計画発電量の確保に努めてまいる考えであります。

次に大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究の進捗状況についてであります。昨年度は土地所有者ならびに夏秋、塚川両地区の皆さんへ事業の説明を行い、土地賃貸借契約、調査測量および設計業務を実施いたしました。今年度は調査・測量等も終了し、国と農地転用の協議が進められており、許可があり次第、造成工事に着手する予定であります。また、土地造成工事とは別に、株式会社NTTファシリティーズにより、本年7月中には太陽光パネルの設置業者が決定される予定になっております。

今後のスケジュールであります。造成工事と並行して、10月から12月ごろにかけて、第1期分の600キロワットの太陽光パネルが設置され、来年1月下旬ごろには計測を開始する予定であります。さらに平成21年秋ごろまでに、1,400キロワットの太陽光パネルが

増設される予定になっております。合わせて、2千キロワットということになります。この実証研究では国内外からの発電パネルが広範囲に設置され、研究が進められますので、北杜市が太陽エネルギーに恵まれた地域、太陽光発電を行うのに適した地域であることを、実証研究を通じて北杜市から全国に情報発信し、新エネルギーの必要性や温暖化問題への啓発、さらには施設見学をとおして、自然エネルギーが有効活用される環境教育の場となるよう、整備を進めてまいり所存であります。

今後とも人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現を目指し、農業の振興をはじめ、企業立地の促進や観光の振興など、北杜市総合計画に掲げた施策を着実に推進してまいります。

次に生涯学習推進体制の整備・充実について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、生涯学習推進本部や総合生涯学習推進協議会などの設置についてであります。現在、北杜市では生涯学習を推進し、市民一人ひとりが生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会を目指して、1人でも多くの市民が参加できるような学習講座の開講や自主グループの育成に努めております。また昨年度は、教育委員会から社会教育委員会議に新たな北杜市の生涯学習の展開についての諮問も行き、その中で社会教育委員みずから生涯学習に対する市民の意識調査等も実施し、学習に対するニーズの把握について、答申をいただいたところであります。

この答申に基づき、北杜市生涯学習計画の中に、市民の身近な生涯学習社会の形成に努め、地域づくりを支える学習社会の活動をとおして、それぞれの地域が持つ特性を生かした個性あふれた魅力ある学びの杜づくりを、まずは地域に根付かせたいと思っております。そして、その地域が持つ可能性を高めながら相互に連携し、一体となった生涯学習が展開できたとき、おのずと北杜市全域に根付いた生涯学習推進本部、あるいは生涯学習推進協議会なる大きな学びの杜となることを確信するものであります。

このような観点から、現時点で市としては生涯学習推進本部等の設置については、考えておりません。しかし、今後も生涯学習の理念に基づき、市民一人ひとりがみずから、いつでも、どこまで学べるような体制づくりを図り、生涯学習の学ぶ喜びや多様な学習意欲を高めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

中村勝一議員の北清クラブの代表質問にお答えいたします。

最初に地区公民館体制の機能強化についてであります。公民館につきましては、社会教育法で地域住民の実生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、市町村が設置することと定めております。

現在は、各教育センターが地区公民館的機能を持ち、地域住民のニーズに呼応して、その地域住民の教養を高め、文化・伝統を支える生涯学習の場となっております。各教育センターでは地域の特性を生かしたさまざまな学習プログラムを企画し、子どもたちから高齢者までが体験学習を通じ、自己実現のための活動を展開しております。また、地域住民も学習プログラムに参加するとともに、自己の生涯学習活動や地域の図書館や郷土資料館などの専門施設を活用

しながら、地区公民館を地域の拠りどころとして、住民の連携を深めております。

今後も地域に根ざした地区公民館活動推進のため、地道な活動における再確認と再点検を繰り返し、より一層の機能強化に努めてまいりたいと考えております。

次に中央公民館の設置と専任の館長等の配置、地区公民館との連携、専門的人材活用やリーダーの養成についてであります。中央公民館の設置につきましては、現時点では中央公民館機能を受け持つ生涯学習課が全市民を対象とした生涯学習の推進、イベントなどの普及啓発に努めており、学習の成果としての評価システムの実施など、地区公民館との連携を図っております。

北杜市は県下最大の面積を有する市でございますので、当面、地域の実情を考慮する中で、現在ある8つの地区公民館を中心とした活動を考えております。

専門的人材の活用につきましては、各種の学級、講座などから育った地域の人材を文化協会や各地域の趣味の活動の中で、指導者として活用しております。また、リーダーの養成につきましても、各子どもクラブからの要請もあり、毎年中学生、高校生、一般社会人を対象として、野外活動のリーダー養成講座などの実施、さらに家庭教育の充実を図るため、家庭教育支援総合推進事業の一環として、県と連携を図りながら実施している子育てサポーター、リーダー養成事業も行っており、養成講座を終了したのちには、北杜市の子育てサポーター、リーダーの指導者として活用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりましたが、ここで、本日の会議はあらかじめ延長いたしたいと思っております。ご承知をお願いしたいと思います。

当局の答弁が終わりました。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

1点目の財源確保についてですが、平成12年だったでしょうか、国から地方へ旧、合併前の町村に譲与された、俗に言う青線とか赤線とかという土地がございますね。あの土地の処理について、実は隣接のお宅から買い取りたいと、そういう話があって、今現在はほとんど土地交換でそれが賄われているのではないかなと思いますけど、実際の売却については、どんなふうに考えているか、どんな例があるのかということと、それが売却しないと、実は地域住民がその場所の春の野焼きをしたり、夏の草刈りをしたりしているわけです。例の圃場整備等によって、過去に道路であった青線というものが残ってしまっているわけですが、誰も使っていないわけです。それについて、具体的にはどんな方法で対応しているのか、まずお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（相吉正一君）

中村勝一議員の再質問にお答えします。

法定外公共物、道水路の関係の用途廃止の関係でございますが、平成12年に地方分権推進

法により、国から市に一括譲与されました。その手続き、申請等の払い下げ等の内容でございますけども、用途廃止の申請手続きにつきましては、原則的にはその土地に隣接する所有者がすることになっております。用途廃止する場合には、現況は機能を喪失していることが条件です。また、将来にわたって機能回復する見込みがないということが必須条件でございます。

法定外公共物は、ご承知のとおり、地区の皆さんが管理するもので、財産上は市が管理することになっておりますけども、用途廃止する場合には隣接地権者の同意とともに、地区区長さん、もしくは農業委員さん、水利組合長さん、土木委員さん等の同意が条件でございます。これは現地を見て、本当に機能が喪失しているかどうか、確認するということでございます。

この申請の手続きにあたっては事前に、まだこれは、法定公共物は建設部の道路河川課の用地担当が担当しております。事前に譲与されているかどうかを、まず確認していただきたいと思っております。これは国から譲与されたわけですが、本来的には機能が管理されている道水路が市のほうへ譲与されたわけです。まずはそこ、載っていると思っておりますが、まず確認してください。そして、載っているということが確認された場合は、法定外公共物基本条例に基づいて、審査をします。まず載っているかどうかを確認してもらって、あと、これは地番がありません。白地です。道水路とも。ですから測量関係、かなり費用がかかります。実測しなければいけません。そして、これまた地番設定されます。これについては、測量関係について、払い下げ費用については、所有者、申請者が負担してもらうこととなります。用途廃止された財産については、法定外公共物管理条例に基づいて、要件を満たす場合には用途廃止となります。そして用途廃止された財産は、普通財産として財政課のほうの関税担当が適正な地価、不動産鑑定価格により、現況を見た中で払い下げということで契約をしていただいて、完了することとなります。

以上でございます。

ただ、本来的には開発等で、開発地内に道路が真ん中にあたりして、付け替えをしたりするケースが多いんですが、現在までに法定外公共物としては11件で、ほとんどが開発関係、個人申請が3、4件はありますけども、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

ありがとうございました。

2点目の平成19年度の総合計画による実施状況ですが、この実施状況のうちの、特に村山六ヶ村堰に設置の中小水力発電のことについて、お聞きしたいと思います。

先ほど、昼間の、玄関のロビーに設置されておりますモニターを見てきたわけですが、大変、水力発電を市民に分かりやすくやっていただいているなど思っているわけですが、実は今日現在、1時ごろの発電量が約300キロワットです。それで、今現在、先ほど市長から4月、5月の発電量についての説明を受けましたが、最初の計画と約70%から80%ぐらいの、今日、発電量のように、それで実際は、あの発電量、一番、最大320キロワットぐらいの話で、この話題が出たと思っておりますが、今現在、4月、5月の稼働状況は設計建設当時の想定される範囲内に入っているのかどうなのか。落雷によって停止したとかなんとかという話もございました。4月に何日ぐらい停止して、5月に何日ぐらい発電が起きていないのか、具体的な数をお

聞きたいと思いますが、その停止の理由にゴミがつまったとかなんとかという話もございませんね。そういうものの管理を、これからどう考えているのか。以上、六ヶ村堰については、その2点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

中村議員さんのご質問でございます。

現在の、今日の稼働の状況ということで、約300キロワットアワーということでございます。議員さんご指摘のように、最大320キロワットアワーという計画でございます。その中で、先ほどもご答弁申し上げましたように、70%、80%の稼働ということで、落雷、あるいは点検等による稼働の低下ということでございます。当初の計画、320キロワットアワーという中でございますが、4月、5月、稼働の中で、やはり山の中を流れてくるというようなことで、非常に風が吹いた日は落ち葉等の堆積が予想以上に多かったということで、やはり発電量の設定をするわけでございますが、落ち葉等の詰まりで、若干、水の流れが悪くなった場合は、予定よりか水位が下がると警報が鳴ってしまうというようなことで、その都度、その日の気象状況等に合わせて、設定を変更しているというような状況でございます。昨日は雨が降りましたので、本日は300を超した想定にしてあるわけでございますが、やはり水が少ない時期には220とか、230というような低い設定もやむを得ない状況でございます。

その中で、稼働の日数、時間が少なくなった状況でございますが、先ほどの落雷による機械器具の停止による点検、あるいは六ヶ村堰土地改良区の草刈りの点検、それから先ほどの落ち葉等の、ゴミ等の堆積等による低下というようなことが、最大の原因になっております。

あと、今後の管理につきましては、やはり自然との闘いにも当然なってきますが、4月、5月、6月、ある程度、稼働の状況で、ゴミの処理をする除塵機がございまして、その機能の改善も当然、必要になってくるかと思っておりますので、そのへんも点検しながら進めてまいりたいと思っております。

それから稼働の低下の日数につきましては、先ほどのような原因が主な停止時間ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

六ヶ村堰については、ありがとうございました。分かりました。

それで、ぜひ、この第1次北杜市総合計画を、先ほど市長から答弁をいただきました。市民に、たくさん宣伝していただきたいなど。何回も言うようですが、市民は合併当時と今、何がどうなっているんだろうなど。このままいって大丈夫なのかなということも、とても心配しているわけですから、われわれ、市民に夢や希望が与えられるような答弁をいただきました。そんな宣伝をしていただきたいことをお願いしながら、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

中村勝一君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。
坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

先ほど、答弁を聞いておったわけなんです、六ヶ村堰の中小発電の件なんです、実は六ヶ村堰の下には箕輪堰があります。箕輪堰の川俣川には、漁業組合の釣堀もあるわけなんです、今年の春の田植えの時期に、実は私も箕輪堰の土地改良事業の一員でありまして、非常に水が少なくて、田植えができなかった状況があったわけなんです。そうしたら、その下の川俣川にある漁業組合の釣堀のところにも、やはり六ヶ村堰でぴたりと水を止めて、水力発電へ水を取るために止めて、少しも落とさない。そういうところで非常に、箕輪堰の理事長である方が、幾度もその水の見回りに行っても、なかなか水がなくて田植えもできない。漁業組合の釣堀の水もなかったということで、非常に私たちも、土地改良事業の組合でも非常に危機感を感じていまして、これは六ヶ村堰と、もう少し協議をしないと、なんらかの私たちの農業の水の問題、今度8月、9月になって、例えば水の減少期になったときにどうなるかといったときに、やはりそれは、これは六ヶ村堰と箕輪堰の問題であるわけなんです、それにはやっぱり中小の水力発電も絡んでくるわけでありまして、やはりそれを100%稼働するというわけにはいかないもので、やっぱり、そういう下のほうへの、水の必要な時期には水力の稼働も落としていかないと、私たちの、南の下のほうに影響が出ると。そのへんのところをもうちょっと、今後、協議していただかないと、私たちも非常に危機感を感じているわけで、そのへんのところをどう考えておるか、答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。
白倉市長。

○市長（白倉政司君）

六ヶ村堰の水がどれだけ川俣の水を全面的に止めているかどうか、私の知る由ではないんですけども、基本的には水利権、慣行、慣例等々の中で、いろいろな意味で決められてくると思いますが、そのへんはまた、ぜひひとつ、両方で協議してもらえればと思っています。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。
坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

今後、六ヶ村堰と箕輪堰と、やはり環境の三者で協議して、その問題はよく三者で協議していただきたいと思ひまして、私の質問といたします。

○議長（小澤寛君）

ほかにございませんか。
風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

先ほどの、中村議員の生涯教育につきましてなんですけど、各地域ではそれぞれ特徴のある学習をしていると思ひますけど、補助金につきましては、各分館の計画に基づいた補助金が出されているようですが、先ほど北杜クラブの質問にもありましたように、公民館活動につきま

しても、だいぶ格差、温度差があるように思うのですが、情報交換をしながら、新しいものを挑戦していくというようなことも考えていただきたいと思いますし、先ほど中村議員の総合生涯学習推進協議会、市長はつくらないということでしたが、各地区の特色も生かしながら、一定の方向性が見えるよう、再生化したプログラムをつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

生涯学習に絡めての公民館活動、含めてのご質問だと理解いたします。

ご案内のように、私ども教育委員会といたしましては、先ほども答弁させていただきました。中央公民館を設置するということだけでなく、生涯学習課が第一線の表に立って、事業を進めていくと。それから8つの町、それぞれの地域、今までの歴史がございます。そうしたものをそれぞれの地域で、みずから学んでいただくという部分、併せて合併いたしまして、2年半が経過いたしました。そうした部分の中で公民館活動、それから生涯学習を連携させたものにしていきたい。それから教育委員会だけでなく、他の部署、例えば、すでに今年の5月以降、各世帯にも配布させていただきました、北杜市の生涯学習の学びの杜という、この中にくまなく、それぞれの取り組んできた努力をしてきた、汗をかいてきた事業がそれぞれの地域で報告させてもらっております。ですから、こうしたものを各地域の住民、各地域の公民館で自分の地域に合った事業に、また積極的に取り組んでいただく。あるいはみずから、市民が自分に合う事業に参加をしていただく。そして、その地域の公民館活動、あるいは生涯学習、そうしたものに枠をつくって、こちらは公民館活動、こちらは生涯学習、枠をつくることよりは、やはり、その地域での生涯学習にすべてを結び付けておくことがベストかなという考え方で、私どもも試行錯誤ではございますけども、今、お話させていただきました、市民に学びの杜ということで、とりあえず、こうしたPRをかけながら、積極的に生涯学習、公民館活動の取り組みに努力をしていきたいと思っておりますから、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北清クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時45分とします。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時45分

○議長（小澤寛君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

政経会の会派代表質問を許します。

政経会、38番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○38番議員（渡邊陽一君）

38番、政経会を代表して代表質問を行います。最初に議長にお願いしまして、資料等を持ち込んで説明させていただきますけど、よろしくお願いたします。

昨年スタートしましたNHK大河ドラマ「風林火山」は、いろいろな方面で宣伝され、視聴率も好調と聞いております。また風林火山館も来場者が25万人を突破し、ますます北杜市の知名度も県内外に挙がってきていると思われま。

しかし、いまだ北杜市の呼び名が「ほくとし」と呼ばれていない。インターネットとかなんかで調べると、北杜市では出ないんです。北の杜で出るということ、孫にも言われました。そんなことが多々見受けられるので、市を挙げての、より一層の宣伝が必要と感じます。

今年は中小水力発電所も完成し、順調に稼働している。また、太陽光発電実証研究施設についても、いよいよ動き出したと聞いております。私ども政経会では、先月、新潟県上越市を訪れて、自然を大事にしながら有効活用していく方法について、研修を行ってきました。今後、今、取り組んでいることにプラスして、こうした事例を参考にしながら、人と自然が躍動する環境創造都市を目指して、市としてより一層の取り組み方を考えていただきたいと思います。

3点、質問事項をお願いいたします。

第1点、バイオマスタウン構想の取り組みについて。

本市には総面積の約80%を占める山林があり、間伐材、下水道処理施設で発生する汚泥、または建設廃材、食品廃棄物、すでに利活用している廃食油等、バイオマス資源が無限にある。市民の協力や理解を得ることは簡単ではないと思うが、北杜市地域新エネルギービジョンを一步進め、国が目指している平成22年までに、300市町村でバイオマスタウンを構築するという、構想の一角に参加すべきだと考えている。今、ふれたように、国は地球温暖化防止循環型社会、農村漁村の活性化等を進めるため、バイオマスタウン構想を全国各市町村から募っている。

二酸化炭素を発生しない、生命と太陽がある限り枯渇しない資源、つまりバイオマスを多くの市町村が積極的に利用すべく、バイオマスニッポン総合戦略と位置づけ、バイオマスタウン構想を公募し、それに応ずる市町村に対して支援、補助金等をするというものである。

北杜市は平成18年3月に、北杜市地域新エネルギービジョンを策定した。このビジョンに基づき、太陽光発電実証研究施設や中小水力発電所を建設し、自然エネルギーを積極的に利用している。

先般、われわれ政経会は北杜市と友好姉妹都市である、バイオマス利用の先進地である新潟県上越市を視察・研修し、各種のバイオマス有効利用法を知った。それはメーカーと共同でプロジェクトを組み、間伐材を使った防草、要するに畑の草を消すとか、畑の貯湿用チップ材、おぼんや肥料、またペレットストーブ用ペレットをつくることとあります。

今、お話ししました上越市のバイオマスでつくっている、このおぼんがそうなんです。実はこれ米70%で作った、おぼんなんです。そして、これは米30%で作った袋、これはまとめてゴミで処理するということですね。それから杉材51%で、バイオマスで作った、このおぼん。このおぼんも上越市の市のほうでは教育委員会で、給食等で使っている。そんなわけで、これはいいことだなということで、早速、私たちも取り上げてきました。北杜市の総合戦略として、このバイオマス構想に積極的に参加すべきだと思うが、市長の見解を求めます。

2つ目、市の住宅政策について。

次に住宅、少子化、会社誘致についてを、セットで質問いたします。

市長はできるだけ多くの企業に北杜市に来てもらい、雇用の促進、活力のある市にと期待をされています。しかし、企業が来て住宅の数が少ない現在、北杜市の若い人たちでさえ、他の市に住まいを求め、北杜市にある企業に勤めているのが現状である。つまり、北杜市に企業が数多く来ても、逆通勤といった有様になってしまうおそれがある。

現在、北杜市の住宅事業は昭和30年代に造られた建物が67戸、昭和40年代に造られたものが309戸である。老朽化した市営住宅を一度に建て替えることは難しいと思われるが、建て替えについて、土地の有効利用策はあるのか。また、企業の社員の住宅や社員の市内への住宅建築の際の土地の提供や建築資金の補助金等について、これは少子化対策にもつながると考えるのであるが、市の考えを伺いたい。

北杜市は名山、名水、街道百選に恵まれており、マスコミの報道によるところでは、北杜市で暮らしてみたいと答えた人の数が、日本全体で上位に入っていると聞いております。四季折々の景観のよさでは他市に勝るとも劣らないということで、それらも大いに宣伝すべきと思うが、市長の見解を求めます。

3番目には、市庁舎建設プロジェクトチーム設置について。

市長は、庁舎内に職員で構成する庁舎建設検討委員会を平成19年度に設置すると、昨年12月の定例会において答弁されたが、その後、設置されましたのかお伺いいたします。

また現在、本庁舎、支所すべてが耐震構造ではなく、地域拠点としては不安があると思うが、本庁舎建設までの当面の間、実験的に施設、体制を見直すことは必要ではないか。例えば、福祉関係、教育委員会関係などの同一的な機能を支所に分散した体制にしておくことは、耐震問題と併せて、地域拠点としての能率化も図れると考えられる。また、国で、現在行っている各省庁の地域分散型の構造改革であるが、今後も政府では、さらに推し進められていくと思うが、北杜市でもこのような形をとっていくことは考えられないか。こうしたことが、地域間格差を少なくさせることにつながると思うのだが、市長の見解を求めます。

以上。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊陽一議員の、政経会の代表質問にお答えいたします。

最初に、バイオスタウン構想の取り組みについてであります。

地域の新エネルギーの利活用としては太陽エネルギー、木質バイオマスエネルギー、畜産バイオマスエネルギー、廃食油のリサイクルエネルギー、小水力エネルギーなどが考えられます。北杜市では、すでに太陽エネルギーにつきましては、太陽光発電系統安定化実証研究や住宅用太陽光発電システム設置補助金制度。小水力エネルギーにつきましては、村山六ヶ村堰水力発電所の建設。廃食油のリサイクルエネルギーにつきましては、バイオディーゼル燃料への利活用を図っていますが、間伐材、汚泥、建設廃材など、利活用を推進していかなければならないバイオマス資源がたくさんあります。バイオスタウン構想は、地域のバイオマスの利活用を地域関係者との連携のもと、バイオマスの発生から利用までを地域の創意工夫により、検討・実行するための基本方針を定めるものであります。

北杜市では、総合的な新エネルギーの推進に向けた北杜市地域新エネルギービジョンを策定したところであり、その中において、利用性の高いバイオマスエネルギーの活用を推進していくこととしておりますので、バイオスタウン構想の参加につきましても、ビジョンを推進していくために、本年度に設置する（仮称）北杜市新エネルギー推進協議会の中で調査・検討を行ってまいりたいと考えております。

また、北杜市の約80%を占める山林の間伐材などを活用した、木質系バイオマスの利用促進につきましては、コストの問題もありますので、有利な補助事業等の検討、民の力を借りた事業実施の検討などを進め、環境創造都市を目指す北杜市にふさわしい各種の新エネルギーを活用した施策を展開できるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に市の住宅政策について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に住宅対策についてであります。市営住宅は公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で住宅を供給することを目的としております。

この公営住宅整備につきましては、北杜市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、昭和32年から昭和54年までに建設した一戸建て木造住宅、および簡易耐火構造平屋建て住宅などの老朽化住宅の建て替え整備事業として、18団地、508戸に新設を含めた建て替え整備が計画されております。昨年度、公営住宅ストック総合活用計画をもとに市営住宅整備計画を策定し、国・県との協議を進める中で、良質な公営住宅整備事業を計画的に進めているところであります。

すでに昨年、着手いたしました高根町の西原団地は、全体で48戸の建設計画のうち第1期工事の18戸が本年9月末の完成を目指して進められており、来年度以降には、さらに第2期工事として30戸の建設が計画されております。また、本年度事業として武川町の武川上団地に21戸の新設住宅を計画しており、発注に向けての準備を進めているところであります。

次に企業の社員用の住宅の対応についてであります。市内の企業へ就業している市内に住居がなく、遠距離通勤を余儀なくされている方を対象とした須玉町の就業促進住宅は、平成14年度に第1期工事として27戸を整備し、さらに2期工事として、本年度23戸の工事発注をする予定であります。この就業促進住宅整備事業は、国の交付金の対象となっている事業であり、市企業交流会等から要望をいただく中で、住宅需要に応じた整備を進めているところであります。

今後は市営住宅整備計画をもとに、立地条件や企業等の要望を勘案し、良質な就業促進住宅の環境整備を進めることにより、優良企業の誘致に結び付けていけるよう、努めてまいりたいと考えております。

また、少子化対策としては、厳しい財政事情の中、公共事業の抑制に取り組んでいるところでありますが、公営住宅整備につきましては、少子高齢化時代にふさわしい住宅整備として、最優先に位置づけ取り組んでいるところであります。

新婚家庭や子育て世帯の入居につきましても、昨年、公営住宅法施行例の一部改正により、収入基準等が引き上げられ、入居要件の緩和が図られたところでありますが、子育て支援や少子化対策の一助として、より一層、入居の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に市営住宅用地の有効利用と住宅用地の提供や建設資金の補助等についてであります。住宅用地は住宅用地として再利用するか、入居者を対象とした用地の払い下げをするか、ある

いは、公共用地として住宅用地以外の利用も考えられるわけですが、例えば、すでに取り壊しをした住宅用地を用途廃止により、一般向けに住宅用地として斡旋するなど、より有効で効果的な利用方法を検討してまいりたいと考えております。また、先進市町村等の事例を参考にしながら、持ち家住宅の普及に対する助成制度につきましても、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、渡邊議員の申されるよう、素晴らしい自然に恵まれた北杜市をなお一層アピールして、企業の誘致にも結び付けてまいりたいと考えております。

次に、市庁舎建設プロジェクトチーム設置についてであります。

庁舎建設や本庁および総合支所のあり方の検討は、本市の大きな課題の1つであります。北杜市となって2年半が経過し、この間、市の課題および懸案事項の整備などに迅速に対応できるよう、組織機構の見直しや効率化を図ってまいりました。また、行財政改革アクションプランを基本として、平成22年度までに職員を7.4%純減する定員適正化計画を昨年度、策定したところでもあります。

このようなことから、まず本年度は市の将来における行政組織機構がどうあるべきかを、職員で構成する北杜市行政組織機構改革検討委員会において、調査・研究を進めることとし、現在、関係課職員により、資料収集を始めたところであります。

次に新庁舎建設までの間、分庁方式で運営できないかのご質問であります。本市は本庁と8カ所の総合支所および1カ所の出張所を有しており、組織の簡素化や業務の効率化を図るためには、これらの施設の統合・縮小および廃止を含めた再編は、避けては通れないと考えております。

そこで再編に向けては、まず住民サービスのあり方や総合計画を着実に実施していくための対応、定員適正化計画による職員数の推移、類似団体との比較、財政の見通しなど、総合的に調査・研究を行い、広い面積を有する本市において、将来の行政組織はどうあるべきかを検討してまいりたいと考えております。

その検討の中で、渡邊議員からご提言をいただきました、耐震問題や分庁方式などにつきましても、総合支所の統合・縮小および廃止と併せて、検討してまいる考えであります。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊陽一君。

○38番議員（渡邊陽一君）

今回、リサイクルプラント、最初の問題のバイオマスの構想について、リサイクルプラントを研修してまいったんですけれども、かなりの大きい機械が入っているんです。設備等の導入について、資金のほうはどうなっているんだと尋ねましたならば、国が50%の補助率、それから民間が50%。特に北杜市は、市長、今まで、過去、森林組合の組合長をやっていましたけれども、その森林組合のほうでも、それを受け入れて50%の資金でやったと。そうすると、市ではお金のほうは出さないで、これはうまくおって、一生懸命、頑張ってもらえる企業ではないかなというふうに、私たちはそう思っています。そんなこともありまして、ぜひ、このバイオマス構想は、実現させていただければありがたいかなということでもあります。

それと第2について、市の住宅ですね。これにつきましては市の空き地、土地、有効利用に

ついてですが、建物等はかなり必要でないものが出ています。そんなこともありまして、答弁では払い下げもいいよということを考えておられるので、若い人たちが今、Uターンで来るというと、若い人ではなくて、ある程度、年齢の高い人が戻ってきていると。それだと人口の増える率が少ないものですから、若い人たちに1人でも持ち家を建てていただけるような分譲方式、それから補助金、借入金などの助成が導入できるということです。新築されたならば、その税金の何%かは何年間、みてあげるよということをされたらいかがかと。隣の蕪崎市では、持ち家住宅復旧促進支援制度というものがありまして、過去、軽減措置をとっているようです。そんなふうな形で、北杜市もそういう軽減措置をとれば、若い人たちが家を建てて、自分たちがそこに住むんではないかというふうに思います。それができるかどうかは、またお尋ねいたします。

それから第3番目には、北杜市は県下でも面積的では一番大変、大きいことから、先ほど市長が言われたように、支所の割り振りを考えていくということですが、8カ所を全部やれということではなくて、3カ所なり4カ所を目処にしながら、分散型をとってもらえないかということでございます。甲斐市などでは、旧の役場を生かして、教育委員会とか福祉関係だとかというふうに、分散した形でやっておられるようですので、北杜市もそれが、先ほど市長が述べたんですけども、できないかということですので、そのへんもご検討をいただきたいと

思います。

以上。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊議員には、クリーンエネルギーの問題に対しても積極的に対応していただいて、ありがとうございますけども、演説を言うつもりもさらさらありませんけども、人類もいろいろな意味で、産業革命以来、化石燃料に頼りすぎましたから、エネルギーチェンジをしなければ、有限の問題と地球規模の環境の問題で先が見えないことは確かで、あちらこちらの先進国がこれの対応を始めているというふうに、私は承知しています。その1つが太陽光発電であり、私どもも地方ではありますけども、ミニ水力もということであり、アメリカといわず、南米、ブラジルといわず、もろこしだか農産物を活用したエタノールバイオマス燃料等々も、いろいろな意味で始まっているわけであります。

わが北杜市も、全部クリーンエネルギーの研究をというわけにもいかないわけですが、間伐材を活用したバイオ燃料はという問題についても、心を寄せていきたいと思っております。

それから再度、分庁舎のご質問がありましたけども、甲斐市といわず、笛吹市といわず、分庁方式をとっている自治体もありますけども、いろいろな意味で効率性と、そしてまた横の連携プレー等々にも課題があることは確かであります。しかし、私ども北杜市もいろいろな意味で手狭から始まって、いろいろ課題がありますが、そのへんも総合的に考えて、今後の庁舎のあり方について、先ほど答弁のとおり検討してまいりたいと思っております。

住宅のほうについては、担当部長のほうから答弁します。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（相吉正一君）

渡邊陽一議員の再質問について、お答えいたします。

北杜市の若者定住者対策について、持ち家対策等、支援的な補助についてでございますが、これは市長から、兼ねてから研究しろと命を受けております。そして、近隣の市町村の状況でございますけど、韮崎市が若者の持ち家住宅等の普及、支援制度として、新築した場合ですね、公庫等から借り入れした基金の500万円に対して、1%の利子補給を3年間行っておりまして。また二世帯住宅に向けて、借入限度額1千万円を限度に3年間、1%ですから、3年間だと30万円行っていると聞いています。しかしながら、北杜市は別荘の新築軒数が約800軒、年々増える状況であります。これは税務課のほうにお聞きした関係で。その中で専用住宅については462軒ぐらいということで、かなり数が多く建築されています。そうした中で試算すると、この厳しい財政状況の中、何千万という関係になりますので、慎重に検討した中で、北杜市にふさわしい持ち家制度、次男とか三男の皆さんが、また東京のほうからリターンしてくる場合ですね、対応等を研究させていただきたいと思っております。ですから、今年1年間よく、全国的な補助制度等を調べた中で、慎重に導入について検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊陽一君。

○38番議員（渡邊陽一君）

先ほども、再々言われましたが、私も北杜市にはクリーンエネルギー、また建設課長が言われたように、次男、三男の人たちが帰ってきたならば、それを有効利用してもらおうという形のほうが、私は的確ではないかなと思うので、私もぜひ、北杜市からクリーンエネルギーと、いろいろな面で、政治の発信は北杜市からだよという形をしてもらえるように頑張ってもらいたいと思います。

私の質問は、以上で終わります。

○議長（小澤寛君）

渡邊陽一君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

もうすでに、市長がだいぶ理解を深めておりますので、さらにもう一步、進めた形の中で、先ほどのバイオマスタウン、いわゆる新しい木質バイオがエタノールになるというプロジェクトについて、ぜひお願いしていただきたいと思うわけです。

というのは、これはすでに、わが市ではBDF、バイオディーゼル燃料を使った庁舎の車を使っております。しかし、このガソリン車に使うバイオエタノール、これはまだ国の方針が明確に出ておりません。と申しますのは、2005年の時点でバイオエタノールは実証段階で30キロリットル。国が2010年の目標として、50万キロリットルを目標にバイオエタノールを作ろうとしております。ちなみに、先ほど市長がおっしゃいましたアメリカ、ブラジルなどでは、すでに1,600万キロリットルのエタノールを作っております。

この中で、やっぱり注目するのは、木質のバイオが建築廃材、いわゆる間伐材等、いわゆる2トンの木質から1トンのセルロースができ、それを糖化酵素で糖化し、セルロースをグルコー

スに変えますと、おおよそ250リットルのエタノールができる。これを、なぜ、先ほど国のほうで明確になっていないかという話をしたかといいますと、直接、それをガソリンに混ぜて、例えば20%、10%混ぜて車を動かす方式と、現在、日本の石油業界ではETBE、いわゆるエチル・ターシャリー・ブチル・エーテル。これは3%のエタノールに、石油系の物質を3対4の割合で足すことによって、ガソリンと混合したものをスタンドで売ると。要するに100の中で、3%しかエタノールが入らないという限界性のあるものを、日本は今、施行しているわけですが、これはいずれ、アメリカがとうもろこし、サトウキビでエタノールをどんどん作って、ガソリンに10%混ぜていくということになれば、相当、市場としては大きくなるというふうに思われます。

そういう中で、とりわけ、この自然豊かな北杜市の中では、その木材も使える。さらには、これはまだ、本当に試験段階ですが、昨年、新潟の中越地方では、北陸193号という米を燃料用、飼料用です、ちなみに1ヘクタールに10トンの生産ができたということで、通常のうるち米の約倍ですが、そういうもので遊休水田の利活用を図るということです。そうしますと、先ほど、市長もおっしゃいました、北杜市地域新エネルギービジョン。その中に、長い目で見て、構想を練り、北杜市が環境創造都市として、もちろん太陽光もあり、水力もあり、さらにそういうバイオエタノールもあるというような、フルラインの、まさに環境創造都市にふさわしい地域になっていくのではないかと思いますので、ぜひ、そういう方向を持っていただきたいということで、お考えを伺いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で、国民というよりも人類がクリーンエネルギーに意を注いでいくというのは、先ほど言いましたとおり、時代の流れだと思えます。ただ、この自然のサイクルを狂わせるのも、また新たな課題を生むことも事実でして、例えて言えば、今、アメリカやオーストラリアやブラジルがエタノールを作るために、もろこしや何かを、あるいはまたアマゾンを切っていくとかという、いろいろな話が出てくると、新たな課題も出てくる。例えば、私ども日本でも、畜産農家、酪農農家等々は飼料が高騰してしまって、大変、悲鳴をあげている事実もあります。

そしてまた、私ども今、この環境を見ていて、間伐材もいっぱいあるとは言いながらも、いよいよ、このエタノールを市場として位置づけるには、これまた一歩間違えば、日本中、裸の山になっても、ちょっと大げさですけど、困るとかいろいろあるわけでありまして、いろいろな意味でエネルギーチェンジ、エタノール等々の研究も進むでしょうけども、私も太陽光発電にしても、ミニ水力にしても、議会で説明しましたとおり、こっちを含めて、先を見なければ、行政北杜市としては、なかなか決断できないというお話もしました。だから同じように、この木質燃料を含めたエタノール等々についても、ちょっと消極的な言い方もしれませんが、国だとか民だとかいろいろな意味で、これから積極的にやっていくでしょうけども、北杜市が行政を率先してというのはなかなか、本音として厳しいものがあると思っています。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

バイオマスについて、2、3点ご質問します。

まず北杜市は水と太陽と緑とって、これ以上、日本一、いろいろ自然に恵まれているところはないと思います。そういう中で、水力と太陽光はあれですが、問題は今の、今後活用していただきたいのは、市で補助金を出して、里山の整備、そして県有地においても業者を頼んで全部やっております、間伐を。その中で、そのあれを生かして、ぜひやってもらいたいと思うんですが、まず小さい、バイオマスにはいろいろの活用方法がありますが、手っ取り早い話でいきますと、ペレットボイラーストーブですね、その間伐材廃材を利用して、燃料を作って、それによって、ストーブ、ボイラーにやるとというのが、すぐできますよ。やる気があれば。そういうことで、明野が一番先進地で、いろいろ資料を見ますと、ペレットのボイラーのストーブ、これを中学に導入していますが、そこで担当課長にお聞きします。中学で利用している燃料、これは普通の薪でなくて、材木というか、木質でもって、そのペレットの燃料を作るんですが、その燃料はどこから仕入れて、どのくらいでやっているのか。そして、どんなあれか、いろいろ試算して見たことがあるかどうか、まず1点、お伺いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

小沢次長。

○教育次長（小沢孝文君）

ただいまの、浅川議員さんのペレットストーブの関係でございます。

これにつきましては、明野中学校におきまして、環境教育の観点からストーブを入れております。これについては木質のペレット、木をひきまして、それを粉状にしたものを燃料に使用するというところでございまして、業者の方が言いますと、石油ストーブ等よりも単価は安いんじゃないかという形で、今現在、10キロ単価で600円でございます。それを使用しております。明野中学校では玄関のホールと保健室、それから図書室で使っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

浅川哲男君。

○41番議員（浅川哲男君）

今、単価も聞いたわけですが、そういう中で、化石燃料、重油か石油か知りませんが、ボイラーのストーブを使う場合に、いろいろ比較検討して、効率というか、経済的にはどういう試算をしてありますか。そこまで研究していただいて、そして北杜でできることは、どんどんしてもらおうというのでなければ、何にもならないと思うんですが、それをもう1点、お願いします。

そして、もう1つ。北杜市で、以前市長がチップの機械があるから、どんどん使えと言ったんですが、これは使うもいれけれども、いろいろの手続き、そしてずっと貸してくれない、年間を通じて貸してくれなくて、誰か使う人があればやらなければならないということで、実は大泉で、県有地の間伐をやっている業者が2社あります。そういう人たちが借りたいなと思っ

て、いろいろあれしたけれども、厄介だということで、自分たちで買いました。買って、そして間伐材でチップをやって、道路だとか、庭だとか、そういうところへ安くやっているわけですが、そういう細かいところへどんどんやるということの、やっぱり執行部の発想がないとね、このビジョンには実に、ものすごく書いてあるけれども、これをいかにやるか、やらないかは執行部と、あと市民の関係にもなりますが、そのチップを使う機械はどんなふうを活用されているのか。いろいろ厄介で、大泉の人は自分で買って、今、やっていますよ。廃材を全部あれして。それもちょっとお聞きします。

○議長（小澤寛君）

教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

浅川議員さんの質問でございます。効率的にはどうかという、ペレットストーブですね。これについては、環境教育という形の中で、明野中学校へ入れてございます。また、経済効果等につきましても、今後、研究いたしまして、それについてはまた、どうなるかということ等を、今から研究したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

先ほど、浅川議員さんから木材のチップの、マシンのことの、今どういうふうになっているかという関係でございますけれども、それへお答えしたいと思います、よろしいでしょうか。

先ほど質問された内容につきましては、これは北杜市高根町自走式ブラシチップ管理規則というものがございます。これにつきましては、このチップ自体は、平成14年に導入されて、基本的には高根町で使っていたということでございます。合併が平成16年の11月でございます、そのときに北杜市高根町ブラシチップ管理規則ということでいったわけでございますけれども、昨年の10月ですね、平成18年度の10月に新しく要綱をつくりまして、今回の、今の北杜市高根町自走式ブラシチップ管理規則は、廃止した状況になっております。といいますのは、これにつきましては、ブラシチップというのは、総重量が約3,200キロ、3.2トンございまして、自走式ではあるんですけども、非常に取り扱いが厳しいということで、ましてや1日の使用料が6万円ということでございました。したがって、先ほど申しましたように、新しく北杜市杜づくり木づかい事業実施要綱というものを、昨年の平成18年の10月に施行しております。これにつきましては、当該、今、お話ししました自走式ブラシチップについては、無料で誰でも、市民であれば使えるというふうな形で、要綱をつくってございます。

それから、このほかにもチェーンソーですとか草刈り機、それから背負い式枝払い機、多用途の草刈り機、アースウォンガー、樹木粉碎機等々を要綱で定めまして、すべて無料でお貸ししている状況となっております。

ちなみに、平成18年の10月の北杜市の広報にございますけれども、ここにその後のことが、1ページに載っておりますので申し添えておきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

浅川哲男君。

○4 1 番議員（浅川哲男君）

いずれにせよ、環境創造都市ということで、今度の安倍総理も地球環境を守ることの中でサミットを、そして来年は日本においてやるわけですが、一番北杜に、こういう自然を生かしたものでやれる材料がいくらでもありますね。太陽はもちろん、今の里山県有地をはじめ、そういうものがありますから、ぜひ先駆けて、手を挙げて、また業者等もしていただきたいと、こんなふうに思っています、そしてペレットの燃料ですが、大泉の業者の人たちと話をしても、自分たちで金を買って、例えば作っても使ってくれるところがなければあれだから、使ってくれるところをするためには、先ほど、教育次長が言ったように、ただ、やれて、環境のことだけではなくて、経費がどっちがどうだというぐらいのことまで、ちゃんとやっぱりやって、それでうまくいけば、これから公共施設のボイラーにしる何かにしる、取り替えるときには、それに代えて、化石燃料は使わないようにするとか、そういう発想というか、頭を持ってもらわないと駄目だなと、こんなように思います。市長のお考えをまず、積極的に取り組む考えがあるのかどうか、お願いします。

○議長（小澤寛君）

市長、積極的に答弁をしてください。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来、言っているとおり、いろいろな意味で、昔に戻れとは言いませんが、エネルギーチェンジの時代はきていることは、確かだと思います。そういう意味からすれば、先ほど来の、ペレット燃料なるものも、木質といったようなものも、いろいろな意味で注目されてくるとは思っています。推移を見守りたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

秋山九一君。

○3 3 番議員（秋山九一君）

私は住宅政策の関連について、ちょっと関連質問させていただきます。

市では長期滞在型リトリート杜づくりを取り組んでおられるわけで、また企業誘致にも盛んに取り組んでおられるわけだけども、北杜市には一流企業等が数多くあるわけですが、それに携わる従業員も、本当におおぜいいるのではないかなと、こういうふうに思うわけだけども、最近では移動等もあって、私のふるさと、長坂を参考にしてみると、以前、白州町にある洋酒の会社の社員寮等があったわけだけども、アクセス道路等の問題で撤退したと。つい最近では、小淵沢にある化粧品会社の大型の社員寮が2つほどあるわけだけども、あと2人ばかりしかいないということで、私、これは大変なことだなと。そして、小淵沢の会社へ訪ねてみたところ、やはり今の若者は町に住みたくて、やっぱり町へ移動の傾向があるよということで、町はどこだということになって、よその市へ移動してということで、おそらく、これが閉鎖になるのではないかなと懸念をしておられるわけだけども。

非常に、北杜市の中に住まいがあるわけならいいんだけど、やはり、よその市へ行ってしまったでは、今、せっかくのリトリートも組んでおられるわけだけども、せっかくの足元の、若者がそうやって撤退したでは、人口増にもならないだろうということで、私もこれは大変なことだなということで、両面でもって、また、この会社等々の社宅についての何か得策とか、何か

を考えて、しっかり調査をして、やはり若者を止めるということが第一ではないかなと。それがまた、少子化にもつながるではないかということで、結構な大移動等が始まっている。そしてまた、雇用促進等を見ても、最近はどうも入居者募集というのが、非常に増えてきておると、こんなふうに思いますので、どうか、そこらへんをしっかりと見極めていただいて、やはり、これは真剣な問題ですので、市のほうでもやっていただきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど、部長のほうからも答弁があったわけでありまして、北杜市もおかげさまで誘致企業は6社あったと。先ほど統計的にも言いましたとおり、297名の雇用に対して、北杜市から172名雇用してくれたと。問題は誘致企業、若者定住、住宅、そして地域の活性化というのは一体のものであることは、いまさら言うまでもありません。だから住宅政策で、近隣ではないよという、率直に言えば、そんな発破を職員ともども、汗をかいているわけでありまして、いまさらカウントするまでもなく、高根の西原住宅だとか、武川上住宅だとか、須玉の就業住宅だとか、いろいろ汗をかいているつもりであります。併せてなんとか、行政だけでは、また限界があるということからすれば、民の住宅にも期待したいなと思っているところでありまして、偉そうに言うわけでもなんでもありません。これからも誘致企業に来てもらうように全力で汗をかく。そうすると、若者が雇用の機会がつかれるということでありまして、ぜひひとつ、住宅は頑張りたいと思います。

私がおとし、ちょっと県内企業をまわりましたならば、多くの企業が住宅まで企業がやっではかなわないから市で頼むと、こういう露骨な表現も聞いているわけでありまして、頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

発言をする方は挙手をして、何番、誰々というように声を掛けてください。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

要望を1つ、お願いしたいと思います。

実はバイオマス関係でございますが、国は数年前からバイオマスニッポン戦略ということの一環といたしまして、バイオマスタウン構想を各市町村から募集といいますか、募っているわけございまして、このバイオマスタウン構想に名乗りを挙げますと、いろいろな施設整備とか、あるいは機械の購入の場合、ある程度の補助金が出る。聞くところによりますと、50%ぐらいの助成が出るということで、ぜひ、事務量は大変だと思っておりますが、そのバイオマスタウン構想に名乗りを挙げていただきたいということを要望して、質問とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁はよろしいですね。

○18番議員（坂本保君）

結構です。

○議長（小澤寛君）

篠原珍彦議員。

○25番議員（篠原珍彦君）

庁舎の建設の件でございますけども、12月の代表質問で、私も質問させていただいたわけ
でございますけども、先ほど市長のほうから説明があったわけでございますけども、職員でプ
ロジェクトチームを構成ということで、それに着手しているというふうなご答弁だったと思
いますけども、どんなふうな構成でやっているのか。どのくらいの人数、規模というか、そんな
チームの人数、規模がどういう形で編成されたのか。そして、それを大体いつごろまでに、い
ろいろな調査、研究等がなされて、それは当然、職員の皆さんだけというわけには、これがだ
んだん、いろいろ研究をしていけば、一般の有識者等も交えるというふうなことで、組織を設
けなければならないと思うわけでございますけども、いずれにしましても、庁舎といっても数
億円かかるわけですから、すぐ2、3年のうちにというわけにはまいりません。当然、準備は
早いうちから着々と進めなければ、これは何年もかかるわけでございますから、そういう意味
から、いろんな全国のデータを集めるとか、また北杜市の風土、地質、気候、その他、かね備
わった素晴らしいものをつくっていかなければならないということでしょうけども、いろいろ
北杜市も財政難であることは承知しておるところでございますけども、須玉商業の跡地の庁舎
を利用ということで、職員も非常に使い勝手が悪くて、不便を感じているだろうなというふう
に思っております。

また、一般的に、この学校の造りというのは、庁舎のつくりと、また構造的に違まして、
同じ職員同士でも、ましてや合併をしたということから、あまり、この職員同士の触れ合いが
やっぱり少ないということ、交流が少ないというようなこともあろうし、一般の市民が役所へ
来たときにも、従来ならば、1つのワンスパンの中にあって、パッと見えて、いろいろな用を
足せるけども、年寄りなんかは右往左往しているというふうなことで、非常に一口で言うなら
ば、使い勝手が悪いと。

それから、いろいろ防災の観点からも考えれば、非常に北杜市のいわゆる本丸である、この
暫定庁舎が耐震構造ではないというふうなことであれば、まず本丸自体がしっかり耐震構造で
なければ、行政として遺憾なく、機能を発揮するには、まず、その足元からしっかりしたもの
を築かなければならないというふうなことで、昨今は東海沖地震というようなことで、非常に
ここも指定強化地域に指定されているというふうな観点から、そんなことも視野に入れて建設
等も研究してもらわなければなりませんし、そして合併して9カ所あるわけですね、総合支所
を入れて。9カ所あるわけでございますけども、これは一般市民にすれば、多くあって利便性
が富んでいるほうが、非常にこれは便がいいわけですけども、財政状況とか、今後、市の将来
構想から見つめたときに、そうばかり言っていられないと。当然、総合支所を統廃合しなけれ
ばならないということも、これは避けては通れない道だと思うわけでございますけども、明日、
すぐ、半年後からやるということではないんですけども、そんなこともやっぱり、地域状況
を見据えた上で、どういう配置で順次、縮小するにつけても、どういう形がいいのかと。それは
一般市民の理解が得られる形の中で、順次、そんなふうなことも研究を重ねていく必要があ
ろうかと思うわけでございますけども。

いずれにしましても、北杜市も合併しまして、2年半が過ぎたわけでございますけども、こ
れはときが経つのは早いもので・・・。

○議長（小澤寛君）

篠原議員、簡潔に願います。

○25番議員（篠原珍彦君）

そんなことで、ちょっと話がまわりくどくなりましたけども、市長にそのへんで、ちょっとご答弁を、くどいようでございますけども、よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

総務部長。

○総務部長（坂本伴和君）

篠原議員のご質問ですが、どのような職員でということでございますが、先ほど、市長からもご答弁させていただきましたが、基本的に今、資料集めをしている段階でございます。基本的に、企画の行財政改革の関係で企画のリーダー、それからあと総務部のリーダー、それから政策秘書課のリーダーということで、リーダーが中心になりまして、現在、資料集めをしています。

当然、支所の統廃合、それから本庁も含めて、機構改革をするということになりますと、例えば、職員の人事配置等々もございます。本町にどういう課を設置、部を設置して、支所はどうするのかということまでいきますと、最終的には本庁の建設規模までいかなければいけないわけでございますが、まだまだ、その資料集めの段階です。

ただ、例えば本庁舎の建設がもっと遅れますよというふうなこともあろうかと思うんですけども、基本的に早めにこういうことをやっておかないと、いろんな方にご説明を、議員の皆さまにご理解いただいたり、市民にもご理解をいただく中では、事務段階としては、早めに取り組んでいきたいと。将来的な機構改革に向けて、早めに取り組んで、早めに準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、政経会の会派代表質問を終結いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は12人の議員が市政について、質問をいたします。

本日は、2人の議員が質問いたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に無党派の中村隆一議員、40分。次に無党派の植松一雄議員、40分であります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに34番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

6月議会にあたり、一般質問をいたします。

質問の第1は、これからどうする介護保険、介護の現場からの訴えについてです。

介護保険が始まって、今年で7年目に入りました。家族が支える介護から社会が支える介護へ、利用者の選択の幅が広がると宣伝された、この制度も実態が明らかになるにつれて、急速に失望と怒りの声が広がっています。

私は最近、福祉の現場の声を聞いてきました。そこで聞いた声は、北杜市市民憲章、安全で安心して暮らせる平和な杜づくりに努めます、健康で思いやりに満ちたやさしい杜を目指すなどの地域福祉計画と、介護の現場との乖離を示す実態でした。

その1つ、同一敷地内に家族が住んでいるからといって、生活援助サービスが受けられないケース。2つ目、経済状態がいいからといって、自費で頼みなさいと生活援助サービスを切っているケース。1、2のケースは高齢者と、その家族が声をあげられないという弱みにつけこんでの介護保険サービス切り捨てと指摘される事例です。これが北杜市の福祉の方針でしょうか。ケアマネージャーへの指導方針でしょうか。市長、福祉部長の答弁を求めます。

3. 私が昨年6月議会で質問した介護認定引き下げによる電動車イス、電動ベッドの貸しはがしのその後の調査結果について、福祉部長の答弁を求めます。

質問の第2は、侵略戦争を正当化する青年会議所資料を教材としないことを求めることについてです。

はじめに私が最近、日本の動きで大変、危惧する事例を2、3挙げたいと思います。

1つ目の事例は、日本共産党の志位和夫委員長が6月6日、国会内で記者会見し、明らかにした自衛隊の情報保全隊による憲法違反・違法の大規模な国民監視活動が行われている事実。これは、あの侵略戦争を遂行した60年前の憲兵の復活を思い起こさせます。

2つ目の事例は、従軍慰安婦の強制連行はなかったと主張する自民・民主両党のあの侵略戦争を認めない靖国派の国会議員らのアメリカ、ワシントンポスト誌への意見広告、これは6月14日です。この意見広告に米国内外から批判の声があがっています。アメリカの副大統領も「不愉快だ」と批判をしています。

3つ目の事例として、沖縄での集団自決の日本軍の強制の削除・修正など、歴史の事実を教科書から消す動きに沖縄県民、沖縄県議会が全会一致で削除するよう求めていることです。

4つ目の事例はドイツでの事例ですが、これはほっとするニュースです。ドイツ、ナチス政権による国内や占領地での強制労働の被害者、中東欧を中心に100カ国以上に住む被害者170万人に対し、約7,140億円を支払い、補償を完了したというニュースです。

さて、本題に戻ります。

日本の侵略戦争を自衛、アジア解放のための戦争だったと肯定、美化するアニメーションDVDを教材とした教育事業が文部科学省の研究委託事業に採用され、全国で実行されようとしています。

問題の教材は、日本青年会議所が作成した「誇り」と題するDVDで、全国の学校でこのDVDを使った教育事業を行おうとしており、すでに全国の学校など93カ所で実施、または予定されています。このDVDは、日本の侵略戦争を大東亜戦争と呼び、登場人物の青年が愛する自分の国を守りたい、戦争は自衛のためだったと教えています。日本の植民地支配については、従軍慰安婦や強制連行をはじめ、侵略加害の歴史にはふれていません。戦後、日本の国際社会復帰の原点と痛苦の反省から生まれた日本国憲法を否定するもので、過去の侵略戦争への反省とお詫びを述べた村山談話に反するものであることは、明らかです。

よって、1.いかなる名目であっても公共の場で使用させないことを各学校、教育関連施設

に徹底すること。2. 同趣旨の講演会などについて、市として後援、協賛、協力などを行わないこと。

以上、2点について、市長、教育長の答弁を求めて、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

34番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、介護保険サービスに関わる市の方針についてであります。

介護保険給付対象サービスについては、介護保険法による算定基準と厚生労働省が示す基準の取り扱いをもとに運用しておりますので、北杜市だけが特別に厳しいということではありません。北杜市は、総合的には、福祉行政サービスは市民ニーズに応えていると承知しております。

その他の案件につきましては、教育長および担当部長から答弁します。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

34番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

日本青年会議所が作成したDVDについてであります。

DVDの内容については、詳しくは承知しておりませんが、新聞報道によると歴史認識に関わるようでございます。学校における教材用具の取扱いは、北杜市立小中学校管理規則第11条で、内容が正確・中性であることと規定されております。したがって、内容が現在において標準的な解釈と異なるようなものであれば、教育現場での取扱いは慎重を期すよう、指導したいと考えております。

また、同趣旨の講演会などについての後援、協賛、協力については、申請があった時点で内容を精査の上、判断したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

34番、中村隆一議員の介護保険についてのご質問にお答えいたします。

最初に、同一敷地内に家族がいる場合の訪問介護の生活援助サービスについてであります。

介護保険における生活援助サービスにつきましては、利用者が一人暮らしであるとき、または家族等と同居している利用者であって、家族等の障害、疾病などの理由により、利用者が著しく、もしくは家族等が家事を行うことが困難なときに、調理、洗濯、そうじなどのサービスを受けることとなっております。また、その他、個別の事情によりやむを得ないと考えられる場合に、給付することが可能とされています。

ご質問の同一敷地内に家族がいる場合においても、同居家族のいる場合と同じ扱いになっており、個別の事例ごとに判断をしております。

なお、介護サービスはケアマネージャーが作成するケアプランに位置づけられていることが

必要となっております。

市ではケアマネージャーに対して、適切に介護サービスが提供でき得るよう、適正なケアプランの作成について、研修会の開催や個別指導を行っております。

また、特別のケースにつきましては、地域包括支援センターの主任ケアマネージャーと一緒に相談にあたり、利用者の利便を図っております。

なお、介護保険は個人の経済状況によって、サービスの内容が変わるものではありません。

次に、軽度者の福祉用具貸与の状況と経過についてであります。

平成18年3月の時点では、電動車イスは14名の方が利用されていましたが、経過措置が終わった昨年10月以降の貸与状況について、利用者およびケアマネージャーに聞き取り調査を行いましたところ、引き続き、介護保険により貸与されている方が2名で、介護保険が利用できない方のうち、購入された方が6名、車イスを利用しないデイサービス利用が1名、そのほか施設入所等により、利用しない方が5名となっております。

なお、電動ベッドにつきましては、18年4月以降、介護認定の更新や施設入所、入院、転出、取り下げ、死亡等もあり、すべてを調査することはできませんでしたが、確認できた46名につきましては、引き続き介護保険による貸与で利用されている方が6名、介護保険で利用できない方のうち、普通ベッド購入や自費レンタルをされた方が18名、そのほか施設入所や転出等の方が22名となっております。

なお、本年4月の福祉用具貸与の判断基準の改正につきましては広報誌、事業所説明会、ケアマネージャー連絡会等を通じて周知に努めてまいりました。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中村隆一君、再質問を許します。

○34番議員（中村隆一君）

ちょっとお尋ねします。

家族がいるから、お嫁さんがいるから介護保険は駄目ですよとか、あるいは、あなたのところは経済状態がいいから駄目ですよというふうなことを、この経済状態がいいとか、悪いとかということは、これは関係ないという答弁ですけれども、そういうふうな個人の情報に基づくような、守秘義務を持たなければならないような、そういうケースにもかかわらず、あなたの経済状態はいいから、自費でサービスを受けなさいというふうな指導をケアマネージャーにしているということで、ケアマネージャーは上から言われると、そういうことを否定できないということがまかり通っているのではないかというふうに、現実に思いました。そのへんの指導をどういうふうにするのか、お願いしたいと思います。

もう1点は、DVDの内容ですけれども、これは国の村山談話に象徴されているように、日本の国の戦争の反省に基づいて、日本国憲法が成り立って、それで現在、社会が動いているわけですけれども、それを否定するような内容のものを許可する、しないというふうな曖昧な答弁ではいけないのではないかと思いますので、そのところをはっきり拒否するという答弁ができないものか、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

ただいまの中村議員の経済状態がいいから、悪いからというふうなことで、その介護サービスが受けられる、受けられないというふうな状況があるということでございますけれども、そういう状況は決してないと認識をしております。というのは、サービスを必要な方は申請をなされます。その申請に基づいて、介護認定審査会で、その状況を判断するわけです。介護状態によって、サービス料が決定をされるわけですから、それに基づいて、ケアマネージャーがケアプランを立てていくというふうな構図になっているものですから、そこには経済状態がいいというのは、判断基準には入ってまいりません。そう思いますと、この中で経済状態がお宅はいいからとか、悪いからとかということは、介護サービスを受ける基準の中にはございません。そういう理由で、このようなことはないという認識をしております。よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

DVDの内容につきましては、先ほども答弁させていただきました。

現在、詳しく内容の承知をしておりません。学校、あるいは講演会等の申請のあったときには、内容を十分精査して、判断をしていきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

中村議員、よろしゅうございますね。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで34番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に10番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○10番議員（植松一雄君）

白倉市長に財政の健全化に創意工夫をと題しまして、質問させていただきます。

だいぶ時間が経過いたしましたので、お疲れかと思いますが、もう1人ですから、どうかよろしく願いいたします。

市の財政はもともと脆弱な財政基盤に加え、歳入は地方譲与税や地方特例交付金の大幅な削減のほか、地方交付税の減少が見込まれ、歳出は公債費、人件費、医療費などの義務的経費が増加し、財政の困窮化は年々加速するものと思われまます。このような危機的状況を打開し、各種の政策課題に適切な対応を図り、必要な行政サービスの提供が維持できる健全な行財政を構築すべく、平成18年3月、北杜市行政改革大綱が策定され、その実施計画であります行財政改革アクションプランでは、財政健全化のため、財政健全化計画で予算執行管理の見直しなど、そして予算編成の改革、公共工事の見直し、収入確保の徹底、補助金等の整理・合理化、受益者負担の適正化、施設・資産等の有効活用など、5年間にわたる実施計画が策定されております。また、同年10月には第1次北杜市総合計画基本構想が策定されました。行財政力の強化が盛り込まれております。しかしながら、財政の困窮化は予想以上に進行し、アクションプランの実施計画をはるかに上回る速度で、市の財政に影響を与えるものと考えられます。

これらをふまえ、3月の一般質問では、物件費などの予算執行に際し、それぞれの担当者へ冗費節減の実践を周知徹底すべく、提言いたしました。市長より、アクションプランを着実に実行する中で、徹底したコスト意識のもと、経費の節約を指示しているとの答弁をいただきましたが、まず、その進捗状況を伺います。

また、歳入の増加で白州名水公園、尾白の湯の財務改善への提言につきましては、白州道の駅にPR看板の設置、定休日の変更、休息室の開放と持ち込み禁止の解除、回数券の発行など、誠に迅速な対応によりまして、入浴客の増加、すなわち財源の増収が十分期待できるところでございます。さらに公園内の宿泊施設など、不採算時期、すなわち冬期間などの休業措置などが財務の改善策であろうかと考えております。そのほか市内の各公共施設につきましても、住民サービスを低下させることなく、既成概念を払拭した発想の転換と創意工夫により、収支の改善を図るべきであると考えます。

次に財政困窮化が進む中で、市の財源確保のため、財源をみずから稼ぐための組織づくりを提言いたします。

横浜市では地方自治法想定外の地方公共団体による、稼ぐ・経費を浮かすという発想を現行の法制度下で実践いたしまして、平成16年度から広告事業に取り組み、新たな財源を確保しております。初年度は広告料収入7,100万円。企業とのタイアップによる経費縮減が2,200万円。17年度、18年度と年々拡大いたしまして、19年度は予算ベースで収入1億4,100万円。縮減4,900万円。併せて1億9千万円と、大きな成果を挙げております。

広告事業とは、市が所有する有形無形のさまざまな資産を積極的に有効活用し、企業の広告出稿や販売促進活動タイアップなどで、広告料収入による新たな財源を確保するほか、イベント等への企業とのタイアップにより、事業経費の縮減などを図ることです。

事業者に安価に広告媒体を提供することで、地域経済の活性化につながるほか、広告料収入計上のために、市の職員が事業の財源や費用を浮かす手段について、創意工夫をいたしますので、効率的な財政運営と冗費節減への意識が高揚し、結果として財政の健全化が促進されることとなります。

民間企業では、足りない分を稼ぎだすということは当たり前のことではございますが、財政が年々困窮化する当市でも、持てるものを無駄なく活用し、コストを可能な限り削減させるべく、たとえ金額はわずかであろうとも、新たな財源確保と経費の縮減に向けて、チャレンジする必要があると考えまして、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

10番、植松一雄議員のご質問にお答えいたします。

財政の健全化について、いくつかご質問をいただいております。

最初に経費節約の進捗状況についてであります。

本市の厳しい財政状況に対応するためには、行財政の全般にわたり、徹底した見直しを行い、全力を挙げて財政健全化に向け、努力していかなければなりません。特に経費の削減は、職員の徹底したコスト意識と日々の積み重ねが重要であり、行財政改革アクションプランにおいても、意識の徹底を求めています。

このため、4月早々の部長会議において、経費の節減や効率的な予算執行を求める予算執行方針を示し、その中で経費節減について当初予算の10%の執行を留保するよう、指示したところであります。今後とも機会あるごとに繰り返し、職員に節約を指示してまいりたいと考えております。

次に、財源をみずから稼ぐ組織づくりについてであります。

市では広告収入等の独自の財源を確保するため、先般、関係課7名の職員で庁内検討会を充足しました。導入にあたっては、民間との窓口の一本化、統一したルールのもとに企画から契約までを行う新たな組織づくりなど、課題も多くありますが、本年度は広報ほくとや市のホームページの広告掲載について導入をし、今後、封筒や有形無形のさまざまな資産を積極的に有効活用すべく、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

植松一雄君の再質問を許します。

○10番議員（植松一雄君）

ただいま市長から広告事業の展開につきまして、前向きな、積極的な回答をいただきまして、安堵しているところでございますが、北杜市内でもすでに実行しているところもございます。これは市内の小学校の通信袋でございます。これは、地域の合併前からしていることでございますが、各地域の企業主が広告主となりまして、この封筒を作成して、小中学校へ寄贈しているものでございます。小中学校は、これを使って経費の削減を図っていると。これは北杜市内小中学校24校ありますけれども、そのうちの11の小中学校がすでに、これらを実行しております。

それから、この広告事業の中にネーミングライツ事業というふうなものがございます。これはお隣の韮崎の文化ホールでございますが、これは東京エレクトロンをパートナーとして、使用料を得ております。北杜市の各種施設につきましても、ぜひ、検討の俎上に載せていただいて、いろんな創意工夫をお願いしたい。

また、北杜市内には各種イベントがございますが、各種企業とのタイアップを図りまして、そういう中で事業経費の縮減を、ぜひとも図っていただきたい。広告事業の展開はプラスにはなっても、決してマイナスにはならないというふうを考えております。

先ほど、市長から前向きなご答弁をいただきましたから、ご答弁は結構です。

それから、もう1点、申し上げたいと思うんですが、平成18年の3月に策定いたしました北杜市行政改革大綱および行政改革アクションプランですね、これと基本構想、基本計画、それと実施計画からなる第1次北杜市総合計画、これの具体的な事務、事業のプログラムであります年度別実施計画表、このアクションプランと年度別実施計画表との財政の健全化に関わる部分の整合性について申し上げたいと思いますが、年度別実施計画表を先般いただきましたが、これには行政評価システム、それから多様な入札制度の導入の検討、普通財産の処分、これにつきましては、概算事業費が計上されております。しかし、今、すぐにでも取り組むべき財政健全化計画の策定と推進、予算執行管理の見直し、施設活用計画の見直し、また市税徴収率の向上などに、ここ3年間の概算事業費の計上がされておられません。調査、研究のための事業費は必要と考えます。財政の健全化につきまして、あらゆる面から確実に取り組むのであれば、

アクションプランと総合計画との乖離のないように、概算事業費を計上すべきであるということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、植松一雄君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月26日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

時間延長までいたしました。大変、ご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

散会 午後 6時15分

平成 1 9 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 6 日

1. 議事日程

平成19年第2回北杜市議会定例会(3日目)

平成19年6月26日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 19番 | 千野秀一君 |
| 32番 | 田中勝海君 |
| 15番 | 利根川 昇君 |
| 37番 | 細田哲郎君 |
| 1番 | 野中真理子君 |
| 5番 | 五味良一君 |
| 6番 | 小野喜一郎君 |
| 23番 | 林 泰彦君 |
| 28番 | 坂本治年君 |
| 3番 | 小澤宜夫君 |

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	坂本伴和	企画部長	福井俊克
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	柴井英記
産業観光部長	植松忠	建設部長	相吉正一
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	藤原宝	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	原哲也	武川総合支所長	三枝基治
総務部参事	中澤卓夫	総務課長	赤岡繁夫
財政課長	平井敏夫	政策秘書課長	細川清美

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は41名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の一般質問は、10人の議員が市政について質問をいたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北杜クラブ、86分。次に市民クラブ、66分。次に北清クラブ、50分。次に政経会、29分となります。

なお、残り時間を議員席左側の掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を許します。

はじめに北杜クラブ、19番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

私は今月7日付けで市長に対し、市教育委員長より学校給食センター整備に関する答申および教育委員会としての意見書が提出されたことについて、お伺いをいたします。

給食センター整備につきましては、昨日、経緯は話されましたが、大筋で、合併まもない17年度に老朽化の進んだ高根給食センターの建て替えは、合併前からの懸案であったとの説明がなされましたが、その折、ほかにも同様な施設がある。すべてを点検して、検討すべきとの意見を受け、翌18年の3月議会において、生徒数の減少を鑑み、統合を5年後とし、長坂センターのほかに2,500食分の施設の設計委託の予算が承認されました。

しかし、その後、PTA学校関係者、議会、調理場運営委員会ほかの意見もあり、執行側より段階的に統合を進め、10年後に完全統合する。その場合、長坂センターのほかに2千食の調理場の建設が必要との変更がなされました。しかし、さらに、その多くの市民の意見を受け入れるべきとの請願によりまして、市内各会、各層から25名による整備検討委員会を設置。給食センターの適正配置、建設候補地、地産地消に関することの3つの点について、7回の審議を重ね、結果として答申を教育委員長に提出したものです。

内容は適正配置については、現長坂センターと（仮称）北杜給食センターへの統合が望ましい、つまり2カ所のセンター化。建設場所は市の公共用地。地産地消には、多くの関係者による協議会組織の設置を求めるとありました。これを受けて、教育委員会では特に食育に重点を置いた意見書を添え、市長に報告がされたものです。

検討委員会、25名の皆さまは市民の注目を浴びる中、それぞれにバックグラウンドが異なる立場で、この議論をいただき、答申を出されたことに改めて敬意を表するものであります。

この統合については、1年半の間、給食基本法施行も相まって、多くの議論が多くの場所でされてきましたが、一貫して市の提案に対し、給食の質の低下を危惧する声がありました。長

い間、慣れ親しんだ自校方式からセンター化に移行することは、特に大きな不安を抱くのは、当然のことだと思います。そこで、この市民の声に対しまして、本市における食育への取り組みについて、お伺いをいたします。

県では昨年3月、山梨食育推進計画を策定しました。これを受けて、本市の取り組みについてであります。

申すまでもなく、食育は学校だけの問題ではなく、市民が一生の健康を求めるためのものでありますから、市としては全町での取り組みが必要とされ、各部署の横断的連携が大変重要と思います。そして、それは給食センター整備にも大いに関係があるものと思います。この対応と進捗状況について、まずお伺いをいたします。1点目です。

2点目。教育委員会の意見書の中には、多くの取り組みが示されておりました。その中で食育の指導体制の充実の観点から、栄養教諭の配置は不可欠だと思われませんが、その見通しについて、お答えください。

3番目。農業が基幹産業である本市は、農地保有世帯が多いのもかわらず、子どもが土に触れたり、農作物の栽培の体験が少ないのは、誠に残念であります。昨日の質問に、5年生は米作りの体験をしているという答弁がありました。食育の観点から、このことへのさらなる取り組みについて、お伺いをいたします。

4番目。給食センター問題について、お伺いをいたします。

給食調理場の統合に対しまして、自校方式のよさが改めてクローズアップされました。特に献立、食味であります。このよさの認識と現長坂センターも含め、食育の観点から質の確保への対応をどのようにお考えか、お伺いをいたします。併せて、長坂センターの建設は食育基本法施行前でありました。長坂センターの機能は十分なものか。あるいは、改善の必要があるのか。これもお伺いをいたします。

次に調理場整備における財政と食育との兼ね合いについて、お伺いをいたします。

昨日の質疑の中で、すべての会派、質問者の中から財政についての質問がなされました。それは歳入アップの提言、歳出削減の提案であり、議員各位、多くの市民の関心の深さの表れだと思われました。

財政問題の中でも、市の抱える多くの公共施設の維持管理は、重い負担を伴い、大きな課題であります。それら施設は、今となっては「帯に短し たすきに長し」の類似施設であります。給食センターも公共施設、2カ所新設の場合であっても、次に統合することとなった施設は、その食数が合わない、そういうことが想定されます。まさに帯とたすきとなってしまいます。そして建設費の比較を見たとき、3億7千万円もの負担増。市を思い、財政の状況を理解している市民の代表の皆さんも、市民の声を反映して、新設1カ所の答申を出されたものと理解するところであります。しかし、その建設にあたっては、食育に配慮した十分に余裕を持った備品とか什器類、人員の配置等が大変重要に思われます。これらのことについて、具体的な考えをお伺いをいたします。

以上、6つの質問をさせていただきました。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

19番、千野秀一議員の食育への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

最初に、山梨食育推進計画に伴う本市の取り組みについてであります。

平成17年7月の食育基本法の制定により、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進することとなりました。県では昨年12月に山梨食育推進計画を策定し、朝食の欠食をなくそう、バランスのとれた食事、食に対する感謝の気持ち、地産地消県民運動、食育への関心の5つの重点目標が示されたところであります。

北杜市におきましては、食育基本法の趣旨をふまえ、家庭・学校・保育所・生産者や地域社会のさまざまな分野との連携を図り、全市を挙げて、食育推進計画の策定に取り組みを行えるよう、早急に庁内調整を進めてまいる考えであります。

また、学校給食の食育も学校現場の先生、あるいはまた調理師、栄養士とも相談しながら、対応してまいりたいと思います。

また、私も機会あるごとに、特に学校の校長先生たちにも一堂に会する機会のときにもお願いしました。基礎体力の問題と関係するかもしれませんが、朝ご飯をとろうと、こういうことであります。そして併せて、この食育は、なんといっても家庭も大切であります。率直に言って、それぞれの家庭を、目を瞑って考えてみても、対前年比、いろいろ考えてみるにつけ、着実に外食の比重が高まってきていると。だから、家庭でもやはり、お袋の味、手作りの味をしっかりとしてほしいと。それが北杜市全体の食育だとも考えているところでもあります。

その他のことについては、教育長から答弁します。

以上です。

○議長（小澤寛君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

19番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

最初に学校における食に関する指導についてであります。

給食を生きた教材として、食育に生かす施策等の展開としましては、1として学校における食育の指導計画書の策定と、その資料の配布により、朝食の大切さやバランスのとれた食事、児童生徒の食事に対する認識など、栄養士が食育を計画的に推進するとともに、栄養教諭の配置を強く県に要請し、指導体制の強化を図ってまいります。

2として、総合学習の時間等における学校給食を教材とした授業や食育に関する補助教材の活用により、栄養バランスのとれた食事や食の大切さについて、理解を求めてまいります。

3として、学校給食等への地場農産物供給システムの構築を図り、新鮮で安全、生産者の顔が見える農産物の使用促進を図ってまいります。

4として、学校栄養士と栄養教諭を中心に児童生徒の実態に応じた指導プログラムを作成し、健康な生活習慣の定着化を図る。

こうした、具体的な取り組み方針を策定してまいりたいと考えているところでもあります。

次に家庭、地域と連携した体験学習についてであります。

1として、学校、家庭、地域が連携して食育の推進を図るための講習会の開催や、保護者へのパンレットの配布により、食育情報の共有化を図る。

2として、給食献立表や給食だより等の配布、学校給食試食会等の取り組みにより、食育の普及を図る。

3として、地域の農業生産者等を授業に招聘し、食の安全の基礎知識に関する出前講座、親子活動や郷土料理、行事食等の調理実習など、各種取り組みや現在、教職員の指導による学校農園を利用した農産物の栽培などを行っておりますが、地元農家との支援や交流など、体験学習の推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に食育の観点から、給食の質の確保の対応についてであります。

各給食施設では、子どもたちが給食をとおして、食習慣や食育を自分なりに築いていくことを考慮して、習慣、風土に合った食べ物や旬の食べ物などの食の文化、栄養素や味の充実などの食の化学、地産地消などの食の生産等を紹介しながら、良質かつ安全で安心なおいしい給食を提供しているところであります。

栄養については、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスのとれるよう、児童生徒の1回当たりの平均栄養所要量の基準や学校給食の標準食品構成表により、栄養量を考慮した献立となっております。

食材については、遺伝子組み換えでない食品の証明書の提出や生産者から無農薬、低農薬野菜の納入などをお願いし、輸入品はできるだけ控えて、地場農産物を取り入れております。

味については、児童生徒が汗をかく夏場には少し濃い味に仕上げるよう、心がけて調理しております。温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに、揚げ物はべたつかないよう心がけ、味が低下しないよう、2時間以内の喫食に努めているところであります。

アレルギー対応は、献立表を前もって家庭に配布した上で、アレルギー源になる食品があれば連絡をしていただき、保護者、栄養士、養護教諭、給食担当者等と連携し、対応を図っております。

また郷土食としては、ほうとう、五目ご飯、野菜の煮付け、ニジマスのから揚げなどを提供し、ひな祭りにはチラシ寿司、子どもの日には竹の子ご飯、七夕にはソーメン、クリスマスにはチキンなど、工夫を凝らしたメニューとして、子どもたちが郷土食を認識しながら季節感を感じ、食習慣が身に付くよう食教育を進めているところでもあります。

次に調理場整備における財政と食育との兼ね合いであります。財政的にも今後の児童生徒の減少傾向や将来の財政負担の軽減を考慮した場合、長坂学校給食センターを含めた2センターでの運営が望ましいとの検討委員会からの答申がありました。教育委員会としても、この答申を尊重し、対応してまいりたいと考えております。

次に食育との兼ね合いであります。

食育は子どもたちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を育てようとするものです。教育現場では知育・徳育・体育、3つの教育が行われてきましたが、食の崩壊といわれて久しい今日、食教育の重要性が見直されています。

現在、本市では栄養士が中心となり、給食だよりや献立予定表に食材や料理に関するトピックスを掲載するなど、食に関する情報やレシピなどを配布し、また巡回して、その日の材料や食べ方などの指導も行っているところであります。センター化となっても、その指導方法などが変わるものではありません。

なお、山梨県教育委員会に栄養教諭の配置については、強く要請をしまっている考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

千野秀一議員の再質問を許します。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

ご答弁いただきました。

今回、食育について、市長のほうからの、先ほどのお答えなんですけども、当然、食育に対しましての取り組みは、全庁内というふうなことだろうと思うんですけども、今回、学校給食のということであれば、教育委員会の見解でいいのかもかもしれませんが、広く保健福祉、あるいは農政といったところも、この食育には大きく関わりを持っているのではないかと思います。そのへんの庁内の取り組みについての進捗状況、これも聞きたかったことでありますので、ご答弁をお願いします。

そして、県の推進法の策定に伴って、北杜市も対応していかなければいけないという中で、以前から食育基本法の中に自校方式が望ましいというふうな、ニュアンスの文言がありました。そのことについて、県は山梨県の各学校を見た中で、この小規模校の調理場の整理についての、山梨県なりのお考えがあらうかと思うんですけども、そのへんの見解は、今の時点でどのようなものか、教えてください。

そして、その中で先ほども言いましたけども、農産物の供給等も、この給食センターに伴う議論の中で一貫して出ておりました。無農薬でありますとか、地産地消というふうなことを、強く要望している声であります。そのためには、農産物の安定供給というふうなシステムが、しっかり、この地に構築されていなければ、給食センターに安定して、その食材を届けることができません。そういう意味で教育委員会のできる仕事ではない部分の農政、あるいは保健福祉部の取り組みを、ぜひ、この食育の質問の中でお答えを願いたいという、第1問目の質問がありました。当然、本市は農産物がたくさん出る、自然豊かな場所です。都会ではどうしても作ることはできない、そういう給食献立が北杜市ではできるといって、恵まれた環境だと思えます。そういうものを十分に利用した中で、生かした中で食育を考えていただきたいから、このような質問をしております。

そして、中山間事業というのがありますけど、その事業の中に地域の子どもたちと触れ合いを持つという事業があります。率先してやっているところもありますけども、やっていないところもあるわけなんですけども、こういう教育委員会とは関係のない部分での子どもと地域の住民、あるいはお年寄りの触れ合いというふうなものも、広く子どもの育成というふうな観点からすれば、必要かなと思います。そのへんの市の対応はいかがかと、これもお聞きします。

もう一つは、給食センターを造るという形になった場合に、長坂センターが十分なのかどうかという疑念もあるわけで、今度新しく造ろうとするところに対しましては、従来の考え方以上に、今のこの給食に対する一番進んだ考え方、第一人者と言われるような人の意見を取り入れた中で、新しい（仮称）北杜給食センターの設計、建設、あるいは長坂の整備の充実、そのようなことあるかなと思うんですけども、お聞かせをお願いします。

もう一つ、いっぱい質問が出ますけども、現在、先ほど教育長から答弁がありましたけども、栄養士、調理員さんの仕事の中で、質の高い給食が供給されています。しかし、本市において

は給食センターの規模の大小がありまして、小さい調理場になればなるほど、その職員の皆さんの負担が増えているという話を聞きます。1人で何役もしなければいけないということも聞いております。とかく、そういうスタッフのオーバーワークの上に、今の質が保たれているということを聞きました。付け加えますと、調理場の環境の整備がそれらの皆さんの負担の軽減にもなるというふうな声も聞きました。そういう意味で、この仕事の量は適正であるかどうか教育委員会でつかんでいたら、ご答弁をお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野議員から、子ども、学校の食育も含めて、市民広く食育感をというご質問でもあろうかと思えます。

北杜市としても、健康増進課をはじめとして、市民の健康増進にはとりわけ、健康も病気も口からというような思いで、健康増進には常日頃から意を注いでいるつもりであります。併せて、先ほど私も答弁しましたとおり、いろいろな意味で食育の重要性からするならば、家庭の食事のあり方についても、ぜひひとつ、市民にご理解を願いたいという意味で、あまり外食依存の家庭料理でなくて、お袋の味、手作りの味をということ、先ほども強調したところでありまして、ご理解をいただきたいと思えます。

それから食育については、地産地消をはじめとして、学校教育だけでうんぬんということもごもっともであります。ただ、私もまた、機会あるごとにお話しているんですけども、地産地消の地とは、合併した北杜市でありますので、北杜市産であれば、JA梨北産であれば、例えば果物でいえば、山梨産であればと、こういうふうな意味の地産地消間で、ぜひひとつ位置づけていただきたいと思えます。

そういう意味ですれば、基本的には、さっき教育長の答弁にもありましたとおり、少なからず外国産にはならないような思いも、特に大切ではないかというふうな思いで、地産地消を位置づけていきたいと思っています。

また、新しい給食センターも当然、より良質な、よりよい食事を提供するように努力することは行政として当然でありますので、新しい給食センターについては、これから対応していくわけでありんですけども、よりより給食センターになるよう、より良質な給食が提供でき得ますよう、最大の意を注いでいく決意であります。

その他は、それぞれからお答えします。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

県の見解で、調理場の問題で食育の中の自校方式が望ましいという意見があったということ、今、質問されました。もちろん、県の状況とすれば、自校方式が望ましいという発言もあったわけですが、現在は、それぞれの自治体の状況に応じて、検討する、考える、考案するものだという、そういう考え方の中で、望ましいという言い方はされておりますけども、それぞれの自治体の実情もすべて違います。特に、ちょっと横道にそれるかもしれませんが、ご案内のように、今、それぞれの自治体で、例えば大月市にしても、あるいは上野原にしても、学校統

廃合というふうな問題が話題を提供しております。そういうふうなことで、それぞれの自治体の実情に応じた中で、県では、すべてをそれにすることがということではなく、限定をしているものではないと理解しております。

それから中山間地でのお年寄りとの交流はという、こういうご質問をいただきましたが、それらについては、当然、これは学校給食に限らず、私どもとすれば、教育委員会として原っぱ教育にも結びつくものだという観点の中から、お年寄りに限らず、地域の住民に対する交流については、これからも原っぱ教育にも結びつける意味でも大いに活用をしていきたいし、またお願いもしていきたいと、こんな見解でございます。

それから栄養士、それから規模の大小による調理員、栄養士等の労働力の負担、環境整備ということでございましたが、それらについては、現在はご案内のように12の調理場施設で供給をしております。それぞれの大小によって、若干の差異はありますけども、いずれの施設におきましても、標準的な食数に調理員を配置し、また栄養士を配置しておりますから、施設の整備状況については、若干の差はあるにしろ、労働力につきましては、おおむねの平均化を図って、供給をしているという理解をしております。

その他につきましては、先ほど市長も答弁いたしました、農産物の供給は特にJA、山梨県産、それ以外に北杜市は農業の盛んなところでもありますから、それぞれの所管とも相談をしながら、生産団体、農業者団体といいますが、例えばの例で挙げさせていただければ、長坂ファームだとか、ああいうふうな生産組織の団体、そうしたところも十分、これから協議をしていきたいというふうな考え方も持っております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

しつこいと思われるかもしれませんが、先ほど、最後、教育長がファームとかという話もしました。子どもに給食で食べさせる食品を、あるいは野菜を作っています、うちでは、それを提供していますということは、一般の市民から見ますと、一番大切にしなければならない子どもに食べさせる作物をお宅では作っているんですかという、そういうブランドになると思うんですよ。ですから、これは例えば、顔の見える生産者というふうなことに繋がると思うんですけども、それは当然、北杜市産、山梨県産、日本産でいいと思うんですけども、やっぱり地元の、うちでは給食に提供しているんですよということが、この地域の安全な野菜だというふうな、安全な食べ物だというふうなブランドになるようなことも考えていただいて、できるだけ、そういう組織、この地元で、これから農業をやっていく人の組織に対して、給食に供給するだけではなくて、1つの産業として伸ばしていくような施策を教育委員会だけではなくて、市長の取り計らいで、そういうふうな施策も進めていっていただきたいというお願いです。

それと、まだ、よくはっきり見えてこないのは、長坂の給食センターがあるから、次の（仮称）北杜市給食センターも、十分に経験があるから大丈夫だというふうなニュアンスに聞き取れるんですよ。そのへんのところを、これこれこういう方法だから大丈夫なんだと。あるいは、先ほど言いました食育基本法ができて、それに伴って整備をしていく。多少、長坂とは違うんだけども、もっと素晴らしい設備をしていくんだという、そういうところはないんでしょうか。

というのは、当初、皆さんがいろいろ危惧をしていた、その食味等については、努める、なんとかということだけではなくて、具体的にこういう手立てをするから大丈夫、例えば食缶を増やすから大丈夫、あるいは配送車を増やすから大丈夫、あるいは人員を増やす、トラックを増やすから大丈夫とかという、以前と、もうちょっと踏み込んだお考えがあるかどうか。それを、今時点はないにしても、これから設計委託をするとかなんとかという段階の中で、市の意向として、ぜひ、そういうことを盛り込んだ形で設計をしてもらいたいというふうな、そのへんのお考えがあるかどうかをお伺いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

例えばの話で、長坂ファームを例に出せていただいたんですけども、そうした部分については、これから北杜市の広い地域でそれぞれの生産団体を産業観光部とも連携を図り、またJAの指導なんかも必要だと思っておりますから、そうしたところとの連携を図りながら、十分、そうした供給地の、供給者の、生産者の組織団体なんかもつくっていききたいと、こんなふうに思っております。

そうした中で、今、ご提言いただきましたように、その生産者たちが、みずからが北杜市の子どもを育てるために関わっていますよというふうなことで、その納品品目についてのブランド化という部分も、これは今後の、そうした生産団体との交渉の中で参考にさせていただきたいと思っておりますし、またできるものについては、ブランド化はありがたいことだと思いますから、そういうものは奨励していききたいと、こんなふうに思います。

それからセンター建設についてでございますけども、それらについては、当然、先ほど市長も若干、ふれたように、長坂の給食センターは平成16年にオープンしております。当時としては、最高のものを入れてあるという理解をしておるわけなんですけど、それにプラス、より以上の、また今現在のニーズに合ったものにしていかなければならないと、それは当然のことだと思っております。併せて、設計をする段階におきましては、それぞれの現在の栄養士の意見、あるいは調理員の意見、そうしたものも十分、設計委託をする前段の中でもって、そういう意見というものを取り入れた中で、協議をした中で、設計に反映していききたいと、そういうふうに考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

いろいろと答弁をお聞きしました。

取り組みについての姿勢は、確認をできました。また、このことを広く市民の皆さんに知らせることが大変、重要だと思います。市が今、考えていることをどういう方法か、とにかく不安を感じる市民の皆さんにしっかり伝えていただきたいと思います。そうすれば、理解をいただけるものと思います。

これだけ市民の関心を深め、いろいろな人を巻き込む状況になった問題であります。どうせ、

造るのであるならば、他の地域に誇れるような、モデルとなるような施設を造ってもらいたいと思います。3億7千万円の財源をどうにか大切に使いたいという市の意向であります。しかしながら、造ったものは日本一だと言われるような施設に、ぜひしてもらいたいと思います。もう1つ、日本一が増えることを期待しています。

要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁はよろしいですね。

（はい。の声）

次に関連質問を許します。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

1つ確認の意味でお聞きしたいと思いますが、県とか国のほうで、自校式が望ましいというお話しをよく伺っております。今までの経過の中で、いろいろな意見が出ているところですが、その自校式にするというふうな話の中で、例えば国とか県との補助金が増えるとかというふうなことはあるのでしょうか。1つ確認でお伺いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

補助金の部分につきましては、自校式だから補助単価が上がる、補助金が増えるということとはまったくございません。今の制度の中では、そうした部分はありません。現在、センター方式、あるいは自校方式であっても、供給量、供給の数ですね、食数、そうしたものがあ程度、標準的なものになっております。自校方式にしたからということとはございません。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

では、自治体で賄うという考え方でよろしいわけですね。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

いずれにいたしましても、それぞれの自治体の財政状況、生徒数、将来の見込み、そうしたものを勘案した中での、計画というものを尊重してくれると理解しております。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、32番議員、田中勝海君。

田中勝海君。

○3 2 番議員（田中勝海君）

市の土地開発条例見直しの進捗状況について、質問をさせていただきます。

北杜市は国内有数の高原リゾート地域として、年間を通じて多くの観光客が訪れ、別荘地としての開発も進んでおります。また過日、中央道、八王子ジャンクションからあきる野インター間の圏央道の開通と同時に、現在、計画されている中部横断自動車道が整備されますと、各主要高速道路とも接続が可能となり、高速交通ネットワークにより、首都圏のみならず、他の圏域からの観光客の増加も見込まれることはもちろん、長期滞在地域、いわゆるステータスからの観光客の増加も見込まれることはもちろん、長期滞在型の杜づくりに取り組む本市といたしましては、開発需要の急増が予想されます。その受け入れ態勢も今後、大変、不可欠と思いません。

豊かな自然と優れた地域条件を生かし、北杜市をPRすることは地域の活力を生み、さらなる産業振興を図る上でも重要であると考えます。市固有の歴史や文化、自然環境をいかにして守り、育てるのも重要ではないでしょうか。

本市の開発条例の目的である、開発区域および周辺の地域における災害および公害の防止、健全な生活環境の保全達成のため、地域の特性を十分配慮した適正な土地利用規制や効果的な基盤整備などを合わせ、核家族や少子高齢化が音をたてて進む中で、今後、地域活性化自主財源確保対策として、この地に生まれ育った若者たちが安心して定住できる環境づくりを進めていくか、即急に計画的なまちづくりが求められます。

については、現在、開発1区画あたりの面積、およそ300から500平方メートルを範囲といたしまして、緑地率およびセットバックなどを含め、ゾーニングによる見直しを検討、協議されていると思いますが、進捗状況について伺います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3 2 番、田中勝海議員の市の土地開発条例見直しの進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

北杜市は美しい景観や水、緑、太陽に恵まれた地域であります。また、八代家住宅、谷戸城跡、台ヶ原宿などの全国に誇り得る文化財が数多くあり、年間を通じて、多くの観光客が訪れるとともに、別荘も年々増え続けております。そのため、市では乱開発防止、災害および公害防止、健全な生活環境保全のために土地開発事業等の適正化に関する条例を定めておりますが、設計技術細目の中で、1区画の面積や建物からの後退距離を農地法および建築基準法と整合性を図るため、現在、それらの見直しを土地利用審議会や各関係団体の意見を聞きながら進めております。

平成21年度には、まちづくり計画策定事業の中で、都市計画区域や景観区域の決定を行うわけではありますが、それまでの間、暫定的にゾーニング、1区画の面積、建物からの後退距離、また緑地について検討しており、本年の9月ごろまでには見直しを終えたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

田中勝海議員、再質問を許します。

○32番議員（田中勝海君）

ただいま市長のほうから、先日、6月定例議会の所信表明の中で、これは基本計画に基づいて、平成21年度都市計画区域、あるいは景観区域との決定を目標としていると述べられました。それについては、今、答弁の中では暫定的にゾーニング、あるいは建物のセットバック、あるいは1区画の面積、緑地率ですか、それを含めて、本年の9月ですか、一応、その見直しを終えたいと。これは当然、土地利用審議会、あるいは各関係団体等のご意見をいただいた中で審議して決めるということで、非常に私の質問の中では、前向きな答弁をいただいたわけですが、この暫定的という言葉ですけど、先ほどちょっと、答弁の中にございましたけども、そのことは、では21年度になると暫定的だから、一時的で、あとまた見直しがあるのかどうか。そのへんをちょっと、当局にお伺いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（相吉正一君）

田中勝海議員の再質問にお答えいたします。

市長が答弁した中で、平成21年に向けての都市景観計画等の関係ですね、暫定的になるんですが、今年度予算で都市計画策定、ならびに景観形成プラン策定に向けて、市民へ向けて公募する中で、2年間かけて、市民の意見を広く聞く中で、北杜市の自然いっぱいの環境創造都市にふさわしい、論議をしていただきたいと思っております。

それは都市計画法とか、景観条例とか、いろいろあるわけですが、北杜市は景観条例策定が一番ふさわしいと考えております。そういう中で、景観形成団体に、17年の10月に知事の指定を受けたわけでございますけども、その中で北杜市は面積も山梨県一でありまして、八ヶ岳南麓ゾーン、また甲斐駒ゾーン、みずがき・茅ヶ岳ゾーンと3つのゾーンがあります。今までの開発条例は、8町村まちまちでございました。今回の土地開発条例は、大泉町の関係の1区画当たり、500平方メートルを基準に、またセットバックは高根町の関係で道路境界から5メートル、隣地から3メートルということで、条例を設定したわけですが、従来、高根町ならびに長坂町につきましては、1区画300平方メートルで指導してきた経緯もありますし、また開発条例そのものがなかった町村もあります。この関係については、16年12月議会においても鈴木議員、また浅川議員、岡野議員さんからいろいろな論議をいただいております。また18年12月に篠原珍彦議員さん、小林忠雄議員さんからも開発条例の改正に向けての質問等をいただいたわけですが、やはり、面積が広いということで、慎重に景観計画を策定して、守るべき歴史的な台ヶ原の宿中ですか、そういう関係、また重要文化財もあります。そういう関係で、よく市民の論議をいただいた中でということで、暫定という表現をさせていただきます。ぜひ、ご理解をいただいて、素晴らしい条例、付加価値の高い条例が設定できますように、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

田中勝海君。

○32番議員（田中勝海君）

再々質問になりますけども、今、部長のほうからお話ございました。前に、都市計画、八ヶ岳南麓、土地なんとかゾーンだか、ちょっと私、名前を忘れて、旧村のときにですね、小淵沢町で、要するに県が主導でこういう青写真が出まして、いろんな区域、都市計画の、その説明会は聞いて、こういうふうになりますよということですけども、状況の変貌によって、こういう合併になったりなんかして、それがなくなったような、今の状況の中で、これは今、都市計画については市独自で、これから予算化してやるのか。それとも県が主導というか、ある程度、バックアップして、そして県商工会かなんかの中で、八ヶ岳のこのリゾートというか、今の都市計画を推進していくのか。そのへんをちょっと、伺いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（相吉正一君）

ただいまの都市計画策定に向かって、どうなっているかというご質問だと理解しますけども、都市計画策定に向けては、今、市町村の合併が進みまして、県内には13市がございます。そうした中で、今までの既存の都市計画についての見直し作業が、県がマスタープランというのを策定します。それとの整合性を経て、今回、検討会を立ち上げて、議論していただくようになります。ですから、県がマスタープランをある程度示します。そうした中で、市町村としては、どういう都市計画が必要か。また、景観法との関係の整合性を図った中で進めてまいりたいと考えております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

○32番議員（田中勝海君）

以上、質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

関連質問を許します。

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

田中勝海議員の、市の土地開発条例の見直しについての関連質問をさせていただきます。

これは、北杜市発足以来の懸案であります条例の見直しということでございますが、北杜市の土地開発事業等の適正に関する条例という中の設計技術細目という中に、500平方メートルという数字が謳いこまれているわけでございます。

北杜市がスタートいたしました時点で、北杜市の開発業者全員の署名がつづられた嘆願書が出ていたわけでございます。業者とすれば、1つの土地の中を小さく区切って、おおぜいのお客さんに売るほうが、それは利益、要するに商売のほうから見たら、そのほうがいいわけなんです。北杜市としたら、小さくして人口を増やしていくのか、定住者を増やしていくのか、大きくして景観形成を保っていくのか、これは痛し痒しの部分があるわけでございます。

ただ、今回、私も土地利用審議会という、市長の諮問機関でございます、その中の委員として、いろんな場面で、この500平方メートルという1つの数字に直面することがたくさんあったわけでございます。つまり、この地域は何平方メートルで開発したらいいのかということ、この技術細目の中には、言葉としてできる限り500平方メートルというような、ちょっと曖

味な、できる限りというような曖昧な文言が謳ってあるわけです。また、区画上やむを得ない場合とかという、このことについても非常に曖昧な文言なんです。

ですから、今回、見直しの中で、例えば緑地帯、それからセットバックについては、これは数値を決めれば、それで済むことなんです。ただ、どこをどれだけの面積で開発をしてもいいかという、そのゾーニングについては、非常に難しい問題が残されていると思うんです。土地利用審議会で提案されました区画のゾーニングについては、広域農道の中は300平方メートルくらい、それからさらに、その中でも山間地については、自然保護のために500平方メートルを要すると、いろいろな小さい部分が出てくるわけですね。ですから、例えば、いろんなゾーニングをしたときに、最終的に付け加えていく文言は、ただ1つ、最終的に市長と協議して業者を定める。この文言1つでいいんじゃないかと思うんです。いろんなものをゾーニングします。しかし、鉛筆で引く線の上に造成するわけではないんですから、またぐ場合もあります。また、ここは300でも200平方メートルでも、ひょっとしたら100平方メートルでもいいんじゃないかというような地域も出てくると思うんです。その一つひとつを確実に限定することは、文言上できないと思うんです。そうすると、最終的に、例えば市長の諮問機関である土地利用審議会にかけるとか、市長の判断によるとか、土地政策課の判断によるとかという文言を加えた中でゾーニングが必要ではないかと思うんですが、その点についての答弁をひとつお願いいたしまして、質問といたします。

○議長（小澤寛君）

建設部長。

○建設部長（相吉正一君）

ただいま小林議員からの質問でございますが、まったく同感に感じております。

今の庁内の開発担当者の検討会議、また庁内の開発審査会、ならびに先ほど、土地開発審議会で活発な論議をいただく中で、北杜市にふさわしい開発条例にしたいと。今までは、できる限りとか、なんとなく明確でない点がありました。そのへんもご意見等を参考にしながら、的確な指導をしてまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで32番議員、田中勝海君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（小澤寛君）

引き続き、再開いたします。

次に北杜クラブ、15番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

地域コンシェルジュセンターの設置をということで、質問させていただきます。

先ごろ、風林火山館の入場者数が25万人を超えたという、昨日の市長のお話でしたが、また県の風林火山博の会場でも、当初見込まれた20万人を超えたということ聞いております。今年の「風林火山」放映に伴う来客増につきましては、この前のゴールデンウィークも15%ぐらいの伸びを示しているというふうなお話ですので、本当に夏の観光シーズンを前にありがたいことだというふうに、本当に思っております。

観光立市を目指して、平成18年度に実施されました長期滞在型観光の実証実験ステータスの成果をふまえ、豊かな自然の中で自分らしさを取り戻すロングステイを目標として、つい先日、6月2日、風林火山館におきまして、他に先駆けての長期滞在型リゾートの杜、この宣言をされたことは、市の意気込みを内外にアピールし、今後の観光振興に大いに期待が持てるものと確信しております。

民間主導による観光、農業、商工業等のあらゆる地域産業の新しい絆、結びつきとビジネス化を育むための取り組みに対しまして、この宣言だけではなく、どのように魂と心を吹き込んでいくか、今後どのように具体化していくのかということが、最も大事なことだと思います。

1泊の人は2泊とか3泊してほしいし、1週間にと、1週間の人は1月して滞在してほしい。ひいては、この北杜市に住んでもらいたい。昨日の代表質問の中にもありました。そんな思いと願いを込める中で、いくつか質問させていただきます。

1. 事業共同体であるコンソーシアム、いわゆる準備委員会を立ち上げていくということですが、私としましては、地域コンシェルジュ、これは地域とか旅の案内人という意味だそうです。この方々の果たす役割が最も重要であり、(仮称)地域コンシェルジュセンターのような組織の設置が必要であると考えております。この点について、市のお考えを伺います。

ここだけ、付け加えさせていただきますけども、私はこのセンターについて、新たに建物をという感覚は持っておりません。現在ある施設の中で、1部屋を利用すればできることだと思っております。お客さまにとって、ただ便利な場所であってほしいとは願っておりますけども、施設という考えはありません。費用はもし、できるものであれば、この人的資源の向上のためにかけてほしいと願っております。これが1つ目です。

2つ目。19年1月に国より発表されました、中小企業地域資源活用促進法の支援措置申請等、いわゆる補助金の関係ですけども、そのへんの進捗と伺いますか、様子はいかがですか。

3つ目です。市民共同による民間主導型ということですが、事業実施計画の策定において、宝である地域資源の掘り起こしと、この活用の方法と、やはり北杜市を愛してもらえるような、未永く、焦らなくてもいいと思っております。未永く持続するための仕組みづくりをどう考えておりますか。

4つ目です。やはり、この事業を広報宣伝しなければならないと思っておりますし、そのための取り組みとして、市民向け、当然、あと旅行代理店向け、また情報を発信するための拠点づくりを、現段階ではどのような方法を考えておりますか。

以上、関連しておりますけども、4つに分けて質問をさせていただきました。よろしく願いします。

○議長(小澤寛君)

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

15番、利根川昇議員のご質問にお答えします。

長期滞在型リトリートの杜づくりに伴う、いくつかのご質問をいただいております。

リトリートの杜宣言につきましては、評価と期待をいただき、大変、心強く思っております。議員各位には今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最初にコンシェルジュセンターの設置についてであります。

恵まれた自然環境や文化施設などの資源を最大限に生かした、長期滞在型観光こそが本市の観光振興、さらには地域振興を図る上でのキーワードであると考え、市が目指す観光の方向性と姿勢を内外に強くアピールするため、6月2日に全国に先駆けて、長期滞在型リトリートの杜宣言を行ったところであります。

長期滞在型観光を進めていく上で、地域の案内人であるコンシェルジュの果たす役割は非常に重要であり、地域の観光資源全般に精通し、観光客の希望に的確に応えられる質の高い人材養成は最優先の課題でもあります。コンシェルジュの高い資質を等しく維持し、向上させるためにも、公共性の高い組織が必要であり、また研修・研鑽の場としても必要な組織でありますので、設立に向けて指導してまいりたいと思います。

次に中小企業地域資源活用促進法の支援措置の申請等につきましては、100%の補助事業であります中小企業地域資源活用企業化コーディネート活動等の支援事業、ちょっと看板が長いですが、それを活用する方向で民間事業者等を事業主体とし、中小企業基盤整備機構への申請に向けて検討を重ねております。また、山梨県においても新たに観光振興のための、県単独事業を計画しておりますので、事業導入について、検討してまいります。

次に地域資源の掘り起こしと活用方法、そして未永く持続するための仕組みについては、これから設立するコンソーシアムの中で、より多くの観光資源の洗い出しを行い、必要に応じて部会を設けて、さまざまな需要に応えられる観光メニューの整備方法等に関する検討を重ねることになります。一連の作業は民間事業者が主体性を持って取り組んでいただき、市は観光客から未永く親しまれ、信頼されるコンソーシアムになるよう、指導と育成に努めてまいります。

なお、コンソーシアムを設立に向けての検討とリトリートの杜づくりを推進するため、7月には推進委員会を開催する予定であります。

次に情報発信につきましては、4月から開催される北杜市観光協会ホームページの活用はもとより、引き続き観光キャンペーンや旅行エージェントへの販売促進を強化する中で、強力に推進してまいりたいと思います。

また、新たな試みとして、旅行情報の提供をビジネスとするトラベルカフェでの情報発信を考えております。このトラベルカフェは、旅についての映像やパンフレットなどで情報を提供する店で、昨今、都市部において開設されており、これからの情報発信の手段としては、有効なものと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

利根川昇君、再質問を許します。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

市長のお言葉の中で、最後のほうに出てまいりましたキャンペーンについては、来年、大型リストネーションキャンペーンもありますし、トラベルカフェについては、本当に私も期待しております。

その中で、再質問させていただきます。

このコンシェルジュセンターという、地域情報の拠点と申しますか、それは観光客への情報の提供とか、また情報のバリアフリー化を目指すというふうな、そんなふうな点では、いずれは観光案内所的な役割を果たす場所になってくるのではないかと、自分は考えています。そんな意味で、このセンターが市全体の施設とか、イベント等もここから発信したり、これも単純な仮称ですが、北杜市観光総合案内所みたいな、そんな感覚も加えられたならば、一步充実した場所になると考えておりますが、この点について、1つ目の質問とさせていただきます。

それと、もちろん、それに付随することですけれども、2つ目としまして、長期滞在型観光の推進組織に資料として不可欠な地域観光の拠点としての、すでに提言がされております。資料の中で、第3種旅行業の関係も、将来的には取り入れていくべきであると考えています。一言で言えば、クーポン券の発券もできるような案内所は、今、市内に1つありません。いくつかの案内所、もちろん、公共的な施設でいろんな案内をしておりますけれども、その発券できる場所は1カ所ありません。いずれ、市内に1カ所ぐらいは必要になってくるのではないかと考えます。

と申しますのは、この5月12日に国土交通省より旅行業法が改正になりまして、細かいこととはともかく、一言で言えば規制緩和と考えていいのではないかと考えています。範囲に、いわゆる旅行の動向範囲には一定の条件はあるものの、1種、2種、3種という旅行業者がおりますけれども、1種、2種はいわゆる有名なJTBだとか、そういったところですけども、第3種の旅行業者というのは、比較的、やたらとは申しませんが、比較的、楽に取れるというふうな意味があって、ここの旅行業者が募集型の企画旅行を実施できるようになりました。ここが今度変わったところなんですけども、時間とか、いわゆる知的、休憩とか好奇心、また旅行の経験、それからまたお金の点でも、今から気持ちの上で豊かな旅行者層の増加が見込まれる。こんなような条件にあるからこそ、長期滞在型というふうに変ってきているんであって、地域密着型の旅行商品の喪失とか、観光をとおした地域の活性化のためには、地域の魅力をよく知った、市町村とか地元の各種団体の、この積極的な取り組みを奨励、この奨励をするために今度法律が変わったわけで、まさに、この滞在型観光を国でもバックアップしてくれているわけです。細かい内容はともかくとしましても、今言った案内所的なこと。それから、それに進んだ第3種旅行業の関係も、この2点もすべてが、このコンシェルジュセンターにあるというふうには私は考えておりますが、この2つの、関連はしてありますけれども、このことについて、お考えを伺いたいと思います。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

利根川議員から3つほど、再質問をいただきました。

まずコンシェルジュセンターが今、既存の観光総合案内所とリンクはいたしますけれども、基本的にコンシェルジュセンターとしての総合案内所もできてもいいのではないかと、ご質

問でございます。

これにつきましては、まったくそのとおりでございます。新しく、先ほどもちょっと、話が前後しますけども、旅行業法等が改正されてございます。これは一連の規制緩和という形の中で、自由にできるようになったわけでございます。そういった意味からしても、こういったコンシェルジュセンターの構築というのは、市でも考えていきたいと思っております。

ただ、非常にこれは、人的なマンパワーでございますので、非常に来た方が、お客さまに悪い印象を与えてしまったならば、非常にこれはどうにもならないということでございますので、そのへんは非常に、われわれといたしましては関係各団体ともいろんな調整をしながら、素晴らしい人の人選をしていきたいと、こういうふうに思っています。

それから2つ目、そのセンター自体が中心的役割を果たすべきではないかということで、これもまったくそうでありまして、基本的には地域コンソーシアム、いわゆる日本語では地域事業共同体ということでございまして、市内のあらゆるホテル、旅館、それから飲食業ですね、レストランも含めた飲食業、それからお酒の種類の製造販売、当然、交通関係のタクシーの会社等、それから農業の方々、こういった方々との共同体をつくるわけでございますので、非常に難しい場面もあるかと思えます。いろんな、おのおの、相当、利益関係も出てきますし、そのへんは非常に難しいですけども、今のところ、先ほど市長が答弁しましたとおり、来月には、その第1回目の立ち上げを計画しておりますので、今からそれに向けて、コンセンサスを得ながら、発会をしていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、最後の質問でございますが、第3種旅行業の関係でございます。

先ほど言いましたけども、規制緩和でございまして、旅行業法の完成が5月12日にされたということで、議員ご指摘のとおりでございます。これにつきましては、第3種旅行業というのは、公募型といいますが、クーポン券が今まではできなかったということがございますけれども、これはできるようになったということでございますので、これもまた、今回のリトリートの杜とも関連してございまして、コンソーシアムを立ち上げていながら、その中で、そういった旅行業の話もしていかなければならないと思っておりますし、7月から発足、立ち上げます、その準備会においても、関連の方々も、そのへんの内容については熟知しておりますので、話は早いと思えます。

したがって、最終的には今の3つの内容でございますけども、コンシェルジュセンターの、いわゆるコンソーシアムをつくるのが、まず、北杜市の最大の課題であり、それから真の、それが北杜ファンをつくると、北杜のサポーターをつくると。それから、最終的には北杜市の第3次産業に従事する方々が、おおむね50%以上ということでございますので、これだけで、持続可能な地域の産業の確立をしていきたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

再々質問をさせていただきます。

今の観光部長のお答えで、その進めで本当に、今の段階では私もいいと思えます。今のことを見据えてやっていただきたいというふうな願いでございます。

最後に1つだけ、質問を。

ホームページについてですけれども、観光協会のホームページがこのたび、でき上がりました。本当にきれいにできていると思っています。内容的にはもっともっと、だんだんと充実していったほしいなというふうに願っておりますけれども、1つだけ感じたことを言わせていただきますと、何々地区という表現が入っていました。人それぞれの感じ方もあるんですけども、自分はこの表現については、あんまり、いい表現ではないような気がしています。と申しますのは、お客さまにとっては、それぞれの観光地の場所とか、住所も含めて場所が分からなければ困りますけども、申し上げたいのは、市内の観光団体等の、われわれの受け入れ組織がどんな形であろうと、構成されていようと、はっきり言えばお客さまには関係なくて、そういったことをお客さまに、ある意味では見せたくみたいな感覚もありますけども、お客さんの視点に立っての広告宣伝なり、ホームページであるべきだと考えています。

1つだけ、例を言わせていただきますと、実は別府に温泉がいくつもありますけども、温泉の湧いているところがいくつもあるんですけども、5、6個あったような気がします。そこは、お湯の色によって、海地獄だとか、血の池地獄だとか、坊主地獄だとか、いろいろな名前を付けてあるわけですけども、言いたいことは、あそこを5つ、6つ、まわるチケットがあるんですけども、それは1日のうちに全部まわっても、2つでもいいんですけども、チケットがあって、この温泉をまわるような意味合いもありますけども、そのチケット、実は坊主地獄というところに行ったときに、そのチケットでは入れません。ここは組合に入っていないので、ここは別個に買ってくださいと言われた覚えがあります。言葉は悪いですが、地獄の底にも組合があるのかなんて文句を言って帰ってきましたけども、結局、買って入ったんですけども、そういったいわゆる、申し上げたいのは、地元の受け入れ団体とお客さんは関係ないというふうな思いが自分にはとてもありまして、ですから、このホームページも小さいことかもしれませんが、何々町の何々のところにありますということはいいいんですけども、大泉地区だとか、なんか市内が、とりよによって背中合わせのような感じがしないでもない。そんなふうな表現は避けていただきたいというふうに願ってしまして、それを最後、質問して、一言だけコメントいただければと思います。ありがとうございました。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

ご指摘の、北杜市の観光協会のホームページでございます。

ご指摘のように3つございまして、八ヶ岳南麓の高原エリアと甲斐駒ヶ岳周辺と尾白川までの溪谷と山岳のエリア、みずがき山ややきふ山の丘陵エリアということで、3つあるわけでございます。

確かにご指摘のように、お客さまにしてみれば、北杜市は一本であるし、北杜市の観光には変わりがないのではないかという形でございますから、当然、そのとおりでございますし、しかしながら、今回、北杜市の観光協会が、16年11月1日に北杜市が合併しまして、観光協会も紆余曲折もありましたけども、このたび一本になったということでございます。それについては5月に役員会も開きましたし、つい最近、6月、今月の1週間ぐらい前には、総会を開いてございます。そうした中で、皆さんともお話する中で、市長がよく言います、北杜市はわ

れわれのふるさととは、北杜市であると。北杜市は一本ですよという話も、会長がしていました。当然、市長が会長ですから。ですから、それは皆さん、分かっているんですけども、とりあえず、とりあえずという言い方はちょっと語弊がありますけども、そうはいても合併して、北杜市観光協会が1つになって、まだ月日も経っていないと、どうしても昔からの、そういった考え方もあるようですから、1つの、八ヶ岳と甲斐駒、それからあとはみずがき山、秩父というふうな形は、ちょっと最初のうちだけやってみようではないかという総意でございました。そういうのでございますので、そのうちにと言ったらおかしいんですけども、時間をかけて、一本の北杜市の形にしていきたいと思えます。

ただ、北杜市の観光につきましては確かに、本当に一本では話すことができないだけの、確かに価値があると思えます。今言ったような3つのもので、北杜市といったら八ヶ岳というと、また、何言っているんだよと、甲斐駒があるではないかと。では甲斐駒があるといえば、何言っているんだ、みずがき山があるではないかということがございますので、そういった人々の、今までの歴史という中での思い出、100年、200年の思い出がありますから、そういったものをやっぱり、無にすることはできないということも頭にはございます。

議員ご指摘のとおり、一本にするのは、最終的にはあるんですけども、もうしばらく時間をいただいて、ほしいと、こんなふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

○15番議員（利根川昇君）

終わります。

○議長（小澤寛君）

関連質問はございませんか。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

利根川議員の関連質問をさせていただきます。

今、北杜市の特徴、地域資源の掘り起こしというふうな話がございまして、その中で飲食業とか宿泊業、そんなふうな方たちとの共同体をつくるのが大変だというお話がありました。今、私のほうに問い合わせ、宿泊したいんですけども、北杜市のおいしい野菜、おいしいお米、そのようなものを提供して下さる宿はございませんかという問い合わせも、たくさんあります。

今、北杜市米は日本食味ランキング、ナンバーワンで、魚沼産のお米と勝るとも劣らないという評価をいただいておりますが、市民もそのことに対してはあまり知りませんし、まして多くの宿泊施設が北杜米をどれだけ使ってくれているのでしょうか。それから、おいしいお野菜、農業の中で肥沃な土地で作られた、たくさんおいしいお野菜も作られていますが、この地域の中でどれぐらい、宿泊施設に提供されているのかと考えたときに、あまり、それは共通されたものがないように思えます。

長期滞在型宿泊ということで宣言をした中で、やはり北杜市の特徴あるお米、特徴ある野菜、長く泊まれば泊まるほど、それは価値が出てくるのではないかと。そして、また来たいと思わせるのは、そのような特徴あるものをそれぞれの施設で、北杜市のもので使用していくことが大切ではないかと考えておりますけれども、そのことについて、どのようにお考えなのか、

お聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

渡邊英子議員の質問でございますけれども、コンソーシアムを立ち上げる中での内容でございますけれども、いろんな、そういった方々と、今からやっていくということは、先ほど申しました。今、おっしゃいましたように、確かに北杜の北杜米の、いわゆる食味ランキングは確かに全国1番で、魚沼産とひけをとらないというのも、これは私も承知しております。

要するにどういうことかといいますと、これからの観光というのは、本物志向でなければ駄目ではないかと。いわゆる、ただ単に通りがかりのお客だけを相手にした観光だと、必ず飽きられてしまうと。基本的に、観光客の方々も本物志向でございますから、楽しくなければ、それからいいものでなければ来ない。そして、お金を使わない。ですから、そういったことを考えますと、今までのように、通りいっぺんのような形では駄目だということは、私も承知しております。

したがって、今回もリトリートの杜という宣言を、市長がしたわけでございますけれども、ブランド化をしていくのは当然、今から、われわれもしていかなければなりませんけれども、とにかく全国の内外に、北杜市の名前をまず売り出して、そうした中で、コンシェルジュをとおした中で、観光案内所をとおした中で、全国から観光客に来ていただくと。そこではじめて、大八田で獲れた米が、清春で獲れた米がいろいろありますけれども、北杜市米には変わりがございますので、それを食していただいて、また来たいなというふうな形をつくるのが、われわれの今回の、リトリートの杜宣言の、コンソーシアムをつくる、1つの目的でございます。

これについては、すぐつくったから、すぐ効果が表われるというものではありません。当然、渡邊英子議員にも、いろいろな形の中で、農業関係の活動をしていると思いますので、そういった方々にもお願いをしながら、このコンソーシアムを立ち上げて、いわゆる北杜市のブランドをしていきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

大変、前向きに取り組むというお話を伺いましたけれども、やはり学校給食の中にも地産地消ということを謳っておりますけれども、私はやはり、地産地消というのは地域全体で取り組むべきものであると考えています。それに、私たちもそうですけど、おいしいもの、健康なもの、それから特徴あるものといえば、どこからどこまでも訪ねていくのが、現在の特徴のように感じます。ですので、ぜひ、この長期滞在型リトリートの杜ということを謳う中で、長期滞在型をするためには、一番、食ということが大きな役割を果たすと思いますので、最初からそのような考え方を取り入れていただいて、各旅館とか宿が、これを一人ひとり求めるということは大変ですので、市の中の全体の中で考えていっていただきたいと思います。

そういうふうな中で、農協とか、そんなふうなところから、いろいろな問題が出てくると思

うんですけども、どんなものが多く求められるのかということも、ぜひ特徴と一緒に調べていただきたい。何を求めているのかということも、こういう中で一緒に調べていただきながら、取り組んでいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

要望的なことですから、答弁はよろしいですね。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで15番議員、利根川昇君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後は1時15分から、再開をいたします。

というのは質問者が次の質問に、ここで入ってしまいますから、質問・答弁を終結することになると相当の時間がかかりますから、ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時15分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に市民クラブ、37番議員、細田哲郎君。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

はじめに森林整備事業について、市長にお伺いをいたします。

わが北杜市は自然の恵みが豊かで、素晴らしい環境にあります。その自然を形成する森林は、輸入材や採算性等により、育林従事者の減少など社会経済の変化に伴って放置され、森林と生活との関わりが薄れる中で、集落に近い里山林まで、荒廃が進んでおります。

言うまでもなく、森林は建築材等の木材生産のみならず、洪水・濁水防止や地下水の保全、土砂の流失、崩落防止、温暖化防止、大気の浄化、火災の延焼防止などや北杜市が誇る景観や生き物たちの生育環境など、市民の日常生活に欠かせない自然環境の保全に大きな役割を果たしております。

北杜市として、その荒廃している里山を身近な資源として活用する森づくり、木づかい事業や松くい虫被害対策事業、植林、下刈り、間伐、枝打ちなどの里山整備事業に多額な補助金を交付し、森林所有者等の一部の人々の活動で進めがたい里山整備の解消や、木材資源の有効活用などの支援事業を進めておりますが、広大な面積に加え、森林所有者等の自助努力の限界など、なかなか、その成果が顕著に表われていないのが、現状であります。

以上の観点から、森林整備事業について質問をいたします。

1つ。平成17年度決算においては、松くい虫被害対策事業2,149万円、里山整備事業299万4千円の事業費でありました。平成18年度予算においては、松くい虫被害対策事業費が2,098万7千円および里山整備事業費1千万円について、交付件数および件数ごとの金額、作業内容、処理面積等について伺います。

また、平成19年度予算の松くい虫被害対策事業費の3,437万4千円と、里山整備事業費1,318万8千円の各事業明細と予算額の執行状況と実施計画、および北杜市における今

後の森林整備の具体的な推進方法について、説明を求めます。

2つ。里山林における松くい虫や蔓の被害木による災害の危険性が市内各所に存在し、特に日常通行している道路上に倒木の危険が多数あります。6月15日、市道沿いのポプラの大木が倒れ、あわや大惨事かとの報道もあったように、いつ事故が発生してもおかしくない状況もあり、万が一、不慮の事故が生じた場合は、当然、森林所有者の管理責任や賠償責任を問われることとなりますが、未然に事故防止の啓発と自主管理の喚起を指導・徹底する行政としての責任もあります。各総合支所ごとに危険木の実態調査を至急実施し、撤去を早急に実施すべきと考えますが、答弁を求めます。

また、現実問題として、森林所有者の不在や不明など、手がつけられない状況の対応についても喫緊の課題でございます。その対策について、お伺いいたします。

3つ目。現在、北杜市の里山で赤松林が里山整備事業の関連や赤松材の需要に呼応して、木材事業者が採算性に伴う地域の森林の伐採を各地で行っております。その方法は、すべて樹木を伐採し、場所によっては根まで掘り起こすなど、集落近郊の舗装道路に面した広大な面積が、緑の景観から見ると哀れな裸山の風情と化しているといっても、過言ではございません。

また、切り取られた樹木は積み上げられ、資源活用できる木材も放置され、伐採跡地や自然体系を崩すばかりか、火災や豪雨などによる災害も危惧され、環境破壊行為に匹敵するような環境への配慮など、みじんも感じられない状況にあります。

国は森林・林業基本法に基づく基本計画を昨年10月に閣議され、本年3月までに新地域森林計画に適合する市町村森林整備計画を変更し、その計画に照らし、森林所有者による森林施行計画を策定することとなっています。

その計画とは水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の区分ごとに森林整備を図ること。また、その目的は森林の有する多面的機能を発揮する目標や木材の供給および利用目的を設定し、生態系の健全な維持のために適正な整備および保全を図ること。また、林業の持続的かつ健全な発展、木材の供給、利用の確保を図り、人と自然が共生する森林の、正規の実現を目指すための森林整備計画であります。

そこで伺いますが、北杜市森林整備計画の基本方針と3区分の説明と現状、進めている森林整備状況について、伺います。

4つ目。森林第10条の8項において、森林所有者は私有地の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続きに従い、あらかじめ市長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間および樹種、その他農林水産省で定める事項を記載した伐採および伐採後の造林の届出書を提出することになっておりますが、本市の届出書の手続きと記載内容および届出件数、未届出件数、また未届けのある場合は、その理由と対応について伺います。

次にサイン計画について、お伺いいたします。

公共サインは町の地理、方向、施設などの位置等に関する情報を提供する媒体装置である標識、地図、案内誘導板等で、それぞれの機能や立地条件、景観等をふまえた配置の要素と観光客などの来訪者に目的地まで、手がかりや目印となる特徴的な建築物などにより、道筋を分かりやすく安全、かつ効率よく誘導、案内する機能的な要素があります。また、地域の魅力を脇役として引き立てる衣装でもあり、同時に、北杜市を内外にアピールする衣装であると思えます。

そこで、北杜市サイン計画について質問いたしますが、合併協議会において、サイン基本計画が策定されました。色と市のロゴや市章などを規定し、地域の設置や統廃合の道筋、配置の考え方等については、合併後において市民と共同で詳細な計画を推進していくことが示されており

ます。しかし、合併後3年を経過した現在、さまざまな事業に伴う中で、看板が設置されておりますが、その色彩や書体など、まちまちの状況に対して、市民からも共通、統一性がないなどの疑問の声がありますが、どうしてまちまちであったり、基本計画にもある色彩や文字に沿わない状況で設置されたのか、その経緯と現在、北杜市の統一サインとされている規定の内容についての説明を求めます。

また、道路整備の推進に伴う資源、施設の顕在化、観光スポットの誘導や周遊ルートの新たなシステム構築、公共サインと民間サインとの整合性、北杜市の誇る景観形成などと多くの課題と問題も山積しております。

景観形成後のサイン計画により、風光明媚な景観を視覚的に破壊する結果を招くことのないよう、今後、推進する景観計画やまちづくり事業等、関連性や共通項目がある計画については、総合的な見地から事業を推進することが重要と考えますが、見解を求めます。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

37番、細田哲郎議員のご質問にお答えいたします。

森林整備事業について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、北杜市における森林整備の推進方向についてであります。

森林整備にあたっては、水源涵養や国土保全、木材生産等の多面的機能の発揮を図るため、北杜市森林整備計画において、重視すべき機能に応じ、水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に区分し、区分ごとの望ましい森林の姿、その誘導の考え方を示し、多様で健全な森林の育成に努めることとしております。このため、市では里山整備事業や松くい虫防除対策に加え、今年度から県の環境公益林整備支援事業を積極的に活用し、森林所有者の負担軽減を図りつつ、森林の整備、保全を行っていくこととしております。

次に松くい虫被害木等、危険木への対応についてであります。

近年、枯損木の放置や松くい虫被害等による里山の荒廃が指摘されており、その適正管理を森林所有者に対して促し、支援していくことは極めて重要であると考えております。

市では、これまでに森林整備に関する情報の広報への連載、ホームページの活用等を通じ、森林所有者への自主管理の喚起に努めてきたところであります。また、具体的な対策として、道路や公共施設等の周辺における松くい虫防除対策の実施、道路や林道等の危険木の緊急伐採、里山整備事業での不要木・枯損木の除去等を行う、改良に対する補助などを行っているところであります。

なお、いわゆる不在地主の所有する森林についても、本人の同意を得つつ、松くい虫対策や緊急伐採等の実施をすでに行っているところであります。

今後とも森林所有者の意識喚起を図りつつ、これらの事業を実施し、健全な森林の育成、ひ

いては危険木等への対処に努めてまいりたいと考えております。

次に3機能区分の内容等についてであります。

平成13年の森林・林業基本法の制定、森林法の改正に伴い、重視すべき機能に応じて森林を区分し、区分ごとの森林整備の方向、指針等を明らかにすることとされました。北杜市森林整備計画においても、上位計画となる富士川上流地域森林計画の基準等に即してゾーニングを行ったところであり、具体的には水土保持林については、水源涵養や国土保全を重視すべき森林、2万5,800ヘクタールを対象に、山林内が明るく下層植生等が発達した森林を望ましい姿とし、2つ目は森林と人との共生林については、国立公園指定地域等、1万400ヘクタールを対象に原生的な自然環境、自然とのふれあいの場として活用される森林を望ましい姿とし、3つ目として資源の循環利用林については、それ以外の森林9,700ヘクタールを対象に、木材利用のために、適切に整備された森林を望ましい姿として、示したところであります。

さらに区分ごとに森林誘導の考え方等を示し、森林所有者が樹種や樹齢、施業方針等に応じた、施業方針を選択する上での指針としているところであります。

次に、現在行われている伐採の状況についてであります。

市内における林業生産活動は、いまだ活発なものとは言えませんが、7年ぶりに国産材自給率が20%台を回復するなど、全国的には林業再生に向けた明るい兆しが見受けられるようになってまいりました。そのような状況を反映して、市内でも皆伐個所が散発的に見られるようになってきたものと認識しております。

森林の伐採は、通常的林業生産活動の一環として行われるものでありますが、公益的機能の発揮、持続的な林業生産活動の確保という観点からは、伐採後の更新が確実になされることが極めて重要であると考えております。

このことから、昨年度から伐採届出個所の更新状況の確認調査を強化したところであり、平成17年度分については約7割、18年度分については約2割の更新完了を確認したところであります。今後とも伐採個所の状況を注視していくとともに、定められた期間内に更新がなされない場合には、必要な指導等を行っていくこととしております。

次にサイン計画についてであります。

サイン計画につきましては、平成16年3月の合併協議会において、北杜市サイン基本計画が策定され、サイン本体の方針、表示の方針等が示されたところであります。また配置計画、整備手順、統一感形成へのそれぞれの方針を、検討委員会等を立ち上げる中で実施計画に近い詳細計画を策定することになっております。

この計画でのサイン整備を進めるにあたっては、本市における景観形成計画の検討が始まったこと、また旧小淵沢においては、旧町時代に地域特性を考慮したサイン計画により整備が実施されており、これらとの整合性を図りながら進める必要があったことから、詳細計画策定の作業に時間を必要としたところであります。

基本計画においては、当面、新庁舎や新しい施設においてのみサイン整備を行うものとし、新規のサイン整備が予測されるものについては、シート材等で応急措置により対応することとしております。

基本計画の中では、支所等の最小事項のみの内容であったため、色彩や文字が計画に沿わない状況が生じたものであります。老朽化したものの撤去、新設や既存サインの統廃合を進めてまいりますが、今後、市の景観形成のあり方やアイデンティティの構築などについて、住民

代表や観光等に携わる人々との十分な話し合いを行い、住民のコンセンサスを得る中で、サイン整備の推進に取り組んでまいる考えであります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

37番、細田哲郎議員のご質問にお答えいたします。

最初に平成18年度の事業実績についてであります。松くい虫対策につきましては、地上散布、1ヘクタール、25万2千円。伐倒処理、2,133立方メートル、3,317万7千円の事業を実施し、里山整備事業については造林13件、4ヘクタール、54万7千円。下刈り、74件、37ヘクタール、211万2千円。枝打ち、27件、15ヘクタール、185万3千円。除間伐等、42件、53ヘクタール、480万9千円。改良、17件、12ヘクタール、67万9千円を実施いたしました。

また平成19年度事業の計画、執行状況についてであります。松くい虫対策として、3,437万4千円。うち市単独事業、北杜市単独事業は1,113万7千円です。それを計上いたしまして、地上散布、1ヘクタール。伐倒処理、2,160立方メートルを実施する予定であり、現在、4月の現地調査で把握した881立方メートルの処理作業を進めているところであります。

森林整備関係については、里山整備事業、1千万円。環境公益林整備支援事業、300万8千円を計上し、200ヘクタール程度の森林整備を実施する予定であり、現在までに約30ヘクタールの交付決定を行ったところでございます。

次に伐採届出の記載事項、届け件数等についてであります。

地域森林計画の対象森林において、立木を伐採する場合には森林法に基づき、伐採および伐採後の造林届出を提出することが基本となりますが、届出書の記載事項については、市独自のものではなく、農林省告示による様式が定められているところでございます。

その記載内容としては、森林の所在場所、伐採面積、伐採の方法、伐採樹種、伐採齢、伐採の期間、伐採後の造林方法と期間、伐採後の造林樹種、造林面積、樹種別植栽本数、伐採跡地の用途となっており、その届け件数は平成17年度は404件、平成18年度は296件となっております。

なお、未届けによる伐採については、現地調査の強化により、現在20件把握しているところであり、すべての所有者等に対して状況確認を行ったところであります。

さらには立木を買い受けて伐採したものの一部に対しましては、法令に基づき、適切に届出を行うべきこと。伐採を行う際には森林所有者と相談の上、確実な更新を図るべきことなどを指導するとともに、伐採跡地の地ごしらえかた、地ごしらえ方法等の技術的助言を行ったところであります。

届出を行わなかった理由としては、所有者が当該制度を承知していかなかったことが主なものであります。伐採届け制度の周知を行うとともに、今後、確実な更新を図るよう、引き続き指導を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁が終わりました。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

時間がありませんので、何点かに絞って、再質問をさせていただきます。

はじめに森林整備計画の具体的な内容についてで、担当部長のほうへ質問をさせていただきますが、これは具体的な内容ですから、事前に私のほうで通告をさせていただきました。それに基づいて、ご答弁をお願いしたいと思います。

1つは1期10年間、各5年ごとの事業に関する予算措置と事業の成果目標および達成率について。

里山整備事業予算を毎年増額して、整備面積を拡充していますが、森林整備計画の事業面積との整合性は。

平成22年に設定される森林の有する多面的機能の発揮に関する目標の取り組みと、施策の考え方。

4つ。伐採においては、水土保持機能に影響を及ぼさないよう表面積化、分散化の方向を示しているが、現状の伐採状況についての見解と平成18年度の伐採面積。また、その伐採面積に対する植林の補助額の面積と率。

5番目に資源の循環利用林の整備の基本的な事項と、具体的な木材の供給および利用の確保や伐採、樹木の活用について。

6．森林整備計画での要伐採、要間伐、森林25カ所を選定した理由について。

7．北杜市での木材市場拠点の創設についての考えはあるのか、ないのか。

この7点について、まず質問させていただきます。

○議長（小澤寛君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

37番、細田哲郎議員の再質問にお答えしたいと思います。

最初に事業成果目標等についてであります。

北杜市森林整備計画は、市内の4万5,900ヘクタールの森林を対象にいたしまして、多様な森林を育成するための基本的方向、それから望ましい森林の姿、森林施業の技術的な指針等を定めるものであり、事業量を示す、いわゆる事業計画とは異なるものでございます。こうしたことから、事業量による目標達成率や整合性等を評価することは、困難であると考えております。

次に森林の状況から見た、森林整備の進捗状況という観点からは、除間伐対象、3歳から9歳で切るということでございますが、その民有林、3,700ヘクタールに対して、平成19年度までに、累計で230ヘクタール程度の除間伐を見込んでおり、森林整備のさらなる推進が必要であると認識しているところでございます。

また、予算の状況につきましては、平成19年度に森林整備関係で、約1,300万円の予算を計上しており、今後とも厳しい財政状況をふまえながら、適切に措置していきたいと考えております。

次に国の森林、林業基本計画の目標と北杜市の施策の取り組み状況等についてであります。

昨年9月に新たな基本計画が閣議決定されたところであり、それは長期的視点に立った森づくりの推進、森づくりを支える林業、木材産業の再生という基本的な考え方が示されたところでもあります。

議員ご指摘の森林が有する多面的機能の発揮に関する目標については、平成27年、平成37年の目標とする森林の状態、これは単層林ですとか複層林、天然生林の面積ですけども、それぞれの森林の誘導の考え方等を示すものとなっております。

市町村森林整備計画は、基本計画等の達成に資するものと位置づけられており、北杜市森林整備計画においても、各種計画に即してゾーニング等を行っていることは、先ほどの市長答弁のとおりでございます。

また、市の取り組みとしては、多様な森林が育成されるよう、補助対象の充実や施業の共同化促進を図ることとしており、具体的には里山整備事業において、長伐期林育成のための抜き切り、天然生林の改良等を補助対象としているほか、森林施業計画の作成促進、その一助となる森林整備地域活動支援交付金の活用等を行っているところであります。

次に、現在の伐採状況への展開等についてであります。

平成18年度の伐採状況、特に更新が必要となる皆伐については、無届分を含め27ヘクタール、99件となっております。個所平均0.3ヘクタール程度と、林業生産活動としては、比較的小規模に留まっているものと認識しておるところでございます。

なお、平成19年度の人口造林補助見込みは7ヘクタールとなっております。すでに更新が完了している面積、約4.4ヘクタールと合わせれば、伐採面積も約4割となる見込みであります。

伐採跡地については、人口造林で2年以内、天然更新で5年以内の更新が認められており、期間内に確実な更新が図られるよう、今後とも指導等に努めてまいりたいと考えております。

次に伐採した立木等の活用についてであります。

健全な森林を育成していくためには、木材利用の促進を図ることが、極めて重要であると考えております。特に資源の循環利用においては、木材利用のために適切に整備された森林を望ましい姿とし、施業方法等を示していることは、先ほどの市長答弁のとおりでございます。

北杜市内においては、ご承知のとおり、木材利用のための伐採が徐々に行われているところではあります。いまだ活発なものとはいえない状況にあります。このため、市といたしましては、木材に対する理解促進を図ることが、木材利用促進の第一歩であると考えており、昨年10月から森づくり木づかい事業を行っているところであります。この事業は間伐材等を保有するもの等、利用希望者に登録していただき、業者に対し、情報提供を行うものであり、すでに多くの方々にご活用をいただいております。

また、去る3月には情報交換会を開催し、現地見学を行うなど、木材の有効利用に向けた取り組みを推進しているところであります。

次に要間伐森林の指定についてであります。

要間伐森林は、適正な保育が実施されていない森林のうち、路網が整備されていないなど、特段の理由なく施業が行われていないものを特に指定し、所有者に対しまして、間伐等を促す制度でございます。

北杜市森林整備計画においては、林道に近く、間伐実施の条件が整っている林分のうち、裸地化しやすいヒノキ林を中心に25カ所、33ヘクタールの指定を行ったところであります。森林所有者に対しては、要間伐森林に指定した旨、通知するとともに、関係補助金のパンフレット

トを同封するなど、積極的な森林整備への呼びかけを行っているところであり、当該森林の解消に努めてまいりたいと考えております。

最後に、北杜市での木材市場拠点の創設についてであります。

現在、県内には県森林組合連合会の共販所、中央拠点である木の国サイト等があり、木材市場の拠点として、積極的に活用されているものと承知しております。

市内での木材市場拠点の創設については、費用対効果、厳しい財政事情等をふまえる必要があります。市が中心となって新たに施設を整備することは、現状では困難であると考えておられまして、ご理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

サイン計画について、1点だけ、再々質問をいたします。

北杜市まちづくりワークショップ提言書において、交流産業部会では景観を考えた看板等の設置。環境共生部会では、景観に配慮した看板条例の制定。サイン計画の制定。調和を図る道路標識、案内板の統一化を。ネットワーク部会においてはサインデザインの統一など、4部会のうち3部会から提言があり、また総合計画審議会においても、サインの統一と条例化が提案されております。早期に統一サインの規定や誘導システム、案内板等の基準などの推進を図るとともに、条例の制定も重要と考えますが、答弁を求めます。

また、市民との協働で総合的な視点から景観計画やサイン計画を推進することにより、よりよい景観形成の促進や経費の削減など、大きな成果が期待できると思います。併せて、見解をお願いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

サイン計画につきましては、前々からご指摘をいただいているところであります。現在、進めております景観計画等の状況もふまえながら、市においても、現在、検討しているところであります。それぞれの関係する計画等に合わせながら、これから、サイン計画につきましては進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

次に関連質問を許します。

関連質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで37番議員、細田哲郎君の一般質問を終わります。

次に市民クラブ、1番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○1 番議員（野中真理子君）

教育長に3項目、市長に1項目、計4項目について質問させていただきます。

最初に原っぱ教育について、伺います。

原っぱ教育の理念および取り組み例については、昨日の北杜クラブ、茅野光一郎議員の代表質問に対するご答弁で伺うことができましたので、ここでは原っぱ教育推進のための市としての具体的施策および支援について、伺いたいと思います。

本年度の当初予算に、原っぱ教育推進事業費として3,200万円強が計上されていますが、その内訳は旧町村でそれぞれが実施してきたスキー、スケート教室や芸術鑑賞の費用であり、原っぱ教育の独自性や、原っぱ教育に取り組む市の姿勢は見えません。内訳を見る限りでは、原っぱ教育の理念のもとに各校が事業を展開したというよりは、従来からの取り組みに原っぱという統一の名称を与えたに過ぎない印象を受けるのですが、市としてのお考えを伺いたいと思います。

原っぱ教育を推進するのであれば、行政に求められているのは、具体的な支援ではないでしょうか。朝読書の取り組みのために、学校は静かな環境を子どもたちに与え、よい本の紹介をし、読書の楽しさを教えると思います。保護者や地域の人は、ボランティアで読み聞かせをすることができます。市がやるべきことは、朝の短い時間でも楽しめる本が買えるようにすることであり、さらに言えば、学校図書館を充実させるための施策を展開することだと思います。

昨日のご答弁の中に取り組み例としてマラソン大会もありましたが、原っぱ教育が掲げるたくましい人づくりに合致し、保護者としても大変期待する行事ですが、実際には周辺の交通事情の悪化や命に関わる事故なども他市で起こり、この4、5年で取り止めた学校が多いはずで、私の子どもが通っている学校ではマラソン大会を続けておりますが、緊急の事態に備えて看護師の方に待機していただく費用は、今年度、PTA会費から出しております。これは学校への看護師の派遣が市の統一基準では年間5日しかなく、2泊3日の修学旅行と1泊の宿泊学習で、その枠を使い切ってしまうからです。

昨日、茅野議員が挙げられました全校登山にしても、子どもたちの体調を見ながらアドバイスをしたり、ケガの応急措置をしたり、毎年、山岳会の方とともに看護師の方はなくてはならない存在ですが、これに対する市の支援も今年度はありませんでした。市が推進する原っぱ教育とはなんなのだろうかと、保護者の一人として考えざるを得ません。

各学校とも原っぱ教育が掲げる人づくりのために、さまざまな取り組みをしていることと思います。2年だけではなく、各学校が必要としている具体的な支援をぜひ、していただきたいと思いますが、市としての取り組みをお聞かせください。

次に小中学校の適正配置に関連して、小中一貫教育について伺います。

市内小中学校の適正規模等の検討は、新たに設置される審議会において、今後なされることになっています。統廃合問題が焦点となることは、皆さんが知るところです。学校は地域社会の中核を担うものであり、地域に学校を残したいという住民の願いは、大変強いものと思います。学校の配置については、それらの住民の思いを汲みながら、今後の地域社会をどのようにつくっていくのかについても、見通さなければならぬと思います。

地域性を生かした学校配置の1つの考え方として、小中一貫校がありますが、小中一貫校について、市の教育委員会でどの程度、検討されているのか伺いたいと思います。

次に幼稚園就園奨励費補助金について、伺います。

市内には蕪崎市や甲府市、長野県原村などにある私立の幼稚園に子どもを通わせている家庭があります。これら私立幼稚園に通園する子どもを持つ保護者に対して、経済的負担を軽減するための国の補助制度がありますが、北杜市の補助制度はどのようになっているのか、お聞かせください。

最後に保育園の定員について、伺います。

市内の保育園は、年度の始まりの時点で、すでに定員オーバーのところがいくつかあります。年度途中の入園希望者および児童相談所の判断で、例えば緊急に引き受けなければならない場合、どのように対処しているのか、伺います。併せて定員数や保育料のあり方など、今後の保育園経営についての市のお考えも伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

1番、野中真理子議員の保育園の定員についてのご質問にお答えいたします。

本年度当初に定員をオーバーしているのは、しらかば保育園、日野春保育園、小淵沢西保育園の公立3園と、みつば保育園、聖ヨハネ保育園の私立2園であります。定員につきましては、平成10年2月に厚生省から年度当初定員の15%、10月以降は25%増の受け入れ可能と通達されており、年齢別の保育の定員はありません。年度途中での入園希望者には、保護者の希望を考慮し、市内保育園を紹介しておりますが、希望に添えない場合は近隣の市町村保育園を紹介しております。

しかし、年度途中での入園希望は3歳未満児が多く、定員、施設に余裕があっても児童福祉施設最低基準で、年齢別保育の保育士が不足し、臨時保育士に頼らざるを得ない状況で希望に添えない場合もあります。今後は行財政改革アクションプランをふまえ、臨時保育士の待遇も検討する中で、保育士の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に緊急に引き受けなければならない場合の対処ですが、保護者の傷病、入院、冠婚葬祭などについては、一時保育運営事業において、随時5名以内を利用定員とし、対処しております。また、児童虐待を受けている児童につきましては、児童家庭相談員と県の中央児童相談所が連携し、中央児童相談所の一時保護で児童を守っております。市では虐待などから、子どもを守るための入園例はありませんが、育児ストレス等で虐待の疑いがある場合の入園につきましては、中央児童相談所と協議する中で検討してまいりたく存じます。

なお、保育園においては、園児の毎日の受け入れ時に健康観察や指針などから、現在家庭において虐待が発生しているかを判断し、児童家庭相談員と連絡をとり、虐待の早期発見に努めております。

次に今後の保育園運営についてであります。本年度中に保育園の適正規模、適正配置を協議・検討する組織を設置し、市内の保育園の再編成を検討する中で、定員につきましては児童1人当たりの面積基準や過去3年間の入園状況を考慮し、また保育料のあり方につきましては、子育て支援対策の一環として検討してまいりたく存じます。

その他につきましては、教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

1番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

最初に、原っぱ教育を推進するための具体的施策および支援についてであります。

原っぱ教育の目標は、不屈な精神と大志を持った人材の育成にあります。この大きな目標を達成するため、5つのテーマを掲げ、推進しております。

市内、各小中学校の取り組み状況は昨日、茅野光一郎議員の代表質問にもお答えしたように、各校共通するものとして、読書の奨励、体力づくり、総合学習や体験学習があります。さらに体力づくりや地域文化、産業を探索する学習などに縦割り班を取り入れ、活動している学校もあり、協調性や指導力の学習にもなっております。

またスキー、スケートやオオムラサキの生息調査など、地域の特色ある活動に取り組んでおります。これらの一つひとつの活動から、原っぱ教育の目指す不屈な精神と大志を持った人材の育成、知・徳・体のバランスのとれた子どもが育てられるものと考えております。引き続き、これらの取り組みを基本に原っぱ教育を推進するために、人的および予算面において学校を支援してまいりたいと考えております。

次に原っぱ教育の独自性についてであります。

本年度予算において取り組む事業については、原っぱ教育の理念や目的をしっかりとふまえて実施されるものであります。各学校において、自然観察や体力づくりといった事業に、児童生徒一人ひとりが目的意識を持って活動に参加するという意味において、原っぱ教育が実践されているものと考えております。

学校教育の授業時間数および内容は、現行の指導要領によって規定されています。原っぱ教育の理念は、その規定の中でも学校の独自性が発揮できる特別活動や総合的な学習時間といった領域の中で、主に実践されることとなります。学習指導要領の規定を受けながらも、その独自性が認められる領域において、着実に理念を実践していくことが学校教育における原っぱ教育であると考えております。

また原っぱ教育については、社会教育の場でも取り組んでおります。例えば、平成18年度においては荒川ひろし野球教室、北の杜ふるさとウォーク、子ども登山教室、そのほか子どもクラブやスポーツ少年団、NPOや民間団体と協力する中で、さまざまな体験教室や文化・歴史教室やレクリエーション活動、学校外活動としてのスポーツ活動、平日の放課後に行う子ども居場所づくり事業などを実施しました。また、平成19年度においては、新たに清春芸術村写生大会や一般・子どもを対象にした、北杜市原っぱ野球大会などを計画しております。また、特に地域イベントへの子どもの参加を奨励するなどの指導をしております。

次に具体的な支援ですが、看護師や校外指導者等については、各学校において事業を行う場合に、必要に応じて配置しております。今後においても原っぱ教育としての位置づけをした事業については、予算的な措置を含めて支援をしてまいりたいと思います。

次に小中一貫教育についてであります。

3月の北杜市議会定例会で、北杜市立小中学校適正規模等審議会条例を議決いただきました。現在、学識経験者、公募、地域代表区長など、20名以内で組織する審議会を立ち上げるべく準備を進めているところであります。小中一貫校については、山梨県内の公立小中学校では、

現在、開校しているところはございませんが、国内では小中一貫特区として、10数カ所が認定されており、本県では現行の6・3制の学年区分のままで、小中相互の連携のあり方について研究されているところでもあります。本市としては、北杜市立小中学校適正規模等を審議会において、小中一貫教育についても検討をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、幼稚園就園奨励費補助金についてであります。

この補助事業の目的は、幼稚園に通園している園児の保護者の所得に応じて経済的負担を軽減するとともに、公立・私立幼稚園間の保護者の負担格差の是正を図ることにあります。

制度としては、保育料等を減免する就園奨励事業を実施する地方公共団体に対して、国が所要経費の一部を補助するものであります。対象となる幼稚園は、学校教育法の規定に基づき、設置されたものを言い、公立・私立は問わないとされております。

現在、北杜市においては、開園している幼稚園はなく、韮崎市、甲府市、長野県原村にある幼稚園に通園している園児がおります。北杜市においては、旧町村に幼稚園がなく、この制度もなかったため、合併協議の折にも議論されなかったこと、旧8町村の中で、唯一、幼稚園があった旧小淵沢町が合併したときにも議論されなかったこと、また補助事業の目的が公立・私立幼稚園間の保護者負担の是正を図るということではありますが、比較すべき公立幼稚園がないという経過の中で、補助制度の検討まで至りませんでした。今後、少子化や市民の幼児教育のニーズの多様化に対応するために、制度整備を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

野中真理子議員、再質問を許します。

○1番議員（野中真理子君）

保育園に対しては、働きたいというお母さん方もだんだん多くなってきていますし、さらには家庭で子どもを育てているお家も多いことですので、総合的に考えて、いろいろな意味から子育てについて、お願いしたいと思います。これはあくまでも要望です。

それから教育長に対してですけども、原っぱ教育については、支援ということで、これからも考えていきたいということでしたけども、実際に、これは私が経験したことで、支援がなくてPTA会費から出したということもありますので、ぜひ具体的な検討をお願いしたいと思います。

また、保育園の就園奨励補助金についてですけども、過去の旧町村でなかったから、もう北杜市になって2年経っているわけですから、あくまでも北杜市としてどうするかを、今後、考えていただきたいと思いますので、それに対してのご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

学校の原っぱ教育に対する支援でございますけども、子どもは大志を持った精神の育成については一生懸命努力しているところであり、そうしたものはこれからも引き続き、やっていくわけなんですけども、そんな中で支援でございますけども、こうした特徴ある時間をかけて、経過をふまえての成果というものは、原っぱ教育は出てくると思っておりますけども、それに対する

支援というものは、一生懸命やっているつもりであります。期待に沿うように努力したいと思いますが、ちなみにそれぞれ、野中議員さんが小淵沢の学校で経験したという、PTAからの部分でございますけども、そのPTAのほうから支援については、ご案内のように北杜市の財政もさることながら、それぞれの学校でも、それぞれのPTA、あるいは体育後援会というふうなもので、PTAをバックアップしている、地域の後援会等が、だいぶ援助してくれております。そうした部分の中で、そうしたところにもやっぱり、お礼も申し上げながら、これからも地域の支援はお願いしたいと、こんなふうに思います。

それから幼稚園の就園奨励補助金につきましては、北杜市の少子化問題、北杜市内の保育園の問題、それらとの兼ね合いもありまして、一生懸命、これからも制度の整備について、研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問を許します。

関連質問はありますか。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

原っぱ教育については、茅野議員、それから野中議員の答弁を聞きましたが、私も2回ばかり、これについては質問をしたわけですけど、いまいちすっきりしないというのは、例えば今、北巨摩という、昨日、誰かのあれにもありましたけど、教育の、昔から非常に熱心な、また子どもたちは金がないけども、粘り強い子どもたちが多かったと。向学心に燃えて、一生懸命やった、そういうあれがあるわけですけど、そういうものと、やっぱり今の子どもたちの現状、北杜市の子どもたちの現状をどう教育委員会は捉えて、そのために原っぱ教育という大前提の中で、心豊かで心身ともにたくましいということ、これは教育の目標のすべてになるわけですね。心豊かでたくましいということ、その中に粘り強い子もいるし、清く正しく美しく協調性のある子も、その中にみんな入るわけですけど、そういう中で、現状の今の北杜市の、今の子どもたちを捉えながら、原っぱ教育としては、今までの北巨摩のそういう流れがあった中で、どういうふうに具体的な、原っぱ教育の施策をやっていくかということが、いまいちすっきりしないし、現場でもとにかくマラソンをやれば原っぱ教育だと。それから、部活動も原っぱ教育だと。原っぱ教育の実践を出せということ、部活動をやったり、山へ行ったり、いろいろなことも出てきますけど、そういうことももちろん、1つの大事なことだと思いますけど、例えば3千万円という金をかけるときに、北杜市の原っぱ教育は何かというときに、パッと出てくるような、そういうインパクトというか、誰が考えても、誰が見ても、やっているなど。長野のしかない教育とか、そういうものに匹敵もできないわけですけど、それに近いような、そういうものをやっぱり、つくり上げていくことが大事だと思います。

したがって、具体的な施策を1つでも2つでも、全部の学校で取り組みながら、原っぱ教育はこういう実践をしているよということが私は必要だし、現場の先生たち、あるいは地域、家庭に説明するのにしても非常にやりやすいということ、私は個人的に考えておりますけど、いかがでしょうか。

また、具体的支援ということで、今出ましたけど、例えば、中学校なんかでも、修学旅行に

行くときには1、2年生は校外活動をする。1、2年生は例えば、自然の家へ泊まって宿泊。3年生は、修学旅行というようなことが多いわけです。そうすると、養護教諭は3年生の修学旅行のほうに付いていく。そうすると、残った1、2年生とか、あるいは残った人たちの校外活動に対する、先生たちが行くわけですが、それに対して、そういうときに看護師さんとか、そういう人たちの支援ができればいいなということは、これはどこの学校でも思っていることです。そういう具体的な一つひとつをやはり、何かの形でぜひ、実現させていただきたいと思います。そんなことですが、教育長、お願いします。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

原っぱ教育の難しさというのは、今ここで確実に、その数字で、あるいは言葉の中で簡単に語れるものではないと思います。

なぜならば、教育という部分については、まだ北杜市でも原っぱ教育を推奨して2年数カ月でございますけども、成果の出るものは、正直言って、これからの将来に、子どもたちが育った環境の中で成果を出してくれるものと、こんなふうに確信しております。

ただ、私どもが、ここで今、推進している部分については、教育という部分の中で、やはり原っぱ教育に結びつく部分として、幅広い捉え方もしれないですけども、家庭教育、学校教育だけでなく家庭教育、それから社会教育、そうした部分の中で地域教育という部門に、先ほども若干ふれさせていただきましたけども、そういうふうなものへのPR、それから誘導ということが原っぱ教育に結びついていくという考え方も、1つ持っているわけなんです。根底の中に。

そして、先ほど鈴木議員がおっしゃられましたように、私どもも過去において、山梨県の中でも峡北地域の教育とはいうことは、正直言って聞いております。先人たちが、そうした歴史を築いてくれたという部分については感謝もし、また引き継いでいかなければということ、今の教育委員会の立場としては重く感じておるところでございます。ただ、ここで1つのメニューを、全学校に統一してやるのが原っぱ教育かといえば、それぞれの地域性もある、それぞれの地域で取り組んできた実情もあるという中で、学校に積極的にそれぞれ取り組んでくださいという指導、誘導をしているところなんです。一本化して1つの行事をすることが原っぱ教育、メニューかといえば、そうばかりには限らないというふうな感じを、私は持っております。

それから具体的支援でございますけども、例を挙げていただきました。修学旅行と1、2年の宿泊研修、そうしたものについて、今現在は、それぞれ学校が同一日にそうした校外学習等で必要なときには、看護師、あるいは保健師の、それは予算化もしてありますし、学校からの要請に応じて付けております。そういう支援は、現在もしております。そんなことで、できるだけ支援を一生懸命していきたい。

それから、先ほど野中議員にも、最初のときにございましたけども、図書費の購入については、相当、文科省の指定する方式に基づいても結構の比率で、北杜市の場合には学校への教育費、図書購入費として支援をしております。そのへんもぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

もう一つ。今、答弁の中に体育後援会うんぬんという話が出てきましたけど、それはかなり大事なことで、義務教育の中で体育後援会で援助しているから、それも援助の一部だという、ちょっと、そのへんは考え直したほうがいいのではないかと思います。

やはり体育後援会とかいろいろ、体育でなくても教育後援会というものをつくったりなんかして、学校でやっているのがありますけど、本来ならば、それは行政で、全部、義務教育の中で補うべきで、あまり議会の場で、体育後援会でうんぬんというようなことは、あまりよくないと思うんですけど、そのへんの見解はどうですか。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

私の意図とするところは、その体育後援会という部分につきましては、地域教育という部分で、地域で子どもを育てるとか、そういうふうな意味合いで、地域の人たちのご理解をいただいているというふうな考え方の中で、その地域においては公費ということではなくて、体育後援会、地域の人たちのみずからの活動によって、学校を支援していただいていると。そういうふうな、私の認識の取り方の中での答弁をさせていただきました。

もし、誤解を招くようでありましたならば、ご容赦願いたいと思いますけども、学校教育、地域教育、それから家庭教育、そうした部分でそれぞれの立場の中で、みんなが子どもをサポートしている、教育しているというふうなことで、ご理解をいただきたいと思います。そういう意味で、体育後援会も1つの例の中で、ご支援をいただいているということで、ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に市民クラブ、5番議員、五味良一君。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

私は入札問題について、何点か市長に伺います。

まず1点目は、北杜市の一般競争入札の導入予定を伺います。

市長は、私が昨年、12月定例会での同様の質問に対して、しっかり準備した上で、平成19年度から試行的に導入していきたいと答弁されていますが、本年度のいつごろから、どのように導入していくのか、具体的にお示しください。

次に一般競争入札に付す、工事の予定価格を早期に1千万円以上とする考えがないか、重ねて伺います。

市長は前回、私の質問の中で、19年度試行的に導入する場合の、おおむね工事予定価格は1億円以上と答えられました。ご承知のように、国の指導は災害時などの応急工事を除き、予定価格1千万円以上の工事を対象とすることにより、その入札および契約に関して、卑しくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が推進されるとしています。また、厳しい北杜市の財政事情にも効果が期待されるところであり、市長の決断を望みますが、いかがでしょうか。

次に笛吹市の取り組み事例を参考に、市長の感想を伺います。

去る6月24日付けの山日新聞に、笛吹市の一般競争入札導入の記事が掲載されておりました。それによりますと、笛吹市は本年度から事後審査型条件付き一般競争入札を導入しており、落札率の低下が顕著になっていると報じられております。実績として、昨年度は指名競争入札の平均落札率は設計業務委託を含めて90.6%であったが、本年度、これまでに行われた工事関係、平成19年度4月から6月に執行された入札の平均入札率は73.2%であり、17.4%という高い数字で低下しております。

ちなみに本市が昨年より、この一般競争入札を導入し、同様の落札率であったと仮定して、北杜市の平成18年度の工事関係および設計業務委託費、合計約65億円に限り、試算を行うと、なんと11億4千万円、歳出削減が図られたこととなります。このことは申し上げるまでもなく、一日でも早く一般競争入札を導入することにより、本市の財政運営に大きく貢献することは明らかであります。市長は、この点をどのようにお考えか、お聞きいたします。

次に昨年12月の定例会で、北杜市の入札執行について伺いましたが、今回、18年度の入札執行状況の集計ができましたので、改めて市長の感想を伺います。

18年度の入札件数は409件で、予定価格は73億5,016万7,540円。それに対して契約額69億2,244万1,902円で、落札率は高くなりました。このことから、北杜市が一般競争入札制度を導入することにより、効果が大きいことが予想されます。

次に旧町村単位の業者数の構成比を算出してみたところ、1つの会社で複数の業種を登録している場合は1社としてカウントしてみると、登録企業数は116社あり、明野9社、7.8%。須玉17社、14.7%。高根26社、22.4%。長坂21社、18.1%。大泉10社、8.6%。小淵沢13社、11.2%。白州9社、7.8%。武川11社、9.5%となりました。そこで本来の旧町村ごとの受注件数、ならびに受注率を落札率95%以上、246件に絞って見ますと、明野14件、7.1%。須玉35件、17.8%。高根48件、24.4%。長坂37件、18.8%。大泉13件、6.6%。小淵沢10件、5.1%。白州19件、9.6%。武川21件、10.7%となり、北杜市内受注は197件、81.2%と市内外注が49件、19.9%となりました。昨年12月の質問の時点では、ある町が突出しているように見えたが、旧町村ごとの業者の構成比と受注比率を比較して見ますと、前回のまとめより、多少でこぼこはあっても、業者の構成比率に近い状況になっております。そこで、私は北杜市の経済発展を願う立場で、地元業者の工事受注量の増加を願いますが、市長の考えを伺い

ます。

また、私どもが一般競争入札の目安としている1千万円以上を拾い上げてみると、総工費件数は169件であり、内訳は明野8件、須玉17件、高根28件、長坂20件、大泉5件、小淵沢11件、白州9件、武川16件となり、市内は114件、67.5%。市外55件、32.5%となります。北杜市の経済基盤の確立を願う立場で、地元業者の工事受注の増加を願って、地域限定型一般競争入札の導入を併せて望みますが、市長の見解を求めます。

以上、私の質問を終わります。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

5番、五味良一議員の入札制度についてのご質問にお答えします。

最初に、一般競争入札の導入状況についてであります。

今年度から試行的に導入する一般競争入札につきましては、例規審査委員会の審査が終了しましたので、まもなく要領を告示する予定です。

次に対象の拡大についてであります。3月定例会においてお答えしたとおり、市として初めて導入する制度であることから、問題点の検証を行いながら、順次、その拡大を検討していくことが適当であると考え、国や県、ならびに県下の市の状況を参考に1億円以上と決定いたしました。1千万円以上となりますと件数が多く、事務量が膨大となり、また入札参加者数が飛躍的に増すことから、電子入札の導入が必要と思われまます。

次に平成18年度の、合計の入札予定価格と契約金額はそれぞれ70億1,300万円、66億600万円で、全体の落札率は94.2%であります。

次に市内業者の受注件数は252件、61.4%で、市外業者は157件、38.4%であります。また、各町ごとに業者数の差もありますので、各町の受注率は明野町5.4%、須玉町16.5%、高根町20.6%、長坂町23.4%、大泉町4.2%、小淵沢町6.2%、白州町13.3%、武川町10.4%であります。

次に落札率95%以上の発注は255件、62.3%で、それ以下は154件、37.7%であります。北杜市は設計価格より、より低い価格で発注するよう、執行ともども最大限の努力をしているところであります。

また、指名競争入札、一般競争入札、電子入札等々の入札の方法があるわけでありまますけども、私もいまさら言うまでもなく、それぞれ長短といひましようか、北杜市に与える影響も大、職員の対応等々もある中で、いろいろな意味で段階的といひましようか、比較検討をしながら、それらの導入を図っていくということは、議会でも申し上げているとおりであります。また、笛吹市といわず、他の市町村のそのような流れも見ながら、考えていきたいと思っております。

今のご質問の中で、五味議員の指摘で、今、数字をはっきり覚えていませんが、北杜市に81%発注しているのがあって、市内が19%だというお話がありました。それぞれ皆さんも旧町村の時代に、自分の町に対して町外、村外の発注と、そして町内業者、村内業者との発注率を、もう1回調べ直してください。決して、北杜市が市外を優先しているということは、私はないと。少なからず露骨に言えば、原則として北杜市の業者にみんな、やらせているわけです。長野県の業者とか韮崎の業者を入れることなく、極力、北杜市の業者にやっていただきたいとい

う思いで発注しているわけでありまして、ぜひひとつ、調査をしていただければありがたいと思います。

以上です。

ちょっと失礼します。数字の誤りがあったようでして、市内業者の発注件数は252件、61.4%と言ったようですけども、61.6%の誤りです。すみません。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

五味議員。

○5番議員（五味良一君）

私、今、市長の答弁の中で、決して市外へ多くやっているということと言ったつもりはないので、この厳しいご時勢の中で、できるだけ市内の業者を育てながら、市内へ軽減できるような施策をお願いしますということと言ったつもりなので、そのへんはご理解ください。

それと私が、1千万円1千万円と言っていますけども、これは国の方針が1千万円程度が望ましいということであって、ちなみに18年度の5千万円以上を、仮設建物、リース以外の物件を拾い出したら、20件ありました。また1億円以上の物件が9件となっております。少なくとも、先ほど1千万円以上の件数になると、業務的に多忙だといわれましたけど、市長が先ほど言われた電子入札を早く導入していただいて、電子入札、一般競争入札ともども、一緒の形で進めていってもらえれば、一日でも早く導入することによって、本市の財政運営にも大きく貢献するのではないかという気がいたします。そのへん市長の見解を、もう一度、お願いいたします。

それと、もう一つ。平成18年度、入札番号で申し上げますが、1番から61番までは落札率が広報に明記されておりました。62番、平成18年4月4日施工分から、394番、平成19年1月30日施工分までは、広報の一番うしろですが、明記されるようになりました。しかし395番、平成19年2月27日施工分から416番まで、また雲隠れしたというか、落札率が明記されないようになりました。それぞれ、どのような理由があるのか、お尋ねいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

五味議員の広報への、入札の結果の公表であります。

これにつきましては、今まで、過去には入札結果について、落札率を入れておりました。しかしながら、4月以来、新年度においては落札率を記入してございません。これにつきましては、やはり年度が変わるといって中と、広報の全体の構成の中で入札件数等を含めながら、いろいろ検討してまいりました。これにつきましては、今年度、試行されます一般競争入札等を出した場合において、この関係がどういうふうになるかというようなことの中で、やはり件数的にもかなり増えるだろうということでもあります。件数自体は少なくとも、業者数がかかなり増えるということになると、そこにスペース的に難しいものがあるというような状況もありました。

そういうことで、なお、私どもとしては、入札結果自体は、できるだけ公表していきたいという方向の中で、ホームページへの掲載等につきましても、いろいろ検討してまいりましたが、

やはり今までどおり、広報による皆さんへの周知が一番いいだろうということの中で、最終的にはなったわけですが、その中におきまして、今後の一般競争の対応もありますし、もろもろ検討した中で、落札率においては現在、予定価格、それから契約金額等も入っておりますので、皆さんご覧いただければ、率等については分かるわけですし、また現在、他の市の状況の広報等を見ますと、ほとんどが入札結果については、私どもに届いている広報においては、南アルプス市がやはり入札結果が、建設の動きというようなことの中で掲載されておりますが、その内容については工事名と、それから工期、それから業者、それと契約金額、これのみが掲載されているという状況で、近隣の市においては、甲府市もそうなんです。ほとんどが、直接、この入札結果については、広報に取り上げていないというような状況もございます。しかしながら、北杜市においては、今までずっと、旧町村の時代から結果を公表しておりましたので、そんな意味合いから、今回、新年度を迎えての広報の取り扱いにおいては、落札率については省かせていただいた中で、また今後、なお、ホームページ等も含めた中で、細かい内容の中で公表していったらどうかというようなことで、そのように決定させていただきました。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

五味議員の再々質問ですけれども、いわゆる北杜市が今まで、指名競争入札をしておったわけですけれども、国・県といわず流れとして一般競争入札があり、電子入札があるということでもありますけれども、たびたび答弁してまいり、北杜市として1億円以上ということ、1つの区切りに試行して、一般競争入札の影響等々を見ながら、段階的に考えていきたい。では、すぐに、国が指導しているとおり、1千万円やったときの北杜市の影響を考えたときには、段階的にやるほうがいいというふうに、執行としては思っているところであります。

今、その落札率の話がありましたけれども、国・県と市町村の入札価格のものさしがいささか違うことは確かであるわけでありまして、そういう意味で、私どもからすれば、このように見直しをして、他の市とのバランスを見ながら公表しているということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

お願いで結構ですが、確かに電子入札導入に関しても、今、北杜市の中にある、下のほうのランクというと語弊があるかもしれませんが、点数の低い業者の方たちは、いろいろパソコンの勉強をしながら接続していくという面で、執行のほうでもだいぶ教育、育成をしていかなければ大変だなという気はいたします。

いずれにしても、一日でも早く、どこの結果を見ても、一般競争入札を導入することによって、だいぶ経済的にも助かっている、報道機関等で報告がありますように、北杜市においても財源に多少なりとも貢献できるのではないかという気はいたします。それで、なんとか早めに導入していただくように、ご尽力をお願いいたします。

それと、先ほどの広報の一番うしろに入札率がある、企画部長の返事ですけども、どうも歯がゆくて、なんとも言いがたい、受け止め方なんですけど、なんとか、もう一度、再現して、住民の人たちが非常に分かりやすいという声が圧倒的に多いものですから、もう一度、再現して、明らかな数字を、明確な数字を計上していただきたいと思います。そのへんの返答をよろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

くどいようでありますけども、新聞紙上で言う国・県の落札率と、私ども北杜市だけではありません、市町村の落札率の入札予定価格に対するものさしが違うということ、ぜひひとつ、議員の皆さんも、市民の皆さんもご理解をいただきたいと思います。そのへんで、もし具体的に、この物件が高いとか、この物件がなんとかだということがあれば、ご指摘していただければ、具体的に答えてみたいと思います。

いずれにしても、北杜市が数ある発注物件の中で、トータル的に見て、高値安定だという思いは、私もしていません。十分、底値ともいってませんが、低い値段で発注でき得るよう、執行として最大限努力していることは確かでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

五味議員、よろしゅうございますか。

○5番議員（五味良一君）

企画部長にお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

先ほど、お答えしたとおりですが、これはまた、一般競争入札も入ります。したがって、これらにつきましては、また広報等の担当とも十分協議をしながら進めるわけでありまして、いずれにしても、またホームページが今日から新しくリニューアルもいたしました。そういう方向の中で見やすい、皆さんへの報道をできるというような状況になっておりますので、ホームページも含めた中で、細かい内容については公表をしていきたいなど、このように思っておりますが、広報の一番基本はやはり、どこで何を、どんな工事が、いつの入札によって行われたかというようなことを、市民の皆さんにいち早くお知らせして、また、その工事等のご協力をいただくということが、1つの目的ではないかと思っております。

したがって、現在、率が抜けていても、十分、周知については対応ができるんでないかと、こんなように思っておりますし、なお、それ以上、また細かい内容でお知らせする場合には、ホームページ等で私どもはまた、考えていきたいなど、細かい内容については、さらに細かい入札結果については、考えていきたいなど、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

五味議員。

○5番議員（五味良一君）

最後、お願いで申し訳ないんですけど、さっき、企画部長、ホームページでいっても、一般の市民、アクセスして接続できて、パソコンをのぞきにいくという人が何%いるかなんですよ。今までのように、広報のああいって形で、うしろのほうへ掲載してもらうことによって、おおぜいの人の目に留まると思うので、そのへんの、もう1回、検討をよろしく願いして終わります。

○議長（小澤寛君）

提言ということでございますので、答弁は略します。

関連質問はありますか。

4番、篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

五味良一議員の入札に関する一般質問の関連質問を行いたいと思います。よろしくお願いたします。たびたび出ますものですから、議長さんにそんなふうにおっしゃられたのかなと思っています。

時間も少ないですから、市長に1点だけお伺いしたいんですが、私、どうしても分からないことが、この入札に関してはございます。

というのは、この入札に関しましては、この議会が平成16年にスタートいたしまして、17年の議会、いつの時期の議会からは明確に、私は承知しておりませんが、この一般競争入札導入ということの指摘というか、議論が持ち上がりました。私ども、会派ができてからも市民クラブは財政的な部分、それから地域限定型、条件付きの一般競争入札ということの中で、地域の業者の育成も図れると。また適正な価格で公正な工事契約が行われるだろうということの中で、この一般競争入札の重要性を訴え、常に議会の中で取り上げさせてきていただいております。その都度、市長のほうからお答えをいただいております。この19年から試行的に、一般競争入札の取り組みを始めるといってお答えもいただいております。

しかし、私になんとしても分からないのは、一般競争入札の大きなメリットが見えている中で、なぜ、一般競争入札への取り組みがすぐにできないのか。2年近く経っても、まだ試行段階ということで行っているのか。そこが、私にはなんとしても理解ができないんです。ご承知のとおり、この契約に関わる入札におきましては、自治法において、一般競争入札が原則として定められております。あと、地方自治法の施行令の中で、4項目にわたって指名競争入札が認められる条項が示されております。私、これを見ながら、北杜市が指名競争入札を、こういう情勢の中でも、まだそれをずっと続けようとする、その根拠ですね、法的な根拠が、私にはいまいち、よく分からないんです。

具体的に申し上げるならば、法律が定めている指名競争入札が認められる状況というのは、1つには契約の性質、または目的により、競争に加わるべきものが少数で、一般競争に付する必要がない場合、1つとして挙げられております。2つ目は、一般競争に付することが不利と認められる場合が認められております。3つ目は、契約にかかる予定価格が少額である場合。その他、政令で定める場合。この場合は、少額を理由に指名競争に付することができ、あるいは随意契約によることができるというふうに謳われております。もう1つは、工事または製造の請負、物件の売買、その他の契約でその性質、または目的が一般競争入札に適さない場合、指名競争入札。この4つが、法律では指名競争入札の理由として認められておりますが、今、北

杜市が当たり前に指名競争入札で対応しておりますが、どうも、この4つの項目の中で、どの項目で対応をされているのか教えていただきたいことが、まず第1点でございます。

それから、実は先ほど、五味議員が、この一般競争入札を導入することによってのメリットと申しますか、影響ということで、笛吹市の事例を取り上げておられました。この笛吹市が、平成19年度より条件付き一般競争入札を導入するにあたり、昨年準備を始めていたというふうに聞いております。これは市長の意向で、条件付きの一般競争入札と指名競争入札の両方を混在させること、両方を取り扱うことは事務処理が煩雑になるから、契約のあり方を条件付き一般競争入札と随意契約の二本立てとするようにということで、今年度から対応している。しかも笛吹市の場合は、この正式名、事後審査型条件付き一般競争入札の対象は、地方自治法施行令で随意契約が認められておりますもの以外はすべて、この条件付きの一般競争入札の対象としております。具体的に申し上げますと、工事関係では131万円以上、物品購入に関しては81万円以上、委託業務に関しては51万円以上であります。これらすべてを、この一般競争入札に切り替えております。事務が煩雑になるから、これ一本にするんだという考え方なんです。そのへんの北杜との取り組みの違い、私はここにこそ政治の考え方が表われるのではないかなというふうに思えて仕方ないんですが、2点にわたりまして、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

この入札に対しましては、今、ご指摘のとおり、地方自治法では一般競争入札を原則にしています。ちょっと、逆にさせてもらいたいと思っておりますけれども、明野村といわず、8カ町村の町村長も、そういう意味からすれば、地方自治法に基づいて、なぜ一般競争入札ができなかったかと。ここで、答えは結構です。ある面でいうならば、やっぱり地元の業者を優先したいという思いもあったかもしれない。そして、また、2番目の質問に関連してきますけれども、一般の物品にしても、まったくフリーに一般競争入札にすれば、この前も言いましたように、例えば建設業者で言えば、相当、過当競争になって、大変厳しい時代を迎えるなど。災害が起きたときにどうする、雪が降ったときに誰が雪をかくかという問題も含めて、私ども執行からすれば、責任施行をしなければならないわけでありまして。

しかし、時代は着実に一般競争入札であり、電子入札に進んでいることは間違いありません。だから、私どもも1億円以上という限定かもしれないけれども、一般競争入札を試行的に、この19年度から、あるいはまもなく、現場へ、表でやろうとしているわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

質問させていただきます。

今、いみじくも、私の経験に基づいて、市長も実際にどうだったのかということをお聞きされたということだと思っております。

実は、話が横に飛びますが、先駆けた議会は議会基本条例をつくりまして、私ども議員が質問するだけでなく、執行の皆さんからも議員に反問権というものを認めて、反問していただいたらどうかという、そういう条例づくりが進められております。そういう意味で、私、ここで先駆けて、それを北杜議会も取り入れて、反問をさせていただきたいと思います。

市長がおっしゃられるように、確かに私も、明野の責任者であったときには、指名競争入札というもので対応してまいりました。おっしゃられるとおりでございます。その流れというのは、現実に申し上げるならば、当たり前どこも、その対応の中で、地域の業者も含めて、公正な工事を担保する中で行っていくことがいだろうという考え方の中で、それが採用されて進められてきたというふうに思っておりますし、もっと言うならば、この財政の厳しさということの中で、より、そのことを契約事務、入札に関する事務をどう取り扱うべきかというところへの視点がいかなかったということもあったかもしれません。あるいは、どこもみんな同じようなやり方でやっているということの中で、そのまま気付かずにきた部分もあるでしょうし、小規模の自治体ということと言われるような一般競争入札、全国の業者を相手としての事務量の大変さということでの躊躇もあったかと思えます。これは現実でございます。ご指摘のとおりだと思っております。

しかし、私は、今、北杜市は合併をして、ご承知のとおり、大きな負債に悩んでおります。そして執行、議会ともに、この抱える問題を解決するために、歳出削減、財源の確保へ向けて、必死に努力しようとしている。そういうことの中で、大きな1つの手段として、この入札に関する対応ということでのメリットが見えているという以上は、一日も早く、それに取り組むことが大事であって、旧来がどうであったかということは、そこでは問題になることではないと思えますし、まさしく、私はそこが政治の判断だというふうに感じます。

ですから、今度、私が通例の議会の質問というスタイルで、改めて市長に質問させていただきますが、先ほどご紹介申し上げました笛吹の市長は、私が申し上げましたとおり、131万円以上の工事、全部、一般競争入札に今年度から付しております。この取り組みについて、率直に市長のご感想をいただきたいと思えますし、私はそのことでどうのこうのではなくて、私たちは、もうそこまで迫られているんだと。北杜市は財政上、できる手段があるのであれば、今、すぐにも取り組む、まして指摘をしましたように、指名競争入札の事務を、指名競争を廃止することによって、事務の煩雑さというのは、ある意味では解決がつくわけですよ、一本化をすれば。そういうことも対応としてあるわけですし、条件付きの指名ということで、地域を指定しての限定もできます。地域の業者の育成も図れます。いろんな意味で、法律は知恵を絞れる、のりしるを与えてくれております。あとは私たちが、どこまで知恵を絞るかだけです。こういう議論をしている間も、財政には、借金には利息が付いているんです。ぜひひとつ、その点も考えていただいて、目に見えることですから、始めるべきだと思いますし、なぜ始めないのか、改めて原点にかえって、理由が分かりません。

以上です。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が言うまでもなく、公共事業というのは、ある面で言うならば、責任施行ということも大切だと思います。そしてまた、先ほど来から言っているとおり、今までの指名競争入札に対し

て、地方自治法で位置づけられているから、一般競争入札を導入するのは、先ほど来から言っているとおりに、時代の流れだと思いますが、やっぱり、急にやることによって、トラブルということも、いろんな意味で考えていかなければならないと思うわけでありまして、先ほど来、言っているとおりに、一般競争入札は時代の流れであり、電子入札も1つの時代の流れであることは、執行としても肌身で感じています。ですから、くどいようでありますけども、その前段と、今言った後段を合わせたときに、段階的にやっていこうと。平成19年度は、1億円以上については、一般競争入札をしようということをやっているわけでありまして、私はあながち、笛吹の例を言っては失礼ですけども、131万円以上が全部、一般競争入札が正しいんだという判断には、現状では断ち切れないわけでありまして。これから笛吹市といわず、隣接の市町村等々の流れも見ながら、時代の流れは承知しています、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

もう時間がありませんから、1点だけ申し上げさせていただきたいと思ひます。

今の市長のお答え、笛吹市との関係でのお答えは、まさしくそれぞれの市長の考え方の違いというふうに、私は受け止めて、この件については、ここで終わりたいと思ひますが、先ほど、市長がしきりに、五味議員の質問に対して力をお入れになって答弁されていた、国と県との落札率は違うというふうなニュアンスのお話があった。これは確認ですが、それぞれ分歩率のお話をされているのかなというふうに感じたんですが、そうではないんでしょうか。事実関係として申し上げますが、一般的に設計価格から、ある一定の率で減額をして入札価格を決めるというのが一般的に行われております。一般的には、3%から5%ぐらいというふうな話も聞きますが、たまたま、私の承知している範囲では北杜市は、それが1割近いような歩引をされて、業者の協力、その中で適正な工事をしていただけるような協力をお願いをしているということ承知してございます。確かに努力をされていることは私も認めますが、ただ、それにしても、北杜市の平均落札率が95%前後ということからすれば、歩引を1割しても、そこから落ちる5%ということになれば、85%前後の落札率ということになると思ひます。

先ほど言いましたように、笛吹市は70%を今回、実現をしております。そういうことから考えれば、まだまだ努力をすべきところはありますし、やはり、より公平な入札のあり方ということの中で、私は、ぜひ一日も早く、全体が一般競争入札の対応ができるようなご努力をお願いしたいと思ひまして、そんなお願いをしながら質問を終わらせていただきます。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私は歩引という言葉も知りませんが、少なからず、北杜市は先ほど来、お話をしていますとおりに、設計価格に対して、財政厳しいであろうが、なかろうが、できるだけ低い値段で入札するように最大限の努力をしていることは確かであるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで5番議員、五味良一君の一般質問を終わります。

次に市民クラブ、6番議員、小野喜一郎君。

小野喜一郎君。

市民クラブの残時間は16分ですので、念頭に置いて、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○6番議員（小野喜一郎君）

ちょっと時間が迫ってしまして、焦りました。

通告した質問が全部できるかどうか分かりませんので、時間でできる範囲の中で質問させていただきます。

私は北杜市の情報公開と情報管理について、4点、市長と教育長に質問いたします。

まず1点目は、今は全国のほとんどの自治体で情報公開条例が制定されていますが、20年ほど前まではありませんでした。この条例制定の背景、または必要性の根拠となったのは、1つには自治体は住民自治であるという考え方です。つまり、市長は選挙という手段を経て、市民から行政を負託されているものであるから、その行政の持っている情報は当然、市民と共有するものであるという捉え方です。

もう1つは、憲法第21条の中の表現の自由の中で、分かりにくい、いわゆる住民の知る権利を明確に保障することを、法的に担保するために制定されたものと考えます。このことについて、確認の意味で市長と教育長の見解を伺います。

次に2点目として、最近、各自治体の情報公開となる指標が市民オンブズマンらにより、公表されるようになりました。ちなみに平成18年度の都道府県別では長野県が、市町村別では北海道のニセコ町が、評価が高かったようです。ここで一番大事なことは、よそとの比較ではなく、北杜市民が本市の情報公開度をどのように評価しているかであります。

市長も今議会の所信表明でふれられていますが、これからはいかにしたら、市民が自発的に行政に対して、協力、協働をしてもらえるかを考えなければ、北杜市の未来はないといっても過言ではないと思います。そのためには、市民の行政に対する強い信頼を得る努力しなければなりません。その信頼関係を構築するためには、透明度の高い情報公開が何よりも必要なわけで、行政側にとって出たくない情報でも、思い切って開示していくという姿勢が求められています。このことがひいては、行政コストの削減にもつながると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に3点目として、お手元に配布いたしました自治体が持っている情報量と住民に伝わる情報量の関係を参考にして、質問をさせていただきます。

一番上の段が、自治体が持っている総情報量というイメージを表しています。その下の2番目の段は、文書と人というものに分かれます。これは文書化されたもの、それからパソコンのデータとか、あるいは記録された映像とか音声、いわゆるデータ化されたものが、実際には市民に直接出てくるわけです。人というのは、市長をはじめ市の職員等の頭の中で考えていること、あるいは記憶とか体験とか、そういうものでありますので、これはデータとしては出てきません。

その3点目のところを見ていただきます。一番右側にある、第5条関係で開示してはいけない情報。これは情報公開条例の第5条に6項目ばかりある、要するに個人情報保護法にふれる部分のことについてであります。

今度左側、広報などで行政が積極的に開示している情報。これは市民側にしてみると、これは開示すべき情報と、こういうふうな解釈もできるかと思えますけども、この中にはホームページ、あるいはCATV、議会や審議会、あるいは地域委員会などに出される案件、また、その中の審議内容なども、この中に含まれると思います。

その右側にある開示請求により開示される請求という部分がありますけども、これはあくまでも情報公開条例の開示請求に伴って出される情報でありまして、これは開示請求をした本人だけに出される情報でございまして、これは大変、総体から言うと量は少ないというふうに思われます。

その右側にあります開示されないままの情報、実は、この中に、重要ないろいろなものが入っているわけです。先ほど申し上げた、行政が開示したくない情報というの、この中にはあるはずなんです。できるだけ、ここを広げていくことが開示が大きくなると、こういうことを表しているわけでございます。

その一番下の段、せっかく開示されたものも、分かりにくい表現等で開示すると、住民には伝わりにくいわけでございます。その右側にあります、住民が理解できない情報というのが、せっかくの情報開示にもかかわらず、住民には伝わらない、こういうことを表している図であります。つまり住民に伝わる情報量は、自治体が持っている情報量に比べると、かなり少なくなっていることが分かります。この情報量の格差は、実は行政への不信につながると言われています。情報公開の拡大が、この格差を是正する唯一の手段です。住民への情報量をできる限り増大させるためには、この文書化率、開示率、理解率を上げる努力を行政側がしなければならぬと考えますが、このことについて、市長と教育長の見解を伺います。

最後に情報管理について、伺います。

情報管理の課題は大きく分けて、セキュリティーに関する事、もう1つは文書をいかに合理的、かつ効率的に整備するか、の2点だと思われそうですが、今回は後者についてのみ伺います。

現在、本市で行われている文書管理方法は、いわゆる完結、未完結整頓法という、旧町村時代からの踏襲のままで、しかも合併した8カ町村のそれぞれに、微妙に違う癖というか個性があって、必ずしも統一された様式とはなっておりません。この方法だと、完結した書類は書庫に保管されますが、未完結の書類はまずは係の机の引き出しの中に、入りきらなくなると机の上に、置ききれなくなると、今度は足元になんかというふうになっているのが現状ではないでしょうか。こうなりますと、目的の文書を探すには、本人でなければ分からなくなります。これでは情報の私物化を容認していると言われても仕方がないと思われそうです。

全国の自治体でも、まだ、この整頓法のところが数多くあって、文書を探す時間について、旧通産省が調査したデータがあります。これによりますと、1件の文書を探すのに3分以上かかると答えた自治体が78%あり、1人が1日に文書を探す時間は平均20分かかっているといわれています。したがって、たかが20分と思いがちですが、実はお金に換算すると、大変な金額になります。本市に当てはめると、職員の平均年収600万円として試算しますと、年間250日、1日8時間勤務としますと、年間、勤務時間は2千時間、したがって時給は3千円、すなわち20分は1千円となります。つまり職員1人当たり、1日1千円かけて書類を捜していることとなります。

本市には、病院関係を除く約610人の職員がいると聞いています。1日61万円、年間250日を掛けると、なんと1億5,250万円となります。これに臨時職員の分を合わせる

と、実に1年間におおよそ2億円近くにもなることとなります。

ちなみに、18年度の県内の鳥獣害による農作物の総被害額が1億9千万円だという報道が、先ごろありました。この対策に、県はもとより各市町村が必死になって取り組んでいるのに比べると、北杜市の文書管理が旧態をよとしたままでよいのか、大変疑問を感じます。そこで本市の文書管理の効率化について、どう考えているのか、市長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

6番、小野喜一郎議員のご質問にお答えいたします。

情報公開と情報管理について、いくつかご質問をいただいております。

最初に情報公開条例制定の背景、または必要性についてであります。平成13年4月1日に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第26条では、地方公共団体はこの法律の趣旨に則り、その保有する情報の公開に関し、必要な施策を策定し、および、これを実施するよう努めなければならないと規定されております。この法律に基づき、合併前の各町村は情報公開条例を整備しており、さらに旧町村の情報公開条例を参考に北杜市情報公開条例が制定され、平成16年11月1日に施行されました。

北杜市情報公開条例は、日本国憲法の保障する地方自治の本旨に則り、公文書の開示請求権を市民の権利として認め、その手続きなどを定めております。条例の中では市政に関し、行政側に説明責任があることを明らかにしており、公正で透明な市政の推進には欠くことのできない条例であると考えております。

なお、情報化社会の進展に伴い、個人情報の利用が増大する傾向にあるため、行政文書に記録されている個人の情報を保護する目的で、平成17年4月1日に北杜市個人情報保護条例が施行されております。

次に情報公開度の評価についてであります。最近、全国市民オンブズマン連絡会議が知事の交際費、議員の政務調査費等の公開にかかる都道府県などの情報公開度ランキングを公表するようになりました。情報公開を進め、市と市民が協力・協働して、一体となって市政の推進を図ることが大切であります。このため、市のホームページ、ケーブルテレビ、CATV、広報誌や市政要覧等とおして、市政の状況等の情報を市民に公表しております。また、市政報告会を年4回開催し、市議会の内容、市政の状況について、市民に報告しているところであります。さらに市長と語る集いは、本年度から8つの杜づくりをテーマに、全市民を対象として、年内に4回開催する予定であります。

これからのまちづくりは、市と市民が情報を共有し、情報公開度を高めることにより、市政への信頼度を高め、市民の自発的な社会参加やボランティア活動を促進することが大切であると考えております。

次に住民への情報量を増やすことについてであります。市民への情報量はできる限り、増やしていくことが必要であり、より多くの情報が市民に分かりやすく伝わるよう努力してまいりたいと考えております。

次に情報管理についてであります。文書の管理につきましては、文書管理システムを導入

し、文書の収受・起案を全庁で一体的に管理しております。収受・起案された文書は決済終了後、市の文書管理規定に基づく文書分類表に従い分類され、各所属において保管しております。しかしながら、本庁舎におきましては文書の整理、保管のためのスペースが限られておりますので、保管方法に課題があることは事実であります。このため、文書量の増加に対応した書庫の整備を検討しなければならないと考えております。また、効率的な文書管理システムの研究を進めながら、事務処理の効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長から答弁があります。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

6番、小野喜一郎議員のご質問にお答えいたします。

情報公開条例制定の背景等についてであります。

市長の今、見解が示されたところであります。教育委員会といたしましても、教育行政に関し、説明責任の重要性を尊重し、公正で透明な教育行政の推進に必要な条例であると考えております。

次に、教育委員会が持っている情報量等についてであります。

同じく市長の見解が示されましたが、教育委員会といたしましても同様に、より多くの情報が市民に分かりやすく伝わるよう、努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

情報公開について、具体的に、1点だけ質問をさせていただきます。

一般的に重要案件の意思形成過程においては、未決定の段階で原案、あるいはいくつかの代替案を情報公開して、住民の意見を広く聞くことが民主主義社会の意思決定の基本とされるべきだと考えます。先進自治体では、すでにこのことについて、自治基本条例などで明確に規定しているところさえ、あります。また、この意思形成過程をインターネットで流しているところもあります。本市でも、こういう手法をとったほうが、行政にとっても、市民にとってもメリットがあると考えますが、このことについて市長、ならびに教育長の見解を伺います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

誠に勉強不足で申し訳ございませんけども、今、小野議員さんが申し上げたように、広く市民の考えを、行政側から先に問い質すような方法ということでございますけども、研究してみたいと思います。勉強させてください。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

パブリックコメント等、市民からの意見等を聞くことにつきましては、今まで総合計画につきましては、パブリックコメントとして、それぞれインターネットを通じながら出していたり、あるいは文書等を出していただいたりというような状況で、そういう方向で、今までやってきた経過がございます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

時間がありませんので、私はここで終わりいたします。

○議長（小澤寛君）

関連質問はございますか。

2番、岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

小野議員の情報公開に関わることで、いくつか関連をさせていただきます。

まず先般の給食センターの検討会にかかることで、1つ、伺います。

市民の方が情報の開示を請求して、給食センターの工事費などを試算するための資料を出してくれということをお願いされました。教育長は、3月20日付けの決定通知書で当該情報は保有していないということを理由に断っている、非開示としていますね。しかしながら、これは4回目の会議だったと思うんですけど、その中で、その資料は都留市の資料を参考にしたということをおっしゃっていて、その資料の存在も明らかにしているんですね。これは市民が知る権利を公式に行使したのにもかかわらず、あるはずの資料をないといって開示しなかった。こういうことになるんだろうと思うんですが、情報公開の大原則に照らしてみても、どうなんでしょう、これをどういうふうに市長は受け止めるかを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

具体的なことを聞いておりませんから、正しくは答えられないかもしれませんが、いわゆる北杜市が具体的に給食センターを設計に入ったとか、あるいはまた入札前だとかという資料と違うから、そのような答弁になっていたのではないかというふうに、推測ですけども、しているところです。そのくらいで、ご理解願います。

○議長（小澤寛君）

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

よく分かるんですけども、ならば、そのように開示請求を断る理由として出すべきだなというふうに思うんですね。非常に市民が出してくれといった情報に対して、やはり、あんまりいいお返事ではないなという感じを持ちましたので、ぜひ、そのへんを上手にやっていただきたいと思います。

時間がありませんので、尻切れともなるかもしれませんが、もう1点。

同じく給食検討会議の中で、一部の会議が非公開になっております。これも先ほど、小野議員が言った、情報公開条例の5番目の部分を引用して、公開しないという説明を、最初の会議で、これは教育総務課長がなさっているんですが、そのときに、もう1つ、引用されています。教育委員会における審議会等の会議の公開に関する基準というものがあると。この3条という部分を引用して、情報公開条例の5条に規定にする情報が含まれる場合に会議を非公開にするといっているんですが、これは、そのときに聞いた話では、教育委員会の内部文書であるというふうに伺っています。内部文書がこういう形で、公開しないというふうに、理由に使われる法的根拠、これをぜひお示しいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

教育委員会における審議会等の会議の公開に関する基準というものを定めまして、その中で取り扱いを決めております。その中で会議の原則公開という部分の中で、会議は原則公開でございますけども、会議の一部、または全部を非公開とする、この会議の原則公開の審議会等の会議は原則として公開とすると。ただし、次のいずれかに該当する場合には、会議の一部、または全部を非公開とすると、定義づけてございます。それに基づいて、その中の第4項に会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議等が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合、この場合には先ほど言った、ただし書きの中の非公開と。それはどういうことかといいますと、検討委員会を今、話題にされておりますけども、検討委員会において、審議・検討協議を公開することによって、素直な意見の交換、または委員さんの意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるので、非公開でお願いしたいということで、この会議につきましては、その都度、会議冒頭に委員長が25人の委員に諮って公開とするか、非公開とするかと。そして、その都度、決定をして会議をしております。そうしたことで、今、ご指摘をされているように、審議会の検討委員会の会議の部分で、3回は非公開であったものでございます。そのへん、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

その協議につきまして、今、ここに持っているんで、よく分かるんですけども、内部文書だという説明を、私も受けました。その内部文書が、どういうふうにしたら、法的な根拠に基づいて動いてくるのかということをお聞きしたのが1点です。

それから、先ほど、今、教育長がご答弁をしてくださったのは、まさに情報公開条例5条の5の部分にあたると思うんですけども、この部分というのは、基本的には公文書の公開に関わるものですね。情報公開条例というのは、そもそもそうだと思うんです。それを、会議の公開をどうするかというところに持ってくるために、この2月1日に急きょ、適用された内部文書が生きてくるというふうに思わざるを得ないんですね。そこをどういうふうに、法的に根拠を持たせたのかということをご説明ください。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

情報公開条例がもちろん基本でございます。その中で、基づいた中でもって知っているわけですが、あとは内部文書という、今の質問でございますけども、もちろん、これは教育委員会が審議会等の会議の公開に関する基準というのを定めているわけで、その2月1日に定めたことが、あたかも学校給食センター整備検討委員会のために定めて、非公開をするためにというふうな捉え方に解釈されがちなような捉えられ方をしますけども、私どもはあくまでも教育委員会として、審議会等の会議の公開に関する基準というものを定めて、公正にそれぞれの会議を取り扱うために定めたものという理解をしております。決して、拒否する、非公開にするというふうな考え方の中でしているものではないでございますし、必要なときには情報の公開、もちろんしております。

あくまでも、今回の傍聴人の傍聴を非公開としている部分が、あたかも情報公開に反するような、そういうふうな捉え方は、若干、私どもとしても、25人の委員に対して失礼かなと、そんな感じを持ちます。その都度、会議の冒頭に委員さんに諮って、傍聴人を入れるか、入れないか、その都度諮っています。そして先ほど、くどいようですが、言ったように、個人の意思決定が阻害される、中立性が損なわれるおそれがある。真意な発言ができづらいというふうな意思がありまして、申し入れがあって非公開として、傍聴人を入れなくて会議をしているわけですから、そのへんはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

タイムアップ寸前なので、あと1つだけですけども、今の説明、一応、承っておきますけども、それならば、そのようにちゃんと、この規則、基準を運用していただきたいんですが、ちょっと場所を変えます。7番目の会議の公開の5番目に、傍聴者をというところがあるんですね。審議会の長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴者の退場を命じたとき、このときはじめて会議の傍聴が不可能になります。傍聴は、先に入っていないとはいけないんですね。そういうところを、ちゃんと運用していただければ結構ですが、都合のいいところだけ、これを使って、きちんと運用していないというところがあるんです。ですから、いろいろと聞きたくあるんですね。そこらへんはいかがですか。これが最後です。

以上で終わります。

○議長（小澤寛君）

残時間、ゼロでございます。

答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

会議の冒頭で傍聴人が自由に入っていて、そこで審議に諮って、それから退場を命ずる、そういうふうな文言うんぬんということでございますけども、やはり会議を開催するにあたりましては、その会議の前提の中で傍聴人を許可するか、しないかというふうな部分を諮っているわけで、決して、この文言の中で、先に傍聴人を入れておいて諮るというふうな、この文言からいつての理解は、そういうふうにとるかもしれないですけども、通常の会議の進行上で、そ

れは問題ないという理解をしております。

○議長（小澤寛君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、小野喜一郎君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、3時55分といたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時55分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

次に北清クラブ、23番議員、林泰彦君。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

大変、時間が過ぎておりますが、しばらく質問をさせていただきます。

北杜市の農業振興にかかる課題のうち、中山間地に位置する北杜市地域農業の担い手の活用と育成のあり方について、3項目ほど質問いたします。

少々長くなりますが、質問の背景から申し上げますと、平成11年、国では新しい食糧・農業・農村基本法が制定され、従来の農業政策の見直しと再構築、今後の展開、食料自給率の向上、消費者の重視、都市と農村の共生などが示されたわけでございます。そして、平成12年に基本計画を策定し、おおむね5年ごとの見直しをし、平成17年に新たな食糧・農業・農村基本計画が策定されました。その中では、総合的かつ計画的に講ずるべき施策として、食料の安定供給確保、多面的な機能の十分な発揮、農業の持続的な発展対策、農村の振興の方向が示されました。特にその中では、望ましい農業構造の確立に向けた担い手を育成確保すること。担い手の明確化と支援の集中化、重点化を実施すること。集落営農の育成、法人化を推進することなどが農政の主力施策として、強力に展開されつつあります。

それは従来の施策が農業と農業者を守るため、全農業者を一律に助成しようとするものであったことから脱皮して、他産業なみの所得が見込める農業経営規模を基本に一定程度の条件を明確にした上で、経営感覚に優れ、やる気と能力のある若い担い手を育成確保する方向へ施策展開がされてきております。そして、新しい担い手として、主に個人経営体としての認定農業者と共同出役型や農業機械利用型の経営体としての、集落営農組織に大きな比重をもって、国の農政が推進されてきております。

確かに均等で面的な農業者の育成の方向から、効率的で重点的な担い手への育成という考え方は否定するものではありませんが、現在までの推移と期待する成果の姿や現実の日本農村、農業の実態からは何か不足するものを感じるのであります。

それは中山間地にある、わが北杜市の地域農業の実態、現実を見ると、国が進める担い手や集落営農の考え方のみでは片手落ちにならないかと危惧されます。北杜市の農業実態を見ますと、平成17年度の耕地面積は5,180ヘクタール。そのうち田面積3,180ヘクタール、畑面積2千ヘクタールであります。これを経営耕地面積、規模別経営体数の状況から見ますと、経営体全体数で3,467。そのうち50アール未満、1,028。比率で29.6%を占め

ております。また、50アールから1ヘクタール未満で1,647。比率で47.5%。ここまで合わせても、77.1%になるわけです。さらに1ヘクタールから1.5ヘクタール、467。比率で13.5%。ここまでを合わせますと、90.6%を占めるわけです。いわゆる1.5ヘクタール未満が90%を占めるわけです。そして1.5から3ヘクタール。これが257。7.4%。3ヘクタール以上20ヘクタール未満で68。比率では2%となっております。したがって、4ヘクタール以上の個別経営体が担う割合は極めて限定された範囲で、主流となり得ない状況といえるのではないのでしょうか。

また、北杜市の19年3月末現在の認定農業者の実態を見ますと、総数で177であり、そのうち稲作単一経営では16。稲作プラス単一作物の複合経営で54という程度で、市全体の耕地面積を担う面積比率は、まだまだ低い実態であると見られます。さらに耕作者の年齢別構成の統計が見当たりませんので明確ではありませんが、65歳以上の高齢者が担っている比率は相当高いと推測されます。

農工大の矢口教授によりますと、日本農業の担い手の57%が65歳以上の高齢者であり、フランスが8%弱、イギリスが4%に比べ、日本は高齢者の割合が非常に高いと指摘しております。このような実態は身近な集落を見ても、農業集落を担う耕作者の年齢は70歳以上の方々が多くを占めているのが実態であります。

こうした傾向と市内の実態から見ても、国が示す経営体規模の認定農業者や集落営農組織のみでは、地域農業は担いきれないと思われま。国で示す規模には満たないけれども、そういった農業者であります。集落内にとっては不耕作となる面積の防止や水田や農業の持つ他面的機能を維持するため、なくてはならない農業者として、極めて貴重な担い手であります。

そこでまず土地利用型へ、国の農政方向もあります。並行して北杜市の小規模家族営農の実態を生かした担い手のあり方も認め、支援・指導する必要があると思っております。市長の考えを伺います。

次に、中山間地域直接支払い制度についてであります。

平成12年度から始まった、この制度は16年で全5カ年が終わり、17年度から21年度までの新しい対策期間に入っております。この制度は北杜市のような中山間地域に位置する、地域の存在意義が国民に理解され、その価値の代償として支払われる国策であります。

農業の持つ自然環境の保全、国土の保全、水源涵養、気候の緩和、良好な景観の形成、情操教育、保健休養などの多面的機能の価値は、2001年の三菱総合研究所の試算によりますと、年間の評価額が8兆2,260億円にものぼるといわれております。北杜市のような中山間地域の農業の多面的機能を維持する上からも、この制度は有効に活用されることが肝要であると思っております。地域農業は人と土地と農業施設があって、守られるものであります。

そこで中山間地域直接支払い制度による交付金を活用している、市内の集落協定の推進実態はどのようになっておられますか。また、その実績等、調査もされてきているところから、それぞれの協定に、なんらかの課題もあるのではないかと思います。そこで、その協定ごとに、今後も適正に有効活用するよう指導が必要と思っております。どのように考えておられるか伺います。

第3に、農業体験の教育の推進であります。

この課題は、もう何人か前にそれぞれ同じような形、考え方で質問しておりますが、改めて申し上げますと、北杜市は米をはじめ、野菜など県下でも誇る農畜産物等の生産地帯でありま

す。また、水と空気と高原が醸し出す豊かな自然環境の中での農業生産地域が自慢でもありません。このような環境で育つ、北杜市の子どもにとっては、自然から受ける教育が人間性を育む、かけがえのない資産であると思います。

時代は異なりますが、私が育った小中学校のころは、農家においては家中、子どもも大人も一緒になって、田植え、稲刈り、畑の草取り、当然のこととして、農作業をしたことを思い出しました。一方、このごろの農業生産現場の実態を見ますと、一家そろって、農作物に取り組んでいる情景は見当たりません。今の農業生産現場においては、こうしたことで若い農業後継者が育っていない現実もあると思われます。北杜市の教育方針では原っぱ教育の推進、食育が叫ばれております、この時代であります。その実行にあたっては、小中学校のころから農業生産の現場で食料や花などを生産する、努力と工夫の尊さを体験することが人間教育の基礎として、極めて重要であると思われます。

北杜市の地域農業の担い手の理解を深めるためにも、小中学校の授業に農業従事体験コースを恒常的に、積極的に取り入れていただきたい。それが重要な教育方針であろうかとも考えますが、教育長はどう対応されるのかを伺います。

以上でございます。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

23番、林泰彦議員の中山間地域である北杜市地域農業の担い手の活用、育成についてのご質問にお答えします。

最初に、小規模家族営農の担い手のあり方についてであります。

国は、担い手への農地集積による一経営体の大規模化を推進しております。本市のような中山間地域では、平地農業を基本ベースとした国の施策に即座に対応することは困難であります。小規模農家の集合体である集落営農組織の構築、法人化を進めており、現在15組織7法人が設立されております。また国が支援対象とする個人は、認定農業者であることが前提となるため、本市では農業を担う意欲ある農業経営者の経営改善に向けた指導を積極的に行い、現在、177の経営体を認定農業者として認定いたしました。

しかしながら、この認定農業者の大半が現状規模で、国が示す担い手要件を満たしていない農業者であり、小規模農業者であります。市といたしましては、国の施策に対応できない認定農業者への支援策として、北杜市担い手農業者育成条例を制定し、農地集積助成や制度資金の利子補給といった育成支援を行っております。

また、具体的な営農計画のある担い手農家につきましても、休耕田等を活用した新しい取り組みにより、高収益の農業にチャレンジし、特産品を開発した場合に資材経費の助成等も行っております。

小規模農家は地域農業の発展には欠かせない存在であるため、こうした支援を行うことで、意欲のある小規模農家の育成、ひいては地域農業の発展、集落営農につながるものと考えております。

次に、中山間地域等直接支払い交付金事業の推進実態等についてであります。

中山間地域等直接支払い制度は、平成12年度から5年間実施され、その後、17年度から

5年間にわたり、新対策に移行されております。この事業では、集落における営農活動や環境保全などの多面的機能の確保、集落の活性化等について効果があると評価されているところでもあります。本市においても、荒廃農地の防止、地域での共同作業の活発化、農道や水路整備の推進、集落での担い手育成の取り組み等、大きな成果を挙げております。

平成18年度の集落協定の状況を見ますと、明野町は29協定、交付金で5,200万円。須玉町26協定、3,200万円。高根町29協定、8,600万円。長坂町28協定で、5,400万円。大泉町は12協定、5,300万円。小淵沢町は15協定、3,900万円。白州町は12協定、3,700万円。武川町は8協定、1,500万円であり、北杜市全体では159協定、3億7,200万円が交付されております。

集落への指導についてであります。各集落協定の事業実績および次年度以降の計画についてヒアリングを実施する中で、取り組み状況を把握し、最終年度には協定書に掲げた目標を達成できるよう指導・助言をしており、未協定の集落についても新たな取り組みができるよう、積極的に指導してまいりたいと考えております。

今、ちょっと白州町と小淵沢が逆でして、小淵沢町、白州町です。他意はありません。

その他につきましては、教育長から答弁をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

23番、林泰彦議員の小中学校の授業での農業従事体験についてのご質問にお答えいたします。

市内の学校教育での職業体験は、中学校においてはキャリア教育と位置づけて、多くは第2学年で実施されております。内容は、中学校において生徒にしっかりとした勤労観、職業観を身に付けさせるため、進路指導において地域の事業所の協力を経て、職場体験を実施し、地域の教育力を最大限に活用して実施されております。また、市内の小学校においては5年生が主に水稲栽培の体験を実施しており、学校田を使用し、地域の農家に指導していただき、収穫までしっかり取り組んでいる学校もあります。さらに各学年をとおして、野菜作り、花作り、小動物の飼育など、農業や作物についての体験学習に取り組んでおります。

今後においても、こうした農業の作業体験の充実を図り、児童生徒に農業に対する理解が深められるよう取り組んでいきたいと思っております。一方、今では子どもが家で農業体験、あるいはお手伝いをまったくしていない、経験をしていない子どもが相当いると聞いております。

なお、農業従事体験コースであります。実施するには農家等の協力や学校における授業との調整などが必要であることから、課題を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

担い手のほうで、若干、私の聞いた意図は、意欲のある方への施策としては、非常に積極的にされていることは事実でありますし、また、それも必要であります。集落の中を見ますと、北杜市の各集落とも意欲ある、若い担い手、あるいは優秀な集落営農をできるようなところに

つきましては、極めて貴重な事例でございますが、それが無いところでも、例えば、それぞれ手持ちの水田は、例えば50アールしかなくても、作れない人たちのものをなんとか作ってやろうと。不耕作にならないようにというようなことで、平米1ヘクタール、1.5ヘクタール、一生懸命、70歳を超えてもやってくれる、そういう担い手の方がいるわけですが、そういった方々は集落とすれば、非常にありがたい存在であるわけです。その人たちに金銭的な援助や、あるいは政策的なものでも、多くのことを期待しても無理でございますが、そういう年をとった人たちの健康的な意味も含めながら、地域の担い手として、市長が通常、認定農業者に準ずる担い手ということで、1つ、集落営農を、あるいは中山間地域の農業を守る意味で、そういった点で特例としての形で認めてやって、その人たちの活動についても指導・支援をしていくというようなことを、ぜひ、やるのが、1つは高い経営者をつくることと、もう1つは集落を守るという意味で必要かと思うんですが、そういった点で、いわゆる年をとっているけども、集落として、貴重な担い手を認めてやってほしいと。また、そのことによって、集落営農が進められるということについて、市長の考え方を明らかにしてやってほしいと、そんなことで、集落営農の担い手としてのことについて、再質問をいたします。

また、教育長に再質問でございますが、学校の中で、それぞれキャリア教育とか、小学校では水田をつくる場所もあるというようなことでございますが、学校教育の中で、やはり、どの学校も少なくとも、そういった体験がされている実態があればいいんですが、ぜひとも各学校とも、少なくとも年に2、3回ぐらいの授業料で農業の体験をしながら、農業を理解していただいて、いずれ地域の優秀な担い手になるというような方向での理解を育んでいただきたいと、そんなふうなことでお願いをしているんですが、現在、先ほども事例として挙げておりますが、各学校でそういったことを進めておられないとすれば、ぜひ、そういった点を、今後進めてほしいと、こんなふうに考えまして、再質問をさせていただきます。答弁をお願いします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で農業が厳しいから、あるいは担い手がないから、ふるさとが荒廃していく、田畑が荒廃していくではないかという思いの中からのご質問だと思います。

そういう意味で、私ども北杜市も、北杜市担い手農業者育成条例を制定する等、スタンバイに入っておるわけでありまして、国も認定農業者は400ヘクタール、集落営農はご指摘のとおり20ヘクタールということではありますが、率直に言えば、ハードルが高すぎるということは、まったく同じ思いでございます。農政の県の職員にもお話しましたならば、ハードルが高いというような話でありました。県も、この問題に対しては、興味を示しております。

したがって、国に向かってはハードルを下げてほしいということを行うわけでありまして、林議員ご指摘のとおり、北杜市としても、なんとかならないかということでもあります。今ここでいい返事もできませんが、ふるさとの荒廃を防ぐために、いかにして農地を守っていくかという思いの中から、そのような認定農業者までになれないような土地、農業者に対してどうあるかという問題は、真剣に考えていきたいと思っております。ご理解ください。

○議長（小澤寛君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

林泰彦議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの小中学校の学校教育で、農業体験をということでございますけども、小学校につきましては、5年生、いずれの学校も、すべての学校で5年生は体験をしております。それから併せて、先ほど、最初の質問のときでも思いを、林議員が申し上げたように、林議員さんたちが地域で生活をした時代は、家の農業を手伝うことは当然のようにあったと。私もそういう時代で、一緒に成長をさせていただいたわけなんですけど、今は、先ほども答弁をさせていただいたように、農家の家庭でありながら、子どもは農作業をまったく手伝った経験がない。学校で聞いてみても、まったく手伝った経験がない。親もまったく手伝わせない。理由を聞いてみると、水田なんかをひとつ、例にとってみると、日曜百姓で、機械で作業をするから、かえって子どもを体験させることが、一日の限られた時間の中でやる部分では、かえって邪魔になるというふうな、一部の保護者の話も本音として聞いた経験もあります。しかし、今、林議員の思い出のように、せっかく自然豊かな、また農耕地を持っている地域ですから、ぜひとも家庭でも、子どもにそういう経験をさせることが、また、ゆくゆく子どもの教育、原っぱ教育にも結びつくと思います。機会あるごとに、私のほうからもまた、そういう指導もしていきたいと思っております。

併せて、社会科の中で、こうした体験も、機会を含めて、農業、あるいは米作り、そうしたものについての勉強も各学校ではしております。これからも原っぱ教育に結びつけたり、そうした機会あるごとに、この自然を生かした中での教育を奨励していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問はありますか。

坂本静君。

○11番議員（坂本静君）

わがクラブの林議員の質問に関連して、質問させていただきます。

今、農業問題、中山間地、それから担い手等々で、国は大変、力点を置いて、いろいろな施策を打ち出しているところでありまして、市としても独自の方法で支援をしていくというお話でございました。

そこで、私は1点、お伺いしたいものがありまして、北杜市は本当に農業が大切な基幹産業ということで位置づけられております。特に米、先ほど午前のお話にもありましたように、日本でもトップレベルの良質の米が獲れるということで、米と野菜というものが農業とすれば主になるかなと。それに家畜なんかも、やはり牧草地帯も豊富ですし、というようなことで、大変喜ばしい部分もあるわけですが、皆さん、すでにご承知のように、日本の食糧受給率のパーセンテージが40を切り、30半ばぐらいまで落ちていくのかと、こんな時代がきておりまして、誠に食料危機が憂慮されると。なお、昨日からもお話があったように、いろいろな食料になるものは燃料化されていくということも、大変、世界的に問題かなと、こういうふうなところで、北杜市は本当に地形が山麓地帯でありまして、山もあり、谷もありということで、農業そのものが非常にやりにくい、農作物を作ることが難しい場所が多いかなというわけですが、国が大変力を注いで、基盤整備を約20年から25年、全国的にかけて実施し、ほとん

ど一段落したという状況に、今なっております。

そういう中で、私の近くの実態をちょっと申し上げたいと思いますが、私は須玉町穴平、皆さんご存じの万年橋の下のように住んでいるんですが、その万年橋の隣接する地域が、これは昔からでございますけども、俗にいう、非常に水がかたいというところがございます。そこもやはり、もれなく、いろいろな条件の中で、当初は基盤整備については、米作りが大変だということで、水が少ないということで躊躇していたんですが、いろんな条件をもちまして、貯水槽を上層部に付けるので、この貯水槽があれば、十分、水は賄えるというふうな条件の中で実施をしたわけです。

であります、その貯水槽がいかにも、水の貯水量が少なすぎて、実態とすれば間に合わないということが現実となってしまったわけでありまして、そこはいまだに水がうまくいかないということで、先ほど、出ております担い手という形で、うちの地域にも素晴らしい担い手の方が出てきて、その方は1人、人を使ってやっているんですが、12町歩から14町歩ぐらい、これを田んぼとして耕作をしているわけです。その地域も高齢化が進んで、この地域ではなかなか米作り等々、農業が難しいということで、その方がお預かりをして、やりましようとしたわけですが、先ほど出たように水が届かないということで、農作物にはとにかく必須条件である、米でなくても水というものが、とにかくそこに届かないと。よって、その人は仕方なしに大豆を作っているんですが、その大豆もやはり、なかなか、うまくできないというようなことで、その地域とすれば、水をなんとか、そこに水路、これを改修していただくなり、すぐ脇に大きな須玉川が流れておりますので、そこからポンプアップをするなりして、なんとかしたいという計画はしているんですが、いかんせん、経費がかさみすぎて、地域では賄いきれないということで、今の実態を申し上げます、北杜市として、農業が非常に重要視されている今……。

○議長（小澤寛君）

坂本議員、核心に触れた部分で、ひとつお願いします。担い手のことですから、農業施設の問題は別だと思っております。

○11番議員（坂本静君）

担い手うんぬんということで、その担い手の方が活動、活躍できないという状況にありますので、そのへんの対応を、市としてなんとかなるものかどうか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

産業観光課長。

○産業観光部長（植松忠君）

坂本静議員の関連質問でございます。

基本的に水がかたいということで、農業の担い手ができないと。今現在は、畑関係で大豆等を耕作しているという、今の内容でございましたけども、担い手も含めまして、担い手をどういう人たちにしていくかというのは、先ほど林議員のご質問にもございましたけれども、別に、いわゆるやる気のある方であれば、担い手にはなれるわけでございますので、そのへんは高齢化であっても、別に問題はないと思っております。ただ、これから、今のような形で、担い手が順々に、いくら担い手を新しくつくったとしても、非常に、高齢化がどんどん進んでしまっていて、

非常に高齢化を解消するのは難しいということがありますけれども、ただ、われわれとしましては、先ほども市長が答弁しましたとおり、中山間地域の支払い制度の中で、この中で、いろんな協定がございますので、その協定の中で、個別といったらおかしいんですが、全部で300近くある、159協定ありますけれども、そうした中で、個別にうちの職員なり、それからあと、農協の職員なり等が行きまして、具体的な内容、例えば、これ以上、老齢化してしまえば困るとかという、そういう内容についても、個別に指導・助言等をしている状況ですので、その問題をつけて、それからやっていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それからため池については、今ここで、具体的にハードな事業もございますので、ここでできるとか、できないかという話は、ちょっと今、コメントができませんので、しばらく現場等を見まして、検討をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。よろしいでしょうか。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○11番議員（坂本静君）

前向きな答弁をいただいたのでありますけれども、要は実態を、しっかり眺めた上で、現実問題として、その中身の検討をしっかりと進めてもらいたいと、このことを、念を押しておきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ご指摘のとおり、穴平地区、とりわけ川又地区等々から付近は大変、水利がかたいことは、私も承知しています。見ている須玉川が使えないという現実もあります。そういう意味で溜め池があるわけですが、小さいということです。溜め池の整備を含めて、水利権という、水利をとすることはなかなか、広く会議をもたなければならぬところがありますが、できるだけ調査をして応えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

よろしゅうございますね。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで23番議員、林泰彦君の一般質問を終わります。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次に北清クラブ、28番議員、坂本治年君。

坂本治年君。

あらかじめ、北清クラブの残時間は27分であることを通告いたします。

○28番議員（坂本治年君）

2項目について、質問いたします。

時間が迫っておって、皆さんお疲れのようでございますが、しばらく辛抱をお願いしたいと思います。

まず、地上デジタル放送への取り組みについて、お伺いをいたします。

地上デジタル放送の取り組みですが、北杜市ケーブルテレビの草分けは、平成7年に21世紀に向けて、情報化が進む現在、地域の住民が身近な情報を共有し、地域の活性化と社会情勢の変化の中で、高根町においての生産や生活の多様化に応じて、暮らしに密着した行政、文化といった地域の話や市況、気象など農業生産向上のための情報、さらには防災、防犯など、幅広い情報の提供により、地域の活性化を図るため、建設された高根町農村多元情報システム、高根ふれあいテレビでありました。

12年経過した今、8町村が合併し、情報の共有化を図り、市全体に提供する必要から民間業者の協力を得て、明野、須玉、長坂はNNS、日本ネットワークサービス。白州、武川は葦崎電設。高根、大泉、小淵沢は北杜市ケーブルテレビで放送しているわけでありました。しかし、2011年7月には現在のアナログテレビ放送は終了し、地上デジタル放送に移行するわけがあります。市民には不安と不満があり、分かりやすく説明しなければならないと考えます。そこで、市長にお尋ねします。

北杜市の統一した管理は。

2つ目、高根町への対応は。

3. ケーブルテレビ網が整備されておらず、共聴組合にも属さない難視聴地域の対応は。

4つ目、料金の格差の対応は。

2つ目、地域公共交通再編計画について、お尋ねします。

北杜市は600平方キロという、広い北杜市、8町村が合併し、それぞれ個性ある自治体として運営してきました。特に8町村における交通サービス水準が異なる現状において、サービスの水準をそろえ、協議することが重要であると考えますが、特に少子高齢化が進む中、公共交通機関を利用するのは、18歳未満および高齢者などと限定されているのが実態ではないでしょうか。一方、一家の車の所有台数は3台以上とも言われ、公共交通機関への関心が薄いのも確かであります。

しかし、交通弱者といわれている市民に対する福祉的公共交通機関は、重要と考えるところであります。将来的には2つの病院、学校統合も視野に入れた二次的再編も考えるべきではないかと思えます。今回、交通再編計画を作成し、各地域で説明会を行いました。各地域でそれぞれ課題があったと聞いています。そこで、市長に伺います。

説明会における各地域の要望、問題点は。

2つ目、2つの市立病院の送迎バスのエリアの見直しはについて、お伺いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

28番、坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

まず地上デジタル放送への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に北杜市の統一した管理についてであります。現在、市内には2つの民間CATV事業者と北杜市CATVがあります。北杜市CATVは合併前の旧町村で整備した高根町、大泉町、小淵沢町の施設を市で引き継ぎ、一括して管理・運営を行っているところであり、サービス内容、利用料金等を順次合わせていき、北杜市CATVエリア内の統一した管理と地上デジ

タル対応を行ってまいります。

また、市内の2つの民間CATV事業者とは、料金およびサービス内容等について違いがありますので、統一は難しいわけではありますが、互いに協調しながら対応してまいりたいと思います。

次に高根町への対応についてであります。デジタル放送を送信するには設備、伝送路等の改修工事が必要となり、その費用は莫大なものとなることが予想されます。このような状況から、北杜市CATVの管理運営および施設改修をより効率的に行うため、平成20年度から指定管理者制度を導入し、地上デジタル放送への移行に向け、早急に対応したいと考えております。

次に難視聴地域の対応についてであります。北杜市CATVのエリア内において、幹線から離れていて、CATVに加入する意向がある場合は、工事費の見積もりを提示いたしますので、ご検討いただき、加入の判断をしていただくこととなりますが、難視聴地域解消に向けて、伝送路の構築など、可能な範囲で協力してまいります。

また、民間CATV事業者のエリア内において、CATVに加入する意向がある場合は、市として加入が可能となるよう、幹線の延長等、施設整備を行うよう要望を行い、可能な範囲で協力を行ってまいります。

また、CATV加入を希望しない場合は、新たな共聴組合を設立するなどの方法により、NHKとの協議の上、難視聴地域の解消を図っていくこととなっています。これにつきましては、市でもNHKと難視聴地域のパイプ役となるなどの体制をとってまいります。

次に料金の格差の対応につきましては、北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設を平成20年度から指定管理者制度に移行する中で、今議会に提出させていただいております利用料金改正の範囲内で、CATVエリアの格差を段階的に解消してまいります。2011年7月からは、今までのアナログテレビでは放送が見られなくなるなど、市民の皆さんには地上デジタル放送への移行に伴う多くの不安があるかと思えます。市といたしましては、一日も早く、地上デジタル放送への対応を図るとともに、市民の皆さんがデジタル放送受信機器の準備など、地上デジタル放送への円滑な移行ができますよう、広報をしてまいります。

次に地域公共交通再編計画について、いくつかご質問をいただいております。

最初に説明会における各地域の要望、問題点についてであります。

市では平成17年度と平成18年度の2年度にわたり、利便性の高いバス路線の運行形態について、住民アンケート調査や市内で運行されているバスの乗降調査を行い、その結果をもとに、北杜市地域公共交通再編計画検討委員会で検討を重ね、本年2月に北杜市地域公共交通再編計画を策定いたしました。

本年10月1日から、この再編計画に基づく運行を開始するため、5月末に市内8地区において、再編計画のポイントを中心に、市民の皆さんに説明させていただいたところであります。市民の皆さんからは、通院や通学に合わせた運行や公共交通の空白地域への路線の新設要望のほか、運賃体系に対する意見がありました。計画では、限られた車両数で運行することとしておりますので、すべての要望に見合った運行を実現することは困難ではありますが、運行開始までには可能な限り、市民の皆さんの意向に応えられるよう、運行時刻や便数の調整を行ってまいりたいと考えております。

また、全市統一した運賃体系とするため、地域によっては、これまで無料のバスが有料にな

り、利用される方には負担をお願いしなければなりません。新しい運賃体系では通勤、通学のための定期券、高齢者や障害を持った方が1年をとおして、格安でバスを利用していただける福祉定期券、一律の医療機関に通院する際の片道運賃が無料になる通院割引などを設けておりますので、日常的に利用される方の負担を軽減できるものと考えております。

現在、10月からの運行に向けて、諸準備を進めているところでありますが、開始後におきましても、各路線の利用状況や市民の方々からの意見、要望等の把握に努めるとともに、デマンド交通システムなどの検討も進め、市民の皆さんの需要に応えることのできる公共交通体系の構築に向けて、努力してまいりたいと考えております。

次に、2つの市立病院の送迎バスのエリア見直しについてであります。

現在、市立塩川病院および甲陽病院においては、高齢者等の通院手段を確保するため、患者送迎バスの運行を行っており、多くの患者さんに利用していただいております。先般の公共交通再編計画の説明会におきまして、市民の皆さんから患者送迎バスに対するご要望がありました。具体的には、患者送迎バスの診療受付時間に合わせた運行の見直し、路線延長および送迎区域の拡大などでありました。今後、通院される患者さんの要望に配慮した運行を各病院等と連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

再質問をさせていただきます。

まず、デジタル放送の件でございますが、実はこのデジタル放送に際しまして、当初、10億8千万円という予算を盛ったわけでありまして、高根、こういう名前を出して申し訳ないですが、10億8千万円を盛って、それを減額したということで、市民には非常に、今後どうなるかという不安が、非常に多くあったわけでありまして、なおかつ2011年、23年7月には、今のアナログ放送が見えなくなるわけでありまして、今後、例えばテレビを買わなければならない、例えば、それをどのようにやっていったらいいかという、もう、あと3年間で、それをやらなければならないということで、非常に市民の間には不安があるわけでありまして、今後、このテレビはこういうテレビでいいですよ、今のアナログ放送でどういう機械を付けば見られるんですよということを、やっぱり、市民の方々にもうちょっと、詳しく説明をしていただければ、市民の方も、あんまり不安も持たないわけでありまして、なおかつ、今、高根町では1,500円でやっております。例えば白州、武川では2,625円。小淵沢の一部とか明野、須玉、長坂では3,150円の料金を支払って見ているわけでありまして、このへんもやはり、料金の統一をすると市長は言いまして、例えば、20年度に指定管理者にやったときに、例えば20年度から1,500円を3,150円に段階的に上げるのか。例えば、デジタル放送が始まる23年7月から、1,500円を3,150円に段階的に上げるのかと、そのへんのところを、もう少し詳しく説明していただいて、例えば光ケーブルを入れて、それを全部、宅内の引き込み線まで全部やってくれるのかと。そのへんまでもやはり、市民は不安でありまして、これはこうですよ、一銭もかかりませんよ、指定管理者がぜんぶやってくれますよということまで、やっぱり説明をしていただければと私は思うわけでありまして、そして

なおかつ、北杜市の中にはテレビが見えないところでもありますので、例えば23年には、ほとんどアナログが見えないわけで、そういうところも見えない方には、23年の7月にはやりますよということを、やはり市民に広報等で宣伝をしていただければと、私は思うわけでありませう。

次に福祉バスの問題であります、各地域でやはり、いろいろの問題が生まれて、例えば、こういう、今、バスを使う方が、ほとんど18歳、高齢者、障害者というような方がほとんど、90%以上が使うわけでありまして、そういう方が例えば使うには、病院へ行くとか、温泉へ行くとか、例えば、そういったときにある地域では、例えば300円、200円というのがあるわけですが、あるところでは、今まで一銭もかからなくて、福祉バスを利用して、やはり、そういう方も今回は、北杜市全体の平均からいけば、やはり負担をしていただかなければならないと。そういう方も非常に不安を持っているわけありまして、そういう方たちに、今回はこうですよという、分かりやすく説明をしていただいて、市民の皆さんに納得がいて、交通再編をやっていただければと私は思うわけでありまして、なおかつ塩川病院、甲陽病院の運行バスは、この交通再編には入っていないわけでありまして、甲陽病院も塩川病院も同じ市立のバスであります。ですから、例えば、塩川病院のバスを141号線と清里線まで延ばせていただく。例えば、甲陽病院の送迎バスを、小淵沢のを、ちょっと白州のほうまで延ばせていただくと、そういう点をやっていただければ幸いと思うわけでありませうが、これには、例えば市内には診療所、個人の病院もありまして、なかなか、私もそのへんまで言っていいかどうか、やはり個人病院の経営形態にも関わってくるわけでありまして、そのへんのところを、市と病院と個人病院、診療所、そういうところでやはり、提携をしながら、よく納得のいく車の配置も考えていただければと思うわけでありまして、そのへんところをよろしく願います。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

デジタル放送の関係につきましては、特に高根の皆さんにつきましては、ご心配をされているということでもあります。重々、承知しております。また、18年におきましては、大きいお金を盛ったということでありまして、10億円の予算を流したというようなことの中でどうなるだろうかということで、市民の皆さんも心配しているわけでありませう。

こういふことでありまして、この内容につきましては、議員の皆さん方にも今まで、ご説明をしてきたわけでありませうけれども、北杜市ではこの10億円という金を合併特例債という、1つの起債でやる予定をしておいたわけでありませうけれども、この財政が逼迫しておる折に、赤い金を使うことはなかなか難しいではないかということで、ほかに手段がないかということで、検討した結果、指定管理者への移行というのが考えられたわけでありませう。

そういうことで、現在、この予算等につきましては流させていただきます、この指定管理の方向の中で、民活を利用しながら、市のお金をできるだけ使わないようにしながら、なんとかデジタル放送に向けて、整備ができないかということで考えておりましたが、今回、指定管理者という方向が生まれました。それによりまして、現在、予定しているのは、平成20年の4月からデジタル放送の放送ができるということでありませうけれども、逐次、2011年までに整備をしていくわけですが、できるだけ早い時点でやる予定であります。

しかしながら、指定管理者はそれぞれ公募をいたしまして、その応募をされた企業が指定管理者に選定されないと、これができないわけでありまして、また、議会の皆さんには12月の議会で指定管理者が決まった段階で議決をいただきたいと、このように思っております。そんな状況で、いろいろ手続き等がございます。

したがいまして、現在のところ、指定管理者の応募の受付につきましては、7月9日から8月10日までというような状況の中で、応募をする準備をしております。したがいまして、この結果が出ますと、応募があり、また審査があり、その結果が出ますと、ある程度、細かい内容につきまして、ご説明することができるわけでありまして、先ほど議員さんが言われましたように、今、指定管理者の選考の方向で進んでいるという、概略の説明等につきましては、ある程度、市民の皆さんにご報告ができるのではないかと考えておりますので、できる限り、不安を除くようにCATVで、放送等で流しながら、市民の不安を除くように努力したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

続きまして、バス路線であります。

バスにつきましては、今回、北杜市では、今まで、従来、8町で行ってまいりました、それぞれの合併前からの引き続いたバス路線を、改めて再編をしてということでありまして、先ほど、市長のほうからご答弁をさせていただいたとおりでありますけれども、いずれにしても、その中には、やはり交通弱者の方々からのご意見等もいっぱいあったわけでありまして、特に病院への通院が心配されるというご意見等もありました。したがいまして、できる限り、病院への交通にあたりましては、バス再編を、できるだけご要望にお応えするような範囲内でやってきたわけでありまして、ただ、限られた台数と時間帯等がありますし、また一般の公共交通でやるということではございませんので、ただ、交通弱者はやはりお年寄り等、学生等でありまして、現在のところ、十分ではありませんけれども、交通再編で見直された路線等については、できる限り、病院への通院の体系をとらせていただいたところであります。

なお、独自で持っている、甲陽病院と塩川病院のバスの関係につきましては、また保健福祉部長のほうからご答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

坂本議員の病院バスの送迎エリアの見直しについてでございます。

ご質問の中で、議員が言われておりますように、やはり、この病院の送迎のバスにつきましては、各病院の実態、あるいは開業医等の協議等、いくつかの問題があるかと思えます。また、内部的にもそれぞれの病院で、1台のバスで運行をしているというふうなことでございます。塩川病院につきましては、津金方面に旧型のバスを走らせているわけですが、それにつきましても、増富地域の僻地の診療と併せての運行をしている。甲陽病院につきましても、またマイクロバス1台で大泉・長坂方面、小淵沢・長坂方面、高根・長坂方面と、3つのコースに分かれて行っているということで、これをさらにエリアを拡大するということは、午前中の診療の時間に間に合うのかなというふうな懸念もございます。

そんなことで、内部的な問題、あるいは外部的な問題等を調整しなければならないというふうにご考えております。これらの問題を検討してまいりたいということで、ご答弁をさせていただ

だきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

先ほど、福祉部長が答弁したわけでありますが、やはり病院のバスを市立で運営しているわけでありまして、公共交通も市立でやります。やはり、そのへんも診療所、例えば市内の病院、個人病院という問題もあるわけなんです。交通弱者、福祉の件からいけば、そのへんはやはり、もうちょっと、病院と個人病院と、やっぱり経営がという問題もありますから、そのへんをもうちょっと慎重によく協議をしていただいて、ぜひ延長して、市民のためになるようお願いしたいわけでありまして。

それとCATVの問題ですが、例えば今、明野、須玉、長坂はテレビは1日2回しか、していませんよね。白州、武川、高根、大泉は1日に6回ぐらい、放送していると思います。そのへんもやはり、温度差、格差がありまして、今まで高根とすれば、CATVで農業の市況、例えばトマトであろうと、きゅうり、レタスの市況まで流して、市民の、早く言えば産業に対する値段というの、市民に伝えておいたわけでありまして、やはり、それがなくなったと。高根では非常にそういうことも、なぜ、これが合併したらなくなったんだと。やはり、そういう問題は、値段が分かれば道の駅等でも、例えばトマトが1個100円とすれば、では道の駅は80円にするという目安も出るわけでありまして、なおかつ、そういうところまできめ細かく、テレビを利用していただければ、皆さんには納得いくではないかと。そういう不満の問題が非常にあるわけでありまして、今後、そのへんまで検討していただきたいと思います。

なおかつ、福祉バスで料金の、例えば今、無料の問題が、今度は料金を取るという、そういうところは特に、市民の皆さんが納得いくような説明をお願いして、私の質問といたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

最初のバスの関係でありますけれども、これはあくまでも病院が持っていたバスということでもあります。したがって、今までは組合立でやっていたときにあったバスが、これは病院の患者のために、それぞれの病院の運営のために貸し出していたバスであります。しかしながら、市内には公的でなくて、市立のいろいろな病院もございます。個人病院もございまして、なかなか、そのバスを動かすには、いろいろ、それらの方々と協議をしなければならないというような難しい問題もあるように聞いております。したがって、これを病院のためだけのバスに、公共再編の中に入れ込むということは、なかなか難しい問題がございまして、したがって、これらについてはまた、十分、検討させていただきたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、CATVの先、申し上げました高根、大泉、それから小淵沢の一部につきましては、CATVでの独自の放送があったわけでありまして、それぞれの農業関係の、例えば補助金をいただいている中で、整備をされたものと思います。それが今回、北杜になりまして、北杜のCATVとして方外されてしまったということでもあります。しかしながら高根、大泉、小淵沢の一

部の皆さん方については、それなりの、いろいろのきめ細かい情報がいついたわけでありませぬけども、今度、北杜一本になりますと、それ以外のところについては、そういう情報は全然いついておりませんでした。たまたま一本になった段階で、この北杜のCATVが流す公共放送については、NNSの回線をお借りして、お金を出して借りて、時間帯を裂いていただいて、そこへ2時間等の、1日2回とかという放送をさせていただいたと。今まで、CATVがつながっていたところは、それまでのチャンネルがずっとありますので、1日見ていることができると。また白州、武川等においては、葦崎電設でも1チャンネル空けてくれて、1日中流していただいていると、こんなような状況で、まちまちであります。

今、坂本議員さんがおっしゃられたとおり、まだ体制がすっきり、皆さん方に同じ方法、同じように流せば一番いいわけでありますから、それには莫大なお金も、費用もかかって、整備するにはかかります。できるだけ、市のお金を大事に、かからないように、使わないようにしながら、最大限の有効な、効果が表われるように、これからいろいろな方面で、また考えていきたいと思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

NHKの甲府放送局が、アナログからデジタル化にチェンジしたときに、私も招待を受けました。そのときの率直な印象でありますけども、テレビも見るテレビから使用する、利用するテレビへの切り替えのような感じが率直にしました。したがって、今、坂本議員の北杜CATVにしても、旧高根町の時代では農産物の市況もやっけて、今はうんぬんという議論もありますけども、とりあえずワン、ツーという表現でいうならば、ワンの段階で北杜CATVは指定管理者にして、そしてNNS、葦崎電設等々の問題もありますが、必ずや統一の時代、そしてまた、北杜市としても見るテレビから利用するテレビのような切り替えの時期が見えているというふうに思っていますので、逐次対応していきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

関連質問を許します。

風間利子君。

○8番議員（風間利子君）

今回の交通編成計画について、一言、お聞きしたいと思っております。

今まで利用されていたところが、ほとんど利用できなくなったというところがあります。例をとりますと、武川の巡回バスが当初、武川の湯への送迎で利用していたんですが、今回の編成で午後の3便が1便となりました。それで1便も時間帯がずいぶん早くて、この時間帯では、ほとんど利用できないのではないかと思います。

先ほど、市長の答弁で運行開始までには、地域の要望を聞いてという答弁がありましたので、ぜひ、もし2便ぐらいにさせていただいたらありがたいんですが、1便の場合は、その利用者の声を聞きながら、利用者のニーズに合った時間帯に決めていただきたいと思っておりますので、一応、要望としてお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

要望ですので、答弁は入りませぬね。

(はい。の声)

以上で、質問を打ち切ります。

これで28番議員、坂本治年君の一般質問を終わります。

次に政経会、3番議員、小澤宜夫君。

小澤宜夫君。

○3番議員(小澤宜夫君)

今日は、連帯感のある和の杜づくりをテーマに、市政の情報公開について伺います。

市の広報ほくと6月号に、平成18年度情報公開制度の実施状況が掲載してありました。18年度中に延べ53名、実質17名、87件の公文書について、開示請求があったようでございます。このような状況は合併して、5万人の市になったことにより、旧の町村のときに比べて、変わってきたものというふうに思われます。

本庁の玄関ロビーに市政情報コーナーを設置し、情報公開の推進を図る。市民が手軽に自由に、関係書類を閲覧でき、何回も読み直すことにより、理解も深まる。そんな閲覧をできるコーナー、情報があれば、情報の共有がよりスムーズにできる。そうして、そのことにより、幅広い市民意見の集約が可能となり、市政のスムーズな運営もできると思います。さらに市民からの提言、いわゆるパブリックコメントの条件も整うと思います。本庁の玄関ロビーに市政情報コーナーを設置し、積極的に市民に情報提供をすることができるか、伺います。よろしく願います。

○議長(小澤寛君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

3番、小澤宜夫議員の市政の情報公開について、お答えいたします。

本庁の玄関ロビーへの市政情報コーナーの設置についてであります。本庁の玄関ロビーに交流都市コーナーと広報誌、観光パンフレットやイベントのチラシなどを置いており、情報提供を行っておりますが、スペースが狭いため、十分な情報提供ができない現状にあります。また、情報公開の対象となる書類などは、各所属ごとに保管しており、情報公開条例等に基づき、室内のカウンター等において、閲覧、または情報提供をしております。連帯感のある和の杜づくりのために、市政要覧や市政報告会、資料等の刊行物や冊子を置く、市政情報コーナーの設置は必要と考えております。玄関ロビーにスペースを確保して、応えていきたいと思っております。併せて、各総合支所や図書館等の公共施設へ、市で発行する刊行物等を自由に閲覧できるコーナーを設置するよう、検討してまいりたいと思っております。

いずれにしても、市民等しく北杜市を知ることが愛することにつながるといいますし、愛することによって、またさらに北杜市を知りたくなると、そんな相乗効果を期待し、併せて市外のお客さん等々も、そんな思いで北杜市を知っていただければいいということで、ご指摘に答えていきたいと思っております。

以上です。

○議長(小澤寛君)

答弁が終わりました。

小澤宜夫君。

○3 番議員（小澤宜夫君）

ただいま、大変積極的な答弁をいただきました。もちろん、この2年間、一生懸命、総務のほうでも広報を通じて、情報公開はしているわけですが、時として、いつでもどこでも、例えば、第1号から2年間分の議会だよりなり、広報誌、そういうものが手軽に目にすることができると、そのことが、先ほど市長がおっしゃったように、北杜市を知り、新たな北杜市の歴史を自分たちの心に留めながら、明日へ向かっていくということになると思います。ぜひとも早い時期に、なんとかスペースを見つけて、公開できる情報から、閲覧できるようにさせていただきたいというふうに強くお願いをしまして、答弁は結構でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁は結構ということでございます。

関連質問はありませんか。

浅川哲男君。

○4 1 番議員（浅川哲男君）

最後の関連質問ですが、今の市長の答弁で、非常に前向きな答弁をいただきました。そこで、本年の3月議会において、小尾議員がやっぱり情報公開の質問をしました、執行部に対して。そこで、前の総務課長は先進地とかなんとか、事例等も調べて、なんとか早くしたいという答弁を受けたわけですが、3月の議会ですから、執行部においても人事の異動等、いろいろ職員は大変で、そこまで調べてあるかどうか知りませんが、自分たち政経会の研修に行った様子ですが、情報公開の研修ではなくて、バイオマスで行ったんですが、上越市の話をする。先進地。そこをたぶん、総務課長も調べてあれば、言ってもしょうがないけども、そこでは玄関のロビーのほかに、市政の情報コーナーの室がございます。そこに議会の議事録からはじまって、いろいろ各委員会の議事録、そして今度の今年の6月から、日本中の県でもそうですが、政務調査費がいろいろ問題になっておりますね。政務調査費も、6月から全部、領収書を添付したものを、全部、そこへ公開します。そして、あと議長の交際費、そして市長の交際費、一切をあからさまにして、市民にご自由に見ていただくようになっております。そのために行ったのではないから、自分、電話でいろいろ聞いたわけですが、情報公開の条例には、なんだかんだ開示の手続きをして、許可をとって、なんだかんだあるけども、それは抜きにして、ご自由に見てくださいと。そしてコピー機もあって、コピーもご自由にしてくださいというシステムでやっているようです。かなり進んだ先進地だと、自分は思っておりますから、そこもひとつの参考。そのほかにもいろいろあると思いますから、市の内容は、市民にできるだけオープンにしていってほしいのではないかなと、こんなように思います。そして、市の情報公開の目的は市長がいろいろ言ったとおりで、市民に知らせるあれがありますから、今後はぜひ、それを進めていただきたい。

そして、ここで、最後で申し訳ないですが、市は市民に対しての情報公開も必要ですが、執行部が議会に対しても早く情報公開をしないと、何かあったのをずっと延ばすと、いろいろ問題が起きる。だから、執行部は何かあったならば、議会へまず、こういう、今はこうだということをお知らせすれば、後日、いろいろ問題が、ごたごたしなくて、自分は済むような気がします。

議会も市民も、市を悪くしたい、突ついて反対したいとか、そういう気持ちは毛頭ございません。だから早め早めに、執行部は議会にこういう問題が今あるよとか、それも情報の公開だ

と思いますよ。議会に対して。そして、そういうことをぜひ、これからしていただきたいし、もう1つは一般質問、代表質問等で2年半経ちますが、かなり同じ項目の質問が結構ございます。そこで前向きに検討しますとか・・・時間がなければ終わりますけども・・・そこで検討しますとかなんかというのは、検討した結果はなるべく早めに議会にあげないと、しょっちゅう同じ項目の質問が出ますよ。こういう質問が出て検討するとあったけど、現在はこういう検討しているということを、ぜひ早くしていただきたいなと、こんなように思います。これは要望です。

○議長（小澤寛君）

情報公開の関連質問でお願いしたいと思います。

答弁を求めます・・・答弁はいいですか・・・要望ですか・・・答弁はよろしいようございます。

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、小澤宜夫君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月27日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日はこれをもって、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時22分

平成 1 9 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 7 日

1. 議事日程

平成19年第2回北杜市議会定例会（4日目）

平成19年6月27日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第1 報告第1号 平成18年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
日程第2 報告第2号 平成18年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第3 報告第3号 平成18年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
日程第4 報告第4号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第5 報告第5号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第6 報告第6号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第7 報告第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件
日程第8 報告第8号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第9 報告第9号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件
日程第10 承認第1号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第11 承認第2号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第12 議案第70号 平成19年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第71号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第72号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第74号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例について
（常任委員会審査報告）
日程第16 承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
日程第17 承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

- 日程第 18 承認第 5 号 須玉町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第 19 議案第 73 号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 75 号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 76 号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 77 号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 78 号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 同意第 1 号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について、議会の同意を求める件
- 日程第 25 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 26 議会改革等調査特別委員会の設置について
- 日程第 27 議会改革等調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 1 選挙第 4 号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 2 議員派遣の件
- 追加日程第 3 継続審査の件

2.出席議員（41人）

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤宜夫	4番	篠原眞清
5番	五味良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間利子
9番	坂本重夫	10番	植松一雄
11番	坂本 静	12番	小林忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	坂本伴和	企画部長	福井俊克
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	柴井英記
産業観光部長	植松忠	建設部長	相吉正一
教育長	小清水淳三	教育次長	小沢孝文
監査委員事務局長	藤原宝	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	小池光和	小淵沢総合支所長	進藤幸夫
白州総合支所長	原哲也	武川総合支所長	三枝基治
総務部参事	中澤卓夫	総務課長	赤岡繁夫
財政課長	平井敏夫	政策秘書課長	細川清美

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

再開 午前10時00分

○議長（小澤寛君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は41名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をすることに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第1 報告第1号 平成18年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件

日程第2 報告第2号 平成18年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第3 報告第3号 平成18年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第4 報告第4号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第5 報告第5号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第6 報告第6号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第7 報告第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第8 報告第8号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第9 報告第9号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件

以上の9件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なし）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第9号までの9件を一括議題といたします。

報告第1号から報告第9号までの内容説明を順次、担当部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは報告第1号 平成18年度北杜市一般会計継続費繰越計算書の報告を申し上げます。

説明を申し上げますが、この件につきましては、事業名といたしまして、小淵沢中学校の改築工事でございます。18年度の継続費から、支出済額を除きました残額6,020万3,150円がございまして、翌年度に逓次繰越額として、6,020万2,500円を繰り越すものでございます。

次に報告第2号でございます。平成18年度の北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

この内容につきましては、お手元の資料の15事業でございます。15事業、合計19億3,655万7千円の予算額に対しまして、翌年度繰越額が7億5,519万5千円でございます。左の財源内訳につきましてはご覧のとおりでございますが、この額を翌年度に繰り越した内容でございます。

続きまして、報告第3号でございます。平成18年度北杜市一般会計事故繰越計算書の報告でございます。

この関係につきましては、6款農林水業費、1項の農業費の事業名として、山梨県農業経営構造対策事業費補助金関係事業でございます。この関係につきましては、育苗センターの工事の関係でございますが、翌年度繰越額2,975万5千円を翌年度に繰り越したというものでございます。

以上、3案件につきましてのご説明を申し上げます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

報告第4号でございます。平成18年度北杜市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、1款1項総務管理費に計上しました国民健康保険システム改修開発事業費でございますが、956万円を計上しました。翌年度へ同額を繰り越しましたので、規定によりご報告をいたします。

以上です。

○議長（小澤寛君）

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

報告第5号について、ご説明いたします。

平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

2款1項の須玉町簡易水道統合整備事業につきましては、翌年度への繰越額が1億9,560万円でございます。

次に2款1項大泉簡易水道基幹改良事業でございますが、1,927万8千円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に2款1項生活基盤近代化事業白州町駒城地区でございますが、翌年度繰越額が5,504万円でございます。合計2億6,991万8千円を繰り越すものでございます。

次に報告第6号でございます。

平成18年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

2款1項公共下水道事業でございます。翌年度への繰越額が1億2,220万2千円でございます。

次に2款1項汚水処理施設交付金でございます。4億5,362万5千円でございます。合計5億7,582万7千円を繰り越すものでございます。

次に報告第7号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計事故繰越繰越計算書報告の件でございます。

2款1項汚水処理施設交付金事業でございます。翌年度への繰越額が585万6千円ござ

います。

次に報告第8号でございます。平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

2款1項農業集落排水資源循環統合補助事業でございます。翌年度への繰越額が3,461万4,750円でございます。

次に報告第9号でございます。平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計事故繰越繰越計算書報告の件でございます。

2款1項農業集落排水整備事業（むらづくり交付金事業）でございます。翌年度への繰越額538万5,250円でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

先ほどの、報告第4号のところをおめぐりいただきしたいと思います。

申し訳ございませんでした。翌年度へ繰り越すべき金額のところを、915万6千円のところを956万円と申し上げてしまいました。915万6千円でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

以上で、報告第1号から報告第9号まで、9件の報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

日程第10 承認第1号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、承認第1号のご説明を申し上げます。

めくっていただきまして、1ページをご覧いただきしたいと思います。

この専決につきましては、19年の3月30日に専決をさせていただいたものでございます。平成18年度北杜市一般会計補正予算（第10号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,513万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302億4,706万2千円とする内容でございます。

めくっていただきまして、2ページ、3ページで、歳入のご説明を申し上げます。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、歳入でございます。

1款市税でございます。1項市民税1億3,900万円の追加補正でございます。

2項の固定資産税につきましては、1億2,900万円の追加補正。

それから3項軽自動車税につきましては、300万円。

それから4項市タバコ税につきましては、800万円。

6項の入湯税につきましては、1,300万円の追加補正をさせていただき、補正の総額を

2億9,200万円で、全体総額が69億1,722万3千円とする内容であります。

次に地方譲与税でございます。1項の所得譲与税につきまして、2,854万9千円。

2項の自動車譲与税ですが、2,322万6千円。

それから3項の地方道路譲与税につきましては、336万3千円。合わせまして、5,513万8千円を追加させていただき、7億2,216万8千円とする内容でございます。

続きまして、3款の利子割交付金でございます。これにつきましては、222万9千円を減額補正させていただきました。合わせまして、1,977万1千円とする内容でございます。

続きまして、4款の配当割交付金でございます。これにつきましては、1,336万5千円の追加。合わせて1,586万5千円とする内容であります。

5款の株式等譲渡所得割交付金であります。この関係につきましては、1,137万3千円を追加補正し、1,457万3千円とする内容であります。

続いて、6款の地方消費税交付金であります。3,126万2千円を追加補正し、4億7,626万2千円とする内容であります。

続きまして、7款のゴルフ場利用税交付金であります。341万2千円の減額補正をし、8,758万8千円の総額でございます。

8款でございますが、自動車取得税交付金であります。3,133万3千円の追加補正をさせていただいております。合わせて、2億533万円の合計額になります。

続いて、10款の地方交付税でございますが、3億1,584万4千円。合わせまして、112億9,073万6千円であります。この関係につきましては、特別交付税等であります。

続きまして、16款の財産収入でございます。財産運用収入として、452万1千円の追加補正をさせていただき、合わせて5,954万3千円とする内容であります。

18款であります。繰入金であります。この関係につきましては、1億5千万円を減額補正する内容であります。減債基金からの繰り入れを予定しておりましたけども、残額が出たということの中で、これを、繰入金を回避したものであります。合わせて13億5,286万円とする内容であります。

続いて、20款の諸収入でございますが、553万4千円の追加補正でありまして、合わせて3億4,085万7千円とする内容であります。基金等の預金利子の関係であります。

続いて市債であります。21款の市債であります。1億1,041万2千円の追加補正をさせていただきました。この関係につきましては、借換債ということの中で処理をさせていただいたので、追加補正となっております。合わせて29億6,421万2千円とする内容でありまして、歳入の補正額総額が7億1,513万8千円。歳入総額が2億4,706万2千円とするものでございます。

続きまして、まくっていただきます。

歳出であります。4ページでございます。

先ほど申し上げましたが、今回、12款の1項公債費を借換債ということの中で、公債費をみております。これが、先ほど言いましたように、1億1,041万2千円でございます。総額を56億3,725万円とする内容であります。

13款の支出金であります。この関係につきましては、6億472万6千円を追加補正させていただきました。これは、財政調整基金への積み立てを予定しております。端数につきましては、基金の利息等の積み立てになります。合わせまして、7億1,513万8千円を追加補

正させていただき、総額を302億4,706万2千円とする内容であります。

第2表であります。5ページであります。繰越明許費の補正をさせていただいております。

8款2項の事業名といたしまして、道整備交付金事業であります。この関係につきましては、用地交渉の遅れ等から補正前6,100万円を、補正後として6,890万円ということで繰越明許費の補正をさせていただきました。

それから、まちづくり交付金、8款の5項であります。補正前が1億346万5千円を1億1,650万円とする内容でございます。これにつきましては、小淵沢の駅舎の移転関係の事業費の繰り越しでございます。

第3表の地方債補正であります。先ほど申し上げましたけども、借換債を借りたということで、1億1,041万2千円でございます。これは旧小淵沢町時代にスパティオの事業で借りていた起債につきまして、今回、借り換えをしたということであります。10年を迎えて、これを15年に延ばしながら、率としては2.63%を1.7%の起債に借りかえると、こういう内容でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、簡単でありますけども、平成18年度の一般会計補正予算(第10号)の専決事項につきまして、ご説明申し上げました。

○議長(小澤寛君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、承認第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(小澤寛君)

日程第11 承認第2号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

企画部長。

○企画部長(福井俊克君)

それでは、承認第2号のご説明を申し上げます。

北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算書（第4号）でございます。

1ページをお開きください。

これにつきましても、3月30日で専決をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,125万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,480万円とする内容でございます。

まくっていただきまして、2ページ、3ページをお開きください。

歳入につきましては、市債でございます。これにつきましては、3,125万円の補正をお願いしたわけでありまして、これにつきましても、内容は旧小淵沢町時代にケーブルテレビの事業で、起債を起こしていた部分でございますが、これが10年目となったということの中で、15年の返済期間であります借換債として、借り換えをしたものでございます。これについても、やはり2.63%のものを1.7%に借り換えをしたという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。合わせまして、2億9,480万円とするものでございます。

歳出につきましては、これは公債費ということでございます。3,125万円ということでございます。歳出の合計につきましても、2億9,480万円とする内容であります。

めくっていただきまして、4ページであります。これにつきましては地方債ということの中で、借換債3,125万円にさせていただきました。証書借入れということで、5.0%以内となっておりますが、1.7%で借りたという内容であります。

以上、簡単でありますけれども、説明に代えさせていただきます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、承認第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第12 議案第70号 平成19年度北杜市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは議案第70号 平成19年度北杜市一般会計補正予算書（第1号）の説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,962万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276億7,878万円とする内容でございます。

めくっていただきまして、2ページ、3ページをお開きください。

歳入の関係につきまして、ご説明を申し上げます。

10款交付税、1項の交付税でございますが、3,325万6千円を追加補正させていただきます。普通交付税でございます。交付税合わせまして、総額を98億3,325万6千円とするものでございます。

続きまして、12款分担金及び負担金であります。2の負担金を1,238万7千円、追加補正をさせていただいたということでもあります。これにつきましては、保育所運営費の負担金の償還分、それからあと労働費の負担金であります。539万1千円と、先ほどの保育所の運営費の負担金699万6千円が入っております。合わせまして、総額を5億6,270万8千円とする内容であります。

続きまして、14款国庫支出金であります。2項の国庫補助金32万6千円を追加補正させていただいたという内容であります。これにつきましては、子どもの映画鑑賞普及事業の補助金でございます。国庫支出金合わせまして、総額を20億6,968万2千円とする内容であります。

続きまして15款の県支出金、2項の県補助金であります。30万円の追加補正。地域づくりアドバイザー事業の関係の補助金であります。それから続いて県委託金であります。85万5千円。これはわくわくイングリッシュ事業、これは小学校サポート事業の委託費の収入であります。合わせまして、115万5千円を追加補正させていただき、総額を15億3,173万9千円とする内容であります。

続きまして、20款の諸収入であります。5項の雑入といたしまして、250万円の追加補正であります。これにつきましては、コミュニティー助成事業であります。その収入として、雑入として受けております。合わせまして、諸収入については1億6,308万6千円とする内容であります。

歳入合計で、補正額を合わせまして4,962万4千円を追加補正し、276億7,878万円とする内容であります。

続いて、支出であります。

1款議会費、1項の議会費であります。議員報酬関係で688万8千円を追加補正し、総額を2億6,421万3千円とする内容であります。

続いて、2款の総務費であります。総務管理費であります。1,243万4千円を追加補正させていただきました。合わせて29億4,965万3千円とする内容であります。これにつきましては、後期高齢者医療の事業として、コンピューターのシステム管理費でございます。

続きまして、3款の民生費であります。1項の社会福祉費498万8千円を追加補正。これは後期高齢者医療事業費でございます。それと2項の児童福祉費であります。331万6千円ですが、これにつきましては、保育料の還付金でございます。合わせまして830万4千円を追加補正し、47億3,845万4千円と、総額をする内容であります。

続きまして4款の衛生費ですが、1項の保健衛生費であります。397万4千円の追加補正であります。少子化対策の妊婦検診の事業費であります。これにつきましては、総額を28億1,653万5千円とする内容であります。

続いて、5款の労働費であります。1項の労働諸費ですが、539万1千円の追加補正であります。内容につきましては、シルバー人材センターの負担金等となっております。総額を合わせて、2,104万2千円とする内容であります。

続きまして、6款の農林水産業費、1項の農業費であります。909万7千円の追加補正。これは農地集排特別会計への繰出金であります。水産業費合わせまして、23億6,233万8千円とする内容であります。

続いて、10款の教育費であります。2項の小学校費ですが、320万8千円の追加補正であります。これは明野小の手すりの設置工事関係であります。それから4項の社会教育費ですが、32万8千円。これは子どもの映画鑑賞の普及事業であります。合わせて、353万6千円を追加補正し、総額を37億9,308万7千円とする内容でありました。

先ほど、私のほうで、議会費の議員報酬という説明を申し上げましたが、大変、申し訳ございません。議員共済費の追加でございます。ご訂正をお願いしたいと思います。

歳出総額合わせまして、4,962万4千円。総額を276億7,878万円とするものでございます。

以上、簡単でありますけども、ご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどをご議決お願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

私、後期高齢者の医療費の創設について、ずっと反対をしてきました。2006年6月14日に成立した医療制度改革法案で、医療費の大幅な削減、8兆円といわれる削減がありました。その中の1つの柱が、後期高齢者医療制度です。対象者は全国で1,300万人、全人口の10.1%。山梨県では9万4,600人、全人口の10.6%。わが北杜市では7,189人、北杜市の人口の14.1%。この人たちに保険料の徴収がかかるわけですが、特別徴収、月に1万5千円以上の年金がある人は、保険料を天引きすると。これが大体8割ぐらい、年金から天引きされると。年金が1万5千円未満の人とか、無年金の人たちは直接、市に納めると。

保険料滞納で保険証を取り上げ、資格証明書が発行され、無年金、低年金者、低所得者は医療機関に受診できなくなる。このような後期高齢者医療制度は、高齢者にとって過酷な負担を強いて、しかも低所得者から医療を取り上げる、この制度そのものに、私はずっと反対してきましたし、この準備費用についての支出も反対をいたします。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長（小澤寛君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第70号に対する採決を行います。

この採決は起立によって、行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第70号 平成19年度北杜市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第13 議案第71号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

議案第71号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成19年度北杜市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,203万2千円とするものでございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療システムの構築に伴うところのシステムの導入にかかる経費でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

9款の繰越金、1項繰越金に498万8千円の増額補正でございまして、合計金額を1億1,864万5千円とするものでございます。

3ページの歳出でございます。

1款の総務費、1項の総務管理費に498万8千円の増額をしまして、総務費の合計を7,794万円とするものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第71号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第71号 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（小澤寛君）

日程第14 議案第72号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（柴井英記君）

議案第72号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,391万4千円とするものでございます。今回の補正につきましては明野町、武川町の農業集落排水施設への未接続の世帯より、徴収した使用料の返還するための経費でございます。

2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

最初に歳入でございます。

2款1項使用料でございます。減額の242万4千円でございます。使用料の総額を1億1,244万6千円とするものでございます。

次に6款1項繰入金でございますが、補正額909万7千円でございます。繰入金の総額を5億3,256万8千円とするものでございます。

次に3ページ、歳出でございますが、1款1項総務管理費でございます。補正額667万3千円でございます。総務費の総額を1億8,215万4千円とするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第72号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第72号 平成19年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（小澤寛君）

日程第15 議案第74号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、議案第74号でございます。説明を申し上げます。

北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましましては、平成20年の4月1日から指定管理制度に移行することを予定しております。この移行に伴いまして、指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲等を定めるため、北杜市のケーブルテレビ情報連絡施設条例を改正するものであります。

改正する条例につきましまして、主なものをご説明申し上げます。

これは、ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を次のように改正するということで、19条を20条とし、18条を19条とするということで、この改正文につきましましては、下のほうから順次詰めております。したがいまして、見づらいたと思います。前半においては市長を指定管理者に改めたり、あるいは「テレビ施設加入負担金」を「加入負担金」に改め、または「テレビ施設使用料」を「利用料」に改めると、こんなような字句の改正を謳っております。

まくっていただきまして、大きなものは第5条であります。2ページ目でございます。指定管理者が行う業務の範囲でございます。この関係につきましまして、入ったということですが、この業務の範囲については、1としてケーブルテレビの加入申し込みに関する。それから加入負担金および利用料金の徴収に関する。それから3として、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務ということになります。

それから第3条関係、これが管理ということで、ここに指定管理者が入りました。ケーブルテレビの管理は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2、第3項の規定によって法人、その他の団体であって市長が指定する者（以下、指定管理者という）に行わせるものとするということであり、この条例が入りました。

それと、あと別表第2表関係であります、これは加入のときの負担金であります。これについては、従来、高根、大泉、小淵沢の一部が、それぞれ金額がまちまちでありました。小淵沢を除く区域においては、市内に住民登録をしているものについては3万円とか、あるいは市内に住民登録をしているものが所有して営業する事業所についても3万円と。それから、それ以外の方は5万円。また、小淵沢町の区域の方は6万3千円ということでありましたけども、今回、統一をさせていただいたということで、すべてが6万3千円にさせていただいた内容であります。

次に別表第3であります、これが利用料金であります。これにつきましては、料金の統一化を図ったということであり、月3,150円というのが、基本的にはケーブルテレビの月額であります。

なお、指定管理におきましては、20年度から3年間は、金額を4月以前の小淵沢町の料金と同じ額に定めてあります。予定しております。2,600何がしでありました。それから2011年の4月からは3,150円にするという、一応、段階的に上げていきたいと、このように思っております。3,150円以内の中で、段階的に、それを指定管理においては進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、利用料金につきましては、ここに掲げたとおり、下のほうにもインターネットの施設等は従前のとおりでございます。

以上、簡単でありますけども、ケーブルテレビの情報連絡施設条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありますか。

野中真理子議員。

○1番議員（野中真理子君）

指定管理者が行う業務の範囲について、お聞きしたいことがあるので、お願いいたします。

ケーブルテレビの加入申し込みや利用料金の徴収に関することというのは、ここで明記されておりますし、私たちに配られている資料にはないのですが、別表第1によって、非常災害の伝達とか広報に関する情報の伝達については、ここではっきりと明記されているんですが、例えば、今後、チャンネルとかが確保されたときに、可能になるであろう市民向けの番組、例えば市民の方たちが撮ったビデオを、ビデオレターみたいな形で流すような番組をつくることも可能になって、放送することも可能になると思いますし、また技術的には行政との双方向のやりとりとか、水道の自動検針なども可能になるのではないかと思いますけども、そういうことがどのように取り扱われるかが、はっきり、こちらでは見られない。第3項の市長が必要と認める業務の中にすべて入ると言えば入るんですけども、しっかり、そういうことを明記、将来的なことを考えて明記して、やはり、その主導が必ずとれるような形をとったほうがよいので

はないかというか、そういうことがどのように取り扱われるのかを伺いたいんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

先ほど、申し上げましたけども、指定管理者が行う業務の範囲であります。これにつきましては、1号から3号までということで、ほとんどが市長が必要と認める業務の範囲内に入るわけでありまして、これにつきましては、現在、これから指定管理者の募集の要項等もつくってありますが、この欄の中で細かい内容等が入っております。10項目ほどの状況の中で、10項目以上ですね、取り上げてありますが、現在のケーブルテレビの施設等の運営に関するものについては、ほとんどが指定管理されます。しかしながら、今、考えているのは独自放送の部分につきましては、また別扱いとして、市が独自に考えております。今の段階では考えています。

独自放送については、やはり情報の連絡等、いろいろのきめ細かな情報等を市民に知らせるためには、やはり独自放送の事業については、別途考えながら、いい方向に考えている状況でありますので、ご理解をいただきたいと思ひますし、また将来にわたる、いろいろな細かい、水道料金とか、あるいはお互いの双方向とか、そういうものの取り扱いにつきましては、これは別途考えていきたいなと思っております。

いずれにしても、指定管理者が決まった段階で、細かい業務については打ち合わせをしていきたいなと思っておりますし、また、それらについては料金等の体系も変わってくるかと思ひますし、そんな状況の中で進めていきたいなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思ひます。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

野中議員。

○1番議員（野中真理子君）

今のご答弁の中で、指定管理者との契約が5年とか、10年とかの長いものになると思うんですけども、そういった中で、その技術的なものができることが、途中出てくるような場合に、そういうことに備えて契約をしておかないと、問題が起こるのではないかと思うんですけども、そのへんはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

期間的には長い期間になろうかと、一応、10年間を予定しております。したがって、その間においては、いろいろな情報の関係のものについては、新しいものが、技術的なものが出てくるということは考えられますが、その中で最終的には、その必要とする事業が出た場合については、お互いに市長が認める事業ということの中で協議するというようになっておりますので、そういう範囲の中で、今後、検討していきたいなと思っております。

○議長（小澤寛君）

ほかにございますか。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

今、ちょっと野中議員の関連で質問をいたしますが、これは総務委員会でも、この問題が議論されまして、指定管理者が行う業務の範囲の中で、放送番組の内容について、では、どこが、その業務をするんだということだと思っております、心配しているのは、だから、それは確か、第3項に市長が必要と認めるものという定義がありますが、野中議員が心配されているのは、要は、その放送番組はどこが主体をやるのかということになってしまいますので、そのとき、総務委員会の答弁ですと、まだ指定管理者の選定がされていないので、その時点で指定管理者との契約の中でうんぬんというような話と、今後検討するというようなことだったと思っております。

いずれにしても、こうやって条例が提案されてきたわけですから、これはこれとして、早急に提案された業務内容については、明確に保管できるのか。そのへんの答弁をしっかりとあげることが大事だと思いますが、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（小澤寛君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

いずれにしましても、業務の内容については、事細かに条項が多いですから、ここではちょっと申し上げられませんが、先ほど言いました別表の関係に入っている事業はすべてでありますし、また自主放送につきましては、これは当然、行政がやっている、今からやり続けていきたいということを考えておりますので、これについては、現在のところ、指定管理ということも視野の中に入れてありますけども、今回の指定管理の中からは外してあります。

いずれにしても機材とか、いろいろのことが自主放送の番組をつくる場合については、これからデジタル化になりますと、完全に今、使っている機械も使えなくなるという状況でありますので、改めて、別の一般の民間に委託をすとか、あるいは独自に市がその部分については、きちんと政策をしていくかというようなものについては、今、いろいろ検討してまして、指定管理者の指定と併せまして、これから検討していきたいと思っておりますので、自主放送がなくなるということではありません。責任を持って、企画のほうで事務を取り扱いながら、情報政策のほうで、この自主番組の制作等については、今まで同様、またそれ以上にいいものにしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

市長、これ以上、内容についてうんぬんではありませんが、市長が必要と認める業務の範囲の中で、これもちゃんと責任を持ってやっていくということで、ご答弁をいただけませんか。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

それぞれの議員が心配しているとおりだとも思いますけども、言ってみれば、今までのよう

な独自放送だとか、自主放送だとか、あるいはまた、ことによると、これから市民ビデオもうんぬんというようなご指摘もあったわけでありまして、大変、変化の激しい時代であります。そういう意味からすれば、時代の変化とともに市民への放送サービスも変わってくると思っています。そのへんについては今、企画部長、答弁のとおり、市長が必要と認めるものというふうにご理解しておりますので、そのへんをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

料金の値上げのことで、ちょっとお伺いしたいと思いますが、2011年にデジタル放送になるんですが、20年に指定管理者に移行するということですが、高根町では1,500円で、今、料金でやっているわけですが、20年度に指定管理者になったときにはまだ、デジタル放送にはならないで、アナログ放送をやっているわけでありまして、デジタル放送になって、はじめて値上げにするが正しいと思うわけで、ほかの地区ではデジタル放送でやっているから3,150円と。高根のところでは、20年度では、まだアナログ放送で、デジタル放送は見えないわけで、そのときから、もう値上げするということは、ちょっと腑に落ちないで、2011年から数年かけて上げるということをやったならば納得がいくんですが、そのへんのところを、もう一度。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

議員さんのご質問につきましては、デジタル化にもならないのに、料金が上がるということではありますが、現在のところ、高根、大泉につきましては1,500円、月額徴収させていただいております。しかしながら、デジタル放送は、今回、指定管理者になりますと、20年の4月から指定管理者になるということで、逐次、高根の場合においては、極力、早い期限の中で、線を張り直して、その設備をしていくということになります。それには莫大な金がかかるわけでありまして。

したがって、やはり、料金については、できるだけ早い時点でデジタル化をするように、どんどん進めていくわけでありまして、若干、料金が上がっても、上がった料金で、データがまだ見えないという場面もあるかと思っております。しかしながら、これは今の技術的なものでどういう状況になるか、今、細かい内容はまだ分かりませんが、かなりの指定管理者も投資をしていくということになりますので、やはり料金的なものについては、長期間にわたり、指定管理をしながら、設備を整えていくということになりますので、料金体系については段階的に、この3,150円が基本的な料金であります。今、小淵沢にいただいている料金でありますので、この料金を主体に考えております。

したがって、いっぺんに3,150円にするのではなくて、当面は20年の4月からは2,625円と考えております。これは、デジタル化については、当然、大泉については、すぐにもなるような格好になります。というのは、光ファイバーが入っておる線がいつているわけありますので、大泉地区については、すぐにもデジタルになるということになりますので、た

だ、高根地区においては、若干の期間がかかるということでもあります。それもできるだけ早い時限に、2011年まで待たずに、できるだけ早く、その設備をしながら、順次仕上がったところには、デジタルが送れるという状況になるかと思っておりますので、そんな状況の中で、ご理解をいただきたいなと思っております。段階的に値上げをしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

デジタルも見えなくて、アナログ放送でありながら値上げをして、それを市民の皆さんに納得しろということが、市民の皆さんが、果たしてどうとるかでありまして、指定管理者に移行するというときには、やはり指定管理者は、そのぐらひは覚悟してやるのが、私は当然だと思っております。ただ、高根の町民がデジタルも見えなくて、現状のアナログでありながら、2,650円に上がるということは、私は納得いかないわけで、私ばかりでなくて、市民の皆さんもそれを納得すればいいわけで、それがいかに宣伝をして、皆さんが、それを納得するかということ、ぜひお願ひしたいわけでありまして、私は納得がいきません。2011年から段階的に上げるであったならば、私は納得ができますが、そのへんをもう一度、見解を伺います。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

先ほどからもお話しているわけですが、この1,500円では、当然、運営ができておりません。一般会計から大きいお金がケーブルテレビのほうにもいっているわけでありまして。そういうことを考えますと、やはり今の現状から見ても経営的には大変でありますので、これをやはり、指定管理するについては、事前にやはり指定管理者が線の張り替え等、施設を増設するわけでありまして、段階的にいっぺんでは3,100円いくりにするのは大変だということ。それから、今、言いました全然見られなくてということでもありますので、理解をしにくいではないかということでもあります。この関係につきましても、もう少し、また指定管理者とも検討はします。できるだけ市民の皆さんにご理解いただけるような方向の中で、高根の皆さんにご理解いただけるような状況の中で、ただ、最終的な金額は3,150円ということの中で検討していきますが、指定管理者がその範囲内で、段階的に計算するわけでありまして、その中で皆さん方にご理解いただけるようなことで、もう一度、検討をしてみますので、ご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（小澤寛君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○28番議員（坂本治年君）

分かりました。指定管理者とよく相談しながら、2011年から3,150円に段階的に上げるよう、努力していただきたいと思ひまして、私の・・・。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

2011年から3,150円ということではなくて、あくまでも指定管理になってから、デジタル放送が見られれば3,150円で実際はいいわけですから、ですから、ある程度、段階的に踏むについても、もう一度、できれば、指定管理になった段階で、ある程度、上げていただかないと私は駄目だと思います。それはどういうことかということ、先言いましたように、今現在でも1,500円の状況の中ではなかなか、運営自体が難しいという状況でありますので、やはり、この指定管理を機に、料金の改定をさせていただきたいということです。

しかしながら、その上げ幅につきましては、また指定管理者と十分協議をしていきたいなと思っておりますので、デジタルが見られた順に料金をいただくという方向が出るかも分かりませんし、あるいは段階的にもう少し金額を安くして、段階的に上げていったらどうかという提案も出るかと思っておりますので、このへんは十分指定管理者と協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

古屋富藏君。

○29番議員（古屋富藏君）

今のCATVの料金のことでございますが、市民に分かりやすく説明できるような、説明会をするなりなんなりのことをお願いしたいわけでありましたが、したがいまして、段階的にということではありますが、この段階についても、いつからどうしていくかということをはっきりとした中で、またお示しをしていただければというふうに思うわけであります。

以上です。

○議長（小澤寛君）

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

今、ご指摘のとおりであります。市民の皆さんも、特に高根の皆さんは心配されているということで、昨日もお話があったわけでありますけども、これから細かい内容について、市民の皆さんに説明するには、指定管理が決まった段階でないと、本来ですと、できません。しかしながら、それ以前にこういう状況で、20年の4月から指定管理を考えていますよということについては、今現在、皆さん方にお知らせできる情報については、前もって市民の皆さんにご理解いただくようにケーブルテレビ等を使いながら、説明をしてみたいと思っておりますので、ただ、指定管理が、この8月10日までに一応、募集をし、それから出てきたものをまた、審査をして指定管理を進めるわけでございますので、その場でなければ、本来ですと、議員の皆さん方に議決をいただければ、協定ができないということでもありますので、それからになりますと、ちょっと若干、遅いかなと感じますので、できるだけ早い時点で、議員の皆さんにもご理解をしていただくよう説明を申し上げ、また市民の皆さんにも分かりやすく、安心できるように心配がされないように、情報等も流していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤寛君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろご心配をおかけしておるわけでありますけども、ぜひひとつ、ご理解をしていただ

きたいのは、高根ケーブルテレビと言わず、大泉と小淵沢が一緒になった北杜ケーブルテレビが自主運営できていれば、なぜ上げなければならないんだということは、よく分かると思います。でも一般会計から繰り出しているわけです。特別会計からすれば、繰り入れているわけです。ですから、まず、そのへんをご理解していただきたい。これは将来、下水道料金、上水道料金、その他統一議論をするときには、必ず、こういう同じような議論があると思いますが、自主運営されていないわけです、残念ながら。それが第1点。

そして2011年のデジタル化に備えて、市全域でデジタル化に備えたいというときに、高根が残念ながら見られないと、そういう意味からすれば、行政がやるとすれば、8億円余かかる。それを民でできるのは民でやろうというふうにご理解をさせていただいて、指定管理のもとにやるようになってきたわけです。だから例えば明野、須玉等々、NNSでやっているところは、その他の地域も基本料は北杜市としては、3,150円というのは、基本だということでもありますので、今度は指定管理者で、行政がやると8億円かかるのを、民でお願いしているわけですから、分かりやすく言えば、明野、須玉のNNSの利用市民と同じ3,150円を基本として進んでいくと。料金の統一化を目指していると、こういうことの中でもありますので、ぜひひとつ、ご理解をさせていただきたいと思います。

○議長（小澤寛君）

小林保壽君。

○27番議員（小林保壽君）

高根町関連ということで質問させていただきますと、私どもは議会の内容、それから特別会計がどうであって、繰出金がどうであるということも分かります。ただ、これを高根町市民に知っていただく方策をしっかりとさせていただきたいと、これが要望でございます。私どもは分かります。その説明を町民にさせていただきたいと、これがお願いでございます。

以上です。

○議長（小澤寛君）

お願いですが、先ほどお答えしたとおり、執行部でもそういうことを実行するというので、すから、ひとつ、ご理解をいただきたいと思います。

ほかにございますか。

（なし）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第74号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第74号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、11時25分といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（小澤寛君）

再開いたします。

○議長（小澤寛君）

日程第16 承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてから日程第23 議案第78号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例についてまでの8案件を一括議題といたします。

本件につきましては、常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過、ならびに結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員長、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○総務常任委員長（篠原珍彦君）

平成19年6月27日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会総務常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、6月15日の本会議において付託されました議案審査を、6月19日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしました。その経過、ならびに結果について報告いたします。

付託された案件は、

承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第5号 須玉町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第73号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

以上、3案件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず、承認第3号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

新築家屋等の把握方法は、実態の把握はどのようにしているのか、また課税漏れがないように、組織的に取り組む必要があるのではとの質疑に対し、工事届、建築確認申請、登記済み等で把握する。また、組織的な取り組みについては、いろいろな角度から検討したいとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に承認第5号 須玉町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

暫定施行の期限はとの質疑に対し、平成22年3月31日まで適用との答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に議案第73号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案については質疑はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

このほか、付託外ではありますが、ケーブルテレビのデジタル化および難視聴地域への対応など、活発な意見が交わされたところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

これから、会議規則第41条の規定により、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって、総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○文教厚生常任委員長（秋山俊和君）

平成19年6月27日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 秋山俊和

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、6月15日の本会議において付託されました案件審査を、6月20日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された案件は、

承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第75号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第76号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について

以上、3案件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず承認第4号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

国保税の今後の見込みはとの質疑に対し、平成20年度から後期高齢者医療制度が導入されるため、見込みは難しいが、上がる傾向にあると思われるとの答弁がありました。

また、1世帯当たりの国保税は年額どのくらいかとの質疑に対し、平成17年度は1人当たり6万2千円程度、1世帯当たり12万3千円程度であり、19年度の税率については、仮算定の結果、18年度と同額としたとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に議案第75号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市でのこの協定に伴う、手数料免除の事例はあるかとの質疑に対し、事例はないとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第76号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

指定管理者への移行のスケジュールと応募業者の可能性はとの質疑に対し、企画課が担当するが3月までには業者選定を行う。また、この施設は集合しているの、業者が応募する可能性はあるとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

このほか、付託外で旧須玉町の保育料の誤算定、ならびに明野町および武川町農業集落排水未接続使用料徴収問題を取り上げ、その経過および原因、ならびに今後の対応についての質疑があり、担当部局から経過および対応等についての説明を受けました。

委員から会計実地検査の指摘により、国・県負担金の返還に対する補正予算については、議会で認めた経緯はあるが、なぜ、この時点で保護者の保育料にも関連する問題として、審議の過程で議会に事実が説明されなかったのか。また、返還金が確定するまでに、すでに2年半以上経過している。この問題については、議会としても責任を感じるものである。また、市民に信頼される行政でなければならないことから、当委員会としては、行政業務の全般にわたり再発防止に向けて全庁を挙げて、再発防止体制の構築を要望するものである。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、坂本治年君。

坂本治年君。

○建設経済常任委員長（坂本治年君）

平成19年6月27日

北杜市議会議長 小澤寛様

北杜市議会建設経済常任委員会委員長 坂本治年

北杜市議会建設経済常任委員会委員長報告書

建設経済常任委員会は、6月15日の本会議において付託されました議案審査を、6月21日に議員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された議案は、
議案第 77 号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について
議案第 78 号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について
以上、2 案件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第 77 号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例と議案第 78 号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例についてであります。一括で審査を行いました。

後発の温泉ほど施設等が改善され、利用率が高まるが、計画見込みが甘かったのではとの質疑に対し、昨年の温泉利用者は約 10 万人であり、予想より少なかった。持ち込み禁止、入園料の徴収、地理的問題などがその要因であると思われるとの答弁がありました。

また入口が入りづらい、下から入れないかとの質疑に対し、下からであると幅員が狭い、トイレを移動しなければならない、人員を増員しなければならないなどの問題があるとの答弁がありました。

質疑終結後、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

このほか、付託外ではありますが、幹線道路等の整備、信号・標識の整備および温泉の安全管理など、活発な意見が交わされたところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小澤寛君）

これから、建設経済常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって、建設経済常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長の報告に対する質疑が終了いたしました。

これから承認第 3 号から承認第 5 号、議案第 73 号および議案第 75 号から議案第 78 号、以上の 8 案件を一括して討論を行います。

討論がある場合は、議案番号と議案名を朗読してから討論をお願いします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから承認第 3 号から承認第 5 号、議案第 73 号および議案第 75 号から議案第 78 号、以上の 8 案件を一括して採決を行います。

本案に対する 3 常任委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

承認第 3 号から承認第 5 号、議案第 73 号および議案第 75 号から議案第 78 号、以上の 8 案件につきましては、3 常任委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第 3 号から承認第 5 号、議案第 73 号および議案第 75 号から議案第 78 号、

以上の8案件は3常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第24 同意第1号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について、議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第1号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について、議会の同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

新たに組合議会議員を選任する必要があるため、八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合同規約第6条第1項の規定により、北杜市小淵沢町1136番地、浅川豊三、昭和8年1月5日生まれ。北杜市小淵沢町6883番地の1、名取保允、昭和19年3月22日生まれ。北杜市小淵沢町8877番地、新海一義、昭和14年3月10日生まれ。北杜市小淵沢町10060番地の441、五味昌男、昭和11年3月7日生まれ。以上、4名につきまして、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって日程第24 同意第1号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について、議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諮問第1号の、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たに、その後候補者を推薦する必要があるため、北杜市高根町下黒澤707番地、小野幸男、昭和22年5月30日生まれ。北杜市須玉町藤田1466番地、櫻井義長、昭和9年5月3日生まれ。北杜市長坂町長坂上条2534番地の15、内田安雄、昭和27年10月14日生まれ。北杜市白州町花水1635番地、氏原宏幸、昭和16年1月5日生まれ。以上4名につきまして、人権擁護委員

法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定のほどをお願い申し上げます。

○議長（小澤寛君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり決定することに決しました。

○議長（小澤寛君）

日程第26 議会改革等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お手元に配布いたしました議会改革等調査特別委員会付託事件のとおり、議員定数に関すること、常任委員会の体制および所管に関することを調査するため、15人の委員をもって構成する議会改革等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査および調査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案については、15人の委員をもって構成する議会改革等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査および調査することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

日程第27 議会改革等調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会改革等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名いたします。

議会改革等調査特別委員会委員に篠原眞清君、秋山俊和君、内田俊彦君、篠原珍彦君、小林保壽君、坂本治年君、古屋富藏君、小野喜一郎君、小尾直知君、田中勝海君、浅川富士夫君、坂本保君、茅野光一郎君、渡邊陽一君、風間利子君。以上の15人を選任いたします。

ただいま選任されました議会改革等調査特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされるよう、ここに招集いたします。場所については、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

あらかじめ10分程度の休憩になろうかと思いますが、ご承知いただきたいと思ひます。

それでは、議員協議会室にご参集をお願いいたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 12 時 01 分

○議長（小澤寛君）

引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に、議会改革等調査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

委員長に茅野光一郎君、副委員長に小野喜一郎君がそれぞれ選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（小澤寛君）

追加日程第 1 選挙第 4 号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の多麻地区の議員が平成 19 年 7 月 27 日に任期満了となるため、同保護組合長から議長宛てに選任依頼通知を受けましたので、同保護組合同規約第 6 条の規定に基づき、選挙を行います。

選挙を要する議員数は、2 人でございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に清水文一君、三井善成君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました清水文一君、三井善成君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました清水文一君、三井善成君が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました清水文一君、三井善成君につきましては、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、文書による当選告知をいたします。

○議長（小澤寛君）

追加日程第2 議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、議決しました議員派遣の件について、やむを得ず、変更が生ずる場合は議長に一任をお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、やむを得ず、変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（小澤寛君）

追加日程第3 継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、建設経済常任委員会および議会改革等調査特別委員会の各委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第3 継続審査の件は各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

6月15日から開会されました平成19年第2回定例会も、議員各位のご協力をいただき、本日を最終日として13日間の全日程を無事終了することができました。心から感謝を申し上げます。

市議会議員の定数特例期間も残すところ、1年5カ月余りとなりました。いよいよ市議会の新しい体制などを調査する議会改革等調査特別委員会が、先ほど設置されましたところであります。われわれ41人の市議会議員も、北杜市のさらなる発展のため、議員として精一杯の汗をかいていくことをお互いに誓い合いながら、平成19年第2回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後12時05分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	小 松 正 壽
議 会 書 記	岩 波 信 司